

令和 6 年 旭 市 議 会 第 2 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 （6月6日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開 会	3
人事の紹介	3
表彰伝達並びに記念品の贈呈	4
議長報告事項	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	5
議案上程	5
議案第 1 号 令和 6 年度旭市一般会計補正予算の議決について	
議案第 2 号 旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例の制定について	
議案第 3 号 旭市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正す る条例の制定について	
議案第 4 号 旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	
議案第 5 号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車（I－B型））	
議案第 6 号 旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
議案第 7 号 旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて	
議案第 8 号 専決処分の承認について（令和 6 年度旭市一般会計補正予算）	
議案第 9 号 専決処分の承認について（旭市税条例の一部を改正する条例）	
議案第 10 号 専決処分の承認について（旭市都市計画税条例の一部を改正する条例）	
議案第 11 号 専決処分の承認について（旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	

議案第 1 2 号 専決処分の承認について（旭市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）

報告第 1 号 令和 5 年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 2 号 令和 5 年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について

報告第 3 号 令和 5 年度旭市水道事業会計予算繰越計算書について

報告第 4 号 令和 5 年度旭市農業集落排水事業会計予算繰越計算書について

報告第 5 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

提案理由の説明並びに政務報告..... 6

議案の補足説明及び報告の説明..... 1 4

散 会..... 3 0

第 2 号 （6 月 1 1 日）

議事日程..... 3 1

本日の会議に付した事件..... 3 1

出席議員..... 3 1

欠席議員..... 3 1

説明のため出席した者..... 3 1

事務局職員出席者..... 3 2

開 議..... 3 3

議案質疑..... 3 3

議案第 6 号、議案第 7 号直接審議（先議）..... 6 8

常任委員会議案付託..... 6 9

常任委員会請願付託..... 7 0

散 会..... 7 0

第 3 号 （6 月 1 3 日）

議事日程..... 7 1

本日の会議に付した事件..... 7 1

出席議員..... 7 1

欠席議員..... 7 1

説明のため出席した者	7 1
事務局職員出席者	7 2
開 議	7 3
一般質問	7 3
1 番 常世田 正 樹	7 3
8 番 井 田 孝	9 0
6 番 崎 山 華 英	1 0 0
9 番 島 田 恒	1 2 1
2 番 伊 藤 春 美	1 3 8
7 番 永 井 孝 佳	1 4 7
散 会	1 6 2

第 4 号 (6月14日)

議事日程	1 6 3
本日の会議に付した事件	1 6 3
出席議員	1 6 3
欠席議員	1 6 3
説明のため出席した者	1 6 3
事務局職員出席者	1 6 4
開 議	1 6 5
一般質問	1 6 5
1 2 番 林 晴 道	1 6 5
1 3 番 宮 内 保	1 8 4
2 0 番 松 木 源太郎	1 9 7
1 6 番 伊 藤 房 代	2 1 5
4 番 戸 村 ひとみ	2 3 1
会議時間の延長	2 5 2
5 番 伊 場 哲 也	2 5 3
散 会	2 7 5

第 5 号 (6月25日)

議事日程	277
本日の会議に付した事件	277
出席議員	277
欠席議員	278
説明のため出席した者	278
事務局職員出席者	278
開 議	279
常任委員長報告	279
質疑、討論、採決	282
常任委員長請願報告	284
質疑、討論、採決	285
発議案上程	287
発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について	
発議第2号 国における2025年度教育予算拡充に関する意見書の提出について	
発議第3号 旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	
発議第4号 旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	
提案理由の説明	287
質疑、討論、採決	290
議員派遣の件	291
事務報告	292
閉 会	292

令和6年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

令和6年6月6日（木曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
 - 第 2 人事の紹介
 - 第 3 表彰伝達並びに記念品の贈呈
 - 第 4 議長報告事項
 - 第 5 会議録署名議員の指名
 - 第 6 会期の決定
 - 第 7 議案上程
 - 第 8 提案理由の説明並びに政務報告
 - 第 9 議案の補足説明及び報告の説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
 - 日程第 2 人事の紹介
 - 日程第 3 表彰伝達並びに記念品の贈呈
 - 日程第 4 議長報告事項
 - 日程第 5 会議録署名議員の指名
 - 日程第 6 会期の決定
 - 日程第 7 議案上程
 - 日程第 8 提案理由の説明並びに政務報告
 - 日程第 9 議案の補足説明及び報告の説明
-

出席議員（20名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 常世田 正 樹 | 2 番 | 伊 藤 春 美 |
| 3 番 | 菅 谷 道 晴 | 4 番 | 戸 村 ひとみ |
| 5 番 | 伊 場 哲 也 | 6 番 | 崎 山 華 英 |

7 番 永 井 孝 佳
 9 番 島 田 恒
 11 番 遠 藤 保 明
 13 番 宮 内 保
 15 番 宮 澤 芳 雄
 17 番 向 後 悦 世
 19 番 木 内 欽 市

8 番 井 田 孝
 10 番 片 桐 文 夫
 12 番 林 晴 道
 14 番 飯 嶋 正 利
 16 番 伊 藤 房 代
 18 番 景 山 岩三郎
 20 番 松 木 源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長 米 本 弥一郎
 教 育 長 向 後 依 明
 行 政 改 革 推 進 課 長 椎 名 実
 企画政策課長 柴 栄 男
 税 務 課 長 榎 澤 茂
 環 境 課 長 高 根 浩 司
 健 康 づ くり 課 長 飯 島 正 寛
 子 育 て 支 援 課 長 八 馬 祥 子
 商工観光課長 大八木 利 武
 建 設 課 長 齊 藤 孝 一
 会 計 管 理 者 小 澤 隆
 上下水道課長 多 田 一 徳
 生涯学習課長 江波戸 政 和
 監 査 委 員 会 長 杉 本 芳 正

副 市 長 飯 島 茂
 秘書広報課長 寺 嶋 和 志
 総 務 課 長 山 崎 剛 成
 財 政 課 長 池 田 勝 紀
 市民生活課長 齋 藤 邦 博
 保険年金課長 高 野 久
 社会福祉課長 向 後 利 胤
 高 齢 者 福 祉 課 長 椎 名 隆
 農 水 産 課 長 伊 藤 弘 行
 都市整備課長 飯 島 和 則
 消 防 長 常世田 昌 也
 教育総務課長 向 後 稔
 スポーツ振興課長 金 杉 高 春
 農業委員会 戸 葉 正 和

事務局職員出席者

事 務 局 長 穴 澤 昭 和

事 務 局 次 長 黒 柳 雅 弘

開会 午前10時 0分

○議長（飯嶋正利） おはようございます。

ここで会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行います。

また、クールビズ期間中でもありますので、議場内では上着を脱ぐなどして調整していただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（飯嶋正利） ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより令和6年旭市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 人事の紹介

○議長（飯嶋正利） 日程第2、人事の紹介。

4月1日付の異動による人事の紹介をいたします。

山崎剛成総務課長。

池田勝紀財政課長。

榎澤茂税務課長。

寺嶋和志秘書広報課長。

椎名実行政改革推進課長。

常世田昌也消防長。

齋藤邦博市民生活課長。

八馬祥子子育て支援課長。

伊藤弘行農水産課長。

江波戸政和生涯学習課長。

なお、その他の異動並びに昇格につきましては、令和6年度人事異動一覧によりご了承願います。

◎日程第3 表彰伝達並びに記念品の贈呈

○議長（飯嶋正利） 日程第3、表彰伝達並びに記念品の贈呈。

これより、表彰伝達並びに記念品の贈呈を行います。

全国市議会議長会の定期総会におきまして、市議会議員として20年以上在職し、市政の振興に努められた功績により表彰の栄に浴されました向後悦世議員と、10年以上在職し、市政の振興に努められた功績により表彰の栄に浴されました宮内保議員に、表彰状の伝達と記念品の贈呈を行います。

向後悦世議員と宮内保議員、前のほうへお進みください。

（議長より表彰状伝達並びに記念品贈呈、拍手）

◎日程第4 議長報告事項

○議長（飯嶋正利） 日程第4、議長報告事項。

配付した議長報告事項により、ご了承いただきたいと思います。

◎日程第5 会議録署名議員の指名

○議長（飯嶋正利） 日程第5、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

7番、永井孝佳議員、8番、井田孝議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第 6 会期の決定

○議長（飯嶋正利） 日程第 6、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から 6 月 25 日までの 20 日間といたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から 6 月 25 日までの 20 日間と決しました。

なお、配付した日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 市長より送付を受けております議案は、議案第 1 号から議案第 12 号までの 12 議案と報告第 1 号から報告第 5 号までの報告 5 件であります。配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） 配付漏れなしと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第 7 議案上程

○議長（飯嶋正利） 日程第 7、議案上程。

議案第 1 号から議案第 12 号までの 12 議案と報告第 1 号から報告第 5 号までの報告 5 件を一括上程いたします。

議案第 1 号 令和 6 年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第 2 号 旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3 号 旭市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正す

る条例の制定について

議案第 4 号 旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第 5 号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車（Ⅰ－Ⅱ型））

議案第 6 号 旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 7 号 旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

議案第 8 号 専決処分の承認について（令和 6 年度旭市一般会計補正予算）

議案第 9 号 専決処分の承認について（旭市税条例の一部を改正する条例）

議案第 10 号 専決処分の承認について（旭市都市計画税条例の一部を改正する条例）

議案第 11 号 専決処分の承認について（旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議案第 12 号 専決処分の承認について（旭市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する
条例の一部を改正する条例）

報告第 1 号 令和 5 年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 2 号 令和 5 年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について

報告第 3 号 令和 5 年度旭市水道事業会計予算繰越計算書について

報告第 4 号 令和 5 年度旭市農業集落排水事業会計予算繰越計算書について

報告第 5 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

◎日程第 8 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（飯嶋正利） 日程第 8、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

市長、ご登壇願います。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） 本日、ここに令和 6 年旭市議会第 2 回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

初めに、本議会に提案しました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第 1 号は、令和 6 年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ 3 億 4,700 万円を追加し、予算の総額を 333 億 5,100 万円とするものであります。

議案第2号は、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国が定める基準府令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第3号は、旭市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定、議案第4号は、旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令及び省令の公布に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第5号は、財産の取得についてでありまして、水槽付消防ポンプ自動車の購入について仮契約を締結いたしましたので、この契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第6号は、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでありまして、現委員のうち1名の任期が本年8月18日をもって満了となるため、後任の委員を任命するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

私は、田村俊雄氏が適任であると考え、提案するものであります。

議案第7号は、旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてでありまして、現評価員の辞職に伴い、後任の評価員を選任するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

私は、榎澤茂氏が適任であると考え、提案するものであります。

議案第8号から議案第12号までは、専決処分の承認についてであります。

議案第8号は、国が実施する新たな経済に向けた給付金・定額減税の一体措置のうち、定額減税し切れないと見込まれる方に、減税し切れない差額分を給付する調整給付に係る経費について専決処分を行ったため、その承認を求めるものであります。

議案第9号は、旭市税条例の一部を改正する条例の制定、議案第10号は、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定、議案第11号は、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い専決処分を行ったため、その承認を求めるものであります。

議案第12号は、旭市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、総務省令の一部改正に伴い、専決処分を行ったため、その承認を求めるものであります。

報告第1号は、令和5年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第2号は、

令和5年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について、報告第3号は、令和5年度旭市水道事業会計予算繰越計算書について、報告第4号は、令和5年度旭市農業集落排水事業会計予算繰越計算書について、報告第5号は、議会からの委任による専決処分の報告についてそれぞれ報告するものであります。

次に、令和5年度の一般会計並びに各特別会計の決算について概要を申し上げます。

令和5年度の一般会計並びに各特別会計は、現在、事務当局において決算作業を進めているところであります。

日本経済は、コロナ禍から経済社会活動の正常化が進み、円安を背景にインバウンド需要が高まるなど、緩やかに回復しつつあります。しかし、その一方で、原材料費や食料品等の値上げのサイクルが依然として続いております。

また、今後、夏場に向けてエアコンなどの電力消費が増える中、政府の電気・ガス価格激変緩和対策事業による補助金が5月末をもって終了したことで、家庭の実質負担が増加することが予想されるなど、市民生活への影響が懸念されます。

財政運営に当たっては、そのような状況下においても、税收等の一般財源をより確実に確保しつつ、交付金や起債等を活用するとともに、歳出の抑制を図り、経費の節減、合理化に努めてまいりました。その結果、令和5年度の一般会計は、概算で歳入総額327億5,100万円、歳出総額313億5,900万円、翌年度に繰越しとなる財源を差し引いた実質収支額は12億1,100万円の黒字を見込んでおります。また、各特別会計についても、おおむね順調な決算となる見込みであります。

次に、物価高騰対策について申し上げます。

本市独自の支援策として実施する物価高騰対策家計応援商品券配付事業については、1世帯当たり1万円の商品券を、6月中旬から対象世帯へ郵送を開始いたします。使用期間は、7月1日から12月31日までの6か月間となります。

次に、国が実施する新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置について申し上げます。

昨年度から実施している低所得者支援制度については、令和6年度で、新たに住民税非課税世帯と住民税均等割のみの課税世帯に対し、1世帯当たり10万円の給付に加え、18歳以下の子どもを扶養している場合、1人につき5万円を加算して給付するための準備を進めております。

また、定額減税につきましては、納税者本人とその扶養家族1人につき、所得税額から3万円、個人住民税所得割額から1万円が控除されます。

なお、定額減税し切れないと見込まれる方につきましては、差額を調整給付いたします。
この調整給付につきましては、急激な物価上昇による家計の負担をできるだけ早く軽減するため、5月16日に一般会計補正予算の専決処分を行い、現在、給付の準備を進めております。

この経済対策の財源につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用することとしており、関連議案を本定例会に提出し、審議をお願いしております。

次に、この機会に市政の近況についてご報告いたします。

初めに、私のまちづくり方針の一つであります、対話による開かれた市政について申し上げます。

幅広い世代の意見を取り入れ、豊かな旭を次世代へつなぐための取り組みとして、市民と市長との対話集会を本年度も3回実施いたします。5月12日には、第1弾となる二十歳のつどい実行委員編を開催し、意見交換を行ったところであります。今後も、市民と市長との対話集会のほか、地域意見交換会や子ども議会などを通じ、様々な分野、世代の方々から、まちづくりに対する率直なご意見を伺い、課題や問題点を整理しながら市政運営に取り組んでまいります。

次に、農水産業の振興について申し上げます。

農林水産省が公表した本市の令和4年市町村別農業産出額は約501億円で、前年比53億円の増となりました。令和3年から順位を三つ上げ、全国第8位となり、全国トップクラスの農業産出額を誇っているところであります。

水田農業については、需要に応じた米の生産を推進し、米価の安定を図るため、飼料用米への転作の定着に取り組んでまいります。

園芸については、千葉県補助事業である「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業を活用し、生産施設及び管理機械等の整備を支援してまいります。

畜産については、本年も豚熱（CSF）が近県で発生するなど、家畜伝染病感染リスクの高い状況が続いており、継続した防疫対策が重要となっていることから、引き続き、各農場での衛生管理の徹底を働きかけるとともに、予防ワクチン接種や消毒薬等の助成を行ってまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

道の駅季楽里あさひの令和5年度の来場者数は約126万人、道の駅全体の売上げは9億7,723万円と、前年を上回る結果となりました。今後も本市の農畜水産物の情報発信施設として、より一層のPRに努めてまいります。

袋公園桜まつりについては、4月1日から12日までの期間で開催し、西ため池にちょうちんをともし、夜10時まで桜のライトアップを行うとともに、約80匹のこいのぼりの掲揚を5月6日まで行いました。4月6日のイベントは、あいにくの天候ではありましたが、本市の観光大使であります椎名佐千子さんの歌謡ショーや桂竹千代さんの寄席をはじめ、演芸大会では鳴り物やダンスが催され、大勢の方でにぎわいました。まつり期間中は、多くの方が公園を訪れ、思い思いの春を楽しんでくださいました。

続いて、夏期観光について申し上げます。

第70回を迎える旭市七夕市民まつりについては、例年どおり8月6日、7日に開催を予定しております。

海水浴場については、矢指ヶ浦海水浴場を7月13日から8月18日まで、市営海浜プールについては、7月20日から9月1日まで開設を予定しております。

また、7月20日には矢指ヶ浦海水浴場において、サマーフェスタ in 矢指ヶ浦が開催される予定であります。

なお、例年7月の最終土曜日に開催しておりました旭市いいおかYOU・遊フェスティバルの海浜花火大会については、今回から10月の第1土曜日に開催日を変更することとし、10月5日の開催に向けて、現在、実行委員会を中心に検討が重ねられているところであります。

次に、ふるさと応援寄附推進事業について申し上げます。

令和5年度の寄附納付額は、前年度の約2倍の2億1,027万809円でありました。

返礼品については、本市の農畜水産物や加工品などを中心に543種を取りそろえており、今後も魅力的な返礼品を増やし、事業を推進するとともに、ふるさと旭をPRしてまいります。

次に、シティプロモーション推進事業について申し上げます。

現在、あさひロケーションサービス協議会と民間ボランティア団体、旭おっぺし隊等で積極的にロケ誘致や支援を行っております。

令和5年度は、37件の映画やドラマ等の撮影が行われ、順調に実績を伸ばしております。

今後もロケを通じて、本市の魅力や認知度の向上、シビックプライドの醸成に努めてまいります。

次に、雇用の促進について申し上げます。

来春卒業予定の市内及び近隣高校生等に地元企業をPRし、人材確保につなげることを目的とした合同企業説明会については、4月26日に開催し、市内企業26社が参加し、288名の

高校生や大学生等が熱心に説明を受けたところであります。

次に、保健・医療の充実について申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種については、これまで特例臨時接種として、全額公費による接種を実施してまいりました。本市では、令和3年3月の接種開始から延べ25万687人が接種を受けました。

本年4月1日からは、65歳以上の方と60歳から64歳までの内部障害がある方を対象に、重症化予防を目的とした定期接種へと移行し、秋冬の時期を目安に年に1回の接種を予定しております。

ワクチン接種には自己負担が生じることから、本市では接種者の費用負担の軽減を図るため、定期接種費用の助成についての補正予算を本定例会に提案いたしました。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

2024年アジアユース卓球選手権大会・世界ユース卓球選手権大会U-15日本代表選手選考会in旭市が、4月18日から21日までの4日間、総合体育館を会場に行われました。本選考会において日本代表となられた選手が、世界を舞台に活躍されることを期待しております。

第66回千葉県東部五市体育大会については、本市が当番市となり、5月19日に各種目会場において代表選手による熱戦が行われ、スポーツ交流が深まる大会となりました。

日本一身近な海づくり推進事業ぽるぽろについては、本年度3回の開催を予定しており、第1回目は6月2日に実施し、市内外から多くの方の参加をいただきました。今後もこのイベントを通して、楽しみながら、海の大切さと地域の魅力を再発見していただくことを期待しております。

次に、子育て支援の充実について申し上げます。

(仮称)中央第二・ゆたか統合保育所の建設工事については、基礎工事が終わり、今後は建物の骨組みとなる鉄骨工事等に入っていく予定です。

今後も工事の適切な進捗管理に努め、令和7年4月の開所に向けて取り組んでまいります。

次に、学校教育の充実について申し上げます。

(仮称)干潟地域小学校の再編については、4回の学校再編代表者会議を経て、学校再編の可否、統合校の位置及び開校時期における答申を受けました。

今後は、統合校の名称等について調査、審議していただくとともに、新たに旭市学校再編準備委員会を設置し、学校運営、通学方法及び跡地利用など具体的な内容について協議していただきます。

その他の地域については、昨年度に実施したアンケート結果や児童の減少傾向を考慮し、海上地域の小学校再編に係る地域説明会から開催していきます。

今後も旭市学校再編基本方針に基づき、保護者や地域の皆様のご意見を伺いながら、順次進めてまいります。

次に、地域学校協働活動推進事業について申し上げます。

本市では、地域全体で子どもたちの成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指し、地域と学校が連携・協働して様々な活動を行っていく地域学校協働活動に取り組んでいます。

令和6年度は、市内各小・中学校全校に導入されるコミュニティ・スクールと地域学校協働活動推進員が地域と学校をつなぎ、一体的な推進に取り組んでまいります。

次に、定住の促進について申し上げます。

転入者に対して支給する定住促進奨励金については、令和5年度は申請48件で3,510万円を支給し、実転入者は112人でありました。

また、若者世帯の定住を目的として支給している旭市若者世帯住宅取得奨励金については、申請23件で1,020万円を支給いたしました。

今後も、本事業をより広くPRし、本市への移住・定住の促進に努めてまいります。

次に、交流の促進について申し上げます。

幽学の里で米づくり交流事業については、5月3日と5月6日に、大原幽学先生ゆかりの水田で開催いたしました。当日は、東京都や県内東葛地域などから家族連れなど330名の参加があり、慣れない水田の泥の感触に戸惑いながらも、笑顔で田植体験を楽しんでいただき、都市住民との交流を図ることができました。

次に、安全で快適な道路の整備について申し上げます。

震災復興・津波避難道路整備事業のうち、飯岡地域の横根三川線については、千葉県公安委員会等、関係機関との協議が調いましたので、県道飯岡片貝線から国道126号までの暫定供用を目指して、工事を進めております。

飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業については、鉄道横断工事が完了し、早期完成に向け、各種工事を進めております。

なお、未取得用地については、引き続き関係地権者へご理解、ご協力をお願いしてまいります。

次に、安全・安心な水の供給について申し上げます。

旭市水道事業ビジョンに基づく旭配水場ポンプ施設耐震化事業については、予定していた場内配管の布設工事が順調に進捗しております。

次に、居住環境の充実について申し上げます。

リフォーム補助金については、本年度は160件の申込みをいただいたところであり、本事業を通して、居住環境の向上及び市内の経済活性化につながるものと期待しております。

次に、自然環境の保全について申し上げます。

春のゴミゼロ運動については、5月26日に市内全域で一斉に実施いたしました。各区、各自治会から合わせて7,091名の参加があり、集められたごみの総重量は9,050キログラムでありました。

今後も、きれいな旭をつくる会を中心として、市民の皆様のご協力をいただきながら、地域ぐるみで生活環境の保全及び美化を推進してまいります。

次に、協働の促進について申し上げます。

市民と市長との対話集会の一環として開催している子ども議会は、本年も7月29日に開催いたします。市内小・中学校の児童・生徒に、子ども議員として議会を体験していただき、市政に関心を持っていただくとともに、次代を担う子どもたちの意見を、可能な限り市政に反映していきたいと思っております。

次に、消防・防災力の強化について申し上げます。

海上・飯岡統合消防分署庁舎建設工事については、順調に進捗しており、現在、地盤改良工事まで完了しています。

今後も工事の適切な進捗管理に努め、令和7年4月の開庁に向けて取り組んでまいります。

次に、生涯活躍のまち形成事業について申し上げます。

旭市多世代交流施設おひさまテラスの令和5年度の来場者数は約18万人となり、多くの世代の方に様々な目的を持って利用される施設となっております。

今後も、より一層の利用を促進しながら、地域の活性化に寄与できるよう取り組んでまいります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。

詳しくは事務担当者から説明し、また、ご質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯嶋正利） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第 9 議案の補足説明及び報告の説明

○議長（飯嶋正利） 日程第 9、議案の補足説明及び報告の説明。

初めに、議案の補足説明を求めます。

議案第 1 号、議案第 5 号、議案第 8 号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 池田勝紀 登壇）

○財政課長（池田勝紀） 議案第 1 号、令和 6 年度旭市一般会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

ページ数につきましては、タブレットのページでご説明いたします。

タブレットの 3 ページをお願いいたします。

第 1 条は、歳入歳出予算にそれぞれ 3 億 4,700 万円を追加し、予算の総額を 333 億 5,100 万円とするものです。

タブレットの 9 ページをお願いいたします。

歳入について説明いたします。

事業内容につきましては、歳出のところで説明させていただきます。

14 款 2 項 1 目総務費国庫補助金 2 億 2,500 万円の増は、説明欄 1、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金・定額減税分）によるものです。こちらは、物価高騰対応重点支援給付金給付事業に対する交付金で、事業費の全額が交付されます。

15 款 2 項 1 目総務費県補助金 91 万 5,000 円の増は、説明欄 1、自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金によるものです。こちらは、交通安全対策事務費のうち、今回の補正で新規に実施予定の自転車乗車用ヘルメット購入費補助事業に対する県の補助金です。

4 目農林水産業費県補助金 416 万 7,000 円の増は、説明欄 1、「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業費補助金の増によるものです。こちらは、園芸生産強化支援事業に対する県の補助金です。

18 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金 3,230 万円の増は、今回の補正財源として、財政調整基金からの繰入金を計上するものです。

タブレットの 10 ページをお願いします。

20 款 5 項 5 目雑入 8,461 万 8,000 円の増は、説明欄 1、新型コロナワクチン接種基金助成金

によるものです。こちらは、感染症予防対策事業のうち、新型コロナワクチンの定期接種に係る国からの助成金について、国の基金から市に交付されるものです。

以上で歳入の説明を終わりました、続いて、歳出について説明いたします。

タブレットの11ページをお願いいたします。

2款1項9目交通安全対策費183万円の増は、説明欄1、交通安全対策事務費の増によるもので、県が自転車乗車用ヘルメット着用促進補助事業を創設したことに伴い、県補助を活用した自転車乗車用ヘルメット購入費補助事業を新たに実施するために補正を行うものです。事業費の2分の1を県支出金で見込んでおります。

3款1項1目社会福祉総務費2億2,500万円の増は、説明欄1、物価高騰対応重点支援給付金給付事業によるものです。こちらは、国が実施する、令和6年度に新たに住民税非課税、または住民税均等割のみ課税となる世帯に対し、1世帯当たり10万円と、それらの世帯のうち、18歳以下の子どもを扶養している世帯に対し、子ども1人当たり5万円を給付する費用です。事業費の全額を国庫支出金で見込んでおります。

タブレットの12ページをお願いいたします。下のほうになります。

4款1項2目予防費1億686万6,000円の増は、説明欄1、感染症予防対策事業の増によるものです。こちらは、65歳以上の方と60歳から64歳の内部障害がある方について、令和6年度から新型コロナワクチンが定期接種となることによる体制整備に係る費用と、接種が原則有料になることに伴い、接種促進を図るため、接種費用に係る国の助成に加え、市独自に接種1回当たり2,000円の助成を行うための費用を補正するものです。国の助成金は諸収入で見込んでおります。

続いて、タブレットの13ページをお願いします。

(発言する人あり)

○財政課長（池田勝紀） それでは、すみません。ちょっと急ぎ過ぎました、申し訳ございません。もうちょっとゆっくりしゃべりたいと思います。

タブレット12ページ。

○議長（飯嶋正利） 暫時休憩。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時39分

○議長（飯嶋正利） 会議を再開します。

○財政課長（池田勝紀） では、もう一度、12ページからしますか。

タブレットの12ページをお願いいたします。

もう一度説明します。

4款1項2目予防費1億686万6,000円の増は、説明欄1、感染症予防対策事業の増によるものです。こちらは、65歳以上の方と60歳から64歳の内部障害がある方について、令和6年度から新型コロナワクチンが定期接種となることによる体制整備に係る費用と、接種が原則有料となることに伴い、接種促進を図るため、接種費用に係る国の助成に加え、市独自に接種1回当たり2,000円の助成を行うための費用を補正するものです。国の助成金は諸収入で見込んでおります。

タブレットのほうの13ページをお願いします。

6款1項3目農業振興費500万1,000円の増は、説明欄1、園芸生産強化支援事業の増によるものです。こちらは、園芸農業に係る県の補助事業について補助内容が拡充され、施設の新設や省力化機械の整備のための生産力強化支援型に、補助率の高い強化枠が新設されたことに伴い、補助金額を増額するものです。県の補助率拡充分を県支出金で見込んでおります。

8款2項2目道路維持費830万3,000円の増は、説明欄1、道路維持管理費の増によるものです。こちらは、未舗装道路の整地要望等に対応するために市で保有している重機について不具合が生じたことから、新たに買い換える費用を補正するものです。

歳出の説明は以上です。

以上で議案第1号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第5号、財産の取得について補足説明を申し上げます。

こちら、またタブレットのページで説明します。

タブレットの2ページをお願いします。

取得する財産は、水槽付消防ポンプ自動車（I－B型）です。

本車両は、干潟分署で使用している同種車両の老朽化に伴い、更新するものです。

取得金額は7,576万2,200円、取得の相手方は、東京都港区芝5丁目36番7号、三田ベルジュビル19階、株式会社モリタ東京支店、支店長山北忠司、納入期限は令和7年3月31日です。

参考までに、入札の経過を申し上げます。

タブレットの3ページをご覧ください。

事後審査方式制限付一般競争入札により、令和6年4月8日に公告し、4月17日まで入札参加の受付を行ったところ、参考資料に掲載してあります6者から申込みがありました。4月22日の入札書提出期限までに全ての業者から入札書が提出され、4月23日に開札した結果、最低額で入札した株式会社モリタが予定価格に達し、審査したところ、入札参加資格要件を満たしておりましたので、5月1日に仮契約を締結いたしました。

なお、予定価格は7,621万9,000円、落札率は99.4%でした。

以上で議案第5号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第8号になります。議案第8号をお願いします。

こちらタブレットのページでご説明申し上げますので、よろしくお願いします。

令和6年度旭市一般会計補正予算（第1号）です。

この補正予算は、国が実施する新たな経済に向けた給付金・定額減税の一体措置のうち、定額減税において減税し切れないと見込まれる方に、減税し切れない差額分を給付する調整給付に係る費用です。令和6年度、新たに非課税となる世帯に対する1世帯当たり10万円の給付金などに併せ、なるべく早い時期からの給付開始が望ましいとの考えから、5月16日に専決処分しましたので、議会の承認を求めるものです。

タブレットの4ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ5億2,400万円を追加し、予算の総額を330億400万円としたものであります。

タブレットの10ページをお願いします。

歳入について説明いたします。

14款2項1目総務費国庫補助金5億2,400万円の増は、説明欄1、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金・定額減税分）です。こちらは、定額減税調整給付金給付事業に対する交付金で、事業費の全額が交付されます。

歳入の説明は以上です。

続いて、歳出について説明いたします。

タブレットの11ページをお願いします。

2款1項11目諸費5億2,400万円の増は、説明欄1、定額減税調整給付金給付事業による増で、調整給付金の給付に係る費用です。

以上で議案第8号の説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号について、子育て支援課長、登壇してください。

(子育て支援課長 八馬祥子 登壇)

○子育て支援課長（八馬祥子） 議案第2号、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、市が条例を定める際に、従うべき基準として国が定める内閣府令について改正があったことから、同様に条例を改正するものです。

本条例の対象となる事業は、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業で、市の認可、確認を受けた事業者は、現在旭市にはありません。

それでは、主な改正内容について新旧対照表により説明させていただきます。

3ページ中段をご覧ください。

第29条になります。第29条は、小規模保育事業の職員の規定です。

第2項は、児童の年齢や人数に応じて配置すべき保育士数について、3歳児は20人につき1人だったものを15人につき1人に、4歳以上児は30人につき1人だったものを25人につき1人に、それぞれ改めるものです。

第3項は、保育士としてみなすことのできる職員として、保健師、看護師のほかに、准看護師も可能とするものです。

同ページ下段の第31条、4ページの第44条、第47条についても改正の内容は同様です。

その他の改正としましては、現在の基準の緩和などで、連携施設について確保しないことも可能とするものや、食事の提供について例外的に認める外部搬入施設の追加、事業者や職員が作成、保存する書面を電磁的記録により対応できるようにする改正等、いずれも国の基準に合わせて改めるものです。

以上で議案第2号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 子育て支援課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時 0分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の補足説明を求めます。

議案第3号について、環境課長、登壇してください。

(環境課長 高根浩司 登壇)

○環境課長（高根浩司） 議案第3号、旭市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令及び関係省令の公布に伴い、水道技術管理者の資格取得に係る講習に関する所管が、「厚生労働大臣」から「国土交通大臣及び環境大臣」に変わりました。

また、水道整備・管理行政に携わる職員数の減少に伴い、水道技術管理者の確保が困難となっていることから、小規模な水道事業者及び水道用水供給事業者の技術上の実務経験年数を簡易水道事業者と同等にする見直しがされたため、所要の改正を行うものです。

なお、専用水道とは、上下水道課が所管している水道事業とは別に、水道法第3条第6項に定義されており、有効容量100立方メートルを超える受水槽を備えている施設や、受水槽以降の導管延長が1,500メートルを超える施設、または生活に利用する水量が20立方メートルを超える施設が専用水道に該当します。

新旧対照表の6ページをご覧ください。タブレットの6ページになります。

第3条は、水道技術管理者の資格について定めるもので、第1項第12号は、所管省庁の変更に伴い、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者に改めるものです。

続いて、タブレットの7ページ及び8ページをご覧ください。

水道技術管理者の資格要件について、学歴及び学科要件における課程の追加や、小規模な水道事業者等の技術上の実務経験年数の見直しに伴い、第3条第1項及び第2項を改正案のとおり改めるものです。

なお、施行期日は、第1条の所管省庁の変更が公布の日から、第2条の資格要件の改正が令和7年4月1日からとなります。

以上で議案第3号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 環境課長の補足説明は終わりました。

議案第4号について、上下水道課長、登壇してください。

(上下水道課長 多田一徳 登壇)

○上下水道課長（多田一徳） 議案第4号、旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に

関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令及び関係省令の公布に伴い、水道技術管理者の資格取得に係る講習に関する所管が、「厚生労働大臣」から「国土交通大臣及び環境大臣」に替わるとともに、資格要件について、現行では水道に関する実務経験のみを対象としているところ、下水道等に関する実務経験を含める等の改正が行われました。

また、水道整備・管理行政に携わる職員数の減少に伴い、布設工事監督者や水道技術管理者の確保が困難となっていることから、学歴及び学科要件における土木工学科以外の課程の追加や、1級土木施工管理技士等の国家資格についても資格要件に加える改正が行われたため、所要の改正を行うものです。

施行期日は、所管の変更が公布の日から、資格要件の改正が令和7年4月1日からとなります。

以上で議案第4号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 上下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第6号、議案第7号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 山崎剛成 登壇）

○総務課長（山崎剛成） 議案第6号及び議案第7号の2議案について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第6号、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて補足説明を申し上げます。

本議案は、現委員のうち1名の任期が本年8月18日に満了するため、後任の委員を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

2ページ目をお願いいたします。

教育委員に任命したい方は、旭市鎌数にお住まいの田村俊雄氏、昭和32年生まれの方です。最終ページの参考資料をご覧ください。

田村氏は、教諭として奉職後、市内小・中学校にも勤められたほか、本市教育委員会や県教育事務所、県立美術館に勤められるなど、長きにわたり教育に広く携わっていた方であり、教育に関し、深い見識を備えた方であります。

なお、田村氏は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び地方自治法に規定する欠

格事項、兼職の禁止及び兼業の禁止について、いずれも該当しないことを申し添えます。

続きまして、議案第7号を説明いたします。

議案第7号、旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて補足説明を申し上げます。

本議案は、現職の辞職の申出に伴い、後任を選任するに当たり、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

2ページ目をお願いします。

固定資産評価員に選任したい方は、千葉市若葉区にお住まいの榎澤茂氏、昭和42年生まれの方です。

最終ページの参考資料をご覧ください。

榎澤氏は、本年4月1日から税務課長の職にあり、市内の固定資産評価業務を統括する責任ある立場でございます。また、以前にも税務課副課長として固定資産評価業務経験を有することから、固定資産評価員として適任の方です。

なお、榎澤氏は、地方税法に規定する兼職及び請負の禁止並びに欠格事項については、いずれも該当しないことを申し添えます。

以上で議案第6号及び議案第7号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第9号から議案第11号までについて、税務課長、登壇してください。

（税務課長 榎澤 茂 登壇）

○税務課長（榎澤 茂） 議案第9号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、旭市税条例を改正する必要性が生じたことから、3月31日付で専決処分により制定した旭市税条例の一部を改正する条例について、議会の承認を求めるものでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明申し上げます。

新旧対照表11ページをお願いいたします。

第34条の7は、寄附金税額控除について定めるもので、第1項は、公益信託制度改革による所得税法の規定の見直しに伴い、規定を整備するものです。

第51条は、個人市民税の減免について定めるもので、職権による減免を可能とする規定を追加するものです。

第56条は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、法の改正に伴い、条項を整理するものです。

第71条は、固定資産税の減免について定めるもので、職権による減免を可能とする規定を追加するものです。

12ページをお願いいたします。

第139条の3は、特別土地保有税の減免について定めるもので、職権による減免を可能とする規定を追加するものです。

附則第4条の2は、公益法人等に係る市民税の課税の特例について、法改正に伴い、条項を削除するものです。

附則第7条の5から15ページの附則第7条の8までは、定額減税の実施に伴い、個人市民税に関する規定を追加するものとなります。

15ページをお願いいたします。

中段になりますが、附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例について、定額減税の実施に伴い、定額減税額の算定に用いる所得割額を本条の規定の適用後となるよう改正するものです。

附則第10条の2は、いわゆるわがまち特例として固定資産税の課税標準の特例率を定めるもので、第14項では、再生可能エネルギー発電設備のうち、一定のバイオマス発電設備について国の基準と同率を定める規定を追加し、第21項は、企業主導型保育事業に係る課税標準の特例措置の廃止に伴い削除するもので、16ページをお願いいたします、第24項では、一体型滞在快適性等工場事業の用に供する固定資産について、国の基準と同率を定める規定を追加するもので、その他の改正は、法改正に伴う条項の整理となります。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、法改正に伴い、認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できる規定を追加するとともに、条項の整理を行うものです。

17ページをお願いいたします。

附則第11条から附則第15条までは、土地に対して課する固定資産税の特例等について定めるもので、令和6年度は評価替えの年度に当たることから、それぞれ適用年度等について定めるものです。

18ページをお願いいたします。

附則第16条の3から19ページの第20条の3までについては、定額減税の対象となる所得割額を、上場株式等の配当所得や、土地または一般株式等の譲渡所得に基づく所得割額を含んだ額となるよう改正するものです。

議案第9号については以上でございます。

続きまして、議案第10号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

旭市都市計画税条例の一部を改正する条例についてですが、こちらも専決処分により制定いたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

新旧対照表は20ページ、21ページになります。

改正内容につきましては、法改正に伴う条項の整理及び評価替えを受け、宅地等に対して課する都市計画税の特例措置の延長などの改正となります。

議案第10号については以上となります。

続きまして、議案第11号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、こちらも専決処分により制定いたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

今回の主な改正は、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象世帯を拡大するものです。

新旧対照表22ページをお願いいたします。

第23条第2号の規定については、5割軽減世帯の所得基準額として加算する1人当たりの額を29万円から29万5,000円に引き上げるものです。

同条第3号の規定については、2割軽減世帯の所得基準額として加算する1人当たりの額を53万5,000円から54万5,000円に引き上げるものです。

以上で議案第9号から議案第11号までの3議案について補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 税務課長の補足説明は終わりました。

議案第12号について、商工観光課長、登壇してください。

（商工観光課長 大八木利武 登壇）

○商工観光課長（大八木利武） 議案第12号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

本議案は、旭市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、総務省令の一部が改正され、本年3月30日に公布、4月1日より施行されることに伴い、3月31日付で専決処分したことから、議会の承認を求めるも

のでございます。

それでは、改正内容についてご説明いたします。

説明につきましては、改正条文により行いたいと思いますので、タブレットのほう、3ページをお願いいたします。

今回の改正概要ですが、本条例は、過疎地域に指定されている干潟地域において、本条例で定める事業、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業の設備の取得等に係る固定資産税の課税免除について定めたものであり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により、この課税免除による固定資産税減収分の75%を普通交付税で補填されることとされております。

今般、当該特別措置法に係る省令の一部改正により、課税免除に伴う減収補填措置について、その適用期間が令和6年3月31日から令和9年3月31日と3年間延長されたことから、本条例における課税免除の適用期間も同じく令和9年3月31日まで延長するものでございます。

また、租税特別措置法の条文の条ずれに伴い、本条例の引用条文もそれに合わせて整理するものでございます。

最後に、附則の第3項中、本条例の適用期限についても、同じく令和6年3月31日から令和9年3月31日に改正するものでございます。

以上で議案第12号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 商工観光課長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第1号、報告第2号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 池田勝紀 登壇）

○財政課長（池田勝紀） それでは、報告第1号及び報告第2号について説明させていただきます。

タブレットのほうのご準備はよろしいでしょうか。

初めに、報告第1号、令和5年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書についてです。

タブレットの2ページ、繰越計算書をご覧ください。

この計算書は、令和5年度一般会計補正予算におきまして、繰越明許費を設定した事業を翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

繰り越した事業は、全部で17事業です。

2款1項総務管理費のうち、電算システム運用事業は、定額減税等への対応に係るシステム改修につきまして、事業実施は令和6年度ですが、国の補助が令和6年2月に示されたことから、令和5年度に予算措置を行い、繰り越したもので、繰越額は893万2,000円、事業の完了は令和7年3月を予定しております。

次の物価高騰対策家計応援商品券配付事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業です。こちらも事業実施は令和6年度ですが、国の交付金の事業採択が令和6年1月であったことから、令和5年度に予算措置を行い、繰り越したものです。繰越額は2億2,742万2,000円、事業の完了は令和7年3月を予定しております。

次に、3項戸籍住民基本台帳費の戸籍事務費は、戸籍における氏名の振り仮名の法制化に伴い、戸籍システムに振り仮名を新たに記載するための改修につきまして、国での関連法案の整備や、システム仕様の確定までに時間を要したため、年度内の事業完了が困難であることから321万2,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和6年12月を予定しております。

次の住民基本台帳事務費は、振り仮名の法制化に伴い、戸籍の付票やコンビニで交付される証明書に振り仮名を反映させるために必要となるシステム改修につきまして、こちらも先ほどの戸籍事務費と同じく、国での関連法案の整備や、システム仕様の確定までに時間を要したため、年度内の事業完了が困難であることから543万4,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和7年3月を予定しております。

次に、3款1項社会福祉費のうち、住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付事業（追加給付分）は、国の地方創生臨時交付金を活用し、令和5年度住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり7万円を給付するために要する費用です。国の支援決定からの事業開始により、申請受付から給付までの事務手続きについて、年度内の完了が困難であることから1,060万円を繰り越したもので、事業の完了は令和6年7月を予定しております。

次の物価高騰対応重点支援給付金給付事業は、住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯当たり10万円、住民税非課税世帯と均等割のみ課税世帯のうち、18歳以下の子どもを扶養している世帯に対し、子ども1人当たり5万円を給付する費用で、こちらの事業も国の支援決定からの事業開始により、申請受付から給付までの事務手続きについて、年度内の完了が困難であることから3,770万円を繰り越したもので、事業の完了は令和6年10月を予定しております。

4款1項保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業は、ワクチン接種を令和6年

3月末まで実施したため、県外で接種した場合の接種費用の支払いやワクチンの廃棄等、一部年度内に事業完了できないものがあることから165万円を繰り越したもので、事業の完了は令和6年6月を予定しております。

6款1項農業費の農業水利施設改修事業は、玉浦川の排水路整備工事において、施工箇所近くに水道管が布設されていることが判明し、その対応に係る関係機関との協議に不測の日数を要したため、年度内に工事を完了することが困難となったことから5,685万1,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和6年10月を予定しております。

8款2項道路橋梁費のうち、道路維持補修事業は、萩園地域の道路舗装打替工事につきまして、周辺地権者との調整に不測の日数を要したため、年度内に工事を完了することが困難となったことから1,720万6,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和6年6月を予定しております。

次の道路新設改良事業は、清滝バイパスから海上キャンプ場に抜ける道路拡幅工事などにおきまして、千葉県など関係機関との協議等に不測の日数を要したため、年度内に事業を完了することが困難となったことから3,691万7,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和6年9月を予定しております。

次の蛇園南地区排水路整備事業は、排水路整備工事におきまして、隣接地権者との調整に不測の日数を要したため、年度内に工事を完了することが困難となったことから1億2,050万3,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和6年12月を予定しております。

次の飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、国の社会資本整備交付金の追加決定に伴い増額した工事など、年度内に事業を完了することが困難となったことから2億4,435万8,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和7年3月を予定しております。

次の南堀之内バイパス整備事業は、関係地権者等との調整に不測の日数を要したため、年度内に工事を完了することが困難となったことから1億1,124万2,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和6年9月を予定しております。

次の震災復興・津波避難道路整備事業は、横根三川線の整備につきまして、電柱移設に不測の日数を要したため、年度内に工事を完了することが困難となったことから1億7,180万円を繰り越したもので、事業の完了は令和7年3月を予定しております。

次の冠水対策排水整備事業は、ガス管や電柱の移設、家屋事前調査の日程調整に不測の日数を要したため、年度内に工事を完了することが困難となったことから8,500万円を繰り越したもので、事業の完了は令和6年12月を予定しております。

次の橋梁長寿命化修繕事業は、令和５年度の、国の道路メンテナンス事業費補助金の対象となるため、令和６年度に実施予定であった橋梁点検を令和５年度に前倒ししたことにより、年度内に事業を完了することが困難となったことから433万7,000円を繰り越したものです。事業の完了は令和７年３月を予定しております。

９款１項消防費、防災行政無線等整備事業は、千葉県防災行政無線の再整備工事に係る負担金につきまして、県が実施する工事において使用する電源ケーブルの確保に時間を要したため、県からの負担金請求が令和６年度となったことから1,025万7,000円を繰り越したものです。事業の完了は令和７年３月を予定しております。

続きまして、報告第２号になります。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

続きまして、報告第２号、令和５年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について説明させていただきます。

タブレットの２ページ、繰越計算書をご覧ください。

この計算書は、令和５年度一般会計予算に係る事業のうち、翌年度へ事故繰越ししたものとにつきまして、地方自治法施行令第150条第３項の規定により報告するものです。

繰り越した事業は１事業です。

13款２項公営企業費、水道事業会計出資金は、出資金の対象となる水道事業会計の工事のうち、清和甲地区の工事につきまして、千葉県発注の道路拡幅工事の進捗遅延により、水道管切廻し工事で工期の確保が困難となったため、水道事業会計において繰越しを行ったことから、一般会計からの出資金につきましても繰越しを行ったものです。繰越額は1,760万円で、事業の完了は令和７年３月を予定しております。

以上で報告第１号及び報告第２号の説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 財政課長の説明は終わりました。

報告第３号、報告第４号について、上下水道課長、登壇してください。

（上下水道課長 多田一徳 登壇）

○上下水道課長（多田一徳） 報告第３号及び報告第４号について説明させていただきます。

初めに、報告第３号、令和５年度旭市水道事業会計予算繰越計算書についてでございます。

この計算書は、建設改良費の繰越しとして、令和５年度におきまして支払い義務の生じなかった建設改良費を翌年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第３項の規定により報告するものです。

次の繰越計算書をご覧ください。

繰り越した事業は、全部で8事業です。

一つ目が、旭地区鉄道横断部基幹管路更新設計調査業務委託で、関係機関との協議の長期化に伴い、年度内完了が困難となったため、履行期間を延長したもので、繰越額は1,518万円、事業の完了は令和7年3月を予定しております。

二つ目が、ロ地区配水管布設替工事で、工事の発注時期や施工期間等の平準化を図るため2,500万円を繰り越したもので、事業の完了は令和6年9月を予定しております。

三つ目が、後草地区配水管布設替工事で、工事の発注時期や施工期間等の平準化を図るため2,800万円を繰り越したもので、事業の完了は令和6年9月を予定しております。

四つ目が、萩園地区配水管布設替工事で、工事の発注時期や施工期間等の平準化を図るため2,700万円を繰り越したもので、事業の完了は令和6年9月を予定しております。

五つ目が、水配R05第1号清和甲地区配水管切廻し工事で、千葉県発注の道路拡張工事の進捗遅延に伴い、年度内完了が困難となったため履行期間を延長したもので、繰越額は2,332万7,700円、事業は先月に完了しております。

六つ目が、水配R05第9号清和甲地区配水管布設替工事で、社会情勢の影響から材料調達に遅延が生じ、年度内完了が困難となったため、履行期間を延長したもので、繰越額は645万7,000円、事業の完了は令和6年6月を予定しております。

七つ目が、水配R05第10号蛇園地区配水管切廻し工事で、排水整備工事の進捗遅延に伴い、年度内完了が困難となったため履行期間を延長したもので、繰越額は2,200万円、事業の完了は令和6年10月を予定しております。

八つ目が、干潟配水場工業団地圧力タンク及び電磁流量計更新工事で、社会情勢の影響から材料調達に遅延が生じ、年度内完了が困難となったため履行期間を延長したもので、繰越額は4,785万円、事業は先月に完了しております。

続きまして、報告第4号、令和5年度旭市農業集落排水事業会計予算繰越計算書について説明させていただきます。

この計算書は、建設改良費の繰越しとして、令和5年度において支払い義務の生じなかった建設改良費を翌年度に繰り越したもので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

次の繰越計算書をご覧ください。

繰り越した事業は、道祖神マンホールポンプ場制御盤更新工事で、社会情勢の影響から材

料調達に遅延が生じ、年度内完了が困難となったため履行期間を延長したもので、繰越額は649万円、事業は先月に完了しております。

以上で報告第3号及び報告第4号の説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 上下水道課長の説明は終わりました。

報告第5号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 山崎剛成 登壇）

○総務課長（山崎剛成） 報告第5号、専決処分の報告について説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から委任による専決処分の指定を受けております市の義務に属する損害賠償の額の決定で、100万円以下のものについて専決処分をしましたので、議会へ報告するものでございます。

それでは、案件ごとに説明いたします。

2ページをお願いいたします。

案件1は、令和4年6月11日、旭市中谷里地先の市道交差点において、走行中に路面に設置された自発光式道路びょうの蓋が跳ね上がり、タイヤ及びホイールが破損した自動車物損事故でありまして、令和5年5月8日に専決しております。損害賠償額、相手方及び和解の条件等は記載のとおりでありまして、以下も同様でございます。

案件2は、令和5年2月6日、旭市新町地先において発生した救急出動中の救急車両とブロック塀との接触による物損事故でありまして、同年5月12日に専決しております。

案件3は、令和5年3月31日、旭市立海上中学校駐車場において、草刈り作業中の飛び石により、駐車中の車両のリアガラスが破損した自動車物損事故でありまして、同年5月31日に専決しております。

次のページをお願いします。

案件4は、令和5年5月31日付にて締結した道路改良工事契約の解除に伴い、受注者へ及ぼした損害でありまして、同年6月23日に専決しております。

案件5は、令和5年8月17日、県立東部図書館駐車場において発生した市有自動車の接触による自動車物損事故でありまして、同年10月18日に専決しております。

案件6は、令和5年9月20日、旭市中谷里地先の駐車場において発生した市有自動車の接触による自動車物損事故でありまして、同年11月27日に専決しております。

4ページをお願いします。

案件7は、令和4年9月9日から令和5年6月30日施工の旭市三川地先における排水路整

備工事に起因する地盤変動により生じた家屋等への損害でありまして、令和6年3月1日に専決しております。

以上で報告第5号の説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 総務課長の説明は終わりました。

以上で議案の補足説明及び報告の説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いた……

（発言する人あり）

○議長（飯嶋正利） 暫時休憩。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時48分

○議長（飯嶋正利） 会議を再開します。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を散会いたします。

なお、次回は11日、定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでした。

散会 午前11時48分

令和6年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

令和6年6月11日（火曜日）午前10時開議

第 1 議案質疑

第 2 常任委員会議案付託

第 3 常任委員会請願付託

本日の会議に付した事件

日程第 1 議案質疑

追加日程 議案第6号、議案第7号直接審議（先議）

日程第 2 常任委員会議案付託

日程第 3 常任委員会請願付託

出席議員（20名）

1 番	常世田 正 樹	2 番	伊 藤 春 美
3 番	菅 谷 道 晴	4 番	戸 村 ひとみ
5 番	伊 場 哲 也	6 番	崎 山 華 英
7 番	永 井 孝 佳	8 番	井 田 孝
9 番	島 田 恒	10 番	片 桐 文 夫
11 番	遠 藤 保 明	12 番	林 晴 道
13 番	宮 内 保	14 番	飯 嶋 正 利
15 番	宮 澤 芳 雄	16 番	伊 藤 房 代
17 番	向 後 悦 世	18 番	景 山 岩三郎
19 番	木 内 欽 市	20 番	松 木 源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	米 本 弥一郎	副 市 長	飯 島 茂
教 育 長	向 後 依 明	秘書広報課長	寺 嶋 和 志
行 政 改 革 推 進 課 長	椎 名 実	総 務 課 長	山 崎 剛 成
企画政策課長	柴 栄 男	財 政 課 長	池 田 勝 紀
税 務 課 長	榎 澤 茂	市民生活課長	齋 藤 邦 博
環 境 課 長	高 根 浩 司	保険年金課長	高 野 久
健 康 づ くり 課 長	飯 島 正 寛	社会福祉課長	向 後 利 胤
子 育 て 支 援 課 長	八 馬 祥 子	高 齢 者 福 祉 課 長	椎 名 隆
商工観光課長	大八木 利 武	農 水 産 課 長	伊 藤 弘 行
建 設 課 長	齊 藤 孝 一	都市整備課長	飯 島 和 則
会 計 管 理 者	小 澤 隆	消 防 長	常世田 昌 也
上下水道課長	多 田 一 徳	教育総務課長	向 後 稔
生涯学習課長	江波戸 政 和	スポーツ振興 課 長	金 杉 高 春
監 査 委 員 長 事 務 局 長	杉 本 芳 正	農 業 委 員 会 事 務 局 長	戸 葉 正 和

事務局職員出席者

事 務 局 長	穴 澤 昭 和	事 務 局 次 長	黒 柳 雅 弘
---------	---------	-----------	---------

開議 午前 10 時 0 分

○議長（飯嶋正利） おはようございます。

ただいまの出席議員は19名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第 1 議案質疑

○議長（飯嶋正利） 日程第 1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第 1 号から議案第12号までの12議案を順次議題といたします。

議案第 1 号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

林晴道議員。

○12番（林 晴道） それでは、議案第 1 号、令和 6 年度旭市一般会計補正予算の議決について質疑を行います。

僕からは歳出に関して 4 点伺いますので、ご答弁お願いいたします。

まず初めに、3 款 1 項 1 目の説明欄にございます物価高騰対応重点支援給付金給付事業 2 億 2,500 万円になります。こちらは 1 世帯当たり 10 万円を給付する事業で、支給対象となるのが住民税非課税世帯と住民税均等割のみ課税世帯であります。

では、それらはどのような世帯であるものなのか、簡単な算出計算式で構いませんので、税務担当者にお尋ねし、数式で分かりにくいと思うので、世帯の収入額など、所得状況の目安でもご回答していただけたらと、そのように思います。

次に、4 款 1 項 2 目の説明欄にございます新型コロナワクチン接種費用助成金 1 億 560 万 9,000 円であります。こちらは新型コロナワクチンが定期接種となりましたので、市独自の接種 1 回当たり 2,000 円の助成を行うと伺いました。

また、国の助成分は諸収入で見込むと、何だか大変曖昧な説明もございましたので、市民に分かりやすく整理して伺います。

まず、コロナワクチン接種費用の全額に対して、国からの助成額はどれほどであるのか。それに、旭市民はいかほどでワクチン接種が受けられるのか。加えて、今回、65歳以上の方や60歳以上で疾患をお持ちの方に2,000円の旭市分の助成が加えられるということですが、その場合には幾らでワクチン接種が受けられるのか、ご回答ください。

次に、6款1項1目の説明欄にございます「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金500万1,000円であります。こちらは園芸農業に係る県の補助事業に対して、県と同様に、本市も追随して上乗せを行うと伺っておりますが、事業内容の詳細についてお答えください。

最後に、8款2項2目の説明欄にございます車両購入費830万3,000円であります。現在所有している重機に不具合が生じ、買い換えると伺いましたが、重機の名称や不具合に関する内容、これまでの使用年数や、どのように活用している重機であるのか、詳細な説明を求めます。

以上であります。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） それでは、給与収入と年金収入ということで、代表的な件でお答えさせていただきたいと思います。

まず、給与収入でございますが、単身世帯の方の場合ですと、非課税となるのは収入額が93万円以下、93万円以下ですと所得金額が38万円以下となります。均等割のみ課税となりますのは、収入額が93万1円から100万円まで、所得に換算しますと38万1円から45万円までとなります。

続きまして、4人世帯、夫婦と子ども2人ということで扶養の方が収入ゼロの場合、非課税となりますのは、収入で209万9,999円以下、所得金額にしますと138万8,000円以下となります。均等割のみ課税となりますのは210万円から271万5,999円以下、所得に換算しますと138万8,001円から182万円までとなります。

続いて年金のほうになります。年金収入のみの方で、65歳未満と65歳以上で金額が異なりますので、それぞれでお答えさせていただきます。

まず、単身、扶養ゼロの方、非課税ですけれども、65歳未満の方は98万円以下、65歳以上ですと148万円以下ということになります。同じく均等割のみ課税の場合ですけれども、65

歳未満の方は105万円以下、65歳以上となりますと155万円までという形になります。

続きましてご夫婦、扶養親族が1人いらっしゃる場合の非課税です。65歳未満の方ですと147万667円以下、65歳以上となりますと192万8,000円までとなります。均等割のみ課税でございますが、65歳未満は186万1円まで、それから65歳以上となりますと222万円までとなります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 私からは、コロナワクチンの助成の関係で答弁させていただきます。

この接種費用につきましては、接種1回当たり約1万5,300円が示されております。こちらに国の助成が8,300円であることから、自己負担は7,000円でございます。それに対しまして、今回、市の独自助成ということで2,000円を行いますので、個人負担は最終的には約5,000円ということでございます。

また、国の助成分につきましては基金管理団体を通して行われることから、諸収入ということで計上させていただいております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 農水産課からは（3）の6款1項3目「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金の内容についてご答弁させていただきます。

県内の園芸産地の生産販売力強化を図るため、規模拡大に必要な省力化機械等の導入、高収量・高品質を実現するための施設や暖房機などの環境整備、既存施設のリフォーム、それから、スマート農業の推進を支援する県単独の補助事業がありまして、市もこの事業に上乗せを行っているものでございます。

○議長（飯嶋正利） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 今回不具合が生じている車両は、建設課で主に整地作業に使用している小型のホイールローダーです。ホイールローダーは車輪で走行するシャベルであり、四輪駆動で路面を掘り下げる能力を有し、不整地や軟弱路面などを走行することが可能であります。

今回不具合が起きた車両の使用年数なんですけれども、平成27年9月に購入したもので、5月末現在、8年8か月経過しております。

不具合の場所なんですけれども、前輪部と後輪部の間で車体が折れ曲がり、センターピンを軸としてつながっている構造なんですけれども、そのセンターピンの部分が現在がたついております、走行中に車体がぶれたりする状況でございます。

主に整地、砕石舗装等で使用しているわけなんですけれども、使用する場所については、市が認定している道路のほか、赤道等の法定外の道路で市が管理する未舗装の道路となります。

以上であります。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） 引き続き再度数点伺いますので、お願いします。

まずは、物価高騰対応重点支援給付金給付事業の2億2,500万円についてからです。

今回の三つの給付事業の積算に関して、詳細な内容をお尋ねいたします。

次に、新型コロナワクチン接種費用助成金1億560万円についてであります、こちらも同様に、その算出根拠をお尋ねいたします。

次に、「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金の500万円についてであります、こちらの事業に関しては、補助内容が拡充され、補助率の高い強化枠が新設されたことに伴って補助金額を増額すると伺いました。

それでは、具体的な事業内容についてお尋ねします。

最後に、車両購入費830万円についてであります、今、重機がホイールローダーということで車輪シャベルであるということで、センターピンの部分が破損したと伺いました。830万円の予算でありまして、センターピンの破損で、まだ使用が8年ぐらいであるという中で、一般的には修理がきくのではないのかなと。修理してまだ使える。十分その対応を検討してから、このような予算計上になったんだろうなというふうに推測しますけれども、重要な重機の1台であるんだろうなというように感じましたので、重機の活用日数など、これまでの活用状況、それと今後の利用見込みをお尋ねして、加えまして、修理した場合、その費用額についても、見積りの件数と金額をお尋ねしたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 私のほうから（1）の物価高騰対応重点支援給付金の三つの給付金の積算根拠についてお答え申し上げます。

まず、非課税世帯分の給付金の対象世帯数は、全データの抽出を4月24日に行いまして、

令和6年度住民税課税情報などを参考に、新規対象を1,600世帯と見込み、1世帯当たり10万円を乗じまして、予算額を1億6,000万円と算定いたしました。

次に、均等割のみ課税世帯分の給付金の対象世帯数ですが、こちらも抽出日現在の令和6年度住民税課税情報などを参考としまして、新規対象を450世帯と見込み、1世帯当たり10万円を乗じまして、予算額を4,500万円と算定しました。

最後に、子育て世帯加算分の給付金は、令和5年度住民税非課税世帯給付金及び均等割のみ課税世帯給付金の対象となった世帯、現在、給付金等もやっておりました世帯で、こども加算の対象となった子どもの人数割合を参考といたしまして260人と見込み、児童1人当たり5万円を乗じて、予算額を1,300万円と積算いたしました。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 私のほうからは、新型コロナワクチン接種費用の助成の2,000円の根拠ということで答弁させていただきます。

助成額につきましては、季節性インフルエンザ予防接種費用の助成額、また近隣の状況を考慮しまして、様々な助成の金額、また、接種率を試算しまして協議を重ねた結果で決定したものでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 私からは、「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業の強化枠の内容について答弁申し上げます。

本事業は三つのメニューに分かれておりまして、パイプハウスや低コスト耐候性ハウス等の施設や、省力化機械等の整備を支援する生産力強化支援型、耐用年数を経過したガラス温室や鉄骨ハウスの改修等を支援する園芸施設リフォーム支援型、換気や、かん水が自動で行われる環境制御関連装置や、ICT等の先端技術の導入に対して支援するスマート農業推進型がございます。

認定農業者のうち、対象品目の経営面積が露地品目はおおむね3ヘクタール以上、施設品目はおおむね1ヘクタール以上を有し、販売額の10%以上の増加等にチャレンジするものへの支援として生産力強化支援型の中に強化枠が新設され、今回、これに該当する1件について補助金が増額されたものでございます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 最初に、稼働状況についてでございます。

令和５年度の稼働状況については、稼働日数は199日でございます。令和３年が158日、令和４年が170日となっております。

今後の稼働の推移ですが、やはり、170日から200日の間で推移すると思われます。修繕費の見積りなんですけれども、販売メーカー１社から見積りを徴取いたしたところ、現地で見積りを判断してもらったんですけれども、最大380万円かかるということで見積りを徴取しております。

以上になります。

○議長（飯嶋正利） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 失礼いたしました。答弁の訂正をさせていただきたいと思えます。

先ほど、私は2,000円ということで助成額の根拠を申し上げましたが、事業費の根拠ということで答弁のほう訂正させていただきたいと思えます。

事業費の根拠ですけれども、対象者65歳以上の方と60歳から64歳の内部障害のある方2万270人で、うち接種者を約50%の1万195人と見込んでおります。

国の助成金が8,300円掛ける1万195人、市の助成金としまして、一般分としまして2,000円掛ける1万75人、あと、市の生活保護者の方々の分、7,000円全額の分の120人を見込みまして、合計で1億560万8,500円でございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） 最後となりますけれども、幾つか伺いたいと思いますのでお願いします。

まず、物価高騰対応重点支援給付金給付事業についてになりますが、今なお物価高騰が依然として続いている中で低所得世帯を支援するため、この給付を迅速かつ的確に支援すべきものと考えております。

そこで、本市における今後の支給スケジュールを確認したいのでご回答ください。

次に、新型コロナワクチン接種費用助成金についてであります。やはり、まだワクチンの値段が高額です。インフルエンザ予防接種の費用と比べても随分と大きな金額になっておりますので、市民感情としてはいかほどなものなのか、気がかりではあります。

そこで、本市におけるワクチン接種の推奨度合いを鑑みて、今後、インフルエンザと新型コロナウイルスの予防接種に対して、どのような取扱いの下、周知や広報を行うのかお尋ねします。

次に、「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金についてであります。本市の農業は主要な産業でございまして、旭市の発展には欠かすことのできないものであります。本事業を実施される農家の皆さんの経営がさらに発展するように、ここで爆速な取り組みを促しつつ、速やかな事業実施とサポートを期待いたしまして、なぜ3か月ほど前の当初予算に組み込めずに、この時期の補正予算の計上となってしまったのかお尋ねいたします。

最後に、車両購入費についてであります。僕がふだん乗ります乗用車と違って、重機というのは故障が多いんでしょうね。それから、今定例会にも上程されております消防ポンプ車両と比較しても、何だか耐用年数がだいぶ短いようでございまして、維持していく、それから運営していくのが大変だろうと、そのようにお察しいたします。

そもそもこのような取り組み自体は、本来ですと委託してもいいものであらうと、そのように思いますけれども、インフラ整備が行き届かずご不便をかける地域住民のために車両を整備し、人員を配置している状況でありますので、いろいろと担当課においても悩ましいところだろうと、そのように感じます。8年で、センターピンが緩んでいる程度で修理が300万円以上かかってしまうような事業を継続しなければならないというのも、今回回答ありましたが、170日も稼働しているんですね。これを見ますと、よほど旭市は砂利道が多くて、舗装の整備が全く行き届かないと、市長も今の答弁で感じ受けていただけたんだらうと、そのように思います。赤道だとか、青道だとか、市道以外の道路用地に関しては、なかなか整備が市の予算からは組み込めないということでもありますけれども、やはり、しっかり地域住民だとか、そこに使える補助金、税金を調査してもらって、そちらの改善にも結び付けたほうがいいのではないのかなと、そのように感じ受けました。

新車両導入については、経済活動に直結するような利用だとか、議員からの要望だけではなくて、それ以外で住みやすい環境づくりのために、公平で平等な活用計画をお示しいたきたいが、これをもって最後の質疑といたします。ご回答をお願いします。

○議長（飯嶋正利） 再々質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） それでは、（1）給付金の今後の支給スケジュールについてお答え申し上げます。

非課税世帯及び均等割のみ課税世帯分の給付金につきましては、7月10日をめどに、対象と見込まれる世帯に対して市から確認書を郵送し、同日から受付を開始する予定でございます。確認書の返信をいただいた世帯から、順次、内容を確認の上、給付金の支給を行い、第1回の支給は7月下旬を予定してございます。

また、それ以降は、2週間に1回程度のスパンで順次支給を行ってまいります。

それと、こども加算の給付金につきましては、最初に、こちらの住民税均等割のみ課税世帯、非課税世帯の給付金の情報をいただいております。そこで口座情報を事前に市で把握することができますので、プッシュ型での支給を予定しております。議員よりご指導いただいたとおり、迅速かつ的確に支給事務のほうを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 私のほうからは、ワクチン接種の今後の取扱いと周知方法とということでございました。

インフルエンザとコロナワクチンともに定期接種でございまして、接種の義務はないものの、重症化を防ぐことから大変重要であると思っております。必要に応じて、助成も今後検討してまいりたいと思いますし、周知方法につきましても、対象者全員へ接種券のほうを送付するとともに、広報またホームページ等で周知を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） なぜこの時期の補正になったのかについてご答弁させていただきます。

本事業の要綱、要領の施行が令和6年4月1日でありまして、当初予算では従前の補助率で計上しており、予算に不足が生じてしまいました。本事業は単年度で事業を完了することを原則としておりましたので、事業を速やかに進めるためにも、早急に予算確保が必要となったものでございます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 整地につきましては、市民の方や区長などからの要望により実施しているところでございますが、今後も適正に整地作業のほうを実施してまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員の質疑を終わります。

林晴道議員は自席へお戻りください。

続いて、伊場哲也議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 令和6年度旭市一般会計補正予算の議決について、3点質疑いたします。

1点目、タブレット11ページになります。2款1項9目交通安全対策費183万円の増、説明欄1、交通安全対策事務費の増によるものということで、千葉県の自転車乗車用ヘルメット購入補助事業の創出に伴っての補正であると。県の補助金を活用して、市がヘルメット購入費補助事業として新たにスタートするための補正ということで、183万円のうち県支出金91万5,000円、一般財源から91万5,000円、旭市の補助金91万5,000円の積算根拠をお伺いいたします。

2点目、3款1項1目、11ページでございます。社会福祉総務費2億2,500万円の増。物価高騰対応重点支援給付金給付事業、もう既にご答弁の中でおおむね理解いたしましたけれども、予定してありました質疑ということでさせていただきます。

非課税世帯、均等割のみ課税世帯並びに子育て世帯加算分の人数をそれぞれお伺いしたいと思います。1,600世帯、450世帯、260人という答弁をいただいております。多分それでよろしいかと思っておりますけれども、質疑させていただきます。

3点目でございます。13ページ、8款2項2目、これももう既に答弁内容を先ほどお聞きいたしました。道路維持管理費830万3,000円に関わる説明欄17、備品購入費。これも一昨日の説明で、車両購入、未舗装道路の整地要望道路に対応するため市で保有している重機について不具合が生じたことから、新たに買い換える費用を補正するものというご説明をいただきました。

私のほうで質疑内容として設定したものが不具合の内容です。それから、購入台数は1台なのでしょうか、お伺いいたします。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 私からは、自転車乗車用ヘルメット購入費補助金について回答

します。

歳入の積算根拠ですけれども、県補助金の上限額を計上しております。県は補助の上限額を製品 1 個当たり 1,000 円以内、市町村の人口の 1.5% としておりますので、1,000 円に旭市の人口 1.5% 相当の 915 人を掛けた額としております。

歳出としまして、県支出の 1,000 円に、市が支出する 1,000 円を合わせて、製品 1 個当たり 2,000 円を使用者に補助するというものです。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 私からは、（２）の各給付金につきまして、各対象世帯数と人数ということでお答え申し上げます。

初めに、非課税世帯分の給付金の対象世帯につきましては 1,600 世帯、続いて、均等割のみ課税世帯分の給付金の対象世帯数は 450 世帯、最後に、子育て世帯加算分の給付金につきましては 260 人が対象となっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 不具合の内容ということです。

不具合の内容は先ほど申し上げましたが、センターピンの部分が現在がたついておりまして、走行中に車体がぶれたりするという状況でございます。

購入を予定する台数は 1 台でございます。現在使用しているホイールローダーと同等の車両に買い換える費用を計上いたしております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5 番（伊場哲也） 3 点に関する答弁をありがとうございました。

1 点目でございますけれども、ヘルメットの再質疑をいたしますけれども、市民への周知の方法です。新しく事業を始めますよと。つきましては、2,000 円補助いたしますよと。自転車を運転する市民には、努力義務ということでヘルメットの着用を促すわけですね。この周知方法についていかようにお考えなのか、再質疑いたします。

2 点目、3 点目につきましては、先ほどの林議員並びにただいまの答弁で理解いたしました。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 補助金の周知方法としましては、広報、ホームページ、各施設でのチラシの配架を予定しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 来月、7月からになりますでしょうか、お尋ねいたします。

要は、なるべく早くということがいいだろうということを踏まえての質疑でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再々質疑に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 申請の開始時期につきましては、今のところ、県の交付決定を待っておりますので、8月頃となる見込みであります。

申請開始となりましたら、できるだけ多くの方に利用していただけるように広報に努めてまいります。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の質疑を終わります。

伊場哲也議員は自席へお戻りください。

続いて、松木源太郎議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○20番（松木源太郎） 先にお二人の方から質疑があった部分でありますけれども、社会福祉総務費の支給問題です。

今回、国の支援金が2億2,500万円丸々国から来るわけですが、その中で、私は、先ほど林議員、伊場議員に答弁があった非課税世帯、均等割、子ども関係の世帯数を知りたいと思っていましたが、これも明らかにされたので、突っ込んで次のことを聞きたいと思います。

今まで、このような国からの補助金に伴うところの支給事業が何回か行われました。そのときには、本日、社会福祉課長からご答弁があった、先に通知を出して返事をもらって支給する。新しい方がいれば、広報などで呼びかける。こういうことでだいたいの予想、今回の場合には、1,600世帯、450世帯、260人という件数を調べた。

ところが、過去にあった場合には、そういう中でも漏れた方が結構いるんですよね。これ

をどういうふうに救うかということの調査をしなければいけないのではないかと思います。プッシュ型というのは、緊急を要するから、早く調査した方にどうですかと通知して、反応があれば、すぐ送付するという形にしているんですけども、これが本当にいいものかどうかというのは、私は前からすごく疑問に思っていたわけです。この点について、今までの実績、予想した数字に対してどうであったかということをお知らせいただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 私のほうから、令和5年度から事業の実績がございます。その給付率、それと、これまでプッシュ型で行ってきたところで、どのような感じというか、反応かというところで答弁させていただきたいと思います。

まず、令和5年度住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり7万円の給付金を支給いたします住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金（追加給付分）の支給状況につきましては、5月31日時点で、支給件数が6,427件、支給額は4億4,989万円となっております。そのうち市のほうから課税状況等をあらかじめ確認いたしまして、確認書を送付する確認書の対象が6,388世帯で、6,216世帯に給付しておりますので、給付率は97.3%となっております。

次に、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯当たり10万円の給付金を支給する住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対応給付金の支給状況につきましては、5月31日時点で、支給件数が1,254件、支給額は1億2,540万円となっております。そのうち確認書の対象が1,270世帯で、1,246世帯に給付しておりますので、給付率は98.1%となっております。若干上がっております。

それと、こども加算につきましては、令和5年度の住民税均等割のみ課税世帯と住民税非課税世帯のうち、18歳以下の児童を扶養する子育て世帯に対し、原則として手続不要で、こちらのほうから支給案内通知というものを送付しまして加算給付を行うため、給付率はほぼ100%ということになってございます。

それと、確認書の送付後でございますが、少し時間のほうがずれますので、また、そういったものもございまして、死亡される方ですとか、また転出などの世帯の状況変化等もございまして、現実的には、努力しているところなんですけれども、給付率100%とはなってございません。ただ、反応としては、おおむね良好であるものとは考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） 過去の実績から見て、だいが市のほうでは頑張っていると思うんですけども、私は、こういうやり方が本当にいいことなのかと疑問に思っているんです。こんな話をすると怒られますけれども、何だか知らないけれども、来たから送ったらお金が届いたと、こういう話が出てくるんです。ですから、国が生活で困っているだろうと。それから物価も高騰しているとか、いろいろな問題で出して、自治体も協力してやるんだけど、国民の方が本当にそういうものを必要としているかということをもっと政治的に考えなければいけない部分もあるなと私は思っているんです。

今回の事業の予算が通って、7月前後までに調査が終わって実施できることはありがたいと思うんですけども、ひとつ、この点を踏まえて、十分に対応できるようなことで執行していただきたいと。このようにお願いして、質問を終わります。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） ありがとうございます。今回の給付金の周知等につきましても、これまでの給付金と同様とはなってしまうんですけども、また、市のほうでも考えまして、ホームページ、広報あさひ、公式LINEなどを活用し、申請漏れのないよう、十分に周知啓発に今後も努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員の質疑を終わります。

松本源太郎議員は自席へお戻りください。

議案の質疑は途中ですが、11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時 0分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

続いて、戸村ひとみ議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○4番（戸村ひとみ） それではお願いします。前者3名の方からる質疑がございまして、ちょっとかぶっているところもございしますが、答弁が聞き取れなかったところとか、ご答弁を聞いてさらに疑義が深まったところとかを聞いていきたいと思います。

それでは補正予算、議案第1号の自転車乗車用ヘルメット購入費補助金です。

こちらは前者のほうのご答弁で、積算根拠は市民の1.5%、たしかそうそういうふうにおっしゃったんですけれども、市民の1.5%を掛けて915人分というふうにおっしゃいましたが、これは積算根拠ではないと思います。数式です。何で1.5%なのか。しかも、市民というと、ゼロ歳児からなのか。そのあたりのところをお願いいたします。

補助金自体の2分の1が県から出て、2分の1が市から出るということで、両方で2,000円ということでしたが、いわゆるヘルメットというものは、市民はどれぐらいの価格で購入できるものなのか。こういうところが全部根拠になるんだと思うんです。幾らのヘルメットを、これだけ補助すれば、きっと市民がたくさん購入してくれるだろう。市民の命が守れるだろうと、ここが根拠だと思うんですね。ですから、数式では根拠にはなりません。県の補助が2分の1で、市も2分の1、この補助率の根拠もお願いいたします。

それと、実績としてどういうふうになっているか。実績というのは、つまり、市民の方はどれぐらい今ヘルメットを着用して、どれぐらいの方が着用していないから、こういう事業をしなければいけないのかという、ここの実績です。そこをお願いします。これは、全て根拠になると思います。

先ほど言いましたターゲットの中に市民全員という数字だと、915人というのが出てくるんですけれども、中学生とかは既にヘルメットを着用していますよね。絶対しなければいけないと思うんですけれども、中学生にはどのような補助が出ていますか。中学生のヘルメットは、ただで配られているのか、あるいは補助が出ているのか、あるいは全く出ていないのか。中学生は全く出てなくて、ターゲットの中に中学生が入っているというケースもございしますので、そのところを教えてください。

先ほど、周知のことで前者からもございました。本当にヘルメットを着用してほしいという気持ちがあるんでしたら、実は広報は、ご存じだと思いますが、ここで私も結構議論していると思うんですけれども、新聞折り込みなので、あとは公民館とかですから、市民の半分の世帯の方というのは広報が手に入っていないと思います。ですから、この周知の仕方が、なぜ、そういうところにとどまっているのか。例えば自転車屋さんとか、そういうところに積極的にPRする、こういう補助金があるんですよということをPRするような、そういう

のは議論のテーブルに乗りませんでしたか。

続きまして、（２）新型コロナワクチン接種費用助成金についてです。

具体的な内容をいま一度お願いいたします。具体的な内容というのが、インフルエンザワクチンと一緒に定期接種ということで、新型コロナ用のワクチンというの中身ですね。RMAというのは、もう恐らく廃棄されていると思うんで、何千億円かけて国が廃棄したというニュースを聞きました。ですから、ワクチンの内容ですね。レプリコンワクチンが開発されたんだと思うんですけども、これなのかどうなのか。

あと、レプリコンワクチンに関しましては、免疫学会とか、いろいろなところの方が危険性を訴えていらっしゃる。先ほどの答弁では、ワクチン自体が１万5,300円で、国が8,300円を補助すると。そこにさらに市が補助すると。なぜ市が補助金の上乗せをするのか。その根拠をお願いいたします。危険性が非常にあるというようなことを訴えている学会の方々もいらっしゃる。そういうのをちゃんと検証されましたか。国が8,300円の補助というのは、考え方によっては、１万5,300円もするところを絶対に打ってもらわなければいけないというんだったら、恐らく全額補助するんですよ。今までのようにね。今までというのは５類になる前です。国が約半分ぐらいを補助するということは、インフルエンザと同じように、どっちでもいいんですよ的な感覚だと、私は思っているんです。インフルエンザもワクチンを接種する人のほうが恐らく少ないと思います。なぜならば、非常によく効く薬が開発されていて、ワクチンを打つよりも、しかも、そのワクチンが効くかどうか分からない。型によっては効かないということもあるので、打つ方が少ないのではないかと思います。ですから国のほうとしては、インフルエンザと新型コロナと同じような感じで扱いをして、補助額も8,300円というふうになっているのではないかと私は思うわけです。半額補助ということですね。

そういうことを鑑みて、何で市がわざわざ補助金の上乗せをするか。市民の命を本当に守りたいと思うんだったら、学会とかでも危険性があるということを結構言われていることを一度たりとも検証されましたか。検証された結果でこれが出ているんだったら、私は納得できるんですけども、そここのところをお願いいたします。どういう議論が起こったのかということもお願いいたします。

３番です。「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金についてです。前者からいろいろございました。私は聞き間違えているかも知れないんですけども、この補助金を使われる件数は１件とおっしゃいましたか。１法人ということなんですか。そここのところの確

認をお願いいたします。

補助率が、ほかの補助金とかで3分の1とか4分の1とかというのがあまり見ないような気がするんです。千葉県は、花卉とかに関しても全国2位ということで、それを支えているのは旭市で、農業立県だと思うんです。確認なんですけれども、括弧して補助率3分の1と4分の1とあるんですけれども、これはなぜ2種類あるのか。先ほど、手厚くしたということのかなと思うんですけれども、そのこのところの説明をお願いします。

農業立県であるのに、しかも支えているのは旭市です。この補助率の低さというのは、どういうところにあるんですかね。これは手を挙げた人が1件しかいないということなんですか。それとも、もし1件しか手を挙げた方がいらっしゃらないのであれば、非常に使いづらい補助金なのではないかなと思うんです。補助してもら側にとってね。そのこのところをどのように考えてらっしゃいますか。

あと、実績があるんでしたら、実績も教えてください。これは新規事業ですか。そのこのところをお願いします。

あと、今後の展開です。これは、こんなふうな補助率で、1件とかでこれから先もやっていく事業なのか。

4番です。車両購入費についてです。これも前者からいろいろ質疑ございました。舗装の道路が少ないとおっしゃいました。そうなんだと。私は全市を端っこから端っこまで行っているわけではないのでよく分かりませんが、確かに砂利道が多いというのは感想としてあります。なので、市がわざわざ重機を所有して、その重機の管理までしながら、そして、それを運転する人、操作する人、そういう人たちを雇用してやってらっしゃるのかなとは思いますが、市が所有する重機というものはどれぐらいあるものなのか。これ1台なのか。

それとあと、重機に関しては、運転する免許というんですか、資格は普通免許でできるものばかりなのかどうか。

それと、先ほど外部委託の話もちらっと出ていましたけれども、私は、これは必ず検証してみなければいけないことだと思います。外部委託とのすみ分け、1年にそんな百何十回も出動するようなことがあって、もしほかにも重機というものがあるんでしたら、そういうのもどれだけの件数が出ていて、それを全部市がやることなのかどうかという費用対効果です。そのあたりと、経費削減というところから、こういうのは検証されたことありますか。以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 私から、自転車乗車用ヘルメット購入費補助金について回答します。

まず、人口の1.5%ということですが、県の交付要綱に補助率と補助限度額が定められておりますので、その辺を紹介します。

まず、補助率は、補助事業に応じた経費の2分の1以内ということになっています。補助の限度額なんですけれども、ヘルメット1個当たり1,000円以内、そして各市町村の人口、令和6年3月1日現在の千葉県毎月常住人口調査月報の人口を基準とし、1,000人未満切捨て1.5%、旭市の場合には6万1,000人の1.5%ということになります。これにヘルメット1個当たり1,000円を掛けたものが補助限度額となっております。

それから、ゼロ歳からかということの質疑ですが、年齢制限は特にございません。

それから、どれくらいの価格かというご質疑でしたが、これがまた幅が広くて、高いものだと1万円を超えるものもあるんですけれども、インターネット上とかカタログで見たところ、三、四千円台のものが多いのではないかなというふうに思いました。

それから、補助率の根拠なんですけれども、積算根拠としましては、県の要綱に基づいて同じように1.5%といたしましたが、同じように予定している県内の幾つかの団体に聞きまして、1.5%を僅かに超える団体もあるんですけれども、1%程度のところもある。市によってばらつきがあります。

それから、着用率なんですけれども、これが公的なところ、例えば警察などからの調査結果というのが入手できませんで、旭市としましては、昨年、令和5年11月12日に、産業まつりでアンケートを行ったことがあります。その際に、回答者が496人、うち自転車に乗る方が293人、そのうち「ヘルメットを常に着用する」それから「場合によって着用する」を除いて、「ヘルメットは着用しない」というふうに回答された方が34人いらっしゃいました。全体としましては、ヘルメットの非着用率6.9%、乗る方の中では11%ということになります。

それから、中学生の通学用のヘルメットの補助につきましては、市民生活課の所管外でございますので回答できません。

それから、周知の仕方ですが、一応、学校や老人団体なども検討としては上がっております。ご意見いただいた自転車店など、非常に素晴らしい案だと思いましたので、これ

も検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 私からは、（２）の新型コロナワクチン接種費用の助成について答弁させていただきます。

具体的内容のほうを改めてということでございました。本事業は、令和６年度から新型コロナワクチンが定期接種となりまして、接種が原則有料となることに伴いまして接種費用を助成するものでございます。対象は65歳以上の方と60歳から64歳の内部障害のある方２万270人で、うち接種者は約50%の１万195人を見込んでおります。これに対しまして、市として独自に2,000円の助成を行うものでございます。

質疑のほうが幾つかございましたので、順に説明していきます。

初めに、ワクチンの中身ということでございました。ただいま市のほうに示されておりますのは、厚生労働省の専門委員会でオミクロン株新系統のJN-1や、その派生型に対応したワクチンを使う方針ということが決定されたということで示されておりました、まだ開発中ということでございますので、質疑の中にありました検証ですとか、そういったものについては市のほうでは行っておりません。

また、検証ということでございますけれども、こちらにつきましては厚生労働省、国のほうで行っているものですので、市のほうで改めてこのワクチンの中身について検証することはございません。

次に、さらに市が国の助成に上乗せをなぜするのかという質疑でございました。先ほどの答弁と重複するところもございますが、市としましては、コロナワクチンにつきましては定期の予防接種ということになりまして、インフルエンザと同等の予防接種として推進していく方針でございます。

これに当たりまして、義務というものはないものの、65歳以上の方々、重症化する方々に対しましては重症化してはいけないということで、こちらのほうは市も推進していくというところがございます、少しでも軽減して推進していくということで、市がさらに2,000円を助成するというところでございます。

続いて接種率でございますが、インフルエンザ等の接種率の話がございました。こちらの対象者の根拠となっております50%でございますけれども、コロナワクチンにつきましては、昨年秋開始接種で51.2%の方が接種を受けております。これに対しまして、インフルエンザ

につきましては、令和5年度、対象者は同じでございます。令和5年度は対象人数が2万476人に対しまして60.5%、1万2,386人の方が接種を行っております。インフルエンザのほうは、既に負担金を取りながらの接種となっております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 私からは、「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金の補助件数についてご答弁申し上げます。

補助件数ですけれども、申請があった件数は全体で21件でございます。その中で強化枠に該当したものが1件というものでございます。

先ほど、林議員のご答弁で申し上げましたが、産地事業には3パターンに分かれておりますので、その全体が21件あって、強化枠に該当する事業者は1件であったということであります。

それから、3分の1と4分の1の補助率の違いということではありますが、農業関係の場合、だいたい3分の1が主流でありまして、補助率が上がったというような形でございます。

（発言する人あり）

○農水産課長（伊藤弘行） 4分の1から、強化枠3分の1でございますので。

それから、実績であります。今回始まったばかりでありますので1件の予定でございます。

今後、この事業を活用した件数は増えていくものと考えられます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） まず最初に、建設課で所有している重機なんですけれども、今回の小型ホイールローダー1台、大型ホイールローダー1台を保有しております。

運転の資格につきましては、小型のホイールローダーにつきましては、普通自動車免許になります。あと、車両系建設機械運転技能講習というものを受講することが必要になります。大型ホイールローダーにつきましては、大型特殊免許が必要ということになっております。

外部委託と比較したかというお話ですが、詳細には比較していないんですけれども、住民要望に早期に対応するためとか、市管理道路の未舗装道路の穴などでタイヤとかがパンクした場合に管理責任を問われる可能性もございますので、素早く対応するために車両の保有が必要だと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 私のほうからは、（１）のヘルメットの中学生にどのような補助をしているかというご質疑に対してお答えいたします。

令和４年度の決算の実績ですが、中学生の通学用ヘルメット補助金としまして、補助率は２分の１、補助金の額としては68万円、515人分ということでございます。１人当たり1,320円の補助ということでございます。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ） 自転車乗車用ヘルメットからです。

産業まつりでアンケートを取られたら、6.9%がヘルメットを未使用、使ってらっしゃらない方が6.9%ということだと。四百何十人かの中から抽出したものです。全部が回答してくださったということですね、四百何十人ね。6.9%がヘルメットを未着用ということで、どうですか。私の認識では、お年寄りの方とかで自転車に乗っていらっしゃる方で、ヘルメットされている方を私は見たことがありません。ふらふらしていらっしゃっても、ヘルメットをしてらっしゃる方を見たことがありません。

サンプルの取り方がどうなのかなというのがあるんです。産業まつりに来ている、例えば中学生とかにばかりヘルメットをつけていますかとアンケートを取ると、絶対つけていますよね、中学生はね。ですから、このところをもうちょっときちんと検証するべきではなかったかなと思うわけです。

県としては、下に下ろすときに、当然のことながら、県として扱いがしやすいように、数字を出してもらいやすいように、人口の1.5%とか、そういうふうに出してくると思うんですけども、この半分は市が補助するわけですから、そのところで、本当に市民の、私は特に子どもの自転車の事故とかを防いで、全国的に物すごく子どもの事故が報道されているじゃないですか。そういうのを考えると、本当に実効性のある補助金というものをを出していただきたいと思って、こういう質疑をしているんです。半分は県から来る、全額国からとか、全額県からというんだったら、市のほうで検討のしようがないと思うんですけども、このところを、きちんと議論のテーブルにのせるべきではないかなと思うんですけども、そういう議論というのは今までもされていませんか。

要するに、どこからか補助金があるから、うちもそれに補填して、市も補填して、数字を合わせるみたいな、こういう出し方ではなくて、実効性のある補助金の使い道というふうな

検討というものは今までされていませんか。副市長、お願いします。

あと、周知のほうはご答弁いただきました。そのようにお願いいたします。

中学生のヘルメットの補助なんですけれども、この補助金と同じような感じなんですよ。いわゆる1,320円、半分の補助するから、中学生もヘルメットを必ず着用しなさいねということで、それはもちろん子どもの頭を守らなければいけないですから、補助は必ずやらなければいけないことだと思うんですけれども、逆に言うと、半分かいいというふうに私は思うわけです。子育て支援だ何だかんだとうたっていっちゃいます。うたっていっちゃるという言い方が変ですが、国中を挙げて子育て支援をやっているんですよ、総理大臣から。そんなときに、中学生のヘルメット、この補助金と同じようなレベルでの補助ではなくて、全額補助みたいな、そういう話が出たか出ないか、そういうのが議論に上がったかどうかということも教えてください。

新型コロナワクチンです。

課長のほうからもご答弁の中で、まだ開発中のワクチンを国のほうが使うと言っているから、それに対しての補助ですということで、先ほども言いましたように、これが本当に市民の健康、命を守れるものなのかどうかというのを、国から来ます、はい、それじゃそのままっていうんじゃなくて、もう少し考えていただきたいということで質疑しているんです。まだ開発中のものだから何になるか分かりませんが、国のほうが補助するから、市もそれに対しての上乗せですというのではなくて、この補助金の考え方も、併せて副市長にご答弁いただいたほうがいいと思います。

危険性の認識についてお聞きしましたがけれども、認識があるのかなのか、そういうものが議論のテーブルにのったかどうかというのは、もう1回ご答弁いただいてもいいですか。これも副市長なのかな。

「輝け！ちばの園芸」です。

すみません。課長、私はお答えがちょっと分からないんですよ。私の理解力が非常に悪くて、21件を補助しているんですか。21件申請があって、1件を補助しているんですか。申請があった分、全部21件を補助しているんですか。もう1回、そのところをお願いします。

先ほども言っていますように、補助率のこともよく分からなかった。主流が3分の1だけれども、今回は増額ですと言われて、でも3分の1。3分の1と4分の1というのがあるのが分かりません。でも、主流が3分の1だったのを、増額だったら3分の1ではないですよ。きっと2分の1とかになるんだと思うんです。

21件の申請があつて、21件そのまま補助金が出るというんだつたら、今後、件数が増える見込みだとおっしゃっていましたがけれども、そうすると、これ自体の補助する予算というのは、これから先もどんどん上がっていくというようなことになるんですか。お願いします。

あと、重機です。小型と大型があるんですね。ということは、小型が八百何十万円だから、大型に関しては1,000万円超えですね、きっとね。2,000万円ぐらいするのかな。ちょっと分からないですけれども、センターピンだか何だかがどうのというときは、また新しくするか、修理したらどれぐらいになるから費用対効果を考えて新しくするかというような、そういうことになるんだと思うんですけれども、そうすると、相当な金額の重機を保有して、しかも大型ホイールローダーには大型特殊の免許が必要ということになると、いわゆるお給料というのは、技能手当みたいなものも恐らくあるんだと思うんです。

今度また、人手不足の中で、こういった免許を持っている人をずっと雇えるかと、そのところにも来ると思うんです。一般質問ではないからこういうことは言えないんですけれども、すみ分けの検討をきちんとしたことはないんですけれどもみたいなことがあったんですが、今後、こういうすみ分け、外部委託と、市が所有すること、市が雇用すること、そういうことに対しての検証みたいなものをやられる予定がございますか。これも副市長の答弁になるのかな。お願いします。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 産業まつりでのアンケート調査につきましては、確かに、交通安全関係のブースを出しまして、そちらを訪れた方から伺っておりますので、交通安全に関して意識の高い方がお集まりになったというのは、私も思うところでございます。

実効性のある補助金の検討ということにつきましては、市が行う補助金の事業では、多量で様々なデータを集めまして、それを総合的に検討して実施しているところでございます。それが普通のことでございますけれども、ヘルメットの着用率に関しましては、詳しいデータがないものですから、ニーズがどのくらいあるのか、はつきりと分かりません。

一例を挙げますと、昨年、東京都の自治体で行った団体がありまして、あるところは0.5%分の計上と。ある団体では2.4%というところもございました。ですから、ニーズが分かりませんでしたので、まず近隣の状況を聞きまして、県の交付要綱どおりの1.5%に従ったところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教育総務課からは、ヘルメットの中学生向けの補助金の補助率、全額補助の議論はされたのかというご質疑でございます。

中学生向けの補助につきましては、長年、2分の1でこれまでやっておりまして、最近では補助率を上げてほしいというようなご要望の声は伺ってはございません。

ただ、今年度から市民向けの補助金を始めたということもございますので、そういったものとの整合性あるいは近隣等の状況なども踏まえまして、今後、研究したいと思っております。

○議長（飯嶋正利） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 私からは、コロナワクチンの関係についてでございます。

ワクチンの安全性というところの質疑でございましたけれども、こちらのワクチンにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、厚生労働省の専門委員会のほうが今示しているものでありまして、付け加えますと、WHOが推奨するものということでございます。

市としましては、ワクチンにつきまして、予防接種法に基づきまして行っておりまして、ワクチンの安全性ですとか、そういった部分については、国の責任において専門的に判断するところでございます。市としましては、重ねて申し上げますけれども、予防接種法に基づいて、市の役割として定期予防接種を推進していくというところでございます。

補助金の考え方ということでございますけれども、定期予防接種でございます接種を進めて重症化を防ぐということから、市独自の助成のほうは必要であると考えているところでございます。しっかりとした体制を整備して推進してまいりたいと考えております。

あと、危険性の議論ということでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、こちらにつきましては専門委員会等で判断されるべき、国が判断するべきところでございまして、市としましては、これを検証というところのすべはございませんので、うわさですとか、そういったところに惑わされることなく、専門的な分野で評価されたものを使用しながら接種のほうを粛々と進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 私からは、21件の内容ということと、補助率の関係についてご答弁申し上げます。

まず、「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業の中には、生産力強化支援型という

ものと園芸施設リフォーム支援型、それからスマート農業推進型というものがございます。

今回、生産力強化支援型の中に強化枠が設けられたというもので、生産力強化支援型というものは、パイプハウス等の施設や省力機械等の整備を支援するもので、今までは認定農業者と認定新規就農者について、4分の1以内で支援していたものでございます。それが認定農業者のうち、対象品目の経営面積が露地品目はおおむね3ヘクタール以上、施設品目はおおむね1ヘクタール以上を有し、販売額の10%以上の増加や輸出の取り組みにチャレンジするなどの要件を満たす事業主体に対して、強化枠として3分の1を支援するというものでございます。

それから、21件の内訳ですけれども、生産力強化支援型が11件で、そのうち強化枠に該当するものが1件ということでございます。園芸施設リフォーム支援型は9件になります。スマート農業推進型は1件ということで、全体で21件となるものでございます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 外部委託とのすみ分けが必要ではないかというようなお話がございました。

現在、運転資格者のほうなんですけれども、小型ホイールローダーのほうの運転資格者は5名で、職員が2名で、会計年度任用職員が3名、大型ホイールローダーの運転資格者は4名で、職員が1名で、会計年度任用職員が3名という状況になっております。大型ホイールローダー運転資格者が4名、小型ホイールローダーの運転資格者が5名ということになっております。9名です。

外部委託との検証ですが、必要と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） ありがとうございます。

ヘルメットのことにしましては、やはり、もう1回きちんと検証してください。数字の取り方が分からないというのではなくて、どうやったら正確な数字が取れるかということを研究していただきたいです。職員たちの目視でもいいでしょうし、やり方はいろいろあると思います。先ほど言いましたように、私は、お年寄りでヘルメットしてらっしゃる方を見たことがありません。

新型コロナワクチンです。

私は危険性、危険性と言っていますけれども、実は私は、大親友のご主人がワクチンの次

の日に亡くなったので、それで非常にいろいろ調べまして、そうしたら厚生労働省のほうもちゃんとホームページで書いているんですよね。ワクチンで亡くなったかも分からないというような死亡例というんですか、超過死亡ということで数字とかも出しています。

先ほどありましたけれども、WHOのほうも、日本の国のワクチンで亡くなった、あるいは副作用が出たというようなことが認定されるのが30分以内で、いろいろ制限があつて、それをWHOのほうで見直せというようなことも出ています。それはニュースに出ていました。ですから、国がこうだからというようなことをおっしゃいましたけれども、そうしたら、きちんと厚生労働省のほうもチェックしてください。市民にきちんとした情報を、いいんですよ、ワクチンを打とうが打たまいが、それは個人の判断でいいと思うんですけれども、そうしたときに、国が補助金を出すんだから、市が補助金を出すんだから、いいに決まってるだろうと。日本国民はお上思想がございますので、そういったところで、わざわざ市が補助金をつけてくれるんだからといって打つ方も当然多いんだと私は思うんですよ。安心して打つと。そのときには、市はきちんと情報を出していただきたい。こういうこともありますよと。本当に私は心から旭市民の方の健康、命を守りたいと思っているんです。ですから、せめて情報だけはきちんとしたものを提供していただきたいなと思っていますが、その辺のご見解をお願いします。

○議長（飯嶋正利） 再々質疑に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） ヘルメットの現実的な着用の状況について、調査する方法を検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 新型コロナのワクチンにつきましては、秋冬を開始ということで目指して行っているところです。

今後も国の情報を注視しまして、適切な情報提供を行いながら接種のほうを推進してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は、そのまま質問席でお待ちください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第3号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第4号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第5号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員、準備が整い次第始めてください。

○4番（戸村ひとみ） お願いします。水槽付消防ポンプ自動車についてです。

どんな消防自動車なのかという仕様と、取得に至る具体的なところをお願いしたいんです。つまり、どこに配備するために購入されるのか。金額は出ているんですけども、私は議会で7,000万円ぐらいでしたか、そういうのを購入しますよと出されるときに、入札の応札状況、そういう入札状況だけではなくて、やはり、仕様をきちんと議員に議案とともに出していただかなければ、私たちは、金額だけで審査するわけにはいきませんので、それをお願いしたいと思うわけです。

私が今ここでこうやって聞いても、手元に数字とかが皆さんないから、数字というのは仕様の何年製で、どうのこうのとか、そういうものがないので、書き取るのも非常に大変ですし、そういうことが必要なんではないかなと思うわけです。これを今後、議案と一緒に出していただけるかどうかということをもまず聞きたい。

それから、内容で、どこに配備されるのか。あと、仕様の中でお答えいただけるかと思うんですが、機能です。新規にされるのか、あるいは更新なのかがちょっと分からないんです。あるいは同等のものがあるのかも分からないですけども、そういうのとの違いがあるんですしたら、違いも教えてください。

あと、これを運転できる資格、免許というんですか、そういうものもお願いいたします。

仕様の中で、どこ製なのか、メイド・イン・ジャパンなのか何なのかというのもお答えく

ださい。お願いします。

○議長（飯嶋正利） 戸村議員に申し上げます。質疑での資料要求はできませんので、質疑をしてください。

戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） それでは、議案第5号、水槽付消防ポンプ自動車の主な仕様等についてご答弁申し上げます。

まず、車両の完成寸法、全長が約6.9メートル、全幅が約2.3メートル、続きまして全高が約2.9メートルで、車両の総重量は約12トンでございます。

車両の駆動装置は四輪駆動となります。そして、乗車定員につきましては6名でございます。

次に、ポンプ装置となりますが、ポンプ装置は、国家検定合格品A-2級以上とし、水槽は消火用の水1,500リットルを積載できる仕様でございます。

その他、ホース延長装置としまして、電動アシスト付ホースカーを積載した仕様となります。

取得の相手方は、株式会社モリタ東京支店でございまして、日本製となります。

配備先につきましては、消防署の干潟分署となります。

納期につきましては、令和7年3月31日でございます。

次に、更新なのか、新規なのかということでございますが、こちらについては更新でございます。現有車両は平成19年に配備しておりまして、今年度で17年が経過しておりますことから、老朽化により性能低下した車両の更新をするものでございます。

次に、免許につきましては、先ほど12トンと申し上げましたが、車両の総重量が11トンを超えますので、普通免許ではなく、大型自動車免許ということになります。特殊車両の免許ではありませんので、大型自動車の免許ということになります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 分かりました。

干潟分署に、これは新規に購入というのではなくて、更新ということですね。そうすると、同じ総数で干潟分署のほうに、どうなんだろう。総数としては足りているということなんですよね。更新ということで、新規ではないということ。

干潟分署が新しくできるので、新しく購入なのかなと思ったんですけども、総数としては足りているかどうかというところと……

○議長（飯嶋正利） 干潟分署はできませんよ。

○4番（戸村ひとみ） すみません、干潟分署ではなくて、海上のところと勘違いしていました。更新なので、総数としては足りていると。こういったのが何台、旭市は所有しているんですか。それをお願いします。

それと、先ほど大型免許とおっしゃいましたが、今は大型免許というのはあるんですたっけ。私は大型を持っているんですけども、大昔は大型で、今は中型だと言われた記憶がありまして、大型はあるんですね。分かりました。

あと、運転できる大型免許を持ってらっしゃる方というのが、消防署にはどれぐらいの割合でいらっしゃるか。結構いろいろなところで人手不足というか、先ほどの重機でも言いましたけれども、そのあたりで加算して手当とかをつけないといけないことになるのではないかなと思って、こんな質疑をしています。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） お答えいたします。

まず、どのぐらいの台数があるのかということですが、今回入れます水槽付消防ポンプ自動車は、旭市消防本部で4台配置しております。各分署と本署に1台ずつあります。それと、水槽のない普通のポンプ車が5台あります。これも各分署と本署に1台ずつ、本署には予備車としてもう1台置かれております。それと、化学車が1台、はしご車が1台、それと救助隊が使います救助工作車が1台、それと指揮隊が乗ります指揮車が1台でございます。あとは消防車ではありませんが、救急車は5台配備しております。

あと、免許の関係ですが、免許につきましては、現在も普通免許から中型自動車免許、準中型自動車免許、大型自動車免許というふうに段階が区切られております。

免許の保持状況ですが、令和5年4月1日現在で、消防職員の中で97名が大型免許を取っております。

また、手当等につきましては、災害等で出動した場合には、運転する人は機関員と言うんですが、機関員には機関員の手当ということで手当がついております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 分かりました、ありがとうございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第5号の質疑を終わります。

議案の質疑は途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時 0分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

議案第6号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第7号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第8号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 議案第8号について、ご質疑を申し上げます。

この議案は、定額減税調整給付金給付事業についてでありまして、全額国の負担金でもって行うわけであります。地方税法が改正されて、個人住民税につきましても、2024年度の税制改正で行われる定額減税は1回限りで1人4万円、個人住民税は1万円です。個人住民税では、所得割額から納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円を減税します。納

税者の合計所得額が1,805万円、給与収入2,000万円以下の場合に限られ、高額所得者は対象外です。個人住民税の不足分は、全額国費で補填されるわけです。ですから、減税のタイミングは自治体によって異なりますけれども、12月31日を控除対象となる配偶者、一般親族の判定日として各自治体での事務手続きを行うということで、最短でも6月を予定されております。

ところで、今回の専決処分はそのために専決処分を行ったものでありますけれども、この内容について、説明ではかなり詳しくお話がありました。しかし、これからどのような形でもって、どのぐらいの人に対してどのような形でもっての給付が行われるか、簡単でいいですから、この機会にご説明いただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） それでは、調整給付金給付事業についてお答えいたします。

制度の概要につきましては、今議員のほうからご説明いただきましたので、まず、対象者ですけれども、納税義務者数で、約1万2,000人を見込んでおります。

調整給付金額につきましては、予算書に記載のとおり4億9,156万円を予定しております。

この給付金についてどのように給付事業を進めるのかということでございますが、この給付対象者となる納税義務者の方に対しまして、7月中をめどに、郵便によりまして給付金の確認書を送付する予定でございます。この中で扶養人数や定額減税額などを確認していただきまして、あわせて、給付金の振込口座情報等をご提供していただいた上で給付する予定でございます。確認書を確認して、こちらに書類が届きまして、口座情報等を登録する作業等もございますので、第1回目の口座振込の時期としましては8月下旬を予定しております。

その後、月に2回程度振込をいたしまして、11月末頃までには完了させたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） それでは、再質疑させていただきます。

そうしますと、市民税の定額減税分についての振込をしていくわけでありましてけれども、それによって、今お話があった1万2,000人という数はどの程度増えるわけですか。つまり、納税者になっている方、それから扶養者を含めて1万2,000口座分だけ用意すれば、実際にできるということなのか。それとも、もっと対象者については広がっていくのか。それから、

いわゆる給与をもらっている方、例えば千葉県だとか東京都だとかからもらっている方、こういう方に対してはどのような形のものが調査でできるようになるのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） 先ほど、納税義務者数約1万2,000人というふうに申し上げましたが、納税義務者の方には、当然、扶養の方とかがひもついておりますので、その方々を含めた対象者の人数という、2万1,519人になります。2万1,000人ぐらいになります。

給与所得者の方はどうなのかということでございますが、納税義務者数1万2,000人というのは、その方々も当然含まれておりますので、私どものほうで全部計算した上で、対象者の方に確認書の通知をする予定でございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） だいたい分かりました。

ところが、ふるさと納税の関係の減税分というのがあるんだそうですけれども、それはどういうふうになるんですか。

○議長（飯嶋正利） 再々質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） あくまでも減税の対象となっている税額のほうの計算ですけれども、ふるさと納税に関しましては、今までの従来どおり、控除後の金額を基に減税という形になっておりますので、ふるさと納税に関して何か影響があるかという、特に影響はないというふうに考えております。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員の質疑を終わります。

松本源太郎議員は、そのまま質問席でお待ちください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

松本源太郎議員、よろしくお願いいたします。

○20番（松本源太郎） 市税条例の問題についてお伺いいたします。

市税条例においては、今回、市民税の減免の問題について、旭市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかである場合で、市民税を減免する必要があると認める場合にはこの限りでないという条項が含まれますが、これは具体的にはどういう意味なんでしょうか。

それからもう一つは、附則第7条の5のほうで、令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除についての項目がありますけれども、これを簡単に説明してください。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） まず、市民税の減免のところでございますが、但し書が追加になっておりますので、地方税法、それから市税の条例上の中で「ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり」ということになっておりますので、申し訳ございません、同項各号の確認をさせていただければと思います。

いずれにしても、市長が必要と認めれば、減免することが可能となるという権限を与える改正となっております。

それから、附則の第7条のほうの関係でございます。

こちらは、先ほど来、ご質疑いただいております定額減税に関する規定でございます。定額減税の減税方法というものが、それぞれの収入に応じまして定められておりまして、給与収入の方は特別徴収ですので、給与収入の方、特別徴収の方は、7月から11か月で割って均等に減税するというのが地方税法で定められております。

それ以外の方に関する規定が附則の第7条のほうに記載してございまして、まず事業所得者、普通徴収の方でございますが、この方の住民税につきましては、第1期目、この6月から1期目の納付が始まりますけれども、1期目から減税していきますよというルールになっております。もし引き切れない場合には、2期目以降、引き切れない場合が続けば、3期目、4期目というふうに減税していきますよと。この令和6年度に限りの改正になりますけれども、こういう規定が追加になっております。

さらにその次になりますが、年金所得者の関係の納付についての規定が追加になっておりまして、住民税に関しましては、年金の場合は10月分から減税しなさいという規定の追加になっておりまして、こちらも引き切れない場合は、年金の場合は2か月に1度ですので、次は12月と。12月でも引き切れなければ2月という形の規定がこちらに記載されている状況で

ございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） そうしますと、普通徴収の方につきましては、かなり時間がかかってくると、私の資料によりますと、年金の方については25年2月まで順次繰り越すということになるわけですか。そのことについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） 普通徴収の方は、今月、6月納期分から引き入れる分について引いていくという形になりますので、減税については、今月すぐにでも反映されるという形です。

ただ、年金の方については10月ですので、もう少し先になると。10月で引き切ってしまうと、12月、2月については通常ですけれども、引き切れなければ12月、2月と継続して引くという形になります。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第9号の質疑を終わります。

議案第10号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

松本源太郎議員、準備が整い次第始めてください。

○20番（松本源太郎） 議案第10号、旭市都市計画税条例の改正についてでありますけれども、この中で私が聞きたいのは、商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては100分の2.5、それから令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額が消された理由は何なのですか。そのことをお聞きしたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） まず、都市計画税条例の改正でございますが、先ほどの税条例の改正のほうにもございますけれども、固定資産税について評価替えが行われたということで、土地の負担調整措置等の特例の期間が延長になっているということで、都市計画税も固定資産税に合わせて、その期間を延長しているという改正になっております。

商業地等の都市計画税にあつては100分の2.5が消されている理由ということでございます。

確認するお時間をいただいてよろしいでしょうか。すみません。

○議長（飯嶋正利） 暫時休憩。

休憩 午後 1時17分

再開 午後 1時19分

○議長（飯嶋正利） 会議を再開いたします。

税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） 大変失礼いたしました。令和3年から令和5年度まで商業地等に係る特例の部分で100分の2.5というところを削除した理由でございますが、これは、コロナの関係で経済対策、経済が停滞しているというところで、いわゆる商業地のところについては固定資産、都市計画税等の負担を軽減しましょうということで、率を100分の2.5ということで少し低く抑えた措置でございます。コロナのほうは5類に移行になって落ち着いておりますので、この軽減分の措置が削除されたということでございます。

それから、先ほど、第9号のほうで市長の権限が強化されている部分についての各号の関係でございますが、全部で4号ございます。1号が生活保護を受けている方、それから2号については所得が皆無で生活が著しく困難となった者またはこれに準ずると認められる者、3号については学生、4号については公益財団法人及び公益社団法人、これらの各号について市長が認めれば減免できるという規定になりました。大変失礼いたしました。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第10号の質疑を終わります。

議案第11号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

松本源太郎議員、準備が整い次第始めてください。

○20番（松本源太郎） 旭市国民健康保険税の改正なんですけれども、1人当たりの加算する金額なんですけど、29万円から29万5,000円、それから53万5,000円から54万5,000円に改正がされるわけなんですけれども、この問題につきましては、実は私、3月にもこの問題を聞いた関係があるんです。というのは、国民健康保険税について、例えば、後期高齢者支払い分の

改正案とか、それから課税限度額の推移とか、こういうことが毎年比較されてきている。そして、3月のときには、4月からはどういうふうな形になるかということをお聞きしたら、いわゆる値上げというのはないだろうということで、つまり、どういうことかということ、今、国が都道府県単位の国保税を目指しているものですから、どうしても国保税のレベルをそろえるために低いところは上げさせるということで5,000円上げろとか、そういう指導が実際に来ているんですね。それに呼応しているところもあるんですけども、旭市はしないということになったので、私は賛成の手を挙げたわけです。

今回の問題ですけれども、私が調べましたら、私たちに配られている例規集では、例えば28万5,000円が29万5,000円になって1万円上がるかと思ったら、その途中でもう一度、令和5年に5,000円上げていた。そういうことがあったので、質疑してみたいということになったわけです。

旭市の場合には、課税限度額の推移も、ほかから比べて低いままではいるわけですけれども、これについて、ぜひご説明いただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） ご質疑は、今回の改正の中身ということよりは課税限度額のお話かと思いますが、旭市におきましては、国が各年度、その都度、限度額のほうを医療分だったり、後期高齢者支援金分だったりということで分けて、あるいは介護分ということで分けて上げておりましたが、従来から、旭市においては、国のほうの改正に合わせて上げるのではなく、1年遅れで上げているというような状況がございます。

令和6年4月につきましては、国のほうが後期高齢者支援金分を22万円から24万円に上げておりましたが、本市につきましては、1年遅れというのものあるんですけども、22万円のままということで据え置いていると。これは、国保税を負担していただいている方について一定の配慮といいますか、市のほうで、国が上げたからすぐ上げるということではなく、状況を見ながらその判断をしていると、そういう状況でございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員の質疑を終わります。

松本源太郎議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第11号の質疑を終わります。

議案第12号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

以上で議案質疑を終わります。

◎追加日程 議案第6号、議案第7号直接審議（先議）

○議長（飯嶋正利） おはかりいたします。議案第6号、議案第7号は人事案件でありますので、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議したいと思いますが、これに決するにご異議ありませんか。

林晴道議員。

○12番（林 晴道） 今の人事案件で、議員サイドのほうは退席するよにという規則があるんですけども、執行部のほうで退席するというようなルールや規則、それから我々の申し合わせがないんです。

実は、2年前も同じことを僕は指摘させていただきました。今隣にいる穴澤局長に対して、しっかりと議会運営委員会だとか、新しくできました議会改革検討委員会のほうでもんでいただいて、一文あればいいんですけども、ない現状であれば、直前の議会運営委員会か何かでそういうふうなことをしっかりと報告して、この行動に起こしてもらいたいと、そのように言ったんです。

執行部からは慣例だからという話であるんですけども、議会のことは議会が決めますし、議事進行のことであれば議会運営委員会がしっかりと担当しますので、着席させていただいて、それで議事進行をお願いしたいと。それがかなわないのであれば、ちょっと不信を抱くというふうに考えます。

○議長（飯嶋正利） 暫時休憩。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 2時10分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

おはかりいたします。議案第6号、議案第7号は人事案件でありますので、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議したいと思います。これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号、議案第7号は委員会付託を省略し、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第6号、議案第7号は人事案件でありますので、討論を省略して、採決いたします。
採決は電子表決システムにより行います。

議案第6号、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第6号は同意することに決しました。

議案第7号、旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第7号は同意することに決しました。

◎日程第2 常任委員会議案付託

○議長（飯嶋正利） 日程第2、常任委員会議案付託。

これより常任委員会に議案を付託いたします。

議案第1号から議案第5号までと、議案第8号から議案第12号までの10議案を配付した分担表1、議案のとおり所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、6月20日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第 3 常任委員会請願付託

○議長（飯嶋正利） 日程第 3、常任委員会請願付託。

本定例会までに提出されました請願は、請願第 1 号、請願第 2 号の 2 件であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） 配付漏れなしと認めます。

これより常任委員会に請願を付託いたします。

請願第 1 号、請願第 2 号の 2 件を配付した分担表 2、請願のとおり所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました請願は、6 月 20 日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は 13 日 定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2 時 14 分

令和6年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第3号）

令和6年6月13日（木曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（20名）

1 番	常世田 正 樹	2 番	伊 藤 春 美
3 番	菅 谷 道 晴	4 番	戸 村 ひとみ
5 番	伊 場 哲 也	6 番	崎 山 華 英
7 番	永 井 孝 佳	8 番	井 田 孝
9 番	島 田 恒	10 番	片 桐 文 夫
11 番	遠 藤 保 明	12 番	林 晴 道
13 番	宮 内 保	14 番	飯 嶋 正 利
15 番	宮 澤 芳 雄	16 番	伊 藤 房 代
17 番	向 後 悦 世	18 番	景 山 岩三郎
19 番	木 内 欽 市	20 番	松 木 源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	米 本 弥一郎	副 市 長	飯 島 茂
教 育 長	向 後 依 明	秘書広報課長	寺 嶋 和 志
行 政 改 革 推 進 課 長	椎 名 実	総 務 課 長	山 崎 剛 成
企画政策課長	柴 栄 男	財 政 課 長	池 田 勝 紀

税 務 課 長	榎 澤 茂	市民生活課長	齋 藤 邦 博
環 境 課 長	高 根 浩 司	保険年金課長	高 野 久
健康づくり課長	飯 島 正 寛	社会福祉課長	向 後 利 胤
子育て支援課長	八 馬 祥 子	高齢者福祉課長	椎 名 隆
商工観光課長	大八木 利 武	農 水 産 課 長	伊 藤 弘 行
建 設 課 長	齊 藤 孝 一	都市整備課長	飯 島 和 則
会 計 管 理 者	小 澤 隆	消 防 長	常世田 昌 也
上下水道課長	多 田 一 徳	教育総務課長	向 後 稔
生涯学習課長	江波戸 政 和	スポーツ振興課長	金 杉 高 春
監 査 委 員 長	杉 本 芳 正	農業委員会事務局長	戸 葉 正 和

事務局職員出席者

事 務 局 長	穴 澤 昭 和	事 務 局 次 長	黒 柳 雅 弘
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（飯嶋正利） おはようございます。

ただいまの出席議員は19名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（飯嶋正利） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 常世田 正 樹

○議長（飯嶋正利） 通告順により、常世田正樹議員、ご登壇願います。

（1番 常世田正樹 登壇）

○1番（常世田正樹） おはようございます。議席番号1番、常世田正樹です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

私からの質問は、行政改革アクションプランにおける人と組織の育成戦略について、住みよい住環境の確保についての2項目、3点の質問となります。

1項目めは、行政改革アクションプランにおける人と組織の育成戦略についてです。

（1）市職員の定期的な人事異動があるが、今後多様化する行政への要望に応えるためにも、プロフェッショナルを育成する人事体制にすることはできないかについて伺います。

年度の切替え時期は、庁舎内において多くの職員の異動があります。市民の方からの要望や相談をいただいた折、担当課へ行って相談や協議をする機会が多いです。内容によって、課長、副課長、班長と応対していただく相手が代わりますが、人事異動によって課内にいる職員が入れ替わることで、一体誰に相談すればよいのだろうと戸惑うことがありました。異動してしまった職員が、今までのようにここにいてくれたらスムーズに解決するのになとい

う思いは、実は市民の方もそう思っていることかもしれません。

令和6年4月1日現在の職員数は、市職員1,161名のうち、一般職674名、再任用短時間勤務職員32名、フルタイム会計年度任用職員37名、パートタイム会計年度任用職員418名、約4割を占めるパート職員が窓口応対等の業務を行ってくれております。申請書を受け取り、印刷して代金を徴収する。申請用紙の記入方法について分からないことがあれば丁寧に教える。さらに分からないことは奥の職員へ聞きに行く。一連のルーティンに従った作業ですが、これらのパート職員の方々がいなければ、日々の業務は成り立ちません。

また一方で、一般職の方の定期的な人事異動が本当に必要なのでしょうか。慣例で行っているだけのように思えてなりません。職員は異動を望んでいるのか。天の声に静々と従っているだけなのか。これまで問題なく行ってきたことなのだから、今後も続けることに何も問題ないように思えます。しかし、定期的な人事異動が、旭市の行政運営を考えたときにベストなのでしょうか。ベターなだけなのかもしれません。その点について質問させていただきます。

本年4月1日付で異動した職員の人数について、職位別にお伺いします。また年代別の異動年数の目安等がありますでしょうか。

1項目めの(2)市職員は日々市民と向かい合い、寄り添う就労環境にあります。悪質な苦情や要望等から、職員を守るための制度等はあるのかについてお伺いします。

カスハラが社会問題として爆発的に増えています。カスハラとはカスタマーハラスメントの略で、顧客が企業に対して理不尽なクレームや言動をすることを意味します。市役所ですと、市民から職員に対してのカスハラということになります。

具体的には、事実無根や法的な根拠のない要求、暴力的・侮辱的な方法による要求、直接的な暴力、暴言・大声でのクレーム、罵声、個人名での呼出し、セクハラまがいの言動、脅し、土下座の要求等の非道德的な行為のことです。

民間企業は、従業員の安全配慮義務に基づき、従業員をカスハラから守る責任があります。カスハラに該当する行為が確認された場合、サービスの休止や要望を聞く等の対応をやめ、悪質と判断される行為があった場合は、警察や弁護士等に相談するとしています。

NHKの番組からの情報ですが、労働組合でつくるU Aゼンセンは、カスハラの実態を調べるため、3月にサービス業の組合員を対象にアンケート調査を行った結果、約3万3,000人から回答がありました。それによると、2年以内にカスハラ被害に遭ったことがある人の割合は46.8%でした。また、最も印象に残っているカスハラについて「暴言」が39.8%と最

も多く、「威嚇・脅迫」、「何回も同じ内容を繰り返すクレーム」、「長時間拘束」等が挙げられました。

カスハラのかきかけとなった理由についての質問に対し、「客の不満のはけ口や嫌がらせ」、「接客やサービス提供のミス」、「消費者の勘違い」等が挙げられました。カスハラを受けた側は、「出勤が憂鬱になった」、「心身に不調をきたした」、「仕事に集中できなくなった」、「眠れなくなった」という状況に追い込まれ、重症化すると退職を余儀なくされ、鬱状態、自傷行為、自殺の可能性も示唆されております。

民間企業であれば、例えばレストラン等の飲食店であれば、うちの店にはもう来ないでくれ、ほかの店に行ってくれと、顧客との接点を断ち切ることができます。しつこい電話に対しては通話を切る、受話器を上げたままにすることでカスハラから逃れることができます。最終的には警察に通報する等の防衛手段を講ずることができます。

しかし、市役所は逃げることはできません。職員はカスハラから逃れにくい環境に置かれています。保育士や看護師のようなエッセンシャルワーカーの方も同様です。市職員に対するカスハラについて、件数等のカウント、内容の記録等は行っているのでしょうか。

2項目めは、住みよい住環境の確保についてです。

(1) 飼い主がいない猫について、本市ではどのような対策を取っているのかについてお伺いします。

環境省が2023年に発表した、犬・猫の引取り及び負傷動物等の収容並びに処分の状況によると、全国の1年間の犬・猫の殺処分数は1万4,457頭、うち猫が1万1,718頭、犬は2,739頭でした。1日当たりに換算すると猫が約32頭、犬が約8頭、尊い命が処分されている計算になります。市民の皆さんからも野良猫に関する相談を受けることが多く、発情期の鳴き声がうるさい、野良猫が庭でふん尿するから困っている、道路に動物の死骸がある、野良猫に車を傷つけられた、近所で野良の子猫が繰り返し生まれて困っている等々の苦情が寄せられています。

野良猫は、もともと飼い主がいて、様々な事情によって飼えなくなり捨てられた猫が繁殖したものです。猫を捕獲して殺処分すればいいとの意見がありますが、それは一昔前の話です。猫は動物の愛護及び管理に関する法律によって愛護動物とされており、みだりに殺したり傷つけたりすることは禁じられており、違反した者は5年以下の懲役又は500万円以下の罰金刑に処せられます。愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金刑となります。

しかしながら、依然として田んぼのあぜや海岸、公園等に捨てられる子猫は後を絶ちません。本市における野良猫由来の苦情件数、保護や捕獲をされた野良猫の頭数、また、路上等で事故等によって遺体となって回収される猫の個体数はどれくらいでしょうかお伺いします。

以上、2項目、3点が1回目の質問になります。

再質問は質問席にて行わせていただきます。

○議長（飯嶋正利） 常世田正樹議員の一般質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それでは、私のほうから、ご質問の大きな1の（1）と（2）についてお答えをさせていただきます。

まず（1）についてですが、市職員の人事異動等に関するご質問ということで、本年4月1日付での人事異動の状況ということでご回答させていただきます。

まず、職位別の異動人数ですが、課長や事務局長など7級の職員で12人、副課長や事務局次長など6級の職員で17人、副主幹や保育所長など5級の職員で28人、主査や保育所次長など4級の職員で48人、副主査や主任保育士など3級の職員で54人、主事や技師など1、2級の職員で31人、合計で190人となっております。

続きまして、年代別の異動人数で申し上げますと、20代以下で26人、30代で46人、40代で53人、50代以上で65人となっております。年代別に異動の目安となる配属年数などに決まりはございません。

続きまして、大きな2のほうの、職員に対するカスハラの数ということでお答えいたします。

カスハラについてですが、昨年度は事件性があるような重大な事案はありませんでした。各課の窓口等において大声でのクレームなどが発生した場合は、総務課に所属している千葉県警からの派遣職員が対応することで、事案の重大化を防ぐとともに、必要に応じて記録を取っております。いわゆる、カスハラに限らずハラスメントに関する問題については、市役所も一事業所としてその重要性を認識しております。カスハラも含めたハラスメント対策については、今後より一層取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、私のほうからは、大きな項目の2の（1）につきまして、順番にお答えしたいと思います。

まず飼い主のいない猫、いわゆる野良猫による鳴き声やふん尿等に関する苦情件数でございますが、令和3年度では10件、令和4年度では13件、令和5年度においては6件となっております。

続いて、野良猫の保護または捕獲の件数でございますが、市のほうでは捕獲等は行っておりません。しかし、県の動物愛護センターにおいて、引取りや飼い主不明の負傷した猫を収容しております。市町村別に分類していないため旭市内の件数は不明ですが、千葉市、船橋市、柏市を除く県内において収容された件数ですが、令和3年度では1,256件、令和4年度においては1,194件となっております。なお令和5年度については集計中とのことであります。

続きまして、市内の国道、県道及び市道で回収された猫の死体の個体数でございますが、令和3年度では291頭、令和4年度では294頭、令和5年度では322頭となっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） それでは、答弁に対し再質問をさせていただきます。

1項目めの（1）について、自分が次にどのようなポストに就くのか分からない、どのようなキャリアが今後形成されていくか分からない、これは地方公務員の多くの方に当てはまるかと思えます。このことは官民間問わず、日本の組織というものを考えたときの共通項ですが、日本の組織というものは、組織主導、人事課主導で、個人のキャリアが形成されていきます。組織の都合で異動させられ、結果としてキャリアが形成されます。

自治体は、民間企業に比べてその傾向はより強いと思います。民間は総合職、一般職など、職種別採用をしております。しかし自治体職員の場合、福祉職、学校事務、警察事務等、一部の職種では職種別採用をしておりますが、それ以外の行政分野は全て一くくりです。自治体を持つこれだけ幅広い行政分野について、職種別採用ではないというのは地方公務員の大きな特徴の一つです。

国家公務員も、確かに短期人事ローテーションで回されて、特にキャリア組と呼ばれる人たちはゼネラリストとして育成されております。しかし、省庁別採用というのは、職種別採用と言えるもので、その省庁が所管している行政分野のスペシャリストになります。多くの国家公務員は、ゼネラリストと呼ばれる人を含め、所属する省庁の所管行政分野のスペシャリストになります。

新卒から10年の期間において3年周期程度の人事異動を行うことは、個の適性を見極める

上で必要な人事異動であると思います。本人の希望、適性の判断方法等、人事異動の際に判断材料となるものは何なのかについてお伺いします。

○議長（飯嶋正利） 常世田正樹議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） 本人の希望や適性の把握など、人事異動の判断材料についてでございますけれども、所属長に対する人事ヒアリングの実施や人事考課の内容のほか、職員アンケートなどを参考に人事異動を行っております。

また、各所属における事業の実施状況などを総合的に勘案しまして、適材適所となるような職員配置に努めているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） それでは、再々質問をさせていただきます。

民間企業は、社風や会社の方針に従えないのであれば、辞めるなり転職すればよいだろうと、従業員にそれとなく申し渡すことができます。しかし公務員は、病気や家庭の事情等で退職する方はいらっしゃいますが、ほぼ定年まで終身雇用です。地方公務員法第27条第2項に、「職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、又は免職されず」という身分保障に関する規定があります。

積極的に知識や技術を習得しても数年後にはほかの課へ異動するのだから、頑張ったって無駄だ、おとなしくしていようという、モチベーションの低下を招く可能性もあります。定期的な人事異動で痛み分けをして、一定の納得をしてもらうといった人事では、高い専門性を持つプロフェッショナルは育たないと思います。キャリア形成が実現できる環境を各課が競ってつくるような状況を、生み出すことが望ましいのではないかと思います。

また年数が来たから異動ということで、その人のキャリアが犠牲になっているケースが存在すると思います。大勢の人を一斉に異動させるということは、ベストタイミングではない人も移動させられてしまうことが起きているように思います。昇格、配置転換等、組織の活性化のための異動や配置転換は必要であると思うのですが、課によっては、業務内容の理解やスキルアップに数年を要するところもあると思います。個々の能力を踏まえた上での異動をすべきであると思います。

教育、農業、建築、工業等、大学で専門分野を学んできた経験を職場で生かすことはできないのでしょうか。また適性を踏まえた上で、これまでのような課を超えた人事異動のほか

に、課内限定で班を異動するようなスペシャリストを養成することはできないのか、見解を伺います。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） 大学などで学んだ専門分野を生かすなど、スペシャリストの養成についてということでございますが、人事異動において大学等で専攻していた分野に関連する部署に配属されることもあります。一般行政職は、幅広い市民ニーズに対応するため、行政に関する全般的な知識を有することが求められることから、特定の分野に限らず様々な部署に配属されます。

しかしながら、今後多様化する市民ニーズや社会情勢の変化などにより、一般行政部門で業務の専門性が高まることや、特定の事業などに高い専門性が求められる場合には、スペシャリストの養成も必要であると考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） 答弁に対し4回目の質問をさせていただきます。

人事ローテーションにより各部署を経験させるという手法は、ゼネラリストの養成が中心となっており、特定の行政分野に精通したスペシャリストを計画的に育成するシステムになっていないと思います。

頻繁かつ広範囲な人事異動の理由として、多くの市町村でうたい文句になっておりますが、地方公務員はオールマイティーでなければならない、市民のどんな質問にも答えられなければならない。だからゼネラリストとして育てる必要があると掲げております。しかし、普通に考えれば、知識やノウハウが劣化、減少することなく蓄積され、最終的に完璧な公務員になるというのはほぼ不可能です。むしろ、それぞれの分野や業務に精通している専門家を知っていればよく、市民の質問や相談に応じて専門家を紹介すれば、それで済んでしまうように思えます。

職員のモチベーションについて考えると、人事異動によって全く未経験の課において責任者になる場合も多々あると思います。それでも、着任するとその日からその分野のプロであるかのような行動が求められ、責任が問われることは普通に考えてかなり無理があるかと思っています。

近年、情報化、高度化、複雑化が進む住民ニーズに応えるためには、プロフェッショナル

としての能力が必須です。そのためにも、真のプロフェッショナルを育成できる人事制度が必要であると考えます。今後は、ゼネラリストの適性がある職員、スペシャリストになりたい職員、両方の適性を考慮した人事制度を構築すれば、職員の働き方や職場環境を良好なものにすることができ、業務の効率化も図れると思います。

Z世代を雇用し職員として育てていくためには、今までの常識が通用しない時代になってきました。定年年齢が徐々に引き上げられることで、一定の労働力は確保していけるかもしれませんが、しかし将来的に行政を担っていく若い人材を育成しなければ、職員の質、人数ともに低下、減少していくことになりかねません。新規大学卒就職者向けにスペシャリスト育成枠を新設する必要性を感じるのですが、再度見解をお聞かせください。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） 新規大卒者のスペシャリスト育成枠の新設についての見解ということでございますが、現在、技師や保健師などの資格職を特定の分野のスペシャリストとして採用しております。適切な行政サービスを提供するためには、適切な職員採用と人材育成が必要不可欠であります。

今後、一般行政部門における業務の専門性の高まりなどに対応するため、特定の分野に特化したスペシャリスト育成枠の採用についても、先進事例等を参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） ありがとうございます。

厚労省の調査によると、令和2年3月に卒業した新規学卒就職者の離職状況、就職後3年以内の離職率は、高卒就職者が37%、大学卒就職者が32.3%、今や一般企業に就職した新卒者のうち3人に1人が離職しております。公務員の離職率はかなり低いと思いますが、今後、人事異動、職員の育成等について見直していかないと、そもそも公務員を目指して受験をする人数自体が減ってしまうように思います。大学で学んできた知識や技術を生かせるスペシャリストを養成する。

若者が興味関心を持ってくれる職場づくり、例えば、何でもやる課、旭市を盛り上げる課、人口を増やす課など、スペシャルな課の名前にしてもいいのではないかと思います。旭市役所が働きがいのある職場づくりをしているよと話題になれば、進学によって旭市を離れた

若者が市の職員として戻ってきてくれると思います。そんなしくみづくりをお願いいたします。

次の質問へ移ります。

1 項目めの（２）について、東京都は、全国初となるカスハラ防止条例の制定に向けた検討を進めております。カスハラが、セクハラやパワハラ等のハラスメントと違って法律上の定義がないことから、違法な行為または不当な行為で就業環境を害するものなどと、条例で定義づける方向で調整しております。

カスハラと違い、セクハラやパワハラは法律上の定義があるほか、ハラスメントを防ぐために事業主が講じるべき措置が法律で定められております。セクハラは平成18年に、パワハラは令和元年に、労働者からの相談に適切に対応するため、事業主は体制整備や雇用管理の点で必要な措置を講じなければならないなどと、法律で義務づけられました。

しかし、カスハラは法律上の定義がなく、事業者が対策を講じる義務はありません。カスハラ対応のマニュアル等は本市にありますでしょうか。また、カスハラ対応の訓練のようなことは行われているのでしょうか、お伺いします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それではご回答します。

カスハラ対応マニュアルの整備や対応訓練等についてでございますけれども、現在カスハラ対応マニュアルはございませんが、既に整備済みの不当要求行為等防止マニュアルや、行政対象暴力応答例にカスハラ対策が包括されておりますので、従来からこれらを業務に活用しているところでございます。

また、接遇研修やクレーム対応研修などによりまして、窓口や電話対応を学ぶほか、県が主催する行政対象暴力対策研修会に参加することで、不当要求やクレームに対するための知識の習得に努めているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 常世田正樹議員。

○1 番（常世田正樹） 再々質問をさせていただきます。

札幌市では、どういう行為がカスタマーハラスメントに当たるのかを市民の皆様に広く知ってもらうため、令和5年7月からカスハラ防止啓発ポスターを庁内に掲示しております。また、「市民の声を聞く課」では、暴言などのカスハラ行為の予防を目的とした通話の録音

を試験的に行ってきました。

ポスターの掲示では、カスハラに当たる行為の市民への周知が進み、当該行為に当たる可能性のある方についても、ご自身の気づきにつながるが増えてきております。そして通話の録音では、録音を意識して暴言等を控える傾向が出てきているようです。このような取り組みの効果を踏まえ、令和6年1月から通話の録音を定期的に開始することにしました。

あわせて、統一的な基準の下、電話や窓口対応をするため新規に作成したカスハラ対策マニュアルの運用を開始しました。このマニュアルは、世間話など市政に関係のない話題により長時間の時間拘束に及んだと判断した場合に、30分から1時間をめどに対応を打ち切ること、脅迫や強要などの行為があった場合に、ちゅうちょせずに警察など関係機関に連絡することなどを記したものです。

カスハラ対応マニュアルに明文化することで、市職員が安心して対応できることになり、職場環境の改善が図られ、またポスターを掲示することで、市民のカスハラ行動を自粛させるという画期的な取り組みとなっております。

東京都のカスハラ防止条例の制定の動きに対し、関西大学社会学部の池内教授は、

「これまでは『今、自分が受けていることがカスハラなのか』ということを明確に認識できなかった。定義づけされれば、自信を持って認識したうえで次の対処をとることが可能になったと思う」と評価しました。

一方で、「パワハラやセクハラと違い、定義づけしたとしても、業種や業態、都会の店か郊外の店かななどによって、客と接する状況はさまざまで、すべての業種にあてはまるかどうかはわからない。また、線引きすることでこのボーダーラインまでなら言ってもいいんだらうというような悪い面が出てくる可能性はある。この条例をもとに、それぞれの企業や店舗で、対策方針をカスタマイズしていくことが課題になってくる」と指摘しました。

そのうえで、「カスハラということばを認知してもらうことが対策の第一歩。条例の制定を通じ、消費者側も含めて、従業員が働きやすい環境をつくることは消費者の利益にもつながる」

と評価しております。

市長にお伺いします。旭市民は穏やかな方が多いから、カスハラ対策は必要ないのかもしれませんが、今日の高度化した情報社会において、よい情報も悪い情報もSNS等で、全世界へ向けてあっという間に拡散されます。カスハラ対応マニュアルの作成とカスハラ防止啓発ポスターの掲示はすぐにできることだと思います。先進地である札幌市に倣い、カス

ハラ対応を進めていくつもりはございませんでしょうか。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） カスタマーハラスメント対応マニュアルの作成と啓発ポスターの掲示について答弁申し上げます。

現在、厚生労働省において、いわゆるカスハラから従業員を守るための対策を企業に義務づけるために、労働施策総合推進法の改正が検討されているなど、大きな社会問題になっていることは認識しているところでございます。対策マニュアルにつきましては、不当要求行為等防止マニュアルを必要に応じて見直すこととし、啓発ポスターの掲示についても、カスハラの状態に応じて検討してまいりたいと考えております。

カスハラを含めたパワハラ、セクハラなどのハラスメントは、職員のみならず、市役所に訪れる方にも悪影響を与える社会問題です。今後も快適に働くことができる職場環境の整備や、市民の皆様が気持ちよく市役所に訪れることができるよう、適切な対応を実施してまいります。

○議長（飯嶋正利） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） 市長、ご答弁いただきましてありがとうございます。

公務員は市民の血税で給料をもらっている。だから何を言ってもいいし、言われても我慢するのが当たり前だ。公務員は奉仕の心を持ち献身的でなければならない、などという考え方をする人は、昔と比べればほとんどいないと思います。

しかし、依然として窓口や電話での対応が悪い、ちゃんと税金を払っているのにというような苦情が私の下にも入ります。そういった連絡をもらったとき、話を聞いて、分かりました。申し訳ありませんでした。担当課へ伝えますと答えると、だいたいの方は納得してくれます。

カスハラの根底にあるものは、コロナ禍で外出や人と会うことを制限されたことに起因するストレス、また現在では物価が高い、景気が悪いというような社会情勢に起因するストレス、そういったストレスのはけ口として、逆らえない立場の人、話を聞かなければならない人等に対するカスハラが増えているような印象を受けます。

「お客様は神様です」の本来の意味は、演歌歌手の三波春夫さんが歌を披露する前に、神の前で祈るときのように雑念を払い、真っさらな心にならなければ完璧な芸を披露することはできない、とする心構えを語ったことが基とされております。その崇高な考え方がいつの

間にか、お客様イコール神になってしまい、神は何をしてもよいのだという、本来の意味を逸脱した考え方になってしまいました。あるテレビ番組で耳にした言葉があります。お客様はお互いさまです。サービスを提供する側も享受する側も人です。お互いに認め合い、相手のことを思いやることができればカスハラなど起こりません。

カスハラについて調べながら、ふと思いました。私自身、議員という立場から職員の方に対して高圧的な、威圧的な発言や態度を取っていないかと、自分を省みるきっかけになり、また今後も気をつけようという戒めにもなりました。職員の方が充実した公務を終えて、帰宅後も家族と笑顔で団らんすることができる日常が、当たり前になることを市長にお願いし、次の質問に移ります。

2項目めの（1）について、苦情の件数は意外と少ないです。これは近所の人に遠慮して我慢をしたり、また通報することで野良猫が捕獲されて殺処分されてしまっただけという、市民の方の思いやりの結果であつたりで、市への通報件数が少ないのかもしれない。

県の動物愛護センターでの引取り頭数は1,000件を超える数字で推移しており、なかなか減少していないことが分かりました。市内の国道、県道及び市道で回収された猫の遺体の個体数、令和3年度は291頭、令和4年度は294頭、令和5年は322頭と増加傾向にあります。私も含めてですが、田舎で育った人は動物が道路でひかれて死んでいることに慣れてしまっているように思います。猫、タヌキ、イタチ、蛇など、道路でひかれている遺体をよけて走行するのが当たり前のようになっていますが、都内で育った方にそのことを話すと驚かれます。

また、ちょっと残酷な話ですけれども、野良猫が納屋で子どもを産んじゃったからのめてきたよと、生き埋めですね。また海に放ってきたよ、海上投棄。野良猫や野良犬を殺すために、農薬や殺鼠剤に浸した食べ物を道路に置いておくというのが、結構当たりの時代もありました。

しかし時代が変わりました。猫は愛護動物として保護されなければならない対象になりました。飼い猫でも野良猫でも同じことです。旭市でも時代の流れを酌み、「ご存知ですか？地域猫活動」という内容を、2020年11月に市のホームページへアップしており、地域猫活動の必要性について以下のように書いております。

「地域猫活動とは、地域住民が主体となって、地域に住む飼い主のいない猫（野良猫）に不妊去勢手術を行うことで繁殖制限をし、エサやトイレの管理を協力して行い、飼い主のい

ない猫と地域住民との共生を目指す取り組み」のことを言います。取り組みの細かい内容までホームページのほうには書かれております。

本市では、地域猫活動に対して積極的に取り組む姿勢が見られ大変うれしいのですが、現在市内において地域猫活動について取り組んでいる団体や企業、個人の方を市で把握しているのでしょうか、お伺いします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 市では、ボランティア活動として地域猫活動を実施している団体や企業、個人については把握しておりません。

また、市のホームページに掲載しております地域猫活動についてでございますが、飼い主のいない猫の繁殖を防ぎ、猫の殺処分の減少を図る取り組みの一つとして情報を発信しております。その一方で、本市では、捨て犬や捨て猫の増加を防止するとともに繁殖を制限し、生命の処分を不必要に行うことをなくすため、飼い犬や飼い猫の不妊及び去勢手術に要する経費の一部を補助金として交付しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） 答弁に対し再々質問をさせていただきます。

市民と飼い主のいない猫との共生を目指す、本市のスタンスに共感いたします。飼い主のいない猫に餌を与えることは決して悪いことではありません。しかし、ただ餌を与えるだけで不妊手術をしなければ、子猫が生まれ、飼い主のいない猫が増え続けてしまいます。猫の妊娠期間は約2か月と大変短い上に、1度の出産で平均5匹を出産します。また、生まれた子猫も6か月ほどで繁殖可能な年齢に達します。

環境省の試算によると、1匹の雌猫から1年後には20匹以上、2年後には80匹以上、3年後には2,000匹以上の猫が繁殖する計算となり、サイクルが非常に早いです。大切な命を守り、不幸な命を減らすためには、飼い猫も野良猫も適正に管理していかなければなりません。猫を排除するのではなく、命あるものとして見守るという姿勢が大切だと思います。

地域猫活動は猫のための活動ではなく、市民が暮らしやすい地域社会をつくり、まちをきれいにするための活動にもつながり、ひいては他者への思いやり、多様性への理解を醸成することにもつながると思うのです。

「ご存知ですか？地域猫活動」のページには、不妊手術の必要性について書かれておりま

す。「ある程度飼いならした野良猫を捕獲し、不妊去勢手術をしましょう。この際、誤って飼い猫を捕獲することのないよう、事前に周辺の人へ捕獲の日時や場所を伝え、猫を飼っている人は家から出さないようにお願いしましょう。

また、不妊去勢がされていない猫と判別できるように、猫の耳はV字カット（さくらカット）しましょう。

手術をした猫は元の場所（もしくは決められたエサやり場）に戻しましょう」とあります。「不妊去勢手術をしましょう」とさらっと書いてありますが、手術費用は1頭当たり5,000円から8,000円近くかかります。

銚子市の市民ボランティアの方々の活動を紹介します。銚子市では、埼玉県にある、いながき動物病院の獣医師とスタッフ、市内ボランティアの方々と野良猫の不妊手術を行っております。稲垣獣医師は毎月1度スタッフの方々と銚子市を来訪します。月にもよりますが、50から90匹以上の野良猫の不妊手術を毎月行っております。1頭でも不幸な猫を減らしたいという一心で、稲垣獣医師はじめスタッフの皆さん、市民ボランティアの方々が活動されております。

このような手術が毎月銚子市市内で行われていることを、私は知りませんでした。旭市在住で、市民ボランティアに参加されている方から情報をいただき、また、銚子市の議員からも取り組みについての情報をいただきました。野良猫を捕獲して手術の会場へ連れてくる市民ボランティアの方々は、公益財団法人どうぶつ基金に個人で登録し、無料で手術ができるチケットを発行していただいております。しかし、月に10枚しか発行されないのと、利用の1か月前に使用予定枚数を申請しなければなりません。今までの不妊手術の実績を見て分かりますが、月に10枚では足りないそうです。

また、一般枠と団体枠では、不妊手術は無料になるが手術とセットになっているワクチン接種とノミ・ダニ駆除薬は有料で、それぞれ1,100円ずつ、計2,200円は、ボランティアの方が自腹を割いて払っております。行政枠で登録をするとこの2,200円も無料になります。ボランティア活動されている方々が、将来にわたってこの活動を継続していけるという保証はなく、また多額の費用を個人の皆さんが毎月負担をして、野良猫を地域猫へする活動しております。果たして行政として何もしなくてよいのだろうかと思いました。

一昨年6月からスタートした、いながき動物病院とボランティアの皆さんの活動により、銚子市では、昨年11月時点までで合計800匹以上の野良猫の不妊手術を行っております。800匹以上の野良猫の手術ということは、単純に環境省の試算に当てはめると1年間で約1万

6,000匹、2年間で6万4,000匹、3年間で160万匹の不幸な猫を減らす活動につながっている計算となります。

これだけの活動を行政だけの力で行うのは難しいと思います。これまでどおり、増えるがままの自然の摂理に任せておいてよいのかと疑問を呈します。ボランティアの皆さんの自腹、実費に頼ったこの活動、行政が何もアクションを起こさなくてよいのでしょうか。

旭市では、飼い猫の不妊・去勢手術費用の一部助成を行っており、素晴らしいことだと思います。そこから一步踏み込んでほしいのです。市内で野良猫を拾って困っています、どなたか飼ってくれませんかというSNSの書き込みを度々目にします。私からの要望は、行政に手術費用の負担や一部助成を求めるということではありません。公益財団法人どうぶつ基金が推進する「さくらねこ」という活動に、行政枠で登録してほしいのです。本市の財政負担はなく利用することができる制度の上、手続きも容易です。

このどうぶつ基金が2005年から動物愛護事業として行っているさくらねこ無料不妊手術事業は、野良猫に対し、捕獲して不妊手術を行い、元の場所に戻すという活動です。手術をした印として耳先を桜の花びらのようにV字にカットします。これを実施することで繁殖を防止し、地域猫やさくらねことして一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関する苦情や、殺処分の減少に寄与している活動です。不妊手術をすることで発情期の鳴き声がなくなり、雄猫のマーキング行為がなくなります。さらには猫自体の性格が穏やかになり、猫同士のけんか等での道路への飛び出しが減るので、車にひかれる件数も減ります。

どうぶつ基金は、2024年5月現在、全国で498の自治体がこの事業に参加し、どうぶつ基金と協働して地域の猫問題を解決すべく奮闘しております。全国の約3分の1の市町村が利用しております。千葉県内では、54市町村中23市町村、登録率約43%。近隣ですと多古町、成田市、富里市です。茨城県では、44市町村中30市町村、登録率約68%。近隣ですと潮来市、稲敷市、鹿嶋市、神栖市。埼玉県では登録率約80%と、ほとんどの自治体が登録しております。

どうぶつ基金の行政枠へ登録すると、無料不妊手術チケットを申請できるようになります。行政はこのチケットを市内のボランティアの方に分配します。チケットを受け取ったボランティアの方は、手術日の当日に捕獲した野良猫を持ち込み、不妊手術を行ってもらいます。耳をV字カットしてもらった野良猫改め地域猫と帰宅して、翌日には地域に放します。また、市内で多頭飼育崩壊が起きた場合でも、事前に行政枠への登録が済んでいれば不妊手術を行うことが可能です。

公益財団法人どうぶつ基金が推進する、さくらねこ活動に行政枠で申請登録をしていただきたいのですが、見解をお伺いします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 公益財団法人どうぶつ基金の行政枠に登録した場合、不妊・去勢手術の費用が無料となるチケットの配付によって、ボランティアの方々の負担の軽減が図られ、また、野良猫の減少に伴って苦情や殺処分の減少が見込まれる一方、誤って飼い猫に不妊・去勢手術をしてしまうなどの事故が発生する可能性がございます。

また、他地域、市外からの流入による野良猫の増加や、それに伴って苦情等の増加も懸念されることから、広域的に取り組んでいく必要があり、現状、旭市単独での登録は難しいと考えております。

今後は、国や県の取り組み等の情報収集や、市内の個人やボランティア団体の活動状況等を注視しまして、また、行政枠の登録につきましては、近隣市町と連携しながら広域的な活動として足並みをそろえていけるよう、調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） 答弁ありがとうございます。

間違えて飼い猫に不妊手術をしてしまうなどの事故が発生する可能性について、日頃から野良猫を捕獲して不妊手術を受けさせるボランティアの方に話を聞きました。餌をあげているイコール飼い猫、これは飼い猫の定義ではないとはっきりと言われました。首輪をつける、トイレと水やり場の設置、定期的にお風呂へ入れる、繁殖させる予定がないのであれば不妊手術を受けさせる等の行為を行っている猫が飼い猫であると。庭先で餌をもらい、納屋や縁の下で寝る、このような半野良猫を行政が放置しておくから不幸な子猫がどんどん増えるのだと怒られました。

そもそも室内で飼っている猫が飼い猫であると。野良猫は警戒心が強く、簡単には人に近寄ってこないため捕獲することは容易ではないそうです。ですから、課長が危惧しておる取り間違いの事故発生はほぼあり得ないそうです。

他地域、他自治体からの流入による野良猫の増加や、それに伴う苦情等の増加が懸念されることから広域的に取り組む必要があり、現状では旭市単独での登録が難しいとの答弁について、東総広域という考え方については賛成です。旭市がどうぶつ基金へ登録することで、

銚子市、匝瑳市も登録へ動くきっかけになるかと思います。無料の不妊手術事業を旭市が始めたとして、果たして他地域から旭市へ野良猫を捨てに来る人、持ってくる人が増えるのでしょうか。

その点について疑問を持ったので、既にどうぶつ基金の行政枠に登録をして、不妊手術を行っている自治体の担当者へ聞き取り調査を行いました。県内では成田市、富里市、多古町、茨城県では鹿嶋市、神栖市、稲敷市、潮来市です。どうぶつ基金の導入前後の様子や、不妊手術の実績、問題点等についても伺いましたが、他地域から野良猫が持ち込まれた、捨てに来られたという事案は全ての自治体でありませんでした。

また、このような懸念が課内や庁舎内で出たという話も聞いたことはなく、記録にもないそうです。ある自治体の担当者の方は、どうぶつ基金へ登録することを検討している間にも、殺処分される動物の頭数が増え続けているという事実を考えれば、ちゅうちょする理由はなかったと言っておりました。まさにそのとおりであると思います。

調査研究している間に、足並みをそろえている間に、不幸な猫はどんどん生まれてしまいます。1年間に殺処分される約1万2,000頭もの猫の尊い命、どうぶつ基金へ登録し、ボランティアの方をお願いをして野良猫の不妊手術を行っていけば、この数字は確実に小さくなっていきます。猫や鳥などの身近な生き物の命を尊重できるかどうかは、人間社会のバロメーターであると言われております。

多くの犬や猫が殺処分されている一方で、ペットショップでは血統書付きの犬や猫が販売されております。命に値段やランクはないはずです。生きとし生けるものの命は平等のはずです。不幸にも野良猫になってしまった猫の不妊手術を行い、一生を全うさせてあげるしくみづくりを行政が牽引することで、旭市は温かいな、地域猫活動に力を入れているよいまちだなと評価されてほしいのです。どうぶつ基金への行政枠への登録、市長、ハードルは高いと思います。

登録してくれることを願って、私からの一般質問を終えます。

○議長（飯嶋正利） 常世田正樹議員の一般質問を終わります。

常世田正樹議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時 0分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 井 田 孝

○議長（飯嶋正利） 続いて、井田孝議員、ご登壇願います。

（8番 井田 孝 登壇）

○8番（井田 孝） 皆さん、おはようございます。議席番号8番、井田孝です。議長より発言の許可をいただきましたので、令和6年第2回定例会にて一般質問をいたします。

質問事項1、まちづくりについて質問いたします。

（1）都市計画見直し事業の中で、具体的な方針を伺います。

昨年度、都市計画見直し事業の説明において、将来的にコンパクトなまちづくりを目指す方針であると伺いましたが、そこに向けての具体的な施策はあるかお聞きします。

（2）旭駅前から銀座通り周辺は空き地や駐車場が多く、閑散としているように感じます。中央地区で生まれ育った私にとっては非常に寂しく感じます。そこで、中央商店街の活性化に向け、市として何ができるのか、今後の対応について伺います。

質問事項2、農水産業の振興について質問いたします。

（1）市内農地のうち農用地区域に指定されている割合を伺います。農地全体の面積と農用地区域に指定されている面積の割合を教えてください。

（2）転入者農業チャレンジ支援金について、その支援の内容と過去の実績を伺います。

1回目の質問は以上です。

再質問は質問席において行わせていただきます。

○議長（飯嶋正利） 井田孝議員の一般質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、まちづくりについての都市計画の見直しの中で、コンパクトなまちづくりの推進についてご回答いたします。

現在行っている今回の都市計画の見直しでは、コンパクトなまちづくりへの方針はございません。これまでどおり市総合戦略等と調整を図りながら、市全体の均衡ある発展を目指して、地域の住環境の向上に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 商工観光課からは、1、まちづくりについてのうち（2）中央商店街の活性化に向けて市として何ができるか、今後の対応についてお答えをいたします。

まず、商業活性化推進事業といたしまして、空き店舗活用事業を実施しております。これは、市内の空き店舗の利活用の促進を通じて商業振興と活性化を図り、地域経済の発展、創業支援を目的として、空き店舗の改装費や賃借料を補助する事業でございます。当初は中心市街地を対象としておりましたが、何度かの制度改正を経て、現在は対象地域を市全域に拡大し、改装費と賃借料の補助の併用も可能となっております。令和5年度は新規申請が8件あるなど多数の利用者がおりますので、中心市街地も含めた市内の商業活性化に結びついていくものと考えております。

また、商店街等施設及び景観整備事業補助金として、商店街の駐車場借り上げ料及び商店会等が実施する街路灯などの整備に対しても助成を行っております。本事業を行うことで市内商店街の振興、地域経済活性化の一助になっているものと考えております。

これらの支援事業につきまして、今後も継続して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 農水産課からは、2の農水産業の振興についての（1）と（2）についてご答弁を申し上げます。

初めに、（1）の農地全体の面積と農用地区域に指定されている面積の割合についてご答弁申し上げます。

農用地区域は、旭市農業振興地域整備計画により指定しています。令和6年1月現在の用途地域を除く農用地全体の面積は7,728ヘクタールで、そのうち農用地区域に指定されている農用地の面積は5,917ヘクタール、76.6%となります。

続きまして、（2）の転入者農業チャレンジ支援金について、支援の内容と過去の実績についてであります。旭市転入者農業チャレンジ支援金は、旭市の新たな農業の担い手確保と地域農業の継続的な発展を促進するため、旭市の農業に従事する新規雇用就農者に対して支援金を支給しております。

支援金の内容は、本市に転入し農業に従事する50歳未満の、新規雇用就農者の家賃につい

て、月額5万円を上限に最長3年間の支援金を支給するものでございます。実績につきましては、令和4年度が3名、令和5年度が6名、令和6年度は、本日現在で3名となっております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） それでは、質問事項1、まちづくりについての（1）について再質問いたします。

J R総武本線の旭駅周辺は、もともと人口が集中していましたが、近年は、千潟駅と飯岡駅周辺にも住宅地が増え、この三つの駅を核として人が集まってきており、自然とコンパクトシティが形成されつつあるように思われます。駅単位においてまちが発達していくことは、まちづくりの観点からも理想であると考えます。

旭市総合戦略においても、この地域は都市拠点、地域生活拠点として位置づけられていますが、それに対しての市の見解を伺います。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） コンパクトシティの形成、こちらにつきましては、国におきまして人口減少や少子高齢化、都市の空洞化、そういったことが進行する中で、一定程度の人口密度を維持しながら、生活サービス水準が確保された、持続可能なまちづくりとして提唱されているものでございます。

一方で、コンパクトシティ、こちらにつきましては各種公共施設のほか、道路や橋梁などの既存インフラの統廃合、住み慣れた場所からの移住、そういった様々な課題がございますので、本市の都市計画では、市全体の均衡ある発展を目指して、地域の住環境の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） それでは、再々質問いたします。

千潟駅周辺は用途地域として住居系の指定はありますが、今回の見直し事業では飯岡駅周辺は無指定のままとなっています。住居系の指定をすれば土地の価値も上がると考えます。また、この住宅が集中していく地域に向け、公共下水道を拡張する考えはないのかお聞きします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） ご指摘のとおり、用途地域として指定されることで土地利用に価値を見いだすことも考えられます。ＪＲ飯岡駅周辺の用途指定につきましては、都市計画を見直す中で検討を行っているものでございます。

この地域につきましては今後、小・中学校の再編のほか旧海上中学校の跡地、そちらの利用など、土地利用に関する重要な事項が決定されていくこととなりますので、どのような用途がよいのか、用途指定の必要性も含めて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 上下水道課からは、飯岡駅周辺の公共下水道の拡張についてお答えをさせていただきます。

市の人口が減少傾向にある現状から、公共下水道の全体計画の見直しを行った結果、事業の効率や採算性の面から新たに拡張を行う計画はございません。

しかしながら、ＪＲ飯岡駅周辺の土地利用については、今後市として検討を行う場合は関係課と十分協議をしてまいります。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 井田孝議員。

○８番（井田 孝） ご検討、どうぞよろしくお願いします。

それでは、４回目の質問をいたします。まちづくりの一つとして、都市の風致というものが重要であると考えます。今回の都市計画見直しにおいて風致地区の指定はされていませんが、風致地区を制定することにより、良好な自然的景観の保持を維持し、無秩序な開発を防ぐことができます。

本市でいえば、飯岡灯台から海岸線沿いの地域は、良好な環境を保持すべき地域ではないでしょうか。風致地区の指定は、面積が１０ヘクタール以上では県が、１０ヘクタール未満では市の条例で指定することができるとなっていますが、市としての見解を伺います。

○議長（飯嶋正利） ４回目の質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 議員ご指摘のとおり、今回の都市計画の見直しでは、都市計画法に規定する風致地区の指定は考えておりません。都市の良好な自然環境の維持を目的とし

ています風致地区の指定に関しましては、自然豊かな本市の都市環境を保全する上で効果的であると考えております。

また一方で、風致を維持するために、建物の高さや色彩、デザイン、建蔽率など、通常の規制よりも厳しくなることが予想されますので、他市の事例等を研究しながら適切な風致について考えてまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） よろしく申し上げます。

それでは、質問事項1、まちづくりについての（2）に対し再質問いたします。

空き店舗活用事業について、中央商店街における補助の件数、具体的な内容を分かる範囲で教えてください。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 空き店舗活用事業の実績についてお答えいたします。

まず、令和5年度までの市内全体の実績として、これまで30の事業者から申請がございました。その中で、旭駅前を中心とした商業地域及び近隣商業地域では、飲食業、これはカフェですが2件、パソコン教室が1件、美容院が1件、あとこれは衣服関係、古着屋ですが、こちらが1件でございました。

それぞれ、空き店舗で事業を始める際の店舗改装費や賃借料の補助を行っております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） それでは、再々質問をいたします。

市として、中央商店街または、ほかの商業を営む方との意見交換を行うような機会はあるのか。あったとすれば、どのような要望・意見が出ているのか。それに対しどのような対応ができたのか。または、これからの対応策はあるのか伺います。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 改めて意見交換会といった機会のほうは設けておりませんが、商工会の総代会や商工会青年部の総会、そのほか商業振興連合会の総代会などに出席しまして、意見交換を行う機会がございました。

その中で聞こえてきました要望・意見につきましては、まず、プレミアム付共通商品券の実施についての要望でございました。プレミアム付商品券について、令和元年度はプレミアム率を10%で実施していましたが、新型コロナまた急激な物価高騰により停滞した地域経済活動への影響を鑑みまして、令和2年度から令和5年度まで、プレミアム率を30%に増額して対応してきたところでございます。

今後の実施に際しては、商業振興連合会の要望を受け、社会情勢や地域経済等の状況、こちらの動向を注視しながら検討していきたいと考えております。

また、プレミアム付共通商品券並びに通常の商品券も含めてですが、デジタル化についての意見もございました。デジタル化につきましては、メリット、デメリット等ございますので、こちらは商業振興連合会や商工会などの関係機関とコミュニケーションを図りながら、調査研究してまいりたいと考えております。

今後、商店街や他の商業を営む方との意見交換につきましては、様々な業務を行う中で、実際に我々がまちに出て事業者の声を聞きながら情報収集を行ったり、市で行っている地域振興交流会、このような機会に様々な業態の方々と意見交換を行ってまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（飯嶋正利） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） よろしく申し上げます。

それでは4回目の質問をいたします。

自分は子どもの頃から中央地区で学び、育ちました。冒頭でも申し上げたように、現状の閑散とした商店街を見るのは寂しいものがあります。市長も副市長も第二中学校出身ですので、子どもの頃は町なかで遊んだ記憶があるのではないのでしょうか。年に1度の七夕まつりでは多くの人が行き交い、にぎわいを取り戻します。

そこで、これは一例ですが、埼玉県の中ほどに北本市というところがあります。ここは人口約6万5,000人で本市と同規模であります。まちに愛着を持ち、住み続けてもらうこと。仮に人口が減ったとしても、多くの人がまちの活動に参加し関わることで、まちの活力を維持することを目的として、屋外仮設マーケット事業というものを令和2年度から2か月に1回行っており、この取り組みは、令和4年全国広報コンクールにおいて内閣総理大臣賞を受賞したそうです。

本市においては、七夕まつりのほか産業まつりもあるので、このほかに年に1度でも2度でも、こういう取り組みを行うことはできないのか伺います。

○議長（飯嶋正利） 4 回目の質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 井田議員のご質問にございました埼玉県北本市では、人口減少の中でも活力を維持し、市の暮らしの魅力向上、発信をすることで、愛着や定住意欲を高めることを目指した、いわゆるシティプロモーションの一環として、屋外仮設マーケットを実施し、にぎわいづくりに貢献しているというところでございます。

本市でもこういった取り組みはとのご提案でございました。本市では、商店街等活性化のための事業補助金ということで、商店街などが行うイベント等につきまして助成のほうを行っているところでございます。これは中央地区に限らず、市内各商店街等が行うイベント等に対して助成、これは補助率2分の1で、限度額は30万円でございますが、これらを行うことで商店街の活性化を図っているもので、昨年度は三つの商店会でセールや抽せん会など、この補助金を活用して実施をしてきたところでございます。

また、中央地区の旭本町通り商店会におきましては、直接国の補助を受けてイベントを実施するなど、商店会レベルで様々な取り組みを行っているようでございます。

市におきましては、今後も各種支援事業について継続して取り組んでいきたいと思ひますし、国や県の支援対策等も商店街の方々に情報提供しながら、商店街のにぎわい創出、活性化につなげていけるよう、バックアップしてまいりたいというふうに考えております。

よろしくお願ひします。

○議長（飯嶋正利） 井田孝議員。

○8 番（井田 孝） 継続事業も大事ですが、もっと大規模な事業もぜひ前向きにご検討いただければと思ひます。

それでは質問事項2、農水産業の振興についての（1）に対し再質問いたします。

農用地区域の割合は76.6%とのことでしたが、その除外要件を伺ひます。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 農用地区域は、旭市農業振興地域整備計画の農地利用計画において、農業振興地域内の農地のうち、今後10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地として指定しております。やむを得ず農地を転用する場合は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第1号から第6号までに、農業振興地域からの除外要件が規定されております。

除外要件の第1号は、農地転用が必要かつ適当であって、ほかの土地で代替が困難であること。第2号は、地域計画の達成に支障がないこと。第3号は、周辺農用地の集団化や農作業の効率化などに支障を及ぼすおそれがないこと。第4号は、認定農業者等への農地集積に支障を及ぼすおそれがないこと。第5号は、水路や農道といった土地改良施設に影響を及ぼすおそれがないこと。第6号は、土地改良事業完了後8年を経過していること。

以上、六つの要件を満たすことが必要となっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） それでは再々質問いたします。

農業上の利用を確保すべき土地として農用地区域の重要性は理解できますが、周辺の開発や土地利用の観点から、商業系の土地利用が適していると思うところもあります。例えば、イオンタウン周辺は農用地区域から除外することはできないのでしょうか、伺います。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） イオンタウン周辺につきましては優良農地として農用地区域に指定されており、令和元年度完了の仁玉川地区県営基幹水利施設ストックマネジメント事業や、令和5年度完了の大利根用水国営施設機能保全改修事業の受益地であるため、除外要件の第6号要件に該当し、公共施設などの一部の例外を除きまして農用地区域からの除外は認められておりません。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） 4回目の質問をいたします。

この第6号の土地改良事業完了後の経過年数の要件は、大変重いものであると理解しています。その中で、来年の4月から、認定農業者が農畜産物の加工・販売施設や農家レストランなどを建てるために農地を転用する場合、県の許可が不要になると聞いていますが、その内容を分かる範囲で教えていただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 農水省は、第6次産業など農業経営の多角化を促す狙いとして、農地法施行規則と農地振興地域整備法施行規則を改正し、農地転用の新たな特例を設け、来

年4月1日から施行するとしています。

新たな特例により転用許可が不要となるのは、地域で生産された農畜産物を5割以上使う加工・販売施設や農家レストラン、園芸ハウスや農機具倉庫といった農業生産施設も対象となっており、転用面積の規模に制限はなく、当該施設が市町村の定める地域計画に位置づけられていることが条件とされております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） この緩和は、土地利用の観点からも大きな意味もあると思いますが、逆に無秩序な計画にもなりかねません。市として、その辺に対し慎重な対応をお願いしたいと思います。

それでは質問事項2、農水産業の振興についての（2）について再質問いたします。

新規雇用就農者の家賃、月額5万円を上限に最長3年間の支援金を支給されるというのは、家賃の大半を賄えるという大変すばらしい制度であると思います。しかし、市外から来た方で、農業法人に勤め、この支援金をもらっていた方が、旭市内の農家の方と結婚し農業法人を辞めたら返還だと言われたそうです。旭市の農家に嫁に行っているのに返還とはどういうことでしょうか、伺います。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 市では、市内に転入し、かつ農業に従事する新規雇用就農者に対して支援金を支給しております。農業法人等を退職し農業以外の職業へ転職、いわゆる離農した場合でございますが、支給取消しとなり返還することになります。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） では3回目の質問をいたします。

市内に住んでいる人にも返還というのは、厳し過ぎるのではないのでしょうか。見解を伺います。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 本事業は、農業の担い手確保を目的として制度設計されている事業でありますので、農業以外の職業へ転職した場合は返還することとなっております。一方

で、雇用先を退職した場合であっても、引き続き市内に在住し就農される場合は返還の必要はないとしております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） それでは4回目の質問をいたします。

市外から来て、たとえ離農したとしても本市に住み続けてもらえるのであれば、支給を終わりにするのはしょうがないとしても、今までの分を返還するというのはどうなのでしょう。

例えば、月5万円を1年間支給されていたら60万円です。それを返すというのは大変なことだと思います。市独自の事業であれば見直しをすることはできないのか伺います。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 本支援金は、市の担い手確保のために支給しているものでありまして、雇用就農により技術などを学ぶことで、将来的には新規就農者としての独立を目指していただけるよう、旭市が独自に支援しているものであります。

離農を許容いたしますと労働力確保を目的とした支援となってしまうと、ほかの産業の雇用対策とのバランスが取れなくなりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） 支給されていた方は、その期間、旭市に住み、農業に従事しています。

たとえ離農したとしても、市内に住んでいる方は何かしらの魅力があつてとどまってくれるのだと思います。

しつこいようですが、支給取消しまででご検討いただけるよう要望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（飯嶋正利） 井田孝議員の一般質問を終わります。

（「議長」の声あり）

○議長（飯嶋正利） 井田孝議員は自席へお戻りください。

暫時休憩。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時30分

○議長（飯嶋正利） 会議を再開いたします。

◇ 崎 山 華 英

○議長（飯嶋正利） 続いて、崎山華英議員、ご登壇願います。

（6番 崎山華英 登壇）

○6番（崎山華英） 皆さん、こんにちは。議席番号6番、崎山華英です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づき一般質問を始めます。

今回も子どもを守る母親の目線から、また社会的にまだまだハードルを抱える女性の立場から、性別や生まれ育った環境にとらわれず、誰もが生きがいを感じ、自分らしく暮らしていける社会の実現に向けて提言してまいります。

質問項目は大きく三つ、まず一つ目、本市の施設等における事故防止の取り組みについて。

本年3月19日、市内袋公園内にあるため池において幼児の溺水事故が発生しました。事故発生当日は夕方のテレビ等で全国一斉報道されたことから、事故の重大さがうかがえました。私は、全国の地方議員の有志で構成される、子どもの事故予防地方議員連盟に所属しています。この議連を通して日頃子どもの事故予防について研究し、これまでも、子どもの安全をテーマに議会内外で提言していたこともあり、今回の報道を看過するわけにはいきませんでした。

起こってしまった事故をなかったことには、残念ながらできませんが、多角的な視点で、事故防止策を可能な限り検討、対応していくことが必要と考えます。

そこで、（1）本市が今回の事故発生を受けて、その後どのような対応を行ったのか伺います。今回に限らず、このような市の施設内での人身事故が起きた場合には、本市で全課統一して行うことがあれば、併せて伺います。

続いて、（1）に関連し（2）子どもの水辺の事故を防ぐ取り組みについて伺います。

国内の交通事故における死亡率は0.85%とされています。一方で、水の事故での死亡率は44.3%と言われ、致死率の高さが分かります。もちろん、母数となる交通事故の発生件数と水の事故の発生件数でいえば、交通事故のほうが多いと言えますが、交通事故はこれまで、事故原因の記録が蓄積されてきたことから、学校等の交通安全教育や車両自体の性能向上

により、近年死亡率が減少してきていると言えます。

水の事故においても同様に、安全教育や法整備、事故予防のための製品開発の動きがもっと起こっていくべきだと考えます。旭市は、九十九里沿いであることのほか、河川や農業用水路、今回事故のあった農業用ため池のように、水辺が暮らしの身近にある環境であると言えます。子どもたちにとっては、ここ数年のコロナ禍の影響により、家族や友人と水辺で遊ぶことへの経験が少ない場合が多く、水辺への危険に対する意識が薄くなっていることも懸念されます。

市内での水辺の事故を限りなくゼロにすることはもちろん、市外へ出かけた際にも、水辺でのレジャーを安全に楽しんでもらうために、しっかりと子どもたちやその保護者へ事故防止の知識を持っていただくことが重要と考えます。

そこでお伺いします。（２）市や学校では、子どもの水辺での事故を防ぐためにどのような取り組みを行っているか。

続いて、大きな項目２に移ります。こども基本法におけるこどもの意見表明権について。

令和４年６月、国においてこども基本法が成立し、昨年４月に施行、１２月には、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める、こども大綱が閣議決定されました。子どもの貧困、自殺、いじめ、不登校。先進国の中でも、特に子どもの精神的な幸福度が低いとされる日本において、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取り組みや政策を強力に進めていくことが地方公共団体において急務となっています。あわせて、こども施策の推進には、子どもの意見を積極的に反映することが求められています。

そこで、（１）本市としては、このような国の動きを受けて、こども施策の推進、施策への子どもの意見反映をどのように取り組んでいく考えなのか、市長より答弁を願います。旭市において、子どもの権利を守るための、旭市こども条例制定の考えはあるのかについてお答え、お願いします。

続いて、大きな項目３です。千葉県において、「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」が制定され、今年１月から施行となりました。多様性が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を図るためには、県のみならず、県内の各基礎自治体が同じ方向を向いて、施策の実現に向け動いていく必要があると考えます。

そこで、本市における取り組みについて、県の多様性条例の内容を踏まえて、主に二つのテーマで質問いたします。

まず一つ目は、男女共同参画、ジェンダー・ギャップの是正に向けてであります、その

中で、市職員における女性キャリアアップ支援について質問をいたします。

令和５年度に策定された第３次旭市男女共同参画計画には、政策方針決定の場への女性の参画促進を目的に、市女性職員の登用の推進を事業として置いています。令和10年度の女性管理職の目標値を40%に定めているところではありますが、そこで、現状を伺います。

（１）本市における現状として、今年度の女性管理職割合についてお伺いします。管理職全体の女性割合と管理職のうち課長級の女性割合、前年と比べてどのような状況となっているのかお伺いいたします。

続いて二つ目は、同条例の中の、国籍及び文化的背景の違いがあってもお互いに尊重し合い、活躍できる社会を目指すといった観点から、本市における外国人居住者の状況についてお尋ねいたします。

まず、（２）直近５年間の市内の外国人居住者人口の推移をお伺いします。また、旭市内の小・中学校において日本語教育が必要な児童・生徒数についても、直近５年間の推移をお尋ねいたします。

以上、１回目の質問となります。

再質問は質問席から行います。

○議長（飯嶋正利） 崎山華英議員の一般質問に対し答弁を求めます。

米本市長、ご登壇ください。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） 私からは、質問内容２、こども基本法におけるこどもの意見表明権について、（１）旭市こども条例制定の考えはあるかについてご答弁申し上げます。

現在、旭市こども条例を制定する予定はございませんが、子どもの意見を聞くことについては、令和５年４月に施行されたこども基本法に規定されており、重要であると認識しているところでございます。

これまで実施してきた市民との対話集会や子ども議会、各種計画策定のためのアンケート調査での意見聴取のほか、こども家庭庁が示す様々な手法を参考にして、子どもが意見を伝えやすい環境をつくり、いただいた意見をまちづくりや施策等に反映させるよう取り組んでいきたいと考えております。

○議長（飯嶋正利） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 行政改革推進課からは、大きな１番、本市の施設等における事故防止の取り組みについての（１）本市の公共施設内における安全対策を伺う。事故後

に、市ではどのような対応をしたのかについてご回答申し上げます。

市では、事故の発生を受けて、直ちに公共施設200か所について、施設を所管する担当課の職員により、これまでの定期点検に加え、事故の危険性がないかなどに重点を置いた緊急安全点検を実施いたしました。点検の結果、老朽化や経年劣化などによる不具合箇所等が確認された施設については、安全対策や応急的な措置を実施いたしました。また、今回の事故を受けて、再発防止に向け、都市整備課、子育て支援課、教育総務課の子どもに関係する関係各課におきまして、今後の安全対策について改めて情報共有等を行いました。

それと、人身事故等が起きた場合に行っていることにつきましては、事故の原因が施設の安全管理上の問題であったかどうかを確認しております。これは各施設管理者において実施をします。その後の対応などについては、全庁的な会議をもって意識の共有等を図っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 商工観光課からは、大きい1番のうちの（2）子どもの水辺での事故防止について、海水浴場と市営海浜プールでの取り組みについてご回答申し上げます。

まず市では、海水浴客等の安全確保や事故防止のため、夏期期間中に夏期観光安全対策本部を設置し、その中で、消防や警察などの関係機関と連絡会議を開催し、期間中の海岸などでの安全対策に取り組んでおります。

また、今年度も矢指ヶ浦海岸において、7月13日から8月18日までの期間で海水浴場を開設いたします。期間中は海水浴場にライフセーバーを配置して、遊泳客の安全確保に努めてまいります。なお、海水浴場区域以外の海岸利用者に対しましても、声かけや情報提供により水難事故防止に努めてまいりたいと思います。

そのほか、旭市観光物産協会の矢指支部や飯岡支部などによる、海岸の夏期パトロールも実施する予定でございます。飯岡海岸については海水浴場を開設しないため、下永井地区から三川浜までの砂浜への下り口付近を中心に注意喚起看板を設置しまして、年間を通じて水難事故防止に取り組んでおります。

市営海浜プールにつきましては、7月20日から9月1日までの間、営業をいたします。期間中は、監視員を配置しまして、見守りや声かけ等による遊泳客の安全確保に努めてまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教育総務課から、1の（2）子どもの水辺での事故を防ぐために学校での取り組みについてですが、市内小・中学校としましては、児童・生徒に対し、用水路や川などにむやみに近づいたり、川や海に子どもだけで行ったりしないように指導をしております。

また、落水してしまったときに落ち着いた対応ができるように着衣泳、着衣泳とは衣服を着たまま泳ぐ体験をすることではありますが、これを行ったり、離岸流の危険性や遊泳中の水難事故に関する安全指導を行ったりしております。

続きまして、大きな項目3、多様性を尊重する社会づくりについての（2）でございますが、小・中学校で日本語指導が必要な児童・生徒数、こちらについてご回答いたします。

令和元年度は小学校で2人、中学校はゼロ人。令和2年度は小・中学校ともにゼロ人でございます。令和3年度、4年度はともに小学校6人、中学校1人。令和5年度は、小学校が12人、中学校がゼロ人となっております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 子育て支援課からは、子どもの水辺での事故防止の取り組みということで、プール活動についてお答えいたします。

保育所でのプール活動においては、国の事故防止ガイドラインに基づき、監視体制や監視を行う際のリスクや注意点等について保育所内で事前研修を行い、事故防止に努めています。また、緊急時の対応について、年に1回救命救急講習を開催し、心肺蘇生法をはじめとした応急手当等の習得や緊急通報等の対応訓練により、水辺の事故のみならず、日常保育での万が一の事態に迅速に対応できるよう努めています。

子どもたちに対しましては、プール開きの日に紙芝居や絵本などを使って、プールや水遊びの際の注意事項についての教育を行っております。これらの取り組みを通じて、保育所でのプール活動が安全に行われるように努めてまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それでは、私のほうから大きな3番、多様性を尊重する社会づくりについての（1）につきましてご回答申し上げます。

本市における、令和6年4月1日時点における管理職の女性割合ということでお答えします。

まず、課長職ですが、こちらは7級で課長と事務局長、消防長になりますが、こちら全部で27人のうち男性26人、女性1人、女性登用率は3.7%で、女性職員の割合は昨年と同様でございます。

続きまして、管理職全体です。5級から7級の職員でございますが、こちらは全体としては全155人のうち、男性が115人、女性が40人で、女性登用率は25.8%です。今年度は、組織の見直しなどにより管理職全体のポストは減りましたが、女性登用率は昨年度と比較して1ポイント増えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 市民生活課からは、大きな3の（2）外国人人口の推移をお答えします。

各年4月1日現在の外国人は、令和2年は1,539人、令和3年は1,576人、令和4年は1,504人、令和5年は1,716人、令和6年は1,859人です。

○議長（飯嶋正利） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時 0分

○副議長（遠藤保明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、協力のほど、よろしくお願いします。

それでは、引き続き崎山華英議員の一般質問を行います。

崎山議員。

○6番（崎山華英） 市長をはじめ執行部の皆様、ご答弁ありがとうございました。

それでは、大きな項目1の（1）から順番に再質問をさせていただきます。

（1）今回の袋公園のため池の事故を受けて、事故後どのような対応を行ったのか、ご質問させていただきました。

200か所の公共施設のほうを緊急点検していただきまして、不具合があるものについては対応していただいて、また、再発防止の観点から子どもの関連部や施設の関連部のほうで情報共有したということがお伺いできました。

今回、事故に関する情報は報道にある以外に公的に確認することが基本的にできないため、あくまでその範囲での質問となってしまうんですけれども、少なくとも直接の事故原因が市の施設の不備によるものではないという認識でおります。

ただし、市の施設・設備自体に直接的な事故原因がなかったとしても、施設内で事故が起こった際には、同様の事故が再び起きないようにできるのか対策を検討し、将来の公園施設の整備やまちづくりの全体の参考にしたり、事故の教訓を最大限に生かしていくことが重要と考えます。

先ほど、再発防止の観点で関連部局のほうでは情報共有がされたということだったんですけれども、情報共有をするためにはどのような事故だったのか、なぜ起きたのかといった可能な限りの事故状況を情報として収集する必要があると考えますが、再質問として、事故が起こった際に、事故の対応に関与した警察や消防、医療機関等の外部機関との情報連携、また情報共有をする体制が現状十分取れているのかお伺いいたします。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） それでは、再質問にお答えいたします。

事故が発生した場合、警察や消防、病院など様々な機関が関与いたしますが、関係機関それぞれに役割や目的があり、その職務遂行上、関与する状況にあります。

市におきましても可能な限り情報収集に努めてはおります。警察の捜査に関わる内容、病院が保有する負傷者などの個人情報を含む情報は秘匿性が高いことから、関係機関相互において詳しい事故の状況などの情報は共有が難しい状態となっております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。

それぞれ機関ごとの守秘義務等があるため、情報の共有がなかなかされにくいという状況ということが分かったと思います。

少なくとも市の管轄内の施設で起きた事故にもかかわらず、そのお子さんの安否ですら市のほうで分からないといったことにちょっと問題を今感じております。とはいえ、この課題

についてはなかなか市単体で解決は困難であることも感じましたので、課題提起ができたことが意義のあることではないかなと今感じています。

それでは、再々質問ですが、公共施設のほか本市の学校、保育所等での、けがなどの事故報告、いわゆる市の管轄内の範囲における事故情報の共有については、現状どのような体制となっているのか、お尋ねいたします。

○副議長（遠藤保明） 再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） まず、学校での事故報告についてですが、文部科学省の学校事故対応に関する指針では、学校は学校の管理下で発生した死亡事故、治療期間が30日以上を負傷等を伴う重篤な事故や意識不明となる事故が起こった場合は、市教育委員会に速やかに報告することとされております。

市教育委員会は、県教育委員会に事故の発生を報告いたします。そして、県教育委員会は、死亡事故など、児童・生徒等の命に関わる重大な事案が発生した場合には国に一報を行うということとされております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） それでは、保育所等の関係でお答えします。

公立保育所や私立保育園、認定こども園で事故が発生した場合には、国の基準に基づき、速やかに施設から市と子どもの家庭等へ連絡を行うこととなっています。そのうち死亡事故や意識不明、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故などの重大な事故については、施設から市への報告後、市から県を経由し国へ報告することとなっております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 崎山議員。

○6番（崎山華英） 分かりました。ありがとうございます。

この4月、子どもの事故予防議連において、長崎県大村市が取り組んでいるこどもを事故から守るプロジェクト事業について視察してまいりました。

この事業は、大村市とNPO法人Love & Safetyおおむらが協働して行っている事業であり、市内の保育施設などで起こった子どもの事故を軽微なものから漏れなく情報収集し、産業技術総合研究所等の専門機関で分析した結果を市内の関係機関などで共有し、市民を対象としたイベント等を開催して子どもの事故防止を啓発、その他保育士などを対象と

した子ども安全管理士講座を開催し、子どもたちにとって安全な保育・教育環境の整備を進めているものです。

今回、袋公園での溺水事故を受け、その事故状況の検証と市民、また同年代の子を持つ家庭への注意喚起が十分だったのか、今回これだけ重大な事故が起きたにもかかわらず、市内の保育園や学校等での注意喚起が十分ではないと感じました。

そこで4回目の質問です。

公共施設や学校等において子どもの事故が起きた際には、可能な限り事故の検証をした上での注意喚起、また年齢ごとや季節ごとに起こりやすい事故ケースについては、市内学校や保育園等で都度周知、事故予防の啓発を行うべきと考えるがどうか。

4回目の質問です。

○副議長（遠藤保明） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 学校等で児童・生徒の事故があったときには、事故の状況、原因、対策などを確認し、当該の学校で児童・生徒に注意喚起を行い事故防止に努めております。

また、交通事故等が市内で続いて発生するなど市内全小・中学校に注意喚起が必要と判断したときには、市教育委員会から市内各小・中学校に一斉連絡をして、児童・生徒及び保護者へ注意喚起を行って事故防止の啓発に取り組んでいるところであります。

そのほか、小学校では4年生で、学区内等での危険箇所を調べて地図にまとめた安全マップ、これを作成したり、養護教諭が校内で起きたけがの件数等を地図にまとめたりして、それらを校内や学級内に提示して事故の未然防止に努めております。また、中学校では、委員会活動により自転車の点検や交通安全活動を行うなど、市内小・中学校で学校の特色を生かした事故防止の啓発に取り組んでおります。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 保育所では、保護者に対しては、事故防止啓発ポスターの掲示や、月1回発行している保育所だよりに子どもの事故防止についての記事を掲載するなど、家庭においても事故防止に努めていただくよう啓発を行っております。

また、子どもたちに対しては、遊具の使い方などの安全教育を行うとともに、緊急時に適切な行動を取れるよう、火災や地震などを想定した避難訓練を定期的に実施し、事故防止や

安全意識の向上を図っております。

○副議長（遠藤保明） 崎山議員。

○6番（崎山華英） 分かりました。ありがとうございます。

これからも事故予防に対する啓発について取り組んでいただきたいと思います。

それでは、大きな項目1の（2）に移りたいと思います。

水辺の事故を防ぐための取り組みについて伺いました。教育総務課長のほうから答弁のあった着衣泳指導について再質問をしたいと思います。

現在、着衣泳の授業が対象となる学年、また授業時間数、実施時期、そして着衣泳指導を行う目的や目標をどのように設定しているのか、お尋ねいたします。

○副議長（遠藤保明） 崎山華英議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 着衣泳につきましては、小学校段階で全て実施をしております。

ほぼ全ての小学校で全学年を対象としておりまして、時間数は1時間から2時間程度、主に水泳指導の最終日に着衣泳を行っております。

着衣泳の目的としましては、水の事故の未然防止のため着衣での泳ぎの難しさを身をもって体験させ、不慮の事故の際の落ち着いた対応を学ばせることにありまして、また体力を温存したり体温を保持したりしながら長く浮いたり泳いだりすることや、空のペットボトルなど身近なものを浮き輪の代わりにすることなどを学習しております。

痛ましい事故が起きないように、引き続き水辺の事故の未然防止に努めてまいります。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 崎山議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。

着衣泳指導授業、私も小学校の頃に受けた記憶がありますし、昔から行われていることというのは認識しているんですけども、無防備に水に落ちてしまったり溺れるような状況に陥ったりする前に、どうしたら水辺の環境をもっと安全に楽しむことができるのかというのを知ることが重要と考えます。

先日も日本ライフセービング協会の方からお話を聞く機会がありまして、これまでライフセービング協会のほうで指導した着衣泳において、背浮きの姿勢を一定時間保つことができる児童は平均で約3割ということでした。そのような話を聞くと、実際溺れてしまったり水に落ちてしまった場合には、それらの授業が生かされるケースは僅かではないかと考えます。

また、現状の学校教育では泳法指導に重きを置かれている点について、協会のほうからも、水辺の安全指導方法のアップデートが必要であるといった内容のご意見がございました。

季節的にも水辺へ遊びに行く機会が増えてくる時期となりますが、水辺の事故に遭わないための事前知識を子どもにもその保護者にもしっかりと伝える時間を確保するべきと考えます。

そこで再々質問です。

現在、本市では水辺の事故を事前に防止するための安全教育については、児童・生徒、保護者に向けて行っているか。

○副議長（遠藤保明） 再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 市内小・中学校としましては、用水路通水開始時期や5月の連休前、夏休み前などに水辺の事故防止のための注意喚起を行っております。

具体的には、ゲリラ豪雨により水位が一気に高くなるなど、農業用排水路やため池の危険性、離岸流への注意とともに、流されてしまったときの対応など、帰りの会や学級活動等で指導をしております。

また、中学校では、保健の授業で応急手当や心肺蘇生法などについて学習をしております。生徒を対象に心肺蘇生法実技講習を実施している中学校もございます。

そのほか、夏季休業前には、水辺の事故防止等を記した夏休みのしおりや手紙を発出しまして、児童・生徒及び保護者に注意喚起を図っているところでございます。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 崎山議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。

では、4回目の質問になりますが、冒頭にも言いましたが、本市は海、池、川等水辺が非常に身近な地域性からも、水辺の事故に関する知識を特に子どもたちには積極的に指導、啓発するべきであると同時に、そういった地域性から子どもたちを守る取り組みが本市独自の魅力や特徴になるとも考えます。

現在、本市において、交通安全に関しては、市民生活課職員が保育園や学校に赴いて安全指導を行っていますが、それと同様の形で、市の職員が管轄となって日本ライフセービング協会のような民間と連携しながら学校へ赴き、水辺での安全な遊び方やライフジャケットの着用方法など、水辺の安全教育を子どもたちに向けて行うのはどうかといった提案をさせて

いただきますが、ご見解をいただきたいと思います。

○副議長（遠藤保明） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 消防本部より回答をさせていただきます。

現在、消防本部では民間と連携した講習会等は実施しておりませんが、まちづくり出前講座の中で「だれにでもできる応急処置」、また「救命講習」をテーマに救急講習会を受け付けておりますので、学校や保育園等に赴いて、生徒、保護者を対象に応急手当、救命手当について講習を行うことは可能でございます。

また、消防本部では、出前講座のほかに、保育所や小・中学校で教諭を対象とした救急講習会を毎年実施しております。回数につきましては、令和4年度で24回、令和5年度で31回実施しております。

それに加えて、スポーツクラブ等に所属する、小・中学生を対象とした講習会が令和5年度で4回、生徒、保護者72名が受講しているなどの実績がございます。

このように救命に関する教室は学校等で開催可能でございます。

傷病者の命を救い社会復帰に導くために必要となる行動としましては、一つ目、心停止の予防、二つ目、心停止の早期認識と通報、三つ目、心肺蘇生とAED、四つ目としまして病院での集中治療、この四つが途切れることなくつながることが重要でございます。

一つ目の心停止の予防につきましては、小児の突然死の主な原因に、けが、窒息、溺水などが考えられますことから、日常生活での危険について、また予防などについて救急講習の中でお伝えをしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（遠藤保明） 崎山議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。救命講習については、様々いろんなところでやっているとこのことは分かりましたので、ありがとうございます。

また、水辺の事故という観点からも何かメニュー等を増やしていただいて、これから検討していただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、大きな項目2のこどもの意見表明権のほうの再質問に移りたいと思います。

市長からご答弁をいただきまして、こどもの意見表明権、大変重要なことだと考えていただいているということで、子どもたちから積極的に意見を聞いていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

こども基本法制定に伴いまして、旭市としても子どもの最善の利益、子どもの人権について、しっかりと予算をかけて子ども・若者施策へ反映させていただくことを私から要望します。

さて、昨年末から今年初めにかけて、本市では市内の小学生及び未就学児を持つ家庭を対象に子ども・子育てアンケートを実施したかと思います。その中で、小学生家庭には、保護者だけでなく当該小学生児童に対するアンケートを新たに実施しておりましたが、それについてはどのような目的で実施を行ったのか、お尋ねいたします。

また、今回そのアンケートでいただいた声の結果を基に、第3期旭市子ども・子育て支援事業計画を策定していくものと認識しておりますが、現状の計画には子ども・若者を主体とする計画部分がほぼ抜け落ちている状況だと捉えています。

国のこども基本法の成立により、国は地方公共団体に対して国のこども大綱を勘案してこども計画を定めるよう努めるとされていることから、これまでの子ども・子育て支援計画にこども計画、若者計画を組み入れていく必要があると思いますが、今後の本計画の組立てについてどのように検討をしているのか、お尋ねいたします。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） それでは、子育て支援課から、昨年度行いましたアンケートの目的について回答させていただきます。

こども基本法におきまして、第3条でこどもの意見表明機会の確保、こどもの意見の尊重が基本理念として掲げられるとともに、第11条で、こども施策の策定等に当たって、「こども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」ことを国や地方公共団体に対し義務づける規定が設けられております。

これを踏まえ、昨年度実施した第3期子ども・子育て支援事業計画策定の基礎資料のためのアンケート調査では、暮らしやすいまちづくりに関する小学生本人への設問を設け、意見を聞いております。いただいた意見については、第3期事業計画を策定する際に参考とさせていただきます。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） 生涯学習課から、子ども・若者計画についてご回答させていただきます。

子ども・若者計画については、先ほど市長の答弁にも一部ありましたが、これまで実施してきた市民と市長の対話集会や青少年意見発表大会での意見、家庭教育学級、PTA連絡協議会をはじめとした各種団体の協議の場などでいただいた様々な声を生かしていきたいと考えております。

現在策定を進めている旭市総合戦略、子ども・子育て支援事業計画策定におけるアンケート調査についても留意し、各計画と整合性を図り、連携した運用に努めなければならないと考えております。

また、今後協議を進めていく中で、計画策定のためだけではなく、若者世代の声を日常的に聴ける機会の創出とその声を実現できる仕組みづくりについても研究してまいります。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 崎山議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございました。

今回、アンケートが小学生対象にあったんですけども、やっぱり世帯の中の一番年上の小学生のみアンケートが対象となっていましたので、なかなか一部の子どもたちの声しか聞いていないというのが印象にありました。

先ほど言っていたように、若者の声をこれからも積極的に聞いていただけるという答弁をいただいたんですけども、まさに日常的に広い声を、一部の子どもたちの声ではなくてなるべく多くの子どもたちの声を聞いていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

こどもの意見表明権の関連から、学校の校則について3回目の質問でお尋ねいたします。

校則は、社会通念上合理的な範囲であることが前提で、子どもの人権・健康への配慮に欠けるものは直ちに直すべきであることと、子どもたちが最も身近に接する生活のルールになることから、これまで以上に子どもたちが主体的・積極的に意見を上げて、自分たちの生活のルールを見直ししていける取り組みの強化が必要と考えます。

しかしながら、残念なことに、いまだ本市の特に中学校のほうの保護者の方から、校則について疑問を感じている声ですとか、教員からの理不尽な指導に生徒が困惑したという声が実情として上がってきております。

また、校則をはじめとしたこういった困りというのは、一たび変えていこうとすると、声を上げるのにとてつもない勇気や労力が必要だったり、ささいなルール一つ変えるにも時間がかかったりします。

中学生ですと、結果、1人の生徒は3年たてば卒業してしまうので、そこで変わらないと、また次世代が同じように困るを繰り返すといった容易に変えていきづらい、社会の変革がしづらい構造ができてしまっているのが現状です。

こども基本法の成立と生徒指導提要の改定を受けて、校則見直しガイドラインというものを策定する自治体も増えてきているようです。校則をただ変えればいいのか緩くすればいいということではなくて、身の回りのルールが自分たちにとって意味のあるものになっているのか見直ししていく習慣というのが、社会に出て今度は自分たちの暮らしや社会全体を自分たちで改善していく動きにつながります。

そのため、学校はもちろん、生徒や保護者に対しても、どうしたら見直しができるのか、しっかりと見直しの方法について提示するためにもガイドラインがあるべきと考えます。今後、本市の学校での校則見直しのガイドラインを作成する考えはあるのか、お尋ねいたします。

○副議長（遠藤保明） 再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 令和4年12月に改訂されました生徒指導提要、こちらのほうでは、校則を学校のホームページ等へ公開することや、見直しの際に児童・生徒が主体的に参加して意見表明をすることなどが記されております。

現在、市内小・中学校では、校則に対する児童・生徒、保護者の意見の聴取の方法も含め、校則の見直しの在り方を考えながら取り組んでいるところでございます。その取り組みを尊重し、ガイドラインの作成については、市内小・中学校の状況を勘案して判断していくべきものと捉えております。

校則見直しの進捗状況についてですが、市内小学校では、学校での過ごし方等について、児童会等で児童の意見を基に話し合いに取り組んでいるところもございます。

また、市内中学校では、「わたしたちの手で作った頭髪の約束」などに見られるように、生徒の意見を聞いて校則の見直しがこれまでも行われた事例がございます。それぞれの学校では、各学級で生徒の意見を聴取するとともに、生徒会と教職員が話し合いを行うなどして、今後も校則の見直しを進めていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 崎山議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。

今も児童会ですとか生徒会のほうで見直しの取り組みをやっているということなんですけれども、例えば生徒のほうで、こういうふうに変えていこうというルールに対して声が上がったとしても、結局、校長先生のほうで却下が出て変わらない、そういった例もあると聞いております。

ぜひ子どもたちの声を尊重し、却下するのであれば、なぜそのように変えないのかというのをきちんと説明をしていただいた上で、子どもたちの声になるべく反映できるようにしていただきたいと思っております。なので、子どもの権利を主体と考える観点からも、教育委員会のほうから、ぜひもっと積極的に働きかけしていただきたいと思っております。

続いて、本市の学校の統廃合計画について、こちらも子どもに直接関わる重要な協議事項であることから、計画についてしっかりと子どもたちに分かるような説明をした上で、当事者である子どもたちからの意見を聞く場の設置をすることが必須であると考えますが、これについてもご見解を伺います。

○副議長（遠藤保明） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 学校再編において子どもの意見を聴取する機会としましては、新しい学校の名称を決める際に児童・生徒にもアイデアを募集する予定でございます。

また、今後、新しい学校づくりに向けて、校則や生活の決まり等の作成、またクラブ活動や委員会活動などで児童・生徒の意見を取り入れていきたいと考えております。

あとは、児童・生徒の主体的な意見をアンケート等で聞きながら、今後、学校再編を進めて、魅力的な学校づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 崎山議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

先ほども言いましたが、子どもの声を聞くことには、まず子どもにも分かるように説明するということも含まれます。統廃合にかかわらず、直接子どもに関わる事柄については、漏れなく子どもからの意見を聴取する、そして話合いに参画させることを必ず行っていくように要望をいたします。

それでは、最後に大きな項目3、千葉県の実験条例を受けての質問に移りたいと思います。

（1）のほう、女性管理職の割合について初めにお伺いさせていただきました。課長職の

ほうは前年と変わらず、管理職全体でいうと1ポイント増ということで、ほとんど変わらなかったかなという点が分かったんですけども、その点についてどのような理由があったのか、お尋ねしたいと思います。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それでは、課長職の女性の割合が増えていないということの理由でございますけれども、課長職への昇格につきましては、副課長の在職期間のほか、人事考課における内容などを総合的に勘案しながら性別にとらわれず決定しております。課長職は基本的にはポスト職になりますので、今年度は課長職の空きポスト自体が少なかったことも要因の一つであると考えております。

なお、女性課長の人数は昨年度と変わっておりませんが、今年度、新たに5級副主幹の管理職に昇格した職員は全て女性となっております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 崎山議員。

○6番（崎山華英） 様々理由があること分かりました。結果だけ見たところで、もっと遡った根本的な理由について焦点を当てていかないといけないのかなと考えています。

他市の例を挙げますと、千葉市では女性や子育て世代の職員へのサポートが充実しており、平成28年より千葉市女性職員活躍推進プランを策定、女性職員がキャリアアップしやすい職場環境の醸成、女性職員自身がキャリアアップについてイメージを持てるような研修を行っているそうです。

旭市としても、こういった女性職員へ向けたキャリアアップ支援について積極的に行っていく考えはあるか。また、もっと踏み込んだ形で女性リーダーを増やしていくために、まずは福祉関連の課を中心に、保健師や保育士など女性の多い職種から、早い段階で課長も視野に入れた管理職を選択肢として積極的に目指していける支援があればよいと考えておりますが、それについてもご見解をいただきたいと思います。

○副議長（遠藤保明） 再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） 女性管理職育成のためのフォローアップということにつきましては、本年4月に策定しました女性活躍推進法に基づく第3次特定事業主行動計画におきまして、女性がより一層職場で活躍するためには女性が管理職に就きたいと思える職場環境の整備が

必要としまして、機運を醸成するための研修会を開催するとしております。

これは、保健師や保育士などといった女性の割合が高い職種においても、一般行政職と同様に行うものでございます。

また、管理職はもとより、これから管理職に就く女性職員も対象にした女性職員キャリアデザイン研修を開催するといった育成支援をしております。

それで、保育士や保健師などの資格職につきましては、それぞれの分野におけるスペシャリストとして活躍しているため、一般行政職の課長への登用など、こちらは本人の意向も含めて難しい面があります。

しかしながら、今後働き方の多様化も見込まれるため、より女性が職場で活躍できるよう、幅広い視野を持った人材登用について研究してまいりたいと考えております。

○副議長（遠藤保明） 崎山議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。

様々研修をやっていただきたいなと思いました。やっぱり管理職ですとか課長ですと、男性になるものというイメージがまだまだ多いと思いますので、そういった意識とか固定観念を取り除けるような取り組みをやっていただきたいと思っております。

性別に限らずですが、若年層、子育て世代の職員へのサポートも重要と考えています。先ほど挙げた千葉市の例で言いますと、男性育休取得率は令和4年度で78%、性別に限らず育児・家庭状況に配慮しながら管理職に登用したり柔軟な昇任制度の構築を行っています。

管理職であってもワーク・ライフ・バランスをしっかりと取れる働き方改革に取り組んでいく必要があると考えますが、職員の働き方改革について、現状と今後の展望を伺います。

○副議長（遠藤保明） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それでは、お答えいたします。

管理職におけるワーク・ライフ・バランスということでございますけれども、適切な行政運営をするために、人事については、性別にとらわれることなく適材適所を念頭に置いた異動や昇格などを行っております。

また、管理職に就くことへの意識の向上とワーク・ライフ・バランスの充実は密接に関係していると認識しておりますので、DXの推進や必要に応じたアウトソーシングの活用などによりまして業務を効率化することでワーク・ライフ・バランスを推進していきたいと考えております。

現在、管理職のみにスポットを当てた働き方改革などの取り組みはございませんが、職場全体における業務効率化を推進するとともに、先進的な取り組みを研究するなど、管理職にとっても働きやすい職場環境の整備に努めていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 崎山議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、大きな項目3の（2）のほうの再質問に移りたいと思います。

外国人居住者の推移に関して最初の質問で質問させていただきました。旭市の場合どうなのかなと思っていたんですけども、だいぶ近年、外国人居住者の数も増えているのとともに、日本語教育が必要なお子さんというのが、令和4年から令和5年で約倍増しているというところに私もちょっと驚きました。決して少ない数字ではないなと感じましたので、その言語に対してのサポートが必要なお子さんと同時に、そのご家族も恐らく同様にサポートが必要な状況であるのではないかなと思っております。

コロナ禍が終息していくとともに、観光地のほうでは海外からの観光客がかなり増えてきていると思うんですけども、本市においては働きに来ている方だったりとかその家族、この地域の特徴として中長期的に住まわれる方の割合が観光客よりも多いのではないかと推測しているところです。県条例制定に合わせて、外国人居住者の状況ですとか、また特にお子さんの状況についてしっかりと実態把握をしていただきたいと思います。

先ほど、日本語教育が必要なお子さんというのがだんだん増えているということは分かったんですけども、それを聞いた上で、不就学、学校にまだ行けているんだったらいいんですけども、就学できていないお子さんがいないのかという把握ができていいのか、もしできているのだとしたらどうやって把握しているのかというのをちょっと質問として入れさせてください。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 現在、本市におきまして、外国人で学校に通っていない、いわゆる不就学の子どもはおりません。

外国人であっても住民基本台帳の生年月日で把握できますし、基本的には市役所に住民登録の手続きに来庁した際に、小・中学生の年齢のお子さんがいらっしゃれば、教育委員会の窓口にもお越しいただいて就学の手続きをしていただいております。その際に、日本語がど

の程度話せるかとか、その状況を確認して、必要に応じて翻訳機の貸出しを行うとともに、あと学校との連絡調整を行っております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 崎山議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。

一応住民基本台帳のほうと照合していただいているということで、現在、そういった学校に行けていない方はいないということで安心しました。

その上で、現状として、外国人労働者やその家族に対し、特に日本語教育が必要な児童・生徒に対して、市や学校ではどのような支援を行っているのかお尋ねしたいと思います。

○副議長（遠藤保明） 再々質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 現在のところ、市では、日本語教室や生活相談など外国人を対象とした事業は行っておりません。日本語を話せない方が市役所に手続きに来られた際の窓口での対応につきましては、窓口に備えてある翻訳機、またはスマートフォンの翻訳機能を利用して会話などしております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 学校におきましては、日本語教育が必要な児童・生徒の状況に応じまして、週1時間から5時間程度、日本語や学習面の個別指導を実施しております。

また、日常生活の支援として、市教育委員会で翻訳機の貸出しを行っております。

また、保護者の支援としましては、保護者の要望に応じて、入学手続きなどでサポートしていただいた就労先の方などを介していただいたり、翻訳アプリ等を活用したりして連絡を取っているところでございます。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 崎山議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございました。

言葉の壁から進学、就職が困難となる、十分な教育が受けられないということ、また収入がないということは貧困につながり、非行や犯罪行動につながることも考えられます。つまり、まちの治安につながる問題であると思っております。また、保護者、家族にも支援を行うことは、子どもがヤングケアラーとなる要因を取り除くということにつながると考えてお

ります。

外国からの労働者や家族向けに日本語の学習支援を行ったり、外国人も積極的に地域の文化行事、イベントなどに参画しやすい環境を醸成することが今後あるべき支援の形ではないかと思っております。

これからも恐らく増加していくニーズに対応していけるように、実態の把握と柔軟な対応、本市として多様な人材をただ受け入れるだけではなく、地域の生活や文化に適応できるようにサポートしていくことが、誰にとっても住みやすい、帰ってきたくなるまちになると考えております。

このように、今質問に挙げた国籍の違いや男女の性差だけではなく、多様性を尊重し、誰もが暮らしやすい社会をつくっていくために、本市としてどのように取り組んでいく考えか、ぜひ市長から総括的なご意見をお伺いしたいなと思っております。

次期旭市総合戦略として多様性を尊重する政策を積極的に盛り込んでいく予定があるのか、県条例制定を受けてのお考えをお伺いします。

○副議長（遠藤保明） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） すみません。市長ということですが、私からお答えいたします。

まず、本市の総合戦略では、将来都市像について、「持続可能な“まち”の実現のためには、旭市で生まれ、育ち、暮らしている市民の誰もが、将来にわたり住み続けたいと思えるまちづくりの視点が重要」としております。

この「旭市で生まれ、育ち、暮らしている市民」とは、本市で暮らす全ての市民、もちろん外国人世帯の方々も当然含みます。そういう考え方でありますので、現在策定を進めている第3期総合戦略につきましても、こうした包括的な理念を引継ぎながら策定してまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 崎山議員。

○6番（崎山華英） 既にそのように総合戦略の中には記載があつて、これからも取り組んでいく考えということが分かりました。ありがとうございます。

これで終わりにはなるんですけれども、最近の話題で、民間の有識者グループから成る人口戦略会議が、令和6年・地方自治体「持続可能性」分析レポートを発表し、全自治体の4割超に当たる744の自治体が消滅可能性自治体に当たるとの推測をしています。

本市と隣接する銚子市、香取市、匝瑳市、東庄町は全て消滅可能性自治体として名前が挙がっている中、辛うじて旭市はリストに上がりませんでした。

この消滅可能性自治体の定義、市長、ご存じでしょうか。20歳から39歳の若年女性人口が2010年から40年までの30年の間に50%以上減少すると推計される市町村のことを指します。旭市は辛うじて消滅可能性都市と言われなかったわけなんですけれども、そうはいっても減少率が41%と決して喜べない数字。

いずれにしましても、この若年女性というのが少子化対策のキーであるということを、市長にはしっかりと認識していただきたいと思っております。

女性の社会進出が少子化の原因だとの考えは古い考えでありまして、専業主婦世帯より共働き世帯のほうが子どもを多く産み育てているという研究データもあることから、女性への支援、女性の多様な生き方を認められる社会が本当の少子化対策になると考えます。

誰もが住みたい、帰っていききたいと思えるまち、そのためには、近隣市のどこよりも多様性を尊重するまちを、米本市長にはつくっていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

これで私からの一般質問は終わりにします。

○副議長（遠藤保明） 崎山華英議員の一般質問を終わります。

崎山華英議員は自席へお戻りください。

◇ 島 田 恒

○副議長（遠藤保明） 続いて、島田恒議員、ご登壇願います。

（9番 島田 恒 登壇）

○9番（島田 恒） 議席番号9番、島田恒でございます。通告に従って一般質問をさせていただきます。ちょうど昼食が終わった後で、ちょっとまぶたも重たくなるころですけれども、よろしくお願いいたします。

まず、大きな項目で2項目、おのおの3点ということでご質問させていただきたいと思えます。

まず、大きな1項目めでありますけれども、空き公共施設等の利活用についてです。

現在、干潟地区を皮切りに小・中学校の統廃合が話し合われているところでございますけれども、これは地区の説明会、あるいは代表者会議を通じて、何がよりよい統合なのかと真剣に話されているところであります。

今、市内に小学校は15校、中学校は5校あります。この統合案では、これを半分の10校にするという予定です。現在の少子化が予想される中で学校経営も極めて難しくなってくる中、子どもたちの教育環境をしっかりと整えるという意味でも、現実的な判断だと思っておりますけれども、一方で、学校の役目を終える施設をこれからどのように運用、あるいは活用していくかというのは、地域にとっても非常に大きな課題だと思っております。

そこで、大きい項目の一つ目、空き公共施設の利活用ということで、（１）小・中学校統合後の空き校舎と跡地利用について、統廃合と並行して検討を進めるべきと考えるが、本市の見解をまずお伺いしたいと思います。

（２）として、この統廃合に当たっての住民参加について、地域住民の方々や地域のために活動したいんだというボランティアの方々、あるいは事業者の方々もいると思いますけれども、そういう方々の意見をどのように丁寧に取り上げていくのかお伺いしたいと思います。

それと、（３）そういう話合いのいろいろ経過があると思います。そこで、そういう情報の住民の方々への提供と情報公開について、検討過程というものをつまびらかに公開して透明化を図ることが非常に大切だと思いますけれども、ということで本市の見解をお伺いしたいと思います。

２項目めでございます。耕作放棄地の解消についてです。

これについては、私は昨年の定例会の中でもご質問をしましたがけれども、手入れのされていない農地、加えて農地以外でも荒廃地ございますけれども、そういう管理について、今後とも継続して本市の課題となっていくと考えますけれども、そこで（１）本市における耕作放棄地の対策について、現状と近年の推移、昨年もお聞きしましたがけれども、課題についてお伺いしたいと思います。

それから、（２）耕畜連携の取り組みについてさらに拡大するための本市の見解をお伺いしたいと思います。

（３）として、耕作放棄地や水路、あるいは荒廃地にごみが放置されて困っているという苦情はあると思います。そこで、本市の現状と課題をお伺いしたいと思います。

再質問については質問席でお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（遠藤保明） 一般質問は途中ですが、午後２時まで休憩いたします。

休憩 午後 １時５０分

再開 午後 2時 0分

○副議長（遠藤保明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

申し上げます。

議員及び執行部にクールビズの期間中ですので、議場内の温度が上がっていますので、上着を脱いで結構ですので、よろしくお願いします。

引き続き、島田恒議員の一般質問を行います。

答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、教育総務課から、1の空き公共施設等の利活用についてお答えいたします。

まず（1）ですが、学校跡地の利活用につきましては、旭市学校再編基本方針におきまして、これまで学校が担ってきた地域の役割も踏まえ、今後も地域の拠点として利活用できるよう検討していくとしております。

具体的な跡地利用につきましては、旭市学校再編準備委員会設置要綱に基づき、今後設置する保護者や地域の代表者、学校関係者など25名程度で構成する会議を設置しまして、学校再編と並行して廃校となる学校跡地の利活用についてご意見を伺いながら、様々な観点から検討していきたいと考えております。

続きまして、（2）の住民参加についてでございますが、学校跡地の利活用につきましては、まずは先ほど申し上げました準備委員会で地域の皆様のご意見をまとめていただきたいと考えております。その意見を踏まえた利活用について、地域の事業者、ボランティア団体等のご意見をいただく必要があるか検討してまいりたいと思います。

続きまして、（3）の住民への情報公開についてですが、会議内容等の住民への情報公開につきましては、旭市審議会等の会議の公開に関する要綱を踏まえまして、これまでも地域検討会議や代表者会議などの情報を公開してございます。

今後の会議の内容につきましても、引き続き学校再編だよりをはじめ、市のホームページ、広報あさひ、回覧板などを活用しまして、より丁寧にお知らせをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（遠藤保明） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（戸葉正和） 農業委員会からは、2の（1）本市における耕作放棄地の対策について現状と近年の推移、課題は何かというご質問にお答えいたします。

まず、農業委員会では遊休農地の発生防止・解消を図るため、農地の利用状況調査等の実施により、遊休農地の把握に努めておりますので、そちらで回答させていただきます。

遊休農地面積の近年の推移ですが、令和3年度末は75.3ヘクタール、令和4年度末は72.1ヘクタールでした。令和5年度は新規発見が4.1ヘクタールありましたが、6.2ヘクタールが解消となり、年度末では70.0ヘクタールとなっております。

課題ですが、農業者の高齢化による労働力不足、農地の条件が悪く耕作しづらいことなどと考えます。また、最近では、貸し付けていた農地が借受け者の高齢化や廃業により返還されてしまったが、新たな耕作者がなかなか見つからず、その間に遊休農地となってしまうケースなども増えております。

○副議長（遠藤保明） 農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 農水産課からは、2の（2）耕畜連携の取り組みについて、さらに拡大するための本市の見解ということですが、本市では主食用米から飼料用米の作付転換を推進しております。飼料用米生産者協議会と飼料用米利用者協議会の状況、それから飼料用米の助成金の関係、若干減ってきておりますので、その状況についてご答弁を申し上げます。

飼料用米生産者協議会は、稲作農家の組織で会員は50になります。令和5年度の生産量は3,656トンで、市全体の飼料用米生産量の70%を占めております。

飼料用米利用者協議会は、畜産農家の組織で会員数は10になります。市内で生産された飼料用米の85%を受け入れております。

助成金につきましては、令和6年度の水田活用直接支払交付金として、アキヒカリや夢あおば等の専用品種の変更はありませんが、コシヒカリやふさこがね等の主食用品種は、従前の10アール当たり8万円から7万5,000円になりました。

来年度以降も毎年5,000円ずつ減額され、令和8年度には6万5,000円まで減額されることになります。

一方で、今年度の飼料用米の作付面積でございますが、6月1日現在の集計で725.3ヘクタールとなっております、昨年度と比較して7%程度の減少にとどまっております。

交付金の減額や米価の上昇傾向もあって、飼料用米をやめて主食用米を増やそうとする動きが強まっている状況にあり、飼料用米の作付が減少することが見込まれておりますが、引

き続き制度周知と専用品種での取り組みについて推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（遠藤保明） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） 私のほうからは、大きな項目の2の（3）についてお答えします。

耕作放棄地に限らず、管理されていない土地は不法投棄の場所として狙われる傾向にあり、年間で200件程度、不法投棄ごみの通報や苦情が寄せられております。

市では、ごみの投棄者（原因者）を探して撤去指導を行います。総じて投棄者（原因者）を特定できないため、道路などに投棄されたごみにつきましては、市で回収しているところがございます。

しかし、空き地や農地等の私有地に投棄されたごみにつきましては、市の条例により、その土地の所有者または管理者が処理しなければなりませんので、日頃から不法投棄されないように土地の管理をお願いしているところがございます。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 再質問に移りたいと思います。

1番目の空き公共施設の関係で、今、跡地利用についての見解ということでお伺いしましたけれども、先ほどのご回答で地域の拠点となるように利活用できるようにということでご回答いただきましたけれども、そのとおりだと思います。

学校というのは、特に小学校ですけれども、今の場所から小学校がなくなるというのは、我々の記憶にはほぼないような気がします。この旭市の前に1市3町の合併があったわけですが、おおむね昭和30年前後ということになりますが、そのはるか以前、村の時代から小学校というのはずっとそこにあったというふうに認識しておりますが、それが特に小学校というものが、その地域から小学校という、そういう学びやがなくなるということは、地域にとっても非常に大きな変化になってくる。我々が考える以上に大きな変化になるのではないかなという気がします。

統廃合の議論、もちろんこれが一番大切ではありますが、そういうものとしっかり重ね合わせて、地域の拠点として先ほどのお答えにあったように、利活用を考えていくということが非常に大切なことだと思っております。

学校跡地活用について今まで説明会、あるいは代表者会議も行われておりますけれども、その中ではそういうことに対する議論というのに、触れられたことはあったのかということ

についてお伺いしたいと思います。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 干潟地域の例ですが、代表者会議の前に行われました地域検討会議、この中で跡地活用につきまして先ほど申し上げましたように、新たな地域の拠点として地域の活性化につながるような活用方法を、地域と共に検討していただきたいということを会議の中でご意見を承っております。

今後設置される学校再編準備委員会において、改めて地域の皆様のご意見を具体的にお伺いしながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 再々質問でございますけれども、地域の人たち、そういう学びやを卒業された人たち、それとこういうことに関わる多くの方々というのは様々な思いをお持ちだろうと思います。

ただ、この空き施設の利用というのは、地域の声ですとか生徒・児童、保護者の声など広く聞くとともに、その外にも目を向けて優良な活用事例というんでしょうか、そういうものもご提供いただければ、この地域の我々も、そういう活用もあったのかということで膝を打つようなこともあろうかと思います。先進事例ですとか、あるいは優良事例というものが今まで検討、調査等をされた経過はあったのか、あればお伺いしたいと思います。

○副議長（遠藤保明） 再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 優良な事例につきましては、地域検討会議において近隣市の跡地活用の状況や、文部科学省の事例集「未来につなごう みんなの廃校プロジェクト」というものから、都市交流施設やスポーツセンター、コミュニティ複合施設や民間活用事例などを多々ご紹介しております。

今後は、その学校再編準備委員会において改めて先進事例を紹介しまして、地域のご意見を伺っていききたいと考えております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 地域にとって有意義な地域の拠点として活用していくためにも、案が出

たらその時々に対応ということではなくて、やっぱりその20校あるものが半分になるわけですから、しっかりと仕組みをつくって私は対応していくべきだと思っています。

そこで、本市としてもこういうものを、非常に重要なものを進めていくときに効果的に進めていく上でも、例えば跡地の活用基本計画だとか、それから活用に当たっての条例ですとか、そういうものを策定してしっかりとした立てつけをつくって進めたほうがいいと私は考えますけれども、市のご見解をお伺いしたいと思います。

○副議長（遠藤保明） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 学校跡地と施設は本市の貴重な財産でありまして、効果的な活用が求められるものでありますので、本市のまちづくりの方向性と整合性を図る必要もあると考えております。地域のご意見を最優先としつつも、市として基本となる考え方や検討体制を明らかにする必要もあると思いますので、今後関係部署とも連携しながら跡地活用の基本方針などの策定について検討していきたいと思います。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） まちづくりの方向性との整合性というお答えでありますけれども、それはそのとおりだと思います。区会ですとか様々な会合で、この統廃合の問題はよく我々のところでも話題に上がります。跡地を地域のために有効に活用したほうがいいという前向きな意見もたくさん出ることを私も聞いております。学校がなくなったから残念ということだけではなくて、やはりその地域のコミュニティの中心と、そもそも小学校がそういう役割を果たしておりましたので、しっかりとそういう仕組みをつくって進めていただきたいと思います。

次の質問、（2）に移りたいと思いますけれども、（2）の住民参加についてということでの再質問でございます。

様々な機会を捉えて、例えばそこに入る事業者、入る可能性がある事業者ですとか、あるいは地元のボランティア団体とか、そういう方々の意見を伺うのはとても大切だと思いますけれども、そういうことに当たって広くアンケート調査などをする予定はあるのかお伺いしたいと思います。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） アンケート調査ということでございますが、まずは地元の皆様の意見を伺うことが大切だと思いますので、学校再編準備委員会にて検討していただきたいと考えております。

また、庁内でも市の財産としての有効な利活用の方法を教育委員会だけでなく、関係部署を交えた会議で検討をしていきたいと考えております。これらの検討過程の中で必要となりましたら、アンケートの実施も視野に入れていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 再々質問になりますけれども、先ほども申し上げましたけれども、優良事例ですとか活用事例などを周知していただき、なるべくそういう情報も提供していただいて、自分の地域に合った活用方法というんでしょうか、いろんな環境がありますので、活用方法はどうかと、しっかり考えるのは建設的であろうかと思います。学校の跡地の利活用というのは、地域の例えば懇談会などを開催して、しっかりと意見を拾い上げることも必要と考えますけれども、市のご見解をお伺いしたいと思います。

○副議長（遠藤保明） 再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 地域の意見を拾い上げる方法としましては、先ほどのアンケートと同様に様々な方法が考えられると思います。それらについても今後検討していきたいと思えます。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 4回目の質問ですけれども、地域の意見を丁寧に拾い上げると、これは当然の話であります。これと同時にああいう大きい施設、面積的にも大きい、施設としてもしっかりしているというものでありますので、地域以外の外部業者など民間に関わるその跡地の利用についての参画というんでしょうか、そういうものについては市としてはどういうふうにお考えなのか、お聞きしたいと思えます。

○副議長（遠藤保明） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 近隣市町の例では、サウンディング調査を行った上でプロポーザル方式にて、民間事業者等へ公募を行うというケースも見受けられます。地域の意見を踏

まえまして必要となりましたら、文部科学省のみんなの廃校プロジェクトや、千葉県企業庁の空き公共施設などに情報を掲載しまして、広く事業者への周知を図りたいと考えております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 今のサウンディング調査とプロポーザル方式という横文字でなかなか分かりにくいわけですが、サウンディング調査というのは、私もちょっとものの本で調べましたけれども、あまり聞き慣れない言葉なんですけれども、そういう施設というものを、特に公共財産というものを有効に活用するという中で、活用方法について民間事業者から広く意見とか、あるいは提案を求めて検討する調査だと思います。

そういう調査を受けて、今度はプロポーザルという形で、おひさまテラスなんかもそうですけれども、公募するにしても地域の状況だとか、課題というのは様々違うわけありますので、しっかり事前に伝えて参入しやすい効果的な公募条件というのを整えるということも大切なことだと思いますので、ぜひご検討も願いたいと思います。

次に移りたいと思います。

情報公開、こういうものについて、情報公開についての関係ですけれども、学校跡地の利活用を議論する上で活用協議会、どういうふうに前向きに活用するのか、などの会議を新たに設置する必要があると私は考えているんですけれども、市のご見解を伺いたいと思います。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 活用協議会の設置などということですが、まずは学校再編の準備委員会において方向性をご提案いただきまして、今後その提案を推し進めるときに必要となった場合には、活用協議会などの設置についても検討をしてまいります。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 跡地の活用については、できれば地元が優先的にそういうものを利用していくというのが本筋だと思うんですね。それが一番いいと思いますけれども、もし民間事業者がそこに入ってくるということになると、やっぱり地元の方々もそれを使いたい、民間事業者の方もそこを使いたいんだなんていうと、そこを調整する必要があると思いますけれども、そういった場合のことはまだまだ想定できないかもしれませんが、お考えが

あればお伺いしたいと思います。

○副議長（遠藤保明） 再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 民間事業者との調整ということでございますが、何度も申し上げますが、準備委員会での意見を踏まえまして、市としての方向性を全庁的に検討していく中で、今後必要があれば、そういった外部の民間事業者との調整も検討してまいります。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 統廃合の議論というのは、まだ始まったところというんでしょうかね。

ですので、統合のこういう検討と利活用の検討というのは、同時に並行というのはなかなか難しいところもあると思いますけれども、それはまた地域にとっては切り離して議論するようなものでもないと思うんですね。ですから、しっかりと並行して、ちょっと後ずれしても、しっかりと進めていっていただきたいというように思います。

この跡地ですとか、施設がこの地域の長い長い間のコミュニティの中心であり続けられるように、そういうコミュニティを壊さないという、そこを少なくとも荒らしたりしないように、丁寧なそういういい活用事例があれば、そういう情報も提供しながらお願いしたいと思います。

それでは、大きな2項目めに移らせていただきます。この耕作放棄地の解消でございますけれども、先ほど対策についてお伺いしました。その再質問ですけれども、先ほど数字的には70町歩ぐらいまで減ってきたということで、これはよいことだと思いますけれども、まだまだ70町残っているというところであります。

減っているということはいいことなんですけれども、しかし先ほどのご回答にもありましたように、農業をする方々の高齢化によって遊休農地が進む、増えてくる。専業農家でも返したいんだと、借りている人でも返したいんだと、そういうお話もよく聞きます。そういう中で新たに発生していくということも想定されて、非常に悩ましい問題だと思います。

昨年から地域計画の策定というのが農業委員会を中心に今進められております。この地域計画の主眼というのは、優良農地をしっかりと誰が今後地域農業のために使っていくかということ在地図にはっきりと落とし込むという計画です。一方で地域計画のそれは大きな目的ですけれども、もう一つ、もっとこの不耕作地をどういうふうに関消していくんだというものも大きな課題になってきます。

先ほど午前中にも、伊場議員のほうから農用地区域の関係の話ございましたけれども、7,000ヘクタール、非常に大きな面積が旭市には農地としてある。この地目的に農地ということと、農業振興地域というものと、農用地区域ということを非常に皆さん分かりにくいところがあると思いますけれども、この優良農地、例えば干潟八万石のああいいう広大なすばらしい水田、美田ですね。そういうものはこの農用地区域というのは間違いなくあるわけなんだけれども、農振地域という中には例えば住宅地の中に入り込んでいるようなところもあるわけです。

ですから、どういうふうに、午前中に都市計画の話もありましたけれども、基本的には都市計画とこういう農振計画というのは根拠法が違いますから、別々のものではありますけれども、本市のようなこういう農業潜在力のある地域にとっては、都市計画の視点から、きっちと農業振興地域整備計画、農用地の在り方というのにも検討していくべきだと思います。

そういった意味も含めて、この担い手を中心に誰がこの農地を耕作するのか地図に落とし込む、これは地域計画ですね、将来に向けて大変意義のある計画だと思っていますけれども、その地域計画の進捗状況と、それから地域計画の中での先ほど申し上げました課題であります、耕作放棄地の解消に向けた取り組みについて改めてお伺いしたいと思います。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） それでは、地域計画の進捗状況につきましては、市内15の小学校区で説明会を開催し、海上地域の三つの小学校区につきましては、先行して地域の農業者による話合いが終了したことから、農地一筆ごとに将来誰が耕作するのかなど、農地利用の姿を明確化した目標地図を作成しているところでございます。

市といたしましては、令和7年3月末までの地域計画策定に向けた農業者との話合いの中で、耕作放棄地の解消について支援を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 昨年の同様の質問の中でも言いましたけれども、実は旭市というのは、この優良農地の集積度合いというんでしょうか、については県内ではもう圧倒的に1位ということで、すばらしく農業の潜在力も高く、まとまりのいい本市でございます。それぐらいに本市の農業には底力があると、まとまりのよい条件等、そういう潜在力があるというふうに私も認識しています。

しかし、その一方でこの耕作放棄地、あるいは遊休農地の解消も、先ほど70ヘクタールということはありましたけれども、課題としては残っている。この耕作放棄地の解消に向けた本市がそういう状況でありますので助成措置、あるいは本市独自の助成措置があればお伺いしたいと思います。

○副議長（遠藤保明） 再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） それでは、お答えします。

耕作放棄地解消のための助成措置につきましては、国や県などの補助事業として多面的機能支払交付金を活用した地域ぐるみの保全活動を支援する事業や、農地中間管理機構による遊休農地解消緊急対策事業がございます。

市独自の助成といたしましては、10アール当たり10万円を補助する耕作放棄地再生事業補助金がございます。

以上でございます。

○副議長（遠藤保明） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 先ほどの質問で、午前中の質問、井田議員のところ、伊場議員と申し上げてしまいました。伊場議員も昨年、地域計画のご質問をされましたので、ご了解願いたいと思います。どうもすみませんでした。

今、多面的機能支払交付金のお話がありました。私も関わっておりますけれども、これはとても小回りの利く事業だと思っております。農地、農道、水路や農業地域に限定されるわけですが、農業者、それから自治会、それから地域の農家以外の方々も加わっておりますので、地域全体の環境の保全には大きな力となっているような気がします。

一方、この事業の内容を見ますと、例えば草刈りですとか耕作放棄地の解消、具体的には水路の補修ですとか道路上げ、あるいは農道の軽微な補修というものを行っていますが、しかし、これは本来は地域組織がやるべきなのか、あるいは例えば土地改良区なのか、場合によっては市が行うべきなのかと、若干曖昧なところがあります。

本市独自の事業として1反歩当たり10万円の助成事業があるというのは大変ありがたいこととありますが、いずれにしても地域の環境をしっかりと守るという意味では効果的な活動として継続できるように、本市としてもさらなるご支援を願いたいというふうに思います。

続いて（2）、耕畜連携についての再質問に移ります。

コロナが明けまして外食事業が旺盛になってきたということから、今日の新聞等にも出ておりましたけれども、最近は主食米の価格が結構、相当というか上がってきています。そういう意味では、先ほどのご回答のように主食米に生産が戻るというのは流れなのかなというふうに思っています。

そういう中で飼料用米については、やっぱり助成金が毎年減額されていく、5,000円ずつ5,000円ずつ、最終的には6万5,000円ですか、というように下がっていくというのは、生産農家にとっても取り組み意欲というものを若干そがれるという状況もあるのかなというように思います。農家にとっては、そういう助成金がかかるということに加えて、例えば肥料価格だとか資材価格というのは、聞くと大きく高騰しているという状況もあります。コストは上昇するばかりですから、こういう助成金、これに限ったことではありませんけれども、物価スライド方式ではないけれども、そんな形にならないものかなというものを考えております。

耕畜連携について先ほどお聞きしましたけれども、これも耕作放棄地の解消にも関係してくることで、耕作放棄地を解消しながら、解消した上で、そこで畜産農家が例えば飼料作物を栽培すると。

今、畜産農家も飼料価格が高騰している中でありますので、非常に畜産農家の飼料価格の高騰は経営を非常に厳しく圧迫している中ですので、既に旭市では水田の、この耕畜連携というのは全国に先駆けてというんですか、進められていることもあるわけですがけれども、であるからなおさら、なおといいますか、畜産農家に対する、あるいは水田農家に対する効果的にこの耕畜連携の取り組みを進めていくと。さらに進めることはできないかということで、本市のご見解をお伺いしたいと思います。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 耕作条件の悪いほ場は耕作放棄地になりやすいですが、牧草や青刈りトウモロコシなどの飼料作物は、条件の悪いほ場でも比較的取り組みやすいことから、耕畜連携と飼料作物の普及啓発を図り、耕作放棄地の発生防止や解消につなげていきたいと考えております。

○副議長（遠藤保明） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 今、課長からお答えがあったように、一番の問題というのは耕作条件の悪いほ場です。これは間違いないです。これはもうトラクターも入れない。入っても潜って

しまう、潜ったら本当に出せなくなってしまう。そういうような悪条件のほ場をどうするかだと思うんですね。

突き詰めれば、要するに条件が悪いのは排水の問題が一番大きいんですけども、排水の取れないほ場、これは保全管理をするにしても草刈りもできない。畑地化するか、あるいは土を入れて客土にするか、さらにお金をかけて暗渠をしっかりと取るかということもあるんですけども、そういう機能するようにほ場整備をするか、いずれにしても対策が必要となってくる。

農地の所有者の意見がまとまれば、ある程度まとまれば、面積もまとまれば、国の事業として例えば飼料作物を生産するための土地改良事業などはできると思いますけれども、もしこのできるとすれば、その面積要件ですとか、その事業の補助割合だとか所有者負担割合ですか、そういうものがどれくらいなのか、ちょっと具体的にになりますけれども、分かる範囲でお伺いしたいと思います。

○副議長（遠藤保明） 再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 農地の整備には複数の補助事業がありますが、面積が20ヘクタール以上の場合は経営体育成基盤整備事業の採択要件に該当し、県が実施することになります。負担割合については国・県が80%、市が10%、改良区と農業者で10%になります。

20ヘクタール未満の場合は農地耕作条件改善事業として、客土、畦畔除去、暗渠排水などの基盤整備事業を受けることができます。負担割合は国・県が64%でありまして、市で事業を実施する場合は市が21%、改良区と農業者で15%になります。改良区が事業実施する場合は市が13%、改良区と農業者で23%になります。

以上でございます。

○副議長（遠藤保明） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 20ヘクタール以上、あるいは20ヘクタール未満というようなご回答ありましたけれども、こういうふうに大きな面積をまとめるというのは、なかなか難しいんですね。今の状況では、よほど環境が整わないと難しいのかなという気がします。ただ、この水田を高度利用するためのほ場整備については大きな資金が必要になってくると。また、そういうものを利用する、調整する組織との調整も必要になってきます。

そういう中で、例えば水田の裏作に大麦を栽培するようなということも技術的には可能だということ、そういう取り組みもあるようですけれども、水田という地域のこのすばらしい

農業資源を活用していくためには、この耕畜連携で、できれば循環型の農業というんでしょうか、資源を無駄遣いしないという意味で循環型農業を実現していくということが、これからは本市にとっては必要になってくるんだろうと思います。耕畜連携というものを今も進めていますけれども、さらに拡大するための本市のご見解をお伺いしたいと思います。

○副議長（遠藤保明） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 本市では、主食用米から飼料用米への作付転換を特に推進していることから、今後も引き続き専用品種での飼料用米の生産拡大を通して、稲わらや堆肥の利用などの耕畜連携をさらに推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（遠藤保明） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 例えば家畜のふん尿ですね、それから例えば堆肥が作られて、その堆肥をほ場に投入、水田でも畑でもですね。そういうものに投入することによって、農産物の肥料とすると。こういう有機資源を循環させながら農産物を生産することで、地力も維持できると。あわせてコストダウンも図るというものです。つまり資源を有効に使うということだと思います。

かつての農業というのは、実はそういう、私の子どもの時代もそういう化学肥料、それほど使わずにそうであったわけですがけれども、この昔に戻るということはもうなかなか、これできないわけですがけれども、本市は地域の資源がありますんで、そういう有効に循環させる環境の整った理想的な地域だと確信しています。この効率的な耕畜連携のさらなる推進を進めていただきたいと思います。

（3）の質問に移りたいと思います。（3）の再質問です。

これ、ごみの不法投棄防止対策についてお伺いしますけれども、捨てられた、こういう耕作放棄地、あるいは荒廃地に捨てられたごみをどうするかという問題以前に、そもそもどうやって不法投棄をなくしていくかと、未然に防ぐかということが大切なんですけれども、どうしても目の届かないところは既に、あるいは既にごみはもう捨てられているようなところ、耕作放棄地、荒廃地などはさらに不法投棄されてしまうのが現状です。

本市としてのこの防止対策について今、特に進めていることがあればお伺いしたいと思います。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 市内における不法投棄防止対策として、不法投棄監視員及び職員によるパトロールを随時実施するほか、廃棄物減量化推進員の方に路上等へのポイ捨てごみ等の通報をお願いしているところです。

また、不法投棄防止看板や監視カメラの設置及び市の広報やホームページへ掲載するなど、ごみの不法投棄防止や適正な私有地管理に関する周知及び啓発をしております。

しかし、私有地に投棄されたごみの撤去につきましては、土地所有者が音信不通であったり、撤去困難な場所にあるなど撤去が進まないのが実情であり、県や警察と連携して対応に当たっておりますが、苦慮しているところでございます。

現状としては、依然として不法投棄は減らない状況ですが、不法投棄されないためには、耕作放棄地も含めて草刈りなどの管理を徹底していただくことが大事なことで考えます。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 確かに不法投棄されないためには草刈り、ごみ拾いを徹底するということが等です。きれいなところにはごみを捨てにくいし、ほぼ捨てられないという状況があります。地域ぐるみで、このきれいな旭市をどう守るかということだと思います。

ちょっと話はそれますが、この4月に相続の法改正があった中で、相続者は3年間の期限をもって、相続をした日から3年間で保存登記しなければいけないという改正もありました。そういう中では幾らか所有者が音信不通ですとか、誰だかよく分からないという人については、少しは分かるようにはなるのかなというように思っていますけれども、それにも期待したいと思います。

自治会ですとか、あるいは法人、それからボランティア団体というものについて助成制度があれば、そういうものについてお伺いしたいと思います。

○副議長（遠藤保明） 再々質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 市では、きれいな旭をつくる会を中心に、市民の環境意識の醸成を図るとともに、市と市民が一体となって地域環境の保全及び美化を推進するための運動を行っております。

本会では道路や公園など公共的な場所の清掃や、不法投棄ごみの回収などを行う市民10人

以上で構成された団体に対しまして、基準額1万円にボランティア活動の参加人数に応じて、1人当たり200円になるんですが、参加人数、延べ人数に応じまして5万円を上限に、例年30を超える団体に報奨金を交付しております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） ぜひこれもだいたい年に1回、何回も活用できないというところがあるかと思いますが、ぜひこういうものについても拡充をお願いしたいと思います。この地域の中には市道があつて、農道もあつたり、さらには県道もあつて国道もあります。国道については県の管理かなと思いますけれども、いろんなところがあります。

私もそういうボランティア団体に参加しておりますけれども、県道の斜面などの草刈りですとか、竹刈りですか、そういうのをずっと行っています。市内にはご回答のように、そういうボランティア団体というのたくさんありますので、本市だけの助成ではなくて、これは県にも関わる部分もあるわけですので、県に対してもそういう助成措置の拡大をぜひ要望していただきたいと思います。

ボランティア団体に対する助成制度の拡充についてあれば、市のご見解をお伺いしたいと思います。

○副議長（遠藤保明） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） ボランティア団体の方々には、日頃より不法投棄の防止や環境美化にご協力をいただいております。市としましても市民と行政が一体となって、引き続き環境美化の向上に努めてまいりたいと思います。

今後もボランティア活動を奨励し、積極的な取り組みに対する助成の拡充、拡大の検討や、県への助成制度創設の要望等を働きかけていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） ありがとうございます。県に対してもぜひ働きかけを継続してお願いしたいと思います。

こういう地域住民、我々が行政とまた一体になって耕作放棄地、あるいはその荒廃地のない、さらにきれいな旭市のためにも、積極的な支援と取り組みを切望して質問を終わります。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 島田恒議員の一般質問を終わります。

島田恒議員は自席へお戻りください。

◇ 伊 藤 春 美

○副議長（遠藤保明） 続いて、伊藤春美議員、ご登壇願います。

（２番 伊藤春美 登壇）

○２番（伊藤春美） 議席番号２番、公明党、伊藤春美でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い大きく３項目、８点について質問させていただきます。

１項目め、災害時の対応について。

近年、地震、風水害等の大規模な自然災害が相次いで発生しており、自助・共助での活動が困難な場合における災害時には、迅速な対応と支援が求められます。本年、年頭に発生した能登半島地震では人的被害に加えて、幹線道路の寸断等の甚大な被害により物資輸送や安否確認、また情報収集や救助作業等に支障を来す事態となったと報道されていました。

また、地震発生直後の被災状況の把握がスムーズに実施できなかったことや、協定を結んでいても、要請がなかったので届けることができなかったなど、初動体制の構築に遅れが生じたことから、事前計画の甘さも指摘されています。

現在、千葉県でも千葉県東方沖や千葉県南部を震源とする地震活動について、今後、震度５弱程度の地震が起きる可能性があるとして注意が呼びかけられており、地形的にも能登半島と同じような房総半島において、もし今回と同規模クラスの地震が発生した場合、千葉県も同様の事態が生じることも考えられています。

そこで、災害対策の取り組みの実態を把握し、さらなる災害対策の強化につなげていく必要があります。

そこで、（１）災害時の応援協定を結んでいる団体との情報共有の方法について伺います。

（２）避難所開設・運営担当職員は、発災からどの程度で参集できるのか。

（３）体の不自由な方も安心して使用することができるトイレトレーラーの導入はできないか。

（４）ペットと同行避難できる避難所はあるのか。

２項目め、電話ｄｅ詐欺対策について。

県内における電話ｄｅ詐欺の被害は依然として深刻な状況にあり、その被害者の大半が高齢者です。また、加害者の若年化が問題であり心配になります。そこで伺います。

(1) 近隣市で発生している詐欺被害状況及び手口について伺います。

(2) 様々な詐欺が横行していますが、特に注意喚起が届きにくい高齢者に対して、どのような情報伝達をしているのか、現状の取り組み状況と今後の対策について伺います。

3項目め、高齢者や難聴者への窓口対応について。

一般社団法人日本補聴器工業会の昨年度調査によると、日本の難聴者は人口の10%、人数に換算すると約1,300万人に上り、高齢化に伴い今後さらに増える見込まれています。

一方、同調査では医療機器が高額なことを理由に、補聴器所有率が難聴者の僅か15.2%しかないことも分かりました。以前、私が相談をいただいた高齢の方も補聴器補助を申請しましたが、聞こえの単位であるデシベルの壁で補助を受けることができず、また補聴器が高額なために諦めてしまいました。また、市役所窓口や病院受診時に相手の声が聞き取りづらく、不安なまま帰られる方が現状にあるとも知りました。

そこで、(1) 本市の庁舎窓口や公共施設では、声が聞こえづらい市民に対してどのような対応をしているのか。

(2) 耳の不自由な市民との対話が円滑にできるよう、窓口には軟骨伝導イヤホンを導入し、市民サービスの向上を図る考えはあるのか。

以上、1回目の質問をさせていただきます。再質問からは質問席にて行いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（遠藤保明） 一般質問は途中ですが、午後3時まで休憩いたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時 0分

○副議長（遠藤保明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、伊藤春美議員の一般質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それでは、私のほうから、大きな1の災害時の対応についての

(1) から(4)、あと大きな2番の電話d e詐欺の対策についての(1)について回答させていただきます。

まず、大きな項目1の(1)でございますが、災害時の応援協定を結んでいる団体数と、

あと情報共有等ということでございますが、災害協定を締結している団体は50件ございまして、各団体、事業所とはそれぞれ協定書を取り交わし、協定書の内容どおり協力要請を行うこととしてございます。

協定団体との情報共有、連絡体制につきましては協定上、災害時には団体からの支援につきましてはプッシュ型ではなく、市から、その都度、各団体に必要物資や必要数量等を要請することとなっております。

続きまして、(2)の避難所の運営担当職員は発災からどのくらいで参集できるかということでございますが、例えば市内で震度5強以上の地震が発生した際には、職員配備体制として、あらかじめ指名した避難所直行職員が28か所の指定避難所に向かい、避難所を開設することとなっております。

避難所直行職員は、主査以下の職員で指定避難所から自宅までの距離がなるべく近い職員、3人から5人を指名しております。被災の状況にもよりますが、おおむね30分程度で参集できる職員で構成されております。

続きまして、(3)のトイレトレーラーの導入についてということでございますが、こちら災害時のトイレ対策として、給排水用の非常用電源や井戸を設置してある施設があるほか、携帯型や簡易型のトイレを備蓄しております。また、避難所となる施設の多くに多目的や体の不自由な方が使用することができるトイレを設置しております。

これらを補充していく上で、トイレトレーラーのように移動できるものが考案されたと思われませんが、導入につきましては購入費や維持管理費の観点からも、今後、調査研究してまいりたいと思います。

また、トイレトレーラーにつきましては広域的な利用も考えられることから、県として導入していただけるように要望していきたいと考えております。

続きまして、(4)でございます。ペットと同行避難できる避難所はあるかということで、こちらは先ほどの指定避難所ですね、28か所の指定避難所で、こちらは同行避難することができるようになってございます。同行避難時にはほかの避難者に配慮するため、原則として避難者に影響がない倉庫や建物の軒下やテント等で飼育していただくことになります。

また、ペット同行避難者には、ケージや餌を持参していただき飼育していただくことも条件となっております。

続きまして、大きな2番目の(1)電話d e詐欺について近隣市で発生している詐欺被害状況、手口ということでございますが、こちらは千葉県警察が発表しております直近4か月、

令和6年1月から4月末の近隣市の電話d e 詐欺被害状況につきましては、香取市で11件、鉾子市で1件、匝瑳市で1件となっております、旭市はゼロ件となっております。

手口といたしましては、オレオレ詐欺、また還付金詐欺、預貯金詐欺の順に多いと確認しております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 商工観光課からは、大きな2、電話d e 詐欺対策についてのうち（2）の現状の取り組み状況と今後の対策についてお答えいたします。

市では、消費生活センターを設置しておりまして、悪質商法や契約トラブルなど、様々な消費者トラブルの相談を受け付けております。

また、トラブルを未然に防ぐための啓発活動も行っておりまして、毎月の広報15日号には、消費生活センターほっと通信として様々なトラブル、あるいは詐欺などの事例や対応策などを掲載し、注意喚起のほうを図っております。

そのほか各種消費者情報を掲載した消費生活センターだよりを毎月発行しておりまして、消費生活サポーター、こちらは現在市内で72名のボランティアの方ですが、こちらの方々にこれらを配付し、サポーターを通じて市民の方への啓発活動を行っているほか、各公共施設へもセンターだよりを配置しているところでございます。

もし詐欺と思われる案件の相談が消費生活センターのほうに寄せられた場合ですけれども、その内容を確認して相談員のほうが必要に応じて警察のほうへの相談を案内するなど体制、対応を取っているところでございます。

消費者トラブル、詐欺などの防止策について、今後も様々な機会を捉えまして、引き続き啓発活動、注意喚起に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 3、高齢者や難聴者への窓口対応についての（1）（2）についてお答えいたします。

まず、（1）本市の庁舎窓口等での耳の聞こえにくい市民に対しての対応についてでございますが、市では、耳が聞こえにくい方の窓口対応をスムーズに行うため、窓口には筆談用のボードや難聴者用の拡声器などを配置しており、必要に応じ使用し対応をしております。

また、窓口のアクリル板により声が聞き取りにくいときには、担当職員がカウンターの外

に出て、声の通りやすい場所に移動して聞き取りを行うなどの対応をしております。

次に（２）の窓口への軟骨伝導イヤホンの導入についてお答えいたします。

加齢により耳が聞こえにくい方や日常生活での聞こえに不安を感じている方が、安心して来庁できる環境を整えることは、市民サービスの向上につながるものと考えております。ご質問の軟骨伝導イヤホンの導入につきましては、新たな技術による製品であることから、既に導入している自治体の窓口での利用効果についての情報収集を図るなどして、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美） ご答弁ありがとうございます。１項目めの（１）の再質問をさせていただきます。

地震発生から半年経過の能登半島ですが、地震直後に全国の自治体から職員が被災地に入り、支援に当たっています。本市からも派遣されましたが、被災地からの任務を終え帰庁した職員からの報告を受け、被災地での経験が本市のこれからの危機管理や災害対応へどのように生かされていくのか伺いたいと思います。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それでは、お答えいたします。

帰庁しました職員からの報告では、避難所運営や地域コミュニティの重要性など様々な課題があったと報告を受けております。

今後、内閣府における令和６年能登半島地震に係る検証チームによる検証結果や、東日本大震災の教訓などを踏まえ、本市の危機管理や災害対応の在り方を検討していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美） 災害関連死を防ぐには避難所生活での生活環境の改善は市町村が行うようにと、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針が示されていますが、避難所の開設が長期化された場合は、健康相談票は使用されているのか伺います。

○副議長（遠藤保明） 再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それでは、お答えいたします。

避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針に従いまして、旭市の避難所運営マニュアルを作成しており、避難所の開設・運営、長期化などへの対応を明記してあります。

ご質問の避難所の開設が長期化した際におきましては、避難所にいる全ての方に対し、市の保健師などが既往歴や内服薬などを確認する健康相談票や検温表を用いて、一人ひとりの健康管理の対応に当たることとなっております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 高齢者が長期に避難していると、本当にあちこち体の具合が悪くなったりしますので、しっかり健康相談等、寄り添った支援をお願いいたします。

1項目めの（2）の再質問をさせていただきます。

災害時の初動対応、行動、連携、指示は重要であります。市職員は災害発生を想定した訓練はしているのでしょうか、伺います。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それでは、訓練ということでございますので、申し上げます。

令和4年度以降で申し上げますと、令和4年9月10日土曜日に全職員を対象とした訓練を実施いたしました。訓練内容は災害対策本部設置訓練、避難所直行職員出動訓練及び避難所開設訓練、また風水害時における各担当課による模擬避難所開設訓練、あと重要施設確認及び移動系無線使用訓練でございました。

また、令和5年3月5日日曜日と令和6年2月25日日曜日には、旭市津波避難訓練を実施いたしました。

あと、令和6年6月3日月曜日には、課長職を対象とした職員の災害対応についての説明会を実施いたしました。

今後も継続的に訓練等を実施していく予定でございます。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） ありがとうございます。大きな災害が起きたときは本当にみんな慌ててしまいますので、日頃の訓練が非常に役立つ、大事だなということを思っておりますので、引き続き訓練のほうをしていただきながら、また住民の訓練もしっかり参加できるように、

私たちも訴えていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、3回目の質問です。

旭市内道路の寸断等で孤立する可能性の集落はあるのか伺います。

○副議長（遠藤保明） 再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） 孤立する可能性の集落ということでございますが、現地確認をした結果、市内において孤立する可能性のある集落はないと考えております。

参考までに、平成23年3月11日の東日本大震災のときにおいても、孤立した集落はございませんでした。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 分かりました。ありがとうございます。

4回目の質問で、避難される場合に高齢者がなかなかその避難所まで行くのは大変なので、避難が必要であっても、風水害の場合であっても、移動のことを考えると自宅にとどまったり、地域の集会場で避難できないかというようなお声が何件もありました。

そこで、地域の集会場に自主避難するということはできるのか伺います。

○副議長（遠藤保明） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） お答えいたします。

避難所の開設は市民の安否確認や支援物資等の引渡しを確実に実施するために、指定避難所の28か所を基本といたしております。このことから各地区の集会場を自主避難所にすることは、安否確認や支援物資等の業務に支障を来すことから想定はいたしてございません。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 分かりました。これからだんだん地域との付き合いが希薄になっていく時代で、これがまた一つの大きな問題かもしれませんが、地域でまた近所で寄り添いながら声をかけ合いながら、皆さんで避難する場合は声をかけ合って避難していきたいと思っております。

トイレトレーラーに関しては再質問はありませんけれども、本当に水道管が破裂したり、地震で何があるか分からない、断水の可能性もある、そういう場合では本当にトイレトレー

ラーは有効であるというような、使用しているところからのお話を聞きました。県に要望するということですので、ぜひ早急な要望と導入、広域でということですが、広域であると安心だなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

(4) のペット同行避難に対しての2回目の質問です。

災害発生時に安全かつスムーズな避難行動ができるように、ペットと一緒に同行できる避難所はどこなのか、あらかじめ分かりやすくホームページや広報などで周知していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それでは、お答えいたします。

ペットとの同行避難につきましては、現在のホームページの内容を精査いたしまして、改善した内容を掲載していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） よろしくお願ひします。ペットを抱えて、ケージを抱えて、餌を抱えて右往左往しないように、スムーズに移動できるようにしたいと思います。

また、続きまして3回目の質問です。

ペットと一緒にドライブや旅行を楽しまれる方々を多く見かけるようになりました。本市に來られている際に発災した場合、道の駅にドッグランがあると普段からも安心して訪れていただけるのではないかなと思います。いかがでしょうか、お伺ひいたします。

○副議長（遠藤保明） 再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） 旭市にペット同伴で観光に訪れる方の大半につきましては、マイカーでの移動と想定されます。その際に帰宅困難となった際には、指定緊急避難場所などで滞在していただくこととなりますが、現在のところ発災時の観光客などに対してのドッグランの準備については考えてございません。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 分かりました。でも道の駅にドッグランが造られているところが徐々に増えてきております。発災のとき以外にも本当に旭市に來ていただけるように、ドッグラン

はどこかの、道の駅にあると、もっと来やすいのかなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、大きい項目2の(1)の再質問は、先ほどの被害状況、手口について伺ってよく分かりました。実際には警察のほうに届けられていなくても、水面下、また、だまされていることに気づかないというような方も多く実際にお会いしました。説得しても、なかなかそれが詐欺に引っかかっているということが理解できないというような方が引っかかっているような感じがしましたので、しっかりまた注意していきたいと思います。

再質問のほうは(2)で質問させていただきます。

(2)の再質問、電話d e詐欺に遭わない最も有効な方法は、犯人と直接話さないことであり、県警でも在宅中は常時留守番電話に設定しておくように呼びかけられています。また、犯人は自分の声を録音されることを警戒しますので、通話録音機能を活用することは被害防止につながる一つだと考えます。千葉県でも電話d e詐欺被害対策に力を入れております。県でも予算化されている、まだ留守番機能のついていないご自宅の固定電話に簡易型自動録音機、それを希望される高齢者にぜひ配付できないか伺います。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） 現在のところ簡易型自動録音機の無料配付の予定はございませんが、今後の被害状況等を見ながら、調査研究してまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 3回目の質問です。

詐欺にだまされないことは重要だが、若者に詐欺犯罪を起こさせない対策はもっと重要です。だます側を生まない教育として、旭市はどのような取り組みをする考えがあるか伺います。

○副議長（遠藤保明） 再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それでは、お答えします。

新聞報道等でも電話d e詐欺等の特殊詐欺事件の被害者の低年齢化が取り上げられており、一方で詐欺被害者の大半が高齢者の方々でございます。

一つの例を挙げますと、小・中学生からご高齢の方々に向けた被害防止メッセージなどは

詐欺被害への教育、さらには家族の絆で詐欺防止につながるような取り組みと思われるので、こういう取り組みについて今後も警察や学校等と連携を図り、詐欺被害の防止活動の一つとして研究していければなど、そのように思っております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） ありがとうございます。

教育現場では大変に先生方はお忙しくて大変かと思いますが、だます側のほうのやっぱり教育、今は必要になってきているのかなというふうに思います。高齢者に対して、そのようなお手紙を書いたり、郵送するということで抑止力につながる、理性のコントロールに、育つ上で経験することが非常に抑止力になるのではないかなというふうに考えますので、実際にそういうメッセージを書いたはがきを出してお年寄りに送っているというところも千葉県内でもあるようです。ぜひそういった教育も旭市も取り入れていただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

大きい3項目めの高齢者や難聴者への窓口対応に関しましては、前向きな検討をぜひよろしくお願いいたします。

私からの質問は以上になります。ありがとうございます。

○副議長（遠藤保明） 伊藤春美議員の一般質問を終わります。

伊藤春美議員は自席へお戻りください。

◇ 永 井 孝 佳

○副議長（遠藤保明） 続いて、永井孝佳議員、ご登壇願います。

（7番 永井孝佳 登壇）

○7番（永井孝佳） お疲れさまです。ちょっと私ごとなんですけれども、議員になってもうちょっとで3年なんですけれども、今日が一番緊張しています。なぜなんでしょう。ちょっと緊張しちゃっているんですけれども、頑張ります。よろしくお願いします。

本日は4項目、5点の質問をさせていただきます。

1項目めは、いいおかみなと公園エリアの有効活用について質問いたします。

この公園をネットで検索したところ、旭市の公園で一番レビューがついておりました。レビューの内容を簡単に抜粋しますと、景色がよい、駐車場が広い、平日はがらがら、釣りができる、安心して子どもを遊ばせることができる、などなどのコメントがついておりました。

私の印象ですとポテンシャルはあるけれども、ちょっと有効活用し切れていないのかなと感じております。

そこで、（１）の質問です。いいおかみなと公園の利用状況をお伺いいたします。

（２）このみなと公園エリアには未利用の広大な土地がございます。公園とその周辺に今後どのような展望というか、利用計画があるか、あればお伺いしたいと思います。

２項目めは、廃校利用についてです。先ほど島田議員の質問とほとんどかぶってしまっているんですけれども、通告にあるのでちょっと同じような質問になるんですけれども、ご容赦ください。

20校ある中、10校が減るような計画ですけれども、こちらの廃校利用、地元の声を聞いて廃校の利用を検討するという答弁があったと思うんですけれども、この地元の意見だけではなくて旭市全体を見渡してのビジョンも必要ではないのかなと思うんですけれども、その辺のご見解をお伺いしたいと思います。

３項目めは、福祉の充実についてです。

体が不自由で髪を切りに行けない人のために、訪問理美容というものがございます。理美容師がご自宅に伺って髪を切ったりするサービスです。福祉施設とか医療施設に入っている方は、そこで切っていただければいいんですけれども、ねたきりの方や、あとは外出できない方のために必要なサービスになっております。

訪問理美容の補助を出している自治体がだんだん増えているんですけれども、医療と福祉の充実を掲げている本市も導入を検討するべきではないのかなと思っているんですけれども、そこで質問なんですけれども、県内の状況をお伺いいたします。

４項目めは、外国人旅行者の誘致についてです。

テレビでは外国人観光客が過去最高で、オーバーツーリズムを起こしているなんていう話も聞きますけれども、この辺ではほとんど観光客を見たことがないんですけれども、国際空港からこんなに近いのに、全然いないというのはちょっと寂しいなと思っております。

そこで、最初の質問は成田空港の東側に外国人観光客の流れはあるのかどうかというのを質問したいと思います。

以上４項目、５点について質問させていただきます。再質問からは質問席から行います。よろしく申し上げます。

○副議長（遠藤保明） 質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 農水産課からは、1のいいおかみなと公園エリアの有効活用についての（1）と（2）についてご答弁申し上げます。

初めに、（1）の現在の利用状況についてであります。いいおかみなと公園につきましては船型複合遊具や滑り台、鉄棒など遊具利用のほか、ウォーキングやグラウンドゴルフ、あずまやでの休憩、親水型防波堤での釣りなどに利用されております。

続いて、（2）のいいおかみなと公園周辺の今後の利用に関する展望についてであります。いいおかみなと公園の今後の利用につきましては特別な計画はありませんが、引き続き多くの方が安全に利用していただけるよう、管理者である県と連携して適切な管理を継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（遠藤保明） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教育総務課から、2の廃校利用についてお答えいたします。

先ほどの島田議員の回答と重なりますが、学校跡地と施設は本市の貴重な財産でありまして、効果的な活用が求められるものでありますので、本市のまちづくりの方向性との整合性を図る必要もあると考えております。

市として基本となる考え方や検討体制を明らかにする必要があると思いますので、今後関係部署とも連携しながら、跡地活用基本方針等の策定についても検討していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 3の福祉の充実についての（1）訪問理美容の補助の県内の状況についてお答えいたします。

訪問理美容サービスに対する補助は、主に千葉市、東葛飾地域、安房地域など23自治体で実施をしております。

実施の形態は市の直接実施のほか理容組合等への委託や補助、また、社会福祉協議会の事業として、理美容師のボランティアグループや有志による訪問理美容サービスを実施している自治体もございます。

補助の内容については自治体ごとに独自に定めており、出張費用の一部または全部を助成するもののほか、散髪料金の一部を含めて助成するなど様々であります。

また、対象者の要件は要介護度、身体障害者手帳の等級などから、自ら理美容店に通うこ

とが困難な高齢者や障害者となっております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 商工観光課からは、大きい4番、外国人旅行者の誘致についてお答えをいたします。

成田市から東側エリアに外国人旅行者の流れがあるかというご質問でございました。2023年の訪日外国人数は、日本政府観光局の統計データでは2,507万人であり、コロナ禍以前の3,188万人、これは2019年データですが、これには届きませんが、増加傾向にあるようでございます。

観光目的による2023年の千葉県への訪日外国人数は全国で3番目となっており、千葉県に訪れる外国人は多いということがうかがえます。

成田市から東側のエリアについては市町村別の統計データがないため、メディアなどからの情報にはなりますけれども、成田市は海外からの玄関口である成田空港がありますので、成田山新勝寺や成田山公園などへ外国人が訪れているようでございます。

また、香取市は江戸情緒を体感できる町並みや香取神宮など、外国人に人気の高い観光資源があり、やはり外国人旅行者が増加しているという様子でございます。

一方、本市でございますが、太平洋と九十九里浜を一望できる刑部岬からの景色や新鮮な海産物、またおいしい豚肉が食べられるなど、外国人にも興味を持ってもらえる観光資源があることから、本市を含む東総地域において、議員のほうであまり見かけないというところでもございました。一定程度はいるのかなというふうに思いますけれども、なかなか少ないのかなというところでございます。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） ご回答ありがとうございます。

では、最初の質問から再質問させていただきます。

みなと公園の利用方法ですね。遊具の利用であったり、グラウンドゴルフだったり、そういうほのぼのとした利用が結構多いと思うんですけども、芝生がいつもきれいになっていて、これはグラウンドゴルフの人たちが刈ってくれていたり、あとは農水産課で定期的にきれいにしていただいているということで、ありがとうございます。このようにすばらしい公園ではあるんですけども、もうちょっと活気があるイベントがあってもいいのではないかと

なと思っております。

先日みなと公園の中を使って民間のイベントが開催されました。キッチンカーとかテントなど30店舗が出店して2,000人を超える来場者がありました。周辺からも大きな苦情もなく、交通の混乱もなかったんですね。このように中規模のイベントを低予算で開催するには、みなと公園は最高の場所なのかなと思っております。

再質問になりますが、この場所でイベントをやるにはどのような要件があるかをお伺いいたします。よろしくお願いします。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） いいおかみなと公園でイベントを実施する場合ですが、管理者である千葉県の許可が必要となります。

許可の要件といたしましては、県や市などが直接実施するものや共催または後援を行っているものと聞いております。

以上でございます。

○副議長（遠藤保明） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） このみなと公園をイベントに使おうと思ったら、市とかそういう公の団体が使うか、もしくは市とか教育委員会の許可が必要だということなんですけれども、その後援をもらうためにはどういったハードルというか、条件があるかをお伺いいたします。

○副議長（遠藤保明） 永井孝佳議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それでは、まず市が後援する場合ということでございますが、市が後援をする基準及びその事務取扱につきましては、旭市共催及び後援に関する事務取扱要綱においてルールを定めております。

本要綱では、市の後援等の名義使用を認める場合において、大きく二つの要件を定めています。

一つ目は、主催者の要件を定めております。具体的には要綱第5条第1項において、まず第1号として国又は地方公共団体、第2号として学校又は学校の連合体、第3号として公益法人又はこれに準ずる団体、第4号として新聞、テレビ、ラジオその他報道機関又は学術研究機関、第5号として前各号に定めるもののほか、市長が認めた団体でありまして、以上のいずれかに該当することの要件を規定してございます。

二つ目は、事業内容に対する要件を定めております。名義使用をすることができる事業は、「住民の福祉の向上に寄与するもので、公益性のあるもの」であることとしてございます。

具体的には、要綱第5条第2項において、全て満たさなければならない要件といたしまして、第1号では教育、学術、スポーツ若しくは地域の振興又は市民福祉の向上に寄与すること、第2号で公益性があること、第3号は法令等に基づく市の行政運営に関する一般方針に反しないこと、第4号として特定の政治的又は宗教目的を有しないこと、第5号で営利又は商業的行為を目的としないこと、第6号、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないこと、第7号、公衆衛生、災害防止等について、十分な設備及び措置が講じられていること、第8号、旭市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団の関与が認められないことと、八つの要件を規定してございます。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教育委員会が後援をする基準及びその事務取扱につきましては、旭市教育委員会の共催及び後援に関する規程においてルールを定めております。

本規程では、教育委員会が後援等を行うことができる行事の要件と、後援等をしない行事について定めております。

まず、共催または後援を行うことができる行事の要件についてですが、規程第3条第1項におきまして、第1号で旭市の教育施策推進上有益であると認められるもの、第2号で堅実な活動実績を有し、事業の遂行能力が十分であると判断される団体若しくは、その機関又はこれらの長が主催するもの、第3号で旭市の区域及びこれに隣接する地域において開催されるもの、以上のいずれにも該当していることを要件として規定をしております。

次に、共催または後援をしないものの要件についてですが、営利又は商業的行為を目的すると認められるもの、入場料、観覧料等を徴収し、その額が適正でないと認められるものなど、同条第2項において7項目を規定しております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 後援をいただくのは、どちらもハードルが結構高いと感じました。特に市から後援をもらうというのは、民間の任意団体だとほぼ難しいのかなというのが、民間にはほとんど貸さないみたいな条文があって、市長が認めたものだけ例外みたいなイメージを感じました。

教育委員会のほうは市よりは緩いですが、旭市の教育施策推進上有益であると認められるものという条文があるので、教育に関係ないイベントというのはちょっと後援がもらえないのかなという感じがします。

例えば旭市を盛り上げるためにコスプレパーティーや、例えば先ほど春美議員も言っていましたドッグランとか、あとはスーパーカーを集めて、それで旭市を盛り上げるとか、あとはフリーマーケットとか、あと子どもたちを集めて水鉄砲大会とか、そういう楽しみに重きを置いたイベントに対して、教育委員会で後援がいただけるかどうかというのは、ちょっと難しいところもあるのかなと思っております。

そのイベントの内容によっては、後援がいただけないというのも考えられるんですが、そこで4回目の質問になりますけれども、このようにもうけではなく公益性のあるまちを盛り上げる活動を市民が自主的にやる場合は、後援を取りやすいように要件を緩和することはできないのかなというのを、ちょっとご見解をお伺いしたいと思います。

○副議長（遠藤保明） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それでは、市のほうからお答えさせていただきます。

要件のほうの中に要綱第5条第1項の第5号での市長が認めた団体としてのこちら要綱がございますが、こちらのほうの要件としての判断する場合、この基準につきましては、特に明確には定めたものはございませんが、例えば民間の任意団体であっても、要綱の第5条第1項第1号から第4号に明記した団体と同様の目的等をもって設立された団体と判断できれば、認められるものもあるのかなと、そのように思っております。

その団体要件に当てはまるかは、設置目的や活動内容、構成員等の状況を精査した上で、案件ごとに判断してまいります。

また、後援に当たっては団体要件だけでなく、先ほどお答えしましたとおり、事業内容においても確認した上で、その承認の可否等を判断してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教育委員会の規程では、民間の任意団体であっても先ほど申し上げました規程に該当する行事であれば、認めるものになると思われます。ただ、その要件に当てはまるかどうかは、その行事の趣旨や参加予定者数及び参加の方式、収支予算等の状

況を精査した上で、案件ごとに判断することになろうかと思います。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） ありがとうございます。できれば郷土のために一生懸命何かをやりたいという団体には応援をしていただき、柔軟な対応をお願いしたいと思います。

旭市には大きなイベントが何個もあります。1回のイベントに800万円とか1,000万円とか税金が投入されているイベントもあります。さらに担当職員の労力も入れると莫大なコストがかかっています。こういった大規模なイベントというのは、これから増やすのは難しいのかなと思っております。

しかし旭市をもっと宣伝したり、もっと盛り上げたり、もっとシビックプライドを醸成させたりしていかななくてはならないのかなと思っておりますので、税金を投入せずに数千人規模のイベントを勝手にやってくれる民間の力を使わない手はないと思います。団体の精査はしなくてはならないと思いますけれども、問題がなければ積極的に後援をお願いいたします。

では、続きまして（2）の再質問に移ります。

主な計画はないということでしたけれども、水面下では何かこう、うわさがちらほら聞こえてきますので、次のアクションを期待しております。大きな計画はまだ言えないと思うんですけれども、小さなところで例えば以前みなと公園周辺ではキャンプとかBBQ、いわゆるバーベキューが可能だったんですけれども、いつからかキャンプもBBQも禁止になってしまいました。

ここで再質問ですけれども、バーベキューとかキャンプが禁止になった経緯と、禁止にしたのは市なのか県なのか、その辺を教えてください。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） いいおかみなと公園では一般の公園利用者の安全確保や施設の維持管理の観点から、管理する県及び市においてキャンプやバーベキューの利用を禁止しているところであります。

以上でございます。

○副議長（遠藤保明） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 確かにごみを捨てていたり、既存の木のテーブルの上でバーベキューをやったり、それでこげている光景なんかも私も見ております。しかし、活性化のためにし

っかりと注意喚起しながら、あとは市でも管理をしながらバーベキュー、キャンプ、どちらかでも復活できないのかなと私は思うんですけども、その辺のご見解をお伺いいたします。

○副議長（遠藤保明） 再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 設置当初は公園でのキャンプやバーベキューが無断で行われたこともあり、公園施設の破損やごみの放置、それから近隣住民の方々への騒音問題など迷惑行為で苦慮することもありました。これらのことや公園利用者の安全確保、それから防犯上の観点からも、今後も禁止とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（遠藤保明） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） そうですね、そういうトラブルもあったということで、これからは禁止なのかもしれませんけれども、できれば何か部分的に解除とか、火を使わない、静かにやるキャンプは見逃すとか、そんな方向性があったらいいのかな、なんて思っているんですけども、難しいとは思うんですけども実はキャンプ禁止になってからも、やっている人は実はいるんですね。

それでみなと公園の南側に草が生い茂っているところがあって、そこを一部刈って、そこで静かにキャンプをやっている人がいるんですね。そこって草が生えていなくてきれいに保たれているので、管理された状態だったら運用できるのかな、なんて思ったりもします。

ちょっと独り言を言いますけれども、管理されたキャンプ場とかバーベキュー施設があって、海を使った釣堀とかがあって、道の駅みたいな商業施設があって、レンタルサイクリングがあって、遊覧船乗り場があって、そこから遊覧船が出て船の上から屏風ヶ浦とか洋上発電が見えて、灯台から漁港にジップラインがあって、おいしい海鮮井なんかが食べられたら、外国人も来てくれるのかななんて思ったりして、そういう妄想はここまでにして、次の質問に移ります。

○副議長（遠藤保明） 一般質問は途中ですが、午後4時まで休憩いたします。

休憩 午後 3時50分

再開 午後 4時 0分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、永井孝佳議員の一般質問を行います。

永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） では、2項目めの廃校利用について再質問させていただきます。

島田議員の回答の中にもありましたし、先ほども基本方針の策定という言葉がありましたので、ビジョンというのはここで終わりにしたいと思います。

別の角度から、開放学校という形で施設を利用している人たちがいると思うんですけども、開放学校の利用状況をお伺いいたします。使われている日数とか、あとはどんな種目に使われているのかとか、そういう状況を教えてください。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（金杉高春） 学校開放という関係でございましたので、スポーツ振興課からお答えいたします。

学校体育施設の開放については市内の小学校15校、中学校5校、全ての学校で開放を行っております。

利用の登録団体としては136団体あります。屋内では体育館や格技場がございます。こちらの登録団体が131団体、屋外は運動場、こちらの登録団体が5団体となっております。

利用日数なんですけれども、年末年始や学校行事、それから部活動等で利用できない日を除き、特に屋内施設についてはほぼ埋まっている状況でございます。

それから、どのような団体というのがありました。利用している種目といたしますか、種別は19ございまして、その登録が多いものとしてはバレーボール、バスケットボール、フットサル、バドミントンなどでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 136団体もあって、しかもほぼほぼ毎日のように使われているということで、市民の健康増進のためにも必要な施設なのかなと思っております。かといって公共施設の床面積を減らしていかなくてはいけないという目標もあったりして、どうするのかなと思うんですけれども、避難所にも体育館は使われることもありますし、先ほどもありましたけれども、地域の拠点としても使われるということなんですけれども、校舎のほうは分からないんですけれども、体育館のほうは残していく方針なんですか。その辺のご見解をお伺

いたします。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員の再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 小・中学校の体育館につきましては、旭市学校再編基本方針の中では耐用年数や地域要件を踏まえ避難所や学童施設、市民利用など地域の拠点としての活用を検討しております。学校開放や投票所などでの活用も考えられますので、地域の皆様の意見を踏まえつつ、関係部署と利活用について検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） やっぱ地域の要望というか、地域の意見を踏まえてという言葉がたくさん出てくるんですけども、やっぱり私が気になるのは市としての方向性というか、地域の要望では出てこないけれども、市の未来像にとっては必要だというような施設もあったりするのではないかなと思います。

例えば以前に宮澤議員もおっしゃっていましたが、常設の武道場を設置してほしいというご意見もありました。あとは、例えば映画とかドラマとかCMのロケ地として学校を利用したらどうかと。こちらドラマとかって結構学校がメインの撮影場所になったりすることが多くて、非常に需要があるそうです。この撮影がないときも撮影に使われたということで、この聖地巡礼になったりして観光スポットにもなるのではないかなというご意見をいただいております。

あとは、私立学校を誘致して、そこを使ったらどうか、なんていう意見も出ております。この辺にレベルの高い小・中・高校がないということで、中央病院のお医者さんが単身赴任で来ているなんていうお話も聞いております。もしこの辺にレベルの高い学校があれば、家族そろって移住しようという声も聞いたことがありますので、ちょっと可能、不可能はありますけれども、そういうのも地域の声だけは出てこない意見というのも拾ってほしいんですね。

あとは、さっきのあれですけども、もう一個は文化芸術拠点にしてもらいたいとか、例えばそこに芸術家に来て、そこで作品を作ってそれを置いていく。それで、どんどんその学校に芸術作品が集まって、芸術家と地元の人が交流していく、そのような使い方もあるという提案もございました。

ということで、地元の意見だけでは決められないようなものもあると思いますので、ぜひ

ぜひ市として、もしこの案いいんじゃないかなというのがありましたら、検討していただきたいと思います。

この件に関しては以上でございます。

では、3項目めの福祉の充実について再質問させていただきます。

こちらは対象者がそんなには多くないと思うんですけれども、この補助金制度を導入した場合、ほかの自治体と似たような金額で積算してもらおうと、費用はどのぐらいかかるかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員の再質問に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 実施している自治体の例などを参考に、対象者や助成額などの条件を仮に設定し算出した場合の事業費は20万円程度が見込まれます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 今ご回答ありましたとおりに、この制度はそんなにお金がかかるものではないのかなと思っております。それで、訪問理美容を利用する人というのは、本当にもうねたきりとか、外出できない方に限られますので、そんなに多い人数ではございません。最後、もう歩けないからといって坊主にされてしまうのもかわいそうなのかなと思いますので、できれば今まで通っていた理美容室の業者が来て、その方をやってくれたら、利用者もうれしいのではないかなと思っております。

そこで、再々質問ですけれども、訪問理美容の補助を検討できないか、ご見解をお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 訪問理美容の補助ということでございます。その前に市では現在、高齢者の在宅の生活を支援するために、地域の高齢者と暮らしに役立つお店、事業所をつなぐ旭市シニア生活便利帳というものを作成し、ケアマネジャーとか高齢者などに配付しております。この旭市シニア生活便利帳には、高齢者の自宅等に訪問して散髪をしてくれる市内の理美容店の情報を掲載しておりまして、サービスが必要な高齢者などに利用をいただいております。

このほかにもデイサービス利用時に合わせて、施設での訪問理美容サービスによる散髪を

利用していただくなど、また今、議員おっしゃられました昔から利用されている理美容師に来ていただくと、そういった形の方もいらっしゃるかと思います。市としてそういった様々な形で理美容店に通えない方の利用につながるように支援をしているところであります。

現在、訪問理美容の補助制度については導入の予定はございませんけれども、在宅支援の一環ということで、高齢者などが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、旭市としてどのような方法が望ましいか、これから検証してまいりたいと考えております。よろしくをお願いします。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 前向きなご答弁ありがとうございます。体の不自由な方が少しでも負担が軽くなるように願っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、次の項目に移ります。外国人の誘致ですね。

成田市にそんなに、千葉県に日本で3番目に人が来ているということでびっくりしたんですけれども、外国人には多分、成田市より東側というのはほとんど認知されていないのかなと思うんですけれども、まだまだ少ないのかなと思うんですけれども、これを払拭するためには戦略が必要だと思います。外国人観光客を誘致するための取り組みや今後の計画がありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 外国人旅行者に対する取り組みについてですが、現在、市のホームページは外国語表記へ変換できるようになっておりまして、ホームページで発信している観光情報については、外国の方にもご覧いただける内容になっております。

また、道の駅や飯岡灯台、大原幽学記念館やJRの各駅など、市内12か所に設置してあります観光案内板や、我々が作成している観光パンフレット、こちらにつきまして英語表記のほうを併記しておるところでございます。

市として今できる取り組みとしては、引き続きインターネットやSNSを活用した情報発信ということになりますが、外国人に限らず多くの人に旭市の魅力が届けられるよう、観光情報の魅力的な発信というのに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） なかなか結果がすぐに出る課題ではないので、とても難しい問題だとは

思います。これをやれば増えるという答えはないですけども、先ほど課長がおっしゃいましたように、こつこつと情報を発信していく必要はあると思います。

何がバズるか分かりません。写真の1枚で観光客が増えたり、あとは映画、ドラマのワンシーンに使われて観光客が来るパターンも今まであります。ですので、SNSへの発信やロケツーリズムでのロケの誘致活動などを継続的にやっていくべきだと考えております。

再々質問になりますけれども、市内に外国人に興味を持ってもらえるようなコンテンツはあるかをお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 外国人旅行者は神社仏閣やお祭り、花火、縁日、例えば日本の古い民家など、歴史や文化、日本食など、日本の風俗風習、そういったものに関心が高いというふうに聞いております。

本市におきましても、みこしや鳴り物などが行われる七夕市民まつりであるとか、たくさん花火を打ち上げます飯岡のYOU・遊フェスティバルなど、外国人に関心を持ってもらえるようなイベントが開催されていますので、引き続きこういった方々に興味を持ってもらえるよう情報発信に努めたいと考えております。

また、最近の報道等にありますように山梨県ですかね、コンビニ越しに見える富士山であるとか、アニメの聖地になっている鎌倉の江ノ電の踏切など、現在日本各地で議員おっしゃられましたが、予想外の様々なものが受けていると、外国人の方に特に受けているという状況もございます。

こういったことから、何が彼らの感覚に引っかかるのか、受けるのかというのは分からない状況ですので、そういった様々な方々に興味を持ってもらえるような、旭の様々な風景であったり、風俗であったり、歴史であったり、様々なコンテンツを発信しながら、こういった方々に訴えていければいいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 課長がおっしゃるように、日本っぽさとか、何気ない日常が外国人にとってはコンテンツになり得るのかなと思っております。かかしが300台とかあるまちが、外国人が結構来ているとかという話も聞きます。そういう日本人はそんなに興味を持たなくても、外国人にとっては魅力的なスポットになるのかなと思っております。

そのほかにやっぱり1個ぐらいスポット、目的になるスポットがあってもいいのかなと思いますので、市長にはぜひぜひ前向きに、何か1個ぐらいつくってもらいたいなと思っております。お金をかけなくても民間にこの規制を緩和するというだけで、スポットをつくれる可能性もあるのかなと感じておりますので、前向きにお願いします。そのスポットが1か所あっても、なかなか観光客を呼ぶというのは難しいと思います。

そこで、銚子市、香取市、匝瑳市、あとは山武市などと協力して、広域で観光客を誘致できないかと思うんですけれども、ご見解をお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 現在、観光振興における広域連携の取り組みということで、千葉県が九十九里地域の活性化の一助とするために、九十九里地域市町村連携チームを立ち上げまして、旭市も参加をしているところでございます。これは県を中心に関係市町村、旅行事業者等によるワークショップにおいて、地域資源の発掘やその効果的な活用方法の検討、観光コンテンツの作成などに取り組んでいるものでございます。

市では引き続き、県や関係市町村との広域連携による地域資源の有効活用に努めまして、まずは先ほど議員おっしゃいましたように、観光の目的地的なものが将来的にあればいいんですけれども、当座はそれとまでいかなくても周遊ルートの一つとして検討するなど、広く観光客の誘致というものについて、このチームの中で検討してまいりたいというふうに考えております。

また、今後広域連携の組織において外国人などターゲットを絞った観光客の誘致についても提案してまいりたいというふうに考えております。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） もう4回終わったんですけれども、最後に一言だけすみません、今日の質問全部そうなんすけれども、きっかけをつくってほしいという、あとは種をまいてほしい、あとは旗を振ってほしい。それを引っ張っていつてくれる米本行政になってくれると、私はついていきたいと思いますので、ぜひぜひよろしくお願いします。

以上で質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員の一般質問を終わります。

永井孝佳議員は自席へお戻りください。

以上で、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（飯嶋正利） これにて本日の会議を散会いたします。

なお、次回は明日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時17分

令和6年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第4号）

令和6年6月14日（金曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（20名）

1 番	常世田 正 樹	2 番	伊 藤 春 美
3 番	菅 谷 道 晴	4 番	戸 村 ひとみ
5 番	伊 場 哲 也	6 番	崎 山 華 英
7 番	永 井 孝 佳	8 番	井 田 孝
9 番	島 田 恒	10 番	片 桐 文 夫
11 番	遠 藤 保 明	12 番	林 晴 道
13 番	宮 内 保	14 番	飯 嶋 正 利
15 番	宮 澤 芳 雄	16 番	伊 藤 房 代
17 番	向 後 悦 世	18 番	景 山 岩三郎
19 番	木 内 欽 市	20 番	松 木 源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	米 本 弥一郎	副 市 長	飯 島 茂
教 育 長	向 後 依 明	秘書広報課長	寺 嶋 和 志
行 政 改 革 推 進 課 長	椎 名 実	総 務 課 長	山 崎 剛 成
企画政策課長	柴 栄 男	財 政 課 長	池 田 勝 紀

税 務 課 長	榎 澤 茂	市民生活課長	齋 藤 邦 博
環 境 課 長	高 根 浩 司	保険年金課長	高 野 久
健 康 づ くり 課 長	飯 島 正 寛	社会福祉課長	向 後 利 胤
子 育 て 課 長	八 馬 祥 子	高 齢 者 福 祉 課 長	椎 名 隆
商工観光課長	大八木 利 武	農 水 産 課 長	伊 藤 弘 行
建 設 課 長	齊 藤 孝 一	都市整備課長	飯 島 和 則
会 計 管 理 者	小 澤 隆	消 防 長	常世田 昌 也
上下水道課長	多 田 一 徳	教育総務課長	向 後 稔
生涯学習課長	江波戸 政 和	ス ^ポ ーツ振興課長	金 杉 高 春
監 査 委 員 長	杉 本 芳 正	農 業 委 員 会 長	戸 葉 正 和

事務局職員出席者

事 務 局 長	穴 澤 昭 和	事 務 局 次 長	黒 柳 雅 弘
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（飯嶋正利） おはようございます。

ここで、会議を開く前に、本日は気温がかなり高くなる予報が出ており、また湿度も高いようでございます。クールビズ期間中でもありますので、議場内では上着を脱ぐなどして調整していただきたいと思います。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（飯嶋正利） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 林 晴 道

○議長（飯嶋正利） 通告順により、林晴道議員、ご登壇願います。

（12番 林 晴道 登壇）

○12番（林 晴道） 皆さん、ご機嫌よくお過ごしですか。旭市議会の、僕が林晴道でございます。改めて、この地域をつくってくださった先人たちに感謝するとともに、新たな希望と期待に応えるべく、市民の代弁者として、過去にとらわれず、未来を悲観せず、ここで一所懸命、凜とした姿勢で挑んでまいりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、旭市民に選んでいただいたあふれる勇気を持って、皆さんの貴重なお時間をいただき、ここに一般質問を行います。

質問事項1、本市の財政状況に関して、初めに、（1）財政状況を判断する基準について質問します。

米本市長をはじめとする本市の職員の言葉で、よく「財政が厳しい」という発言を耳にい

たしますので、そのことから、旭市の財政は厳しいと考える市民は一定数いらっしゃると思います。個人の家計であれば、支出を減らすために無駄遣いをせず、節約して貯蓄を増やし、将来余裕のある暮らしをするため、あえて家は厳しいからと考えて行動することは、大変意義があると思います。

しかし、市の財政は個人の家計とは異なる性質を持ち、別の視点で考える必要がございます。それは、支出は今を生きる市民のためであり、市の支出の多くは市民の収入となっていることから、支出の抑制や、個人の貯金に当たる財政調整基金を増やすことが必ずしもよいというわけではありません。

僕は、地域経済のためにも適切な量の仕事を、可能な限り市内の事業者に発注することが大事であると考えます。財政が厳しいから、あれはしない、これもしないというのは、ますます地域が疲弊してしまいますし、市の財政が厳しいと発言するのであれば、どの程度本市の財政が厳しいのかを示すべきと強く訴えます。

ご家庭の家計であれば個人的な判断で構いませんけれども、市の財政であれば、客観的な基準を基に判断していくことが必要であると考えます。

そこで、本市の財政は厳しいのか否か。また、財政を判断するため、分析上、何を重視しているのか。まずは市民に分かりやすくご説明ください。

次に、質問事項1、本市の財政状況に関して、（2）行政の説明責任の観点から、意識の醸成のための取り組みについて質問します。

財政に関する資料は、専門用語などなじみのない言葉が大変多く用いられ、市民はもとより、経験の浅い職員においても分かりにくい内容であろうと感じます。それに、財政についての行政の説明責任という観点では何かとご苦勞があらうかと思うので、本市の財政に関する意識を醸成させるための取り組みをお尋ねします。

次に、質問事項の2、森林環境譲与税に関して1点、森林環境譲与税の内容と活用について質問します。

こちらは、森林整備などに必要な財源を確保するためつくられた税金であります。今月から、国内に住所を有する個人に対し、国税として1人当たり年額1,000円が住民税と併せて賦課徴収されるものです。本市で徴収された森林環境税は、国の交付税及び譲与税配付金特別会計を経て譲与されることになります。この制度は、別の財源による配分が令和元年度から先行して始まっておりましたが、使い残しの多さが指摘され、配分の全額をそのまま基金としてため込んでいる市町村が多くあるようです。

そこで、これまでに本市に譲与された森林環境譲与税の総額と活用状況を伺います。加えて、新たに税を徴収するに当たり、情報の発信や周知が非常に薄いと感じておりますので、市民への説明の状況をお尋ねします。

次に、質問事項の３、ふるさと納税に関して、（１）ふるさと納税の現状と課題について質問します。

この制度は2008年に創設され、15年が経過しました。自治体側は幅広く収入を確保できることに加え、特産品を返礼品にすることによって地域の消費を拡大するとともに、観光PRにもつなげることができ、本市に対して応援がいただけます。料金はだまかに、３割が返礼品に充てられ、２割はふるさと納税サイトの手数料、残りの５割が自治体の収入になります。

例えば、旭市として１億円の寄附が集まれば3,000万円が返礼品に充てられ、2,000万円が納税サイトの手数料、残りの5,000万円が自治体の収入になるわけです。都市部に集中する税収を地方へ分配し、地域活性化につながる効果があるということで、全国でふるさと納税が躍進しています。

そこで、このふるさと納税について、市民の皆さんにも分かりよく深掘りしたいと思いますので、執行部におかれては明瞭、的確なご回答をよろしくお願いいたします。

では、この制度をまだよく知らないと言われる市民の皆さんに対し、ふるさと納税の現状を分かりやすくご説明ください。

次に、質問事項３、ふるさと納税に関して、（２）返礼品の内容と本市の対応について質問します。

この制度の醍醐味となります返礼品ではありますが、本市における近年の人気の品、これ五つ程度伺いたいと思うので、よろしくお願いします。

次に、質問事項３、ふるさと納税に関して（３）になります。ふるさと応援寄附金の活用に対する市長の考えについて質問します。

今定例会冒頭の市長政務報告において、このふるさと応援寄附推進事業について、令和５年度の寄附納付額、これは前年度の約２倍の２億1,027万809円で、返礼品については、本市の農畜水産物や加工品などを中心に543品を取りそろえ、今後も魅力的な返礼品を増やし、事業を推進し、ふるさと旭をPRすると発言されておりました。

そこで、頂戴した寄附金の使い方を伺います。ふるさと納税による寄附金は、恒久的な財源ではありませんけれども、思い切った投資ができ、後世に評価される未来のための使い方が望ましいと考えますけれども、米本市長の見解を求めます。

以上の3項目6点を質問いたします。お願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員の一般質問に対し答弁を求めます。

米本市長、ご登壇願います。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） 私からは、質問内容3の（3）ふるさと応援寄附金の使い方についてご答弁申し上げます。

ふるさと応援寄附は、本市を愛し応援しようとする個人または団体から広く寄附金を募り、その方々の思いを具現化すると同時に、その方々も参画し、活力あるまちづくりを行うことを目的に実施しております。

寄附は、市が条例で定めた六つの事業のうちから、寄附された方自身が事業を指定して行います。頂きました寄附金は、市の貴重な自主財源でございます。寄附をしてくださった方の意思が尊重され、それによって市民の生活が充実し夢のあるものとなるよう、そのような使い方をしていきたいと考えております。

○議長（飯嶋正利） 財政課長。

○財政課長（池田勝紀） それでは、財政課のほうからは、大きな項目の1番、本市の財政状況に関して、そのうちの（1）の判断する基準と、それからそれらの行政の説明責任の観点からどうかというところ。それから、大きな項目2の森林環境譲与税に関して、森林環境譲与税の内容等ということで、ご質問があった件に対して回答いたしたいと思っております。

まず最初に、財政状況を判断する基準というところなのですが、本市の財政状況を判断する基準といいますか指標としましては、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率などが考えられます。経常収支比率は財政の弾力性を示す指標になっております。

実質公債費比率は公債費の負担度合いを示す指標です。これらの比率は、財政健全化法で、早期健全化基準、そちらの基準というのがあります。財政再生基準、そちらも基準があつて、そういうのが定められているところです。また、起債を発行するに当たり、県に協議を要する団体か、許可を要する団体かの判定にも用いられているところです。将来負担比率は、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示す指標になっております。これらの比率も、財政健全化法で早期健全化基準が定められております。

これら三つの指標につきましては、財政状況を表す指標として毎年、決算説明資料で示させていただいているところです。

これらの指標のほか、起債の残高だとか、そのうち交付税で措置される分を除いた実質的

な市の負担額、それから財政調整基金をはじめとする各種基金の残高なども、財政状況を判断する指標になっているのかなと思います。

それを踏まえてどうなのかというご質問だったと思います。

現時点で最新となる、令和4年度の決算の状況でお答えしたいと思います。

旭市の経常収支比率は92.2%になります。県内の市の平均、これは千葉市は除くんですが、92.3ポイントとなっております。県内市の平均を0.1ポイントは下回っているという状況になっています。

実質公債費比率は9.5%となります。早期健全化基準の25%をクリアしており、状況としては大丈夫だということです。

将来負担比率は、将来負担額を充当可能財源が上回っているため、比率は算定されておられません。これは決算のほうでも示してあるところです。こちらでも早期健全化基準の350%をクリアしているという状況になります。

一般会計の起債の残高は、4年度の決算で申し上げますと約284億5,000万円というところになっています。そのうち、いろいろ交付税等で措置される分を除いた実質的な市の負担になりますけれども、それは約35億3,000万円となっております。一方、財政調整基金の残高は、4年度の決算では約85億9,000万円となっています。起債と基金の残高からは、財政状況はおおむね良好であるなということです。

ご質問の中で、こちらの執行部のほうから厳しい厳しいという状況が言われているということで、どうなのかということで、指標の中ではやっぱり、経常収支比率という部分ではやっぱり全国的に高くなっているんですけれども、当市においても92%というところで上がっているということで、弾力性についてはちょっと厳しい状況だなというところで、厳しいのかなと。

一方で、財政調整基金も85億円というところで、それがため過ぎなのかどうなのかというのが、いろいろ自治体によって、いろんな行政をやっている度合いが違いますので、その辺は何とも言い難い。今現在思われるのは、これから負担すべき財政支出があるんじゃないかなというところで考えているところです。

それから、次の行政の説明責任というところですよ。一応市の財政状況については、ホームページと広報で一応公表しております。広報では4月に新年度の予算特集を組んで、6月に前年度末における財政状況、11月に前年度の決算に基づく財政状況を公表しております。財政状況の公表につきましては、これまでも他団体のよい事例を参考にしながら、グラフや

挿絵を用いたり、広報でやっているのは家計に例えさせてもらって、なるべく分かりやすい形ということで公表を心がけているところです。

ご指摘にありましたように、今後とも引き続き、他団体の公表の仕方なんかを研究しながら、参考となる事例を取り入れるなど、分かりやすい公表に努めていきたいと思います。

それから、大きな項目の2で森林環境譲与税の総額と活用をどういうふうにアピールしているかということだと思います。

まず、森林環境税の総額につきましては、令和5年度がまだ決算が固まってはいないところで、予定として合計で3,005万3,000円ということになります。活用につきましては、これまでも、令和2年度には、新庁舎の待合室のロビーなどに設置するために、県産木材を使ったベンチなどを購入したり、そのほかは海岸保安林の機能回復だとか、そういったクロマツの植栽など、そういったものに活用しております。

PRといたしますか、その辺の活用実績につきましては、都度ホームページで公表しているというところになります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） 森林環境税のほうにつきまして、市民への周知をどのようにということだと思います。

議員おっしゃるとおり、森林環境税は国税でありながら、年税額1,000円を個人住民税均等割と併せて徴収する仕組みとなっておりますので、市民に対しての周知といたしましては、市ホームページや広報、それから事業者宛ての特別徴収の納税通知書や、今月発送しました普通徴収の住民税の納税通知書に、それぞれこの森林環境税の案内を同封いたしまして、市民に周知を図っているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、私からは大きな項目の3、ふるさと納税に関しての（1）ふるさと納税の現状と課題を伺うと、（2）返礼品の内容と本市の対応を伺うについてお答えします。

まず（1）ですが、ふるさと納税制度の現状はということでした。制度の概要につきましては、生まれ育った市町村また応援市町村に対し、ふるさと納税をすることで、その寄附額を財源としてまちづくりを進めていくというものになります。寄附者には市町村からの返礼

品が頂ける。また寄附した額のうち、2,000円を超える部分については税金が控除されるという制度になっております。

旭市の現状としまして、令和5年度のふるさと応援寄附の件数として1万2,997件、寄附金総額は2億1,027万809円となりました。

続いて、(2)になりますが、返礼品のうち近年人気の品を五つぐらいということでした。返礼品ですが、金額の多かったものの返礼品でお答えします。上位はほぼ変わっておらず、人気のものとしてはハマグリ、釣り船の乗船券、ミックスナッツ、あと革製のかばん、あとは花卉、コチョウランが上位、だいたいこの五つが毎年上位に入っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） それでは、質問事項1の本市の財政状況に関して、(1)ですね。財政状況を判断する基準についてから再質問を行います。一問一答でお願いしたいと、そのように思います。

先ほどの答弁で、さて市民の皆さんがご理解いただけたのかなと不安に感じますけれども、やはり執行部は正確に表現しなければならないので、幾ら分かりやすくといっても限界があるのだとお察しいたします。これはいろんな要素、要因が複雑に絡み合うと思いますが、僕はね、将来の想定をしっかりと分析しているかが重要なポイントだと考えています。

では、具体的に伺います。自治体が収入より支出が多くて、貯金である財政調整基金もなくなってしまったとしたら、これ悪いことなのかを、「はい」または「いいえ」ではなくて、多面的な答弁で構いませんのでお答えください。

加えまして、家計での貯蓄や貯金が多いことは、老後の蓄えとなりいいことであると、皆さんも同じ認識であろうと思います。市の貯金に当たる財政調整基金が多いということは、使うべきものを使えておらず、地域経済にマイナスであるという考え方もできます。市の支出は需要の創出であり、通貨供給と同じと考えています。

そこで、財政調整基金は、本市の財政規模に対してどの程度が適切と考えているのか、その金額と根拠をお尋ねします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 収入、支出が同額になっているところですね。同額、それ以上収入のほうが多ければ交付税も来ないということで、それが健全というか体力のある団体

なのかなというところになります。

財政調整基金がゼロだったらどうかということだと思えますけれども、財政調整基金は読んで字のごとく財政を調整する基金だということで、毎年毎年行政需要が違う中で、その財源についてバランスを取るために調整していく基金というところですよ。

その多いか少ないかのお話が出ました。市の財政状況を考えて、4年度決算で85億円ということで申し上げましたけれども、それが大きいのか少ないのか、それが財政規模に合わせてどれが基準なのかというところはないんですけれども、その辺の財政調整基金の持ち方というのは、それぞれの財政というか自治体のいろんな事業の選択だとか、そういった部分で変わってきます。

心配というわけでもないですけれども、今、財政調整基金85億円、合併から20年というところで、ここまで積み上げたというところで、この合併からの20年でやり残したことはないのかというところが問題なのかなというところでもあります。

公共事業の整備計画では、全面積の10%を削っていかなければならないという中で、今現在も学校の統廃合、保育所の統廃合というところでいろいろ議論が進んでいるところではございますので、そういったところで、何年先にそれがそれぞれ、今干潟のほうでも進んでいますけれども、そのタイミングでどれだけの財政需要がかかるのかというところが、数字ではなかなかまだ見えてこないんですけれども、そういった要素があるとすれば、このぐらいは残しておいたほうがいいのかというふうには、今現在では考えているところです。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） ただいま答弁にありました財政調整基金でございますが、多ければ多いほど不測の事態に対応できますので、その部分は十分理解をしています。しかしながら本質を捉えますと、本来使えるお金を使わなかったということになりますので、僕は、今を共に生きる市民のために多くのお金をため込むのではなくて、適切な値で財政運営すべきと強く訴えますので、しっかりご検討いただきたく要望いたし、質問に移ります。

本市の事業というのは多岐にわたり様々な施策をされておりますが、それらの財政面についてよく市民から多々ご意見をいただきます。それは、予算をこちらに回してほしいとか、無駄なお金だから別のところに使えという意見。あるいは、無駄に税金を使うのはやめてほしいという厳しい意見もあります。僕は、思いを聞かせてもらうのはありがたいということを受け止めて、二元代表制の一翼として代弁いたしております。

では、市民からこのようなご意見をいただいたのに対して、本市としてはどのような返答

を想定されているのかお尋ねします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） いろんな市民いらっしゃって、議員もいろんな市民の声をお聞きして、いろいろ議会の中でもいろんな要望だとか提言をさせていただいていることは十分承知しています。

そういった意見につきましては、それこそ予算調製の段階だとか、その段階でもいろいろ担当課のほうと協議しながら、担当課のほうもそれぞれ現場で会っていろんな市民の声も聞いたりとか、いろんな要望を聞いている中で、優先順位というか、各自治体によっても違うんでしょうけれども、そういった部分で、今現在の市民の方にもっと使えよという話もある中で、それもまた含めまして、これから将来の、未来の旭市民のためにも、ある程度一定規模は、少しは蓄えておきたいなというのが正直な気持ちでいます。

その辺の、市民からの、これはいらないんだ、これは必要ない、これはいらないという意見ってあまり来ないですね。だいたい、これをやってほしい、これをやってほしいというのがあって、例えば、これはいらないんだというもし要望があれば、ちょっとその辺も聞きながら、財政の査定のときに活用していければなと思っています。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） 正直なご意見、いい回答だったなと思うんですけども、僕が想定しておりました答えとは随分違うので少し動揺しておりますが、特に触れずに、それでよろしいのかなとします。

では、困りましたので、同様の質問を副市長に伺います。

本市のお金の使い方ですが、市民全員が納得するというのは厳しいことと承知しています。しかし、一人でも多くの市民に賛同していただけるようなお金の使い方というのが特に重要であると考えますので、予算の要求に近い市民の声に対してどのように判断して、そして回答を想定されているのか、副市長にお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

飯嶋副市長。

○副市長（飯嶋 茂） それでは、お答えさせていただきます。

まず、市民の声ということでございますが、市民の実現する、これは行政の基本だと

考えております。市役所の存在価値そのものでございます。そのような認識の下で、市民の皆様の声につきましては、市民の声を代弁する議員の皆様の発言や、市が主催する地域意見交換会、市民アンケート、また直接各担当課に寄せられるご意見、ご要望等を可能な限り把握することが大切であると考えております。

そして、そうしたご意見、ご要望等を踏まえた上で、地域のバランスや行政分野、子育て支援なのか、高齢者対策なのか、福祉なのか、教育なのか、産業への支援なのか、インフラ整備なのか、そのようなことを総合的に考えて事業を実施していくことが大切だと考えております。

また、ご意見、ご要望として承ったことだけでなく、サイレントマジョリティ、多くの市民の声なき声もしっかり把握するように努め、限りある財源の中で適正な財政運営に努めてまいりたい、そのように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） 副市長から頼もしいご回答で、うれしく思いますね。さすがベテランで、今後も副市長の重責、引き続きお願いしなければならないと改めて感じましたよ。

次に移りますけれども、それぞれの立場が変わると、借金という言葉に対しての重みや価値、そういうものが変わってきますので、それを同一視してはなりませんし、それぞれの支出というのが経済効果を生むという側面も見なければなりません。政府が黒字になったら、政府以外の民間は赤字ということにつながって、国の財政と個人の家計、これは同一視してはならないと、この質問である程度分かっていたのではないかと期待します。

次に、（２）財政の説明責任の観点から、意識の醸成のための取り組みについて再質問を行います。

財政に関する資料は、専門用語などなじみがない言葉が多くて、市民はもとより職員においても非常に分かりにくい内容であろうかと思えます。それで、提案型の質問ではありますが、近年増えつつある地方自治体の財政冊子の作成がございました。手元に、これは川崎市の実物でありますけれども、中身といたしましては、市の財政状況について、イラストや図を使うことで読みやすく親しみやすい内容としていることに加えて、授業で使用する中学生の方にも分かりやすいものとしています。

イラストを使って予算の仕組みを説明するだとか、決算では他の市と比較してグラフで紹介することで分かりやすく説明しています。広く市民の方々に読んでいただくため、各区役所や図書館などの公共施設に加えて、市内の金融機関や各店舗の窓口に無料で配布している

ようですね。また、市立中学校におけるコンピュータ端末の活用による授業時の参考資料、参考教材として常時使用ができるように、デジタルデータを提供しているということであり
ます。

通告したら、ふだんは大変お世話になっている事務局から、こんなところもあるよ、こんなところもあるよといろいろと多かったですよ。資料を抜いてもらって、難しくてやたら時間をかけましたけれども目を通しました。いいなと本当に思ったんですね。

本市では広報物で予算特集があることは承知しています。広報あさひでこんな感じであり
ますけれども、しかしながら、この財政冊子では極力行政用語を控えて、カラーイラストや
図表、漫画を多用した、中学生でも理解できる冊子を作成し活用する取り組み、これになっ
ているので、この提案をいたします。ぜひ、米本市長、こちらいかがでしょうか。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 先ほど財政課長からご答弁申し上げましたが、家計に例えた形で表現
するなど、これまで分かりやすい公表に努めてきたところでございます。今後につきましては、
他団体のよい事例を参考にさせていただきながら、本市の将来を担う子どもたち、小・
中学生にもより分かりやすく公表できるように努めていきたいと考えております。ご提言あ
りがとうございました。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。いいご回答いただいたの
でね。

他市では中学生向けに、GIGAスクールにおけるデジタル副読本を採用していることも
あり、中学生のアンケート調査の結果から、一定の効果が出ているよというようなことを目
にいたしました。そこで、財政に関する意識の醸成を中学生から取り組むことについて、向
後教育長の見解を求めます。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

教育長。

○教育長（向後依明） 小・中学生の頃から旭市の財政に興味関心を持ち、ふるさと旭のため
に貢献しようとする気持ちを育むことは、大変重要であると考えております。

財政の学習につきましては、小学校6年生において、地方公共団体は住民や企業から納め
られた税を元に公共事業を行っていることや、その内容は議会の話し合いによって決定してい

ることなどを、具体的な事例を通して学習しております。

また、中学校3年生におきましては、地方公共団体が住民生活に必要な事業を行うため、歳入を得て、それを歳出する経済活動を地方財政と言うことや、地方財政の現状、課題などを具体的な事例を通して学習しております。

地方財政の学習に当たっては、より関心を高めるため、先ほどありましたが、市の広報紙などに記載されている資料を基に学習を進めているケースもございます。ただ、その仕組みを学習するに当たっては、児童・生徒にとって難解な用語もあり、より分かりやすく示されている、先ほど以来出ております漫画だとか、カラーイラストあるいは図表、このような資料があれば理解の助けになると思います。よい資料があれば、各学校にぜひ配布してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） 本市の財政について、行政の説明責任という観点から、本市でも出前講座など、各課で市民向けに説明を行う際に極力行政用語を控えて、カラーイラストだとか図表、漫画を多用した、中学生でも理解ができる財政冊子、これを配布しまして、併せて関係箇所をしっかりと説明することで、理解の向上に寄与できると考えていますけれども、最後、その点に関してお答えをいただけたら、総務でも企画でも結構ですけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 財政課からの答弁になると、だいたい暗い話になってしまうかもしれないですけれども、いろんなご提言あって、最初のほうで、後でちょっとよく読ませてもらって、いいものであれば前向きにという市長のほうのご答弁あったので、まずは財政課としましては、経費をかけないで分かりやすい公表が考えられるのであれば、その辺は研究していきたいなと、そう考えております。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） 次の質問に移ります。質問事項2、森林環境譲与税に関して、森林環境譲与税の内容と活用について再質問を行います。

この6月から徴収が順次始まり、温暖化防止や国土保全に役立つ森林整備の財源にするとの触れ込みではありますが、有効活用されて、必要な事業や地域での税収が適切に使われるの

か確認をいたします。

本市ではまだ執行率が低く、このまま森林環境譲与税が基金に積み立てられていては、税の本来の趣旨である森林の有する地球温暖化防止、それから国土の保全、加えて水源の涵養など、公益的機能の維持増進を図ることができません。

このような状況から、全国市長会では令和5年8月に、森林環境譲与税の譲与基準について、各市町村の活用状況を踏まえ必要な検討を行うと報告されていますので、市長に伺います。僕は、有効的な活用を爆速で見い出して推し進めるべきと考えますが、米本市長の見解を求めます。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 森林環境譲与税の活用は、全国の事例において山道の整備や道路等のインフラ施設に被害が出るのを未然に防止する目的での、森林整備などの取り組みがあると承知しているところでございます。道路や山道の整備のみならず、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づく趣旨に沿ったものであるかなど、その使い道が適正であるかを検討して、市の道路整備など幅広く有効に活用していきたいと考えております。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） 森林環境譲与税の使い道は各自治体の裁量に任されております。今、市長も、有効に使えるんだというご答弁いただきましたので、森林整備及びその促進に関する費用だとか、これ使い道ですけれども、森林整備を実施する支援等に関する費用というような縛りがございますので、これ具体的に活用方法、これを考えているのかを教えていただきたいと、そのように思います。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） それでは、お答えします。

先ほど最初の答弁で、これまで交付実績としては3,005万3,000円ということで、これまで活用したのが1,747万9,000円、これまで活用しています。議員のほうからも発言があったように全国的に基金について問題があるということで、2月、3月からずっと問題になっています。森林環境譲与税については、市町村へ配分された譲与税が十分に今活用できないというところで、基金へ積み立てられている部分が多いというところです。

今回、配分のパーセンテージがそういったところで今回変わられたということで、林議員

のほうも知っていらっしゃるんですけれども、今までの配分で問題点として、人口割というところで、森林のない大都市なんかによく配分されてしまったりとか、そういった課題もあるということで新聞報道なんかで出ております。そういった面も踏まえまして今回改正されています。

今回改正されたのが、要は、これは市町村に来るのが、森林の面積ですね。面積に、これまでは50%、人口割で30%、林業就業者数で20%という割合。それがいろんな問題があるということで国のほうも、割合を今回改正したということで、面積割が55%、人口割が30%から25%に減らして、そこで調整を図ったというところですよ。

これまでも森林環境税につきましては、市町村の配分が今回変わったんですけれども、これまでも、要は市町村と県の配分というところも、令和元年から交付されているんですけれども、元年当初は市町村が80%で都道府県が20%、それから途中で85%から、都道府県が15%、現在では市町村が90%、都道府県が10%と、そういった県と市町村の配分もこれまで変わってきている状況です。今回改めて、市町村の中の配分割合が変わったということになっております。

そういったのを踏まえまして、うちのほうもこれからどうやって活用していくかということなんですけれども、一応5年度の活用につきましてはやはり、海岸の保安林というところに活用して、そういうところがだいたい多いんですけれども、そういったところで機能改善を図っています。あと、そういった部分で、看板を立てて普及活動をしたりとかいうこともあります。それから中央小学校のげた箱を従来の鉄製から木製へ、これ県産木材を使用したりというところで改修したり、そういったところで活用しています。

一応今後も基金のほう積み上がっているという状況なんですけど、積立だけではなくて森林環境譲与税に関する法律ってありますので、その趣旨に沿った活用を検討していきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） この税は森林や林業などに関心がない人からも徴収するお金でありますので、その使い道は十分に理解を得なければなりません。先ほど、PRだとかそういう周知、答弁ありましたけれども、まだまだ薄いなど。足りないからお願いしたいんだよということで問題に出して質問して提起していますので、今後もうちょっと市民に周知を徹底してほしいなど、そのように思うんですけれども、それに関しては担当課のほう、いかがですか。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 周知という部分ですけれども、この使途につきましては公表するという事で決まっていますので、毎年その使途につきましてはホームページのほうでお知らせしているところです。

この活用につきましては、財政課としては予算立てというところなんですけれども、それぞれの原課において、今までやってきた公共事業の中において、木材、できれば県産木材のほうで置き換えて公共事業が図れるものであれば、原課においてそれぞれ考えながらやっていければと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 一般質問は途中ですが、11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時 5分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き林晴道議員の一般質問を行います。

林晴道議員。

○12番（林 晴道） 次の質問事項3、ふるさと納税に関して、（1）ふるさと納税の現況と課題について再質問を行います。

本市へふるさと納税していただける方がいる一方で、旭市民が他の自治体へ納税することにより寄附金控除が受けられ、税収が減るといった状況も起きてきます。そこで、過去3年の寄附による市民の控除額を伺います。

また、税収が減った分については交付税措置があると聞いておりますが、このふるさと納税制度は、一体本市としてプラスになっているのか、マイナスになっているのか。これ、直近3か年の状況を伺います。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） それでは、寄附金控除ということでございますので、税務課のほうからご回答させていただきます。

税のほうの寄附金控除、これは本市を含めた市町村、それから特別区、都道府県に対して寄附を行ったものが対象となっております。

直近3年間の寄附金控除ということでございます。令和3年は寄附金控除額が6,813万9,000円、令和4年は7,925万円、令和5年につきましては9,313万5,000円となっております。

実際、旭市としてプラスなのかマイナスなのかということでございますが、このふるさと納税制度に関しましては、住民税の寄附金控除に際しまして、議員おっしゃられるとおり交付税措置がありますので、これらを加味した形での3年間の実質収支といいますか、プラスマイナスの数字をお答えさせていただきます。

交付税算入のほうは理論上の数値になりますので、ちょっと概算でお答えさせていただきます。令和3年につきましては約4,400万円ほどプラス、令和4年につきましては約4,200万円ほどプラス、令和5年につきましては、報道等にもありましたようにかなり寄附額が増額しましたので、約8,300万円ほどプラスというような状況になっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） 直近3か年、本当にプラスマイナスでプラスで、いい傾向で躍進を旭市もしているんだなというふうに感じました。

その元になるところで、本市のふるさと納税は一体どのようなサイトで見ることができるのか。年間の利用数ということで伺いたいと思います。また、パソコンだとか、スマートフォンなんかあまり得意ではない方々に対して、パソコンやスマホ以外から申込方法があるのであれば、分かる範囲で結構ですからお尋ねしたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） まず利用できるサイトになります。令和6年度、4サイトございまして、ふるさとチョイス、ふるなび、さとふる、楽天の4社です。

すみません。利用件数についてはそれぞれちょっと個別には出ておりません。

あと、利用したいけれどもこういったサイトをお使いできない方。こういったサイト、パソコンなりスマホが利用できない方につきましては、寄附をしたい市町村から申込用紙を取り寄せます。取り寄せた申込用紙を使って、市内の金融機関等で寄附をしていただくというような手続きになります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） ありがとうございます。

それでは、今年度の目標数値をどの程度に設定して、そのぶれはどの程度が許容範囲であるのか伺います。加えて、ふるさと納税の課題があるのであれば、どのように捉えているのかをお尋ねいたします。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） まず目標額ということで、これについては今年の予算額、2億円を目標としております。これにつきましては、目標を超えたいというのがありますので、これを超えるようにしていきたいなと思っております。

課題につきましては、そもそもふるさと応援寄附、応援したい自治体に対して寄附をしたい、そのまちづくりを応援するという趣旨なのですが、現状は、やはり返礼品目的ではないのかなと思われる寄附が多くなっております。そういった状況もありますので、本市としても、他市町村にふるさと納税されている方はいらっしゃいますので、市としても、自主財源の確保であったり、市のPR、特産品のPRもありますので、積極的に寄附を集めるように努めているところです。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） でありますので、次に、質問事項の3のふるさと納税に関して、（2）は返礼品の内容と本市の対応についてということで再質問であります。

本市の返礼品の中から近年の人気品、五つ程度先ほどご答弁いただきましたが、ここで大事なのがリピーターを増やすことになります、まずはね。旭市を応援してくれるリピーターの取り込み、これをどのような工夫をしているのか伺いたい。

それから、寄附者の共感を得るような返礼品のメニューづくりを、担当としてどのように具体的に取り組んでいるのか、その辺併せてお尋ねいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） リピーターですけれども、まずリピーターになっていただく前に1回目の寄附をしていただく、当然これがなければリピーターにはなりませんので、まずは旭市を知ってもらって寄附をしていただいて、特産品を選んでいただいて、これがいいな

というふうに認識をしていただきたいと思います。というふうに認識をしております。

基本、寄附いただいた方はリピーター率が高い、ちょっと数字は出ていないんですけども、リピーター率は高い。寄附金額が減らないということは、当然リピーター率も高くなっているのかなというふうに認識しております。

共感できるようなメニュー、返礼品づくりということなんですが、返礼品につきましてはちょっと難しい部分がありまして、こちらがいいと思っている部分と、寄附者がこれがいいと思っている部分が、それが合致するかどうか。担当者としてはいいものなんだけれども、それが知られないと爆発的というか、人気の返礼品になれない。そこがちょっと難しいところで、なので、こちらとしては事業者に対して、返礼品をもっと多く出してもらいたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○１２番（林 晴道） 冒頭で市長が、何百品目ありますよとありましたけれども、また、来年度、再来年度と品目が増えていって、それが金額に反映されればいいなと感じました。

それで、ふるさと納税返礼品で今Ｂ級品、いわゆる訳あり商品の需要が増えているようです。味や品質には変わらない訳あり商品なら、旭市のフードロスの削減にもなり、同じ容量でも通常よりお手軽価格というメリットもあります。魚介類、お米、果物をはじめ規格外のお菓子など、様々な取り組みがあるようですけれども、本市でもこのような取り組みがされているのか伺います。なければ、今後何かしらのお考えがあるのか、その点をお尋ねします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） Ｂ級品、確かにほかのサイトで返礼品としてはかなり人気が出ております。旭市の現状なんですが、以前はなかったんですが、最近やっぱり豚肉の訳あり品というのが返礼品で上がってきております。これは、こちらからも要望したいところでもありますし、事業者のほうもそういった意識は持っていただいているのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○１２番（林 晴道） 加えまして、返礼品の中に、県内で唯一畜産実習ができる県立旭農業

高等学校の、レトルトの旭農業高校ポークカレーと、旭農ポーク&マッシュルームカレーというのがございます。これは、学校で飼っている豚の肉と地元産のマッシュルームを具材に盛り込んで、市内の道の駅季楽里あさひで販売しており、若年層にも本市の魅力をアピールする大変ありがたい取り組みだなと感じています。

そこで、市内のほかの高等学校や専門学校にも話を振ってみて、例えば、コラボした商品など返礼品に関心を持ってもらう取り組みができないのかなと思うので、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 返礼品につきましては、寄附者にも魅力的であるというのも当然ですし、市内でやはり今言ったコラボなんかというのは、市内の方も魅力的に感じるものだと思います。現在そういったものがないんですけれども、そういったものは可能であるかどうか、ちょっと検討してみたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） 分かりました。

それでは次、質問事項の3、ふるさと納税に関しての（3）ふるさと応援寄附金の活用に対する市長の考えについて再質問を行います。

ふるさと納税による寄附金は恒久的な財源ではありませんが、僕は、思い切った投資ができて、後世に評価される未来のための使い方が望ましいと考えています。今、少子化が日本全国の課題となる中、こども家庭庁が発足されて、子育てに関する支援や取り組みが全国各地で幅広く展開されておりますので、このふるさと納税を教育分野で活用する方法、これを調べてみました。

紹介したいと思うんですが、一つ目、学校施設の充実化、二つ目、教材や教具の購入、三つ目、スポーツや文化活動の支援、四つ目、奨学金制度の充実化、五つ目、地域連帯プログラムの推進、六つ目、教育研究やプロジェクトの支援など、ふるさと納税を通じて教育分野を支援することで、地域社会と学校が連携し、生徒たちの学びや成長の機会を向上させることができます。

旭市も、このふるさと納税を利用し、少子化対策や子育てにフォーカスした画期的な企画を打ち出すべきと考えますが、米本市長、いかがでしょうか。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 子育て支援策の充実、少子化問題の克服は、本市においても重要、急務であると考えております。国や県の実施する施策を踏まえ、市としてどういった事業をいつ実施するのか、新規事業を創出するのか、既存事業を手厚くするのかなど、より効果的な事業となるよう様々な面から検討する必要があります。

いずれにしても、ハード・ソフトの両面から研究していき、バランスの取れた少子化・子育て対策事業を実施していかなければなりません。これらの事業に対して、大胆にふるさと応援寄附を使ってはどうかという議員のご質問でございますが、ふるさと応援寄附金については、「教育の充実」と「市長におまかせ」を合わせますと、令和4年度、5年度ともに、7割から8割の寄附額を頂いているところでございます。

こうした状況を踏まえ、寄附金については、寄附してくださった方々の気持ちを大切にしながら、今後も教育の充実はもとより、少子化対策や子育て支援といった分野にも活用させていただきたいと考えております。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） 都市部に集中する税収を地方へ配分し、地域活性化につながる効果があるので、全国でこのふるさと納税が躍進しています。この寄附金は恒久的な財源ではありませんが、貴重な自主財源であり、思い切った投資ができるので、後世に評価される未来のための使い方、僕は、ぜひ少子化対策や子育てに集中した画期的な企画を期待したいと思います。

これにて今回の一般質問を終わります。貴重なお時間をありがとうございました。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員の一般質問を終わります。

林晴道議員は自席へお戻りください。

◇ 宮 内 保

○議長（飯嶋正利） 続いて、宮内保議員、ご登壇願います。

（13番 宮内 保 登壇）

○13番（宮内 保） 議席番号13番、宮内保です。令和6年第2回定例会におきまして一般質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

今回、私は4項目について質問をさせていただきます。

まず1項目めは、空き家対策について、市内における空き家の現状と対策についてお伺いいたします。

総務省が4月30日に発表した、2023年の住宅・土地統計調査の速報値によりますと、千葉県内の空き家総数は2023年10月の時点で39万3,400戸となり、過去最多とのことでありました。総住宅数に占める空き家の割合も12.3%とのことでありました。

空き家は、治安や景観の悪化や倒壊の危険性など、地域周辺への悪影響が懸念されますが、市内における空き家の状況、また空き家バンクの状況はどのような現状なのかお伺いいたします。

続きまして、2項目めは、移住・定住及び地域振興の推進について、地域おこし協力隊について、隊員の活動内容と実績と今後の募集計画についてお伺いいたします。

地域おこし協力隊が発足して16年、令和5年度までの隊員数も全国で7,200人で、取り組んでいる自治体は1,164と、全体の約7割を占めております。期待が大きい一方で、活動で悩み、任期の途中で赴任地を去る隊員もいるとのことであります。

総務省は、令和8年度（2026年度）の目標を1万人に掲げるが、数だけではなく、支援組織が機能を発揮できる環境整備が必要なようであります。地域おこし協力隊は、2009年に活動を始めてから令和5年3月31日で任期を終了した隊員は、1万1,123人のうち7,214人が活動地域に移住し、定住率は約65%に上るようではありますが、そのような中でありますが、旭市の地域おこし協力隊の現状はどのようなものなのか。また、活動内容はどうなのかをお伺いいたします。

次に、3項目めは農業の振興についてお伺いいたします。令和7年3月までに策定が義務づけられた地域計画について、進捗状況についてお伺いいたします。

地域計画は、2023年4月に施行された改正農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村に策定が義務づけられました。地域で協議し、10年後に誰が農地を利用するのか、1筆ごとに示す「目標地図」を作る必要があるとのことであります。2025年3月末が策定の期限となっております。農家が減る中、農地をどう受け継いでいくかは重い課題であります。最初から完璧な計画を整えるのは難しく、農地が荒れる前に少しでも話し合いを進め、地域農業の未来を考えるスタートではないかと思えます。

そこで、旭市における地域計画の策定の進め方と、進捗状況はどうなのかお伺いいたします。

4項目めは、水産業の振興について、飯岡漁港エリアの活用について、本市における現在

の検討状況についてお伺いいたします。

千葉県議会の本市の高橋秀典議員の予算委員会で、海業への具体的な支援として、令和6年度当初予算案で、新規事業として「海業による地域活性化支援事業」が盛り込まれたことに対して、各地域に対して、県としてどう支援していくのか。

県では、県内4地域ごとに海業の目指す姿を示した基本構想を策定し、これと併せて各漁港で関係者が共通認識の下、漁業に取り組めるよう、地域の事業計画の策定を支援し、具体的にはニーズや経済効果の調査費用、有識者等による検討会議に必要となる経費等への助成をするほか、計画策定の準備段階から県職員も協議に参画し、地域の海業を支援していくとのことで、また、海業の検討に動き出している県内地域の状況については、県では東京湾の内湾、内房、外房、銚子・九十九里の4地域で、既に海業についての説明会を実施したとのことであります。

そのような県の動きに対して、市内の飯岡漁港の海業に対しての取り組みに対しての調査や検討会議など、開催や県の説明会の実施などについてどのように考えているのか。また、実際の海業に利用できる飯岡漁港内の土地は、どのぐらいの面積があるものなのかお伺いいたします。

以上、4項目についてお伺いいたします。なお、再質問は質問席で行いますので、分かりやすい簡潔な答弁をお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 宮内保議員の一般質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、1、空き家対策についての（1）市内の空き家の現状と対策についてご回答いたします。

旭市内の空き家件数は1,129軒となっております。総住宅数に占める空き家の割合は4.6%となっております。この空き家の現状についてですが、平成30年度に実施した旭市空家等実態調査によるもので、調査方法といたしましては、建物を外観から確認したほか、居住実態等から判定を行ったものでございます。

また、旭市空家・空地バンクは、昨年4月から制度を開始したもので、空き家や空き地を売りたい、貸したい方と、買いたい、借りたいという方、それらを市が橋渡しするものでございます。制度の開始以来1年間での実績となりますが、土地売却が1件、建物売却が1件、建物賃貸が1件となっております。現在のバンク登録件数は、土地売却の2件でございます。全国版空き家バンクのホームページで公開をしております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 私からは、2の（1）地域おこし協力隊の現状と活動内容につきまして回答いたします。

本市では、現在1名に地域おこし協力隊を委嘱しております。任期は令和4年10月1日から令和7年9月30日で、移住・定住関係の業務を行っております。

主な活動内容ですが、市観光物産協会内にあります移住サポートセンターを拠点に、移住希望者からの電話やメールでの相談の対応や、市内を実際に案内するツアーの実施、また移住される方、された方のサポートなどを行っております。

また、移住者を呼び込むための移住相談会への参加や開催、SNSを使つての市のPRなどを行っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 農水産課からは、質問事項の3と4についてご答弁申し上げます。

初めに3の農業振興についての地域計画の策定の進め方と進捗状況についてご答弁申し上げます。

地域計画を策定するためには、地域の農業を誰が利用し、地域農業をどのように持続、発展していくかなど幅広い意見を取り入れながら、地域関係者が一体となって話し合う必要がございます。これまで地域の皆様が守り続けてきた農地を次世代に引き継いでいくため、旭市では、地域計画策定に向け市内15の小学校区に分けて、地域の現状や課題、農地の利用方法等を議論してもらい、策定を進めていくこととしております。

現在、海上地域の三つの小学校区で農業関係者の話合いの場を設け、現況地図により1筆ごとに耕作者や土地の所有者の方々と調整を行い、目標地図を作成しているところでございます。残りの小学校区につきましては、順次話合いの場を設けて進める予定でございます。その後、地域計画案を作成し、関係機関への意見聴取などを行い、来年3月末までには地域計画を策定し公表する予定でございます。

続いて、4の水産業の振興について、飯岡漁港での海業の取り組みの考えと、それから海業に利用できる漁港内の土地の面積についてであります。海業の進捗につきましては、令和4年3月に国の水産基本計画の策定を受け、国や県等が主催している説明会などに出席し、飯岡漁港での実施の可能性について検討を進めているところでございます。

また、今年度は県において海業推進基本構想を策定しておりますので、この策定の経過に注視しつつ、引き続き県や関係機関と連携しながら調査研究を重ねてまいります。

次に、漁港全体の面積でございますが、23万3,857平米で、全て利用の用途が定められている状況でございますが、今後海業で実施する事業内容が決まりましたら、必要な各種手続きや協議を行うことで、海業で利用することが可能になると聞いております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） ありがとうございます。

それでは、まず空き家対策についてから再質問をさせていただきます。

空き家の件数が1,129件、空き家の割合が4.6%ということで、実はこの質問をするとき、これをちょっと考えているときに、地域おこし協力隊が移住・定住で事業を進めている中で、空き家がない。定住をすすめるのに空き家が少ないということをちょっと私聞いたんですよ。今の課長の答弁、確かに空き家バンクの登録が少ないから、結局空き家と言われるあれが少ないという。移住・定住の人にあっせんできないみたいな、そういうことをちょっと言われたもので、やはり空き家バンク、もう少し登録者が増えればいいなということをちょっと感じました。

それでは再質問をさせていただきます。

政府は空き家の放置を防ぐため改正法を進め、自治体への支援策を打ち出して、昨年12月に施行の改正空家対策特別措置法では、将来的に倒壊が懸念される空き家を自治体が管理不全空家と認定する制度を新設、自治体が手入を求めても所有者が従わない場合は固定資産税の優遇措置が受けられなくなるようですが、それでは、改正空家対策特別措置法に該当するような管理不全空家は、本市ではどのくらいあるのかお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、管理不全空家についてご回答いたします。

議員の今の質問にございましたとおり、全国的に空き家が増加する状況を踏まえまして、昨年12月、空家等対策の推進に関する特別措置法、こちらが改正されました。この改正では、空き家の状態が悪化することで所有者が管理を諦めてしまったり、売れなくなり放置する、そういったことなどにより特定空き家とならないよう未然防止策として、今ご質問にございました管理不全空家というものが新設され、市町村が所有者に対して必要な指導ができる

ということになっております。

本市におきましても、現在この改正を受けまして、旭市空家等対策計画の見直しを行っております。県のガイドラインなどを参考にしながら、管理不全空き家として認定するための基準や運用方法、そちらのほうについて今検討を行っているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） ぜひ早めに検討のほうをよろしくお願いいたします。

それでは次の質問をします。年々増加する空き家に対して、千葉県内の自治体は解消に向けた対策を講じているようですが、前回の調査で空き家率が47.1%と高かった勝浦市では、今年度、空き家のリフォーム費用などを一部助成する制度を設け、「猛暑日の記録がない涼しいまち」として移住者の呼び込みに力を入れており、担当者は、空き家バンクへの登録数を増やすため空き家の所有者を経済的に支援することにして、移住希望者の住宅確保にもつなげたいとのこととあります。

また、千葉県の長南町では、2018年4月に空き家バンクに登録された物件を売却したり、貸し出したりする所有者に対して、50万円を上限に清掃費用などを補助する制度を導入して、今年の3月までの6年間で20件の利用があったとのこととあります。担当者は、古民家など魅力的な空き家を活用し、都会からの移住を促進したいようであります。

このような各地域での空き家対策が行われておりますが、本市では空き家の解消に向けた対策はどうかお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、本市での取り組み状況についてご回答いたします。

ただいま議員よりご紹介いただいたとおり、空き家対策に関しましてはほかの自治体でも様々な取り組みを行っております。本市におきましては、宅地建物取引業の協会会員を招き毎月実施しています相談会などを通して、空き家・空き地バンクへの登録や、各種補助金等のご案内を行っております。

本市が実施する補助制度といたしましては、50万円を上限に、特定空き家などを除却し更地にする場合に補助する旭市空家等除却事業補助金のほか、滞在体験型施設等に空き家をリフォームする場合に補助する旭市空家活用支援事業補助金、こちらがございます。また、昨年度から旭市空家バンク登録物件改修事業補助金、こちらを新設いたしまして、空き家バン

クに登録された物件を購入、賃貸しまして、旭市に転入する場合、こちらについては50万円を上限に補助する制度を開始しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） 対策についても、いろいろ補助金についてもよく理解できました。ありがとうございます。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、空き家の最後の質問なんですけれども、空き家が多く発生する中で、不動産や家など、また借金など、プラスマイナスどちらの遺産も受け継がない相続放棄が年々増え、2022年は、全国の家裁判所で過去最多の26万497件が受理されたことが、司法統計で分かりました。人口減少や過疎化が進む中、空き家となった実家を手放したり、縁遠い親族の財産を受け取らなかったりする例が目立つようで、放置された空き家や土地への対策が問題で、行政が適切に管理できるよう制度設計を求める声もあるようで、親が亡くなったり、子どもが地元を離れている場合、維持費や固定資産税の負担を嫌って家屋の相続を放棄することが多く、このように老朽化した家屋などは、負の不動産として空き家の増加に拍車をかけているようで、このように老朽化して住むことができない家屋のほかにも、立派な家屋と作業場や農地の畑、田んぼなど全財産を放棄する人もいます。

このように、放棄された家屋などの財産は、市としてどのように対応していくのかお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、回答いたします。

本年の4月に相続登記が義務化されまして、相続した日から3年以内に登記するように義務化されております。質問の所有者不明の不動産、全員が放棄した場合もあつたりするんですが、空き家対策でも問題になっていることから、相続登記の義務化、こちらによりまして問題解決につながることを期待している状況でございます。

ご質問の中の、空き家の所有者が全員相続放棄した場合ということでしたが、相続放棄後も現に占有しているもの、住んでいらっしゃるとか持っていていらっしゃる方がいないという場合は、利害関係者が清算人選任の申立てを裁判所へ行いまして、債務などを支払った後、残った財産を国庫に帰属させることとなっております。

本市といたしましては、相談会などを通しまして、空き家・空き地バンクへの登録や各種

補助金の利活用などを周知し、相続放棄に至らないようどうにか努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 宮内保護議員。

○13番（宮内 保） 先ほどもちょっとお話ししたんですけれども、私の近所なんですけれども、やはり農家なんですけれども、もう家も土地もお金もいらないと。近所の人心配しまして、どうしたらいいんだよと。実際、その家なんかは空き家バンク、実際、一般の人って案外、空き家バンクだとかそういうの知らないんですよ。ですから、やはりそういう空き家バンクなどはよく周知して、よく分かるようにぜひお願いしたいと思います。

それでは、2番目の地域おこし協力隊について再質問をさせていただきます。

現在の地域おこし協力隊員については、市の観光物産協会で行っていますから、頑張っていることはよく理解しております。残り期間が僅かなようでありますので、さらに頑張りたいと思います。

それでは、再質問します。令和6年度の予算に、10月から地域おこし協力隊員が1名増員されるとのことで予算が計上されましたが、現在の隊員は、移住・定住事業に取り組んで、素晴らしい実績を上げているようではありますが、新しく募集する隊員はどのような任務に就くのかお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 現在の地域おこし協力隊と同様になりますが、移住・定住関係の業務を行っていただきます。1名増えることにより、今以上に幅広く移住に必要な情報の収集や、移住者、移住希望者に対して細やかな支援を行うことが可能となると期待をしております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 宮内保護議員。

○13番（宮内 保） また、移住・定住ということで頑張りたいと思います。

それでは再々質問をいたします。

農業での地域おこし協力隊について、北海道のJAきたそらち管内で地域おこし協力隊を経て就農するシステムが順調で、鍵を握っているのはJAによるマッチングで、研修先を決める際、経営を継承するのか雇用就農するのかなど、地域おこし協力隊員と受入れ農家の希

望に応じて丁寧に引き合わせることによって、こうしたスタイルが成功し、北海道以外からの多くの新規就農者を呼び込んでいるようで、ＪＡ管内の深川市では、就農希望者を地域おこし協力隊員として委嘱して、経営や技術を学びながら農家研修をする仕組みが整っており、ただ、受け入れる農家も研修への姿勢は様々で、農家と就農希望者の思いをうまくマッチングすることが大事で、このような仕組みが成功し、2021年から現在まで、独立就農が2名、雇用就農が2名、合計4名の地域おこし協力隊員の就農に結びつけているようであります。

本市においてもこのような取り組みができないものか伺います。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 地域おこし協力隊の制度の目的ですが、協力隊が本市において地域協力活動を行いながら、最終的に本市に定住してもらうものです。就農のケースに限ったわけではありませんが、協力隊を受け入れる体制、任期終了後に定住に結びつくようなサポート体制の整備も必要と考えますので、関係部署また関係機関などと具体的な協議、検討を行いながら取り組んでいきたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） 実は、この質問を書いているときに私の友達といろいろ話をしている中で、これは東庄町なんですけれども、最初ちょっと分からなかったんですけれども、地域おこし協力隊員として東庄町に行って新規就農したのかなと思っていたらそうではなかったんですけれども、実は私、このパンフレット、友達から聞いてスーパーへ、このトマトとこのジャムを買いに行ったんですよ。そしたらこれがあって、議会の事務局で広報というのしょうという、あれをちょっと取ってくれたんですけれども、最初に1回行って、このトマトとジャムを買って、2回目にまた行ってこの広報をもらったもので、また実際にこの家へ行って本人にちょっと会っていろいろ話を聞いたんですよ。

そうしたら、年齢は三十五、六歳なんですけれども、出身が船橋市で、大学を卒業して一般企業へ就職して、やはり農家を、農業をやりたいということで、東金市の農業大学校に一般社会人コース、そういうのがあるということでそれに入って、長生村のほうでトマトの研修実習をして、東金市は2年ぐらいですか、大学で、新規就農したということです。三十五、六歳でもうすごくやる気満々で、私買ってきて、これうまいなと思いましたよ。ジャムなんですけれども、やっぱりすごく甘くていいなと思いましたよね。頑張っている姿がすごくよか

った。

この彼は、東庄町の笹川のほうのアパートにいと。旭市へ来ないかと言ったら、旭市いいですね、ぜひ旭市に住みたいということで本人は言っていたんですけども、東庄町の人を旭市へ呼び込んだらやっぱりまずいですから、それはいいですよ断ったんですけども、でもやはり旭市はいいなということで、住むんだったら旭市がいいかなということもちょっと言っていました。

そういうことで、やはり、私は地域おこし協力隊員も農家をやりたいという人も結構いると思うんですよ。ですから、そういうことでこの一般質問でもこういうことをあれしたんですけども、ぜひ就農希望者を地域おこし協力隊員で募集してもらえたらいいのかなと思いますので、その辺、担当課長、よろしく願いいたします。

それでは、地域おこし協力隊の最後の質問なんですけれども、地域おこし協力隊が多い自治体はどこか。ユニークな自治体ランキングで、これから移住する人に向けて、田舎暮らしで気になることをランキング形式で紹介、地域おこし協力隊員が多い地域はどこですかということで、1位が新潟県の三条市で隊員数が45名、2位が兵庫県豊岡市で42名、愛媛県西予市が26名であります。

このアンケートで第1位になった三条市には、アンケート回答のときには45名の地域おこし協力隊が活動し、協力隊員は通常は自治体の一員として活動するのが一般的であります、ここでは地域に存在する課題解決をミッションとして、市から受託を受けた企業やNPO法人に所属して、チームで地域の活性化に取り組む企業所属型の地域おこし協力隊というのが大きな特徴です。

また兵庫県豊岡市では、市と関連の外郭団体など、受入れ側と連携して隊員との意思疎通を密にして、その結果、全国でも有数となる42名もの隊員が活動しているとのことで、そのほかにも試験的に現地で仕事を体験できる仕組みや、隊員経験者が現役隊員を支援する枠組みを設ける事例もあるようです。

このようにいろいろな取り組みがある中で、本市においても移住・定住の増加と地域振興の推進のためにも、地域おこし協力隊員の増員で若者を呼び込むきっかけにすべきと考えますが、今後、隊員数の増員をして募集計画ができないものなのかお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 本市の場合、現在移住・定住事業を行ってもらう隊員1名を委

嘱しておりますが、今後は、農林水産業の振興支援、また地場産業の振興支援活動などにも協力隊を活用していければと考えております。

そのためにも、協力隊を受け入れる体制の整備が必要であると考えますので、今後は他の地域の例を参考にしながら取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 一般質問は途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 ０分

再開 午後 １時 ０分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き宮内保議員の一般質問を行います。

宮内保議員。

○１３番（宮内 保） それでは、地域おこし協力隊について。

私、一般質問を書いている、書き終わっていいなと思っていたら、課長は知っていると思うんですけども、６月３日の千葉日報、市長も知っていると思うんですけども、香取市で地域おこし協力隊を積極的に採用ということで、移住・定住促進、農業・観光振興のため活性化へ新たに８人を隊員で募集したということで写真が載っているんですけども、「都市部から地方に移住して地域活性化に取り組む「地域おこし協力隊」を積極的に採用している香取市は、本年度新たに８人を採用し、同市の協力隊員は１７人（１日付の着任含む）となった。市の基幹産業である農業や観光の振興、移住・定住促進に加え、関係人口創出や発酵技術による市内活性化など幅広い分野で活動を展開していく。」というような新聞で、この中なんですけれども、隣の銚子市が２０人、全然私も分からなかったんですけども、多古町が１１人、ですから、やはり近隣の市町村では積極的に地域おこし協力隊員を募集して、移住・定住の促進に努めているということで、最後の答弁でもありましたけれども、どうか隊員の増員というか、その辺もまたよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、３番目の農業の振興ということで再質問させていただきます。

大変な作業で、進捗状況については、よく理解できました。

それでは、地域計画は前身の人・農地プランとは違い、目標地図の作成が必須となり、将

来にわたり農地が適切に管理されるようにするのが狙いのようにありますが、地域計画と人・農地プランとの違いはどのようなことなのか、具体的にお尋ねします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） これまでは地域の話合いにより、今後の農業の在り方や地域の中心となる経営体の農地の集約化に関する方針を明確化する人・農地プランの取り組みを推進してきましたが、今後、高齢化や人口減少により、農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されるため、農業経営基盤強化法等の一部が改正され、人・農地プランは地域計画として法定化されました。

地域計画では、目標地図という10年後の1筆ごとの農地の耕作者を示した地図を作成することが大きな変更点となります。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 宮内保護員。

○13番（宮内 保） ありがとうございました。人・農地プランとの違いもよく分かりました。

それでは、再々質問をいたします。

目標地図の作成に向けては、まず農地の受け手となる認定農業者や担い手の意向をしっかりと把握することが肝要で、その上で丁寧に地権者らの理解を得ていく必要があるのではないかと考えます。計画作成が進む地区でも、以前から何年もかけて取り組んできたところが多いようで、初めから完璧を目指さずに、話合いを重ねながら少しずつ計画を更新していくしかないのかなと思いますが、そこで、本市では10年後も農業を続けられる担い手や認定農業者は何名ぐらいいるのか、また耕作放棄地や条件の悪い小さな畑や田んぼなどは誰が農地を引き受けて耕作するのかお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 担い手につきましては、令和6年4月1日現在で944経営体になります。認定農業者は令和6年5月末現在で773経営体になります。

10年後も農業を担っていただけるかについては、現在、認定農業者等を対象に意向調査をしているところでございます。耕作放棄地や条件の悪い農地等につきましては、地域計画策定に向けた農業者との話合いの中で、農地を引き受けてくれる耕作者等について調整してま

いりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） 認定農業者が773経営体、担い手が944経営体ということは分かりましたけれども、私のちょっと知っている農家でも、農家をやめて農地中間管理機構に田んぼと畑をお願いしても全然耕作をしてくれない、マッチングができない。条件がよくない田んぼと畑だと思うんですけども、何年も何年もそのままの状態、結局耕作放棄地になっているというのが現状なんです。私もその農家の人から言われて、何とかしてくれないかということで、でも、やはりマッチングがうまくいかないし、受け手がないということで、結局耕作放棄地になって、今現在も恐らくそうなっていると思います。でも、やっぱり引き受け手がない。だからなかなか、認定農業者でも、担い手の方でも、そういった耕作放棄地に関しては恐らく受け手がない。非常に大変な作業になるのかなということを感じますよね。その辺大変でしょうけれども、担当課、大変ですが、よろしくお願いします。

それでは最後の質問ですけども、これから各小学区ごとに農家の皆さんをはじめ、行政の担当者や農業関係者の団体が参加した話し合いを始めるようで、地域での話し合いは、仕上げる最終段階の取り組みで、活発に意見交換して、皆さんが納得できる計画とすることが重要ではないかと考えます。また話し合いは、地域計画を地域の中で浸透させることで、地域計画が地域の農業の指針となるためには、地域の中でしっかりと根づかなければならないと思います。

誰かがつくった計画ではなく、自分たちの計画と思えるようにすることが大切で、地域計画はつくって終わりではなく、つくった後に実行するのが大事で、地域計画の策定まで1年はありませんけれども、農家の皆さんが納得するような地域計画の策定をしていただきたいと思います。

昨日の井田議員の一般質問の中でも、農地転用ということで一般質問があったんですけども、私も5月28日の農業新聞の中で、農地転用許可不要にと、許可が不要になったということで、来年4月から認定農業者が農畜産物の加工、販売施設や農家レストランを建てるために農地を転用する場合に、都道府県などの許可が不要になる。ただし、当該施設が、市町村が定める地域計画に位置づけられていることが条件だと、これが条件だと。転用面積の規模には制限がない、非常にこれすごいことです。

やはりこれからの農業、いつの時代でも、米本市長も農家ですけども、いつも我々の代

から農家は曲がり角だ、曲がり角だときて、曲がり角をずっと曲がったら元へ戻っちゃう。ちょっと心配しますが、でもやはり今度の地域計画というのは、一番大事な非常に大変な作業だと思います。ですから、農業委員会の農業委員の人だとか、農水産課の課長は大変かと思いますが、とにかく頑張ってもらいたい。私からは、そのくらいで答弁はいりませんから、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問、4項目めの水産業の振興ということで、質問ではないんですけども、漁港全体の面積は23万3,857平米ということで、全て利用の用途が定められているということで、しかし、今後、海業で事業内容が決まったら、海業で利用することが可能とのことでありました。飯岡漁港での海業の事業化の実施について、ぜひ検討を進めていただきたいと思います。

昨日、永井議員が独り言を言いましたけれども、私もやはりそのような飯岡漁港の観光開発ということで非常に興味もありますし、これからぜひ必要なかなと思います。

このような海業については、合併前の飯岡町の先輩議員の皆さんが、いや、行政で飯岡漁港の中に観光施設や保田漁港の中にあるような番屋、魚食堂のようなものがないのか。調査検討を重ねて、行政視察などをして、ある程度の構想が出来上がっていたということを私もちょっと聞いております。このように飯岡漁港エリアの活用については、以前よりいろいろと検討がなされていたようでありますので、これからの旭市の観光行政の発展のためにも、一日も早く海業が事業化できることを希望いたしまして、私の一般質問を終わりにしたいと思います。答弁は結構です。ありがとうございました。

○議長（飯嶋正利） 宮内保議員の一般質問を終わります。

宮内保議員は自席へお戻りください。

◇ 松 木 源太郎

○議長（飯嶋正利） 続いて、松木源太郎議員、ご登壇願います。

（20番 松木源太郎 登壇）

○20番（松木源太郎） 2024年、令和6年6月定例会一般質問を行います。日本共産党の松木源太郎でございます。

2024年6月定例会に当たり、旭市政に関する一般質問を行いますので、誠心誠意努力していただいた回答を執行部からいただきたいと思います。

大きく3点ですが、一番の問題は第1点目であります。

1、生涯活躍のまち・あさひ形成事業についてであります。

この事業が今後の旭市にどのような事態をもたらすか、その初めから検証いたしたいと思っています。

(1) まず初めに、生涯活躍のまち・あさひ形成事業がどのように始まったのか検証しました。合併後の旭市では、2010年に人口5万人以上、昼夜人口比率1以上、原則3大都市圏外の3条件を満たす市として、中心市宣言を県内で最初にしたのが旭市でありました。いわゆる当時、はやっていた定住自立圏構想であります。その後、県内の館山市や南房総市も宣言をしたので、2015年、平成27年に国が生涯活躍のまち形成事業を示した。こちらを検証することにシフトを変えたわけです。2016年、平成28年以降、生涯活躍のまち・あさひ形成事業事業者募集要項などをつくり、2020年、令和2年7月にイオンなど4者と基本協定書を締結しました。2021年、令和3年3月の交付対象事業になり、名称は多世代交流施設を起点としたコミュニティ活性化事業であります。採択額は610万円というふうに政府の資料に載っておりまして。これらの決定は、旭中央病院の近くに人が集まるところをつくれば、まちが栄えるという単純な発想ではないのでしょうか。市長の考えをまず最初にお聞きいたしたいと思っています。

あとは項目でお話しいたしますが、②構想の基本計画について、県とどのような協議をしたかお答えいただきたいと思っています。

3番目、旭市生涯活躍のまち推進協議会を設置した理由は何ですか。特に4者が選ばれた本当の理由はどこにあるのでしょうか、お聞かせいただきたいと思っています。

4番目、民間事業者の公募の経緯はどうなっているのかお聞かせいただきたいと思っています。

5番目、生涯活躍のまち形成事業費補助金5億円の根拠はどこにあるのかお聞かせいただきたいと思っています。

6番目、2022年オープン後のおひさまテラスの利用状況についてお聞かせください。市長の報告では、令和5年度約18万人という数が出ておりましたけれども、これはおひさまテラスではなく、イオンに買物に来た方などを含めてではないかと思っています。市が委託しているおひさまテラスはどの程度の利用であったかお聞かせいただきたいと思っています。

7番目、オープン後の市の支出予算の推移はどうなっているか、令和5年まで、決算はまだ出ていませんけれども、その時点までの金額をお聞かせいただきたいと思っています。

次に、大きな2点目でありまして、2、都市計画区域の拡大についてであります。これは3点あって、これも詳しいことをお聞かせいただきたいと思っています。

(1) 都市計画区域の旧3町地域への拡大は難しいと考えますが、市の現時点での見解をお聞かせください。

(2) 都市計画税の課税の有無を事前に知らせるべきだと考えますが、市の見解をお聞かせください。

3番目、過疎地域を都市計画区域に指定して、どのような事業を計画するのか、市の見解をお聞かせいただきたいと思います。

大きい三つ目が、学校再編計画についてであります。

現在進めている学校再編計画について、一度立ち止まって見直しをし、教育委員会と議会とで協議会を開催する必要があると思います。議会は、学校をどうするか最終的な議決を求められる私たちでありますので、この問題については深く議論をして、その中身を十分理解しないわけにはいきません。私は、干潟地域の学校の問題については全て、5月27日以外に傍聴してまいりましたが、大変大きな問題点があると思います。今後の旭市の小・中学校の在り方を議論すべき時期に今来ておりますので、海上地域も始まりましたから、この時点でもう一回、市の教育委員会、市長をはじめ市の執行部並びに議会が真剣に議論しなければならないときに現在来ているというふうに考えて質問するものであります。

この点についての市長並びに教育長のご回答をお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員の一般質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 企画政策課から、1、生涯活躍のまち・あさひ形成事業についての(1)から(7)まで順次お答えいたします。

まず(1)ですが、事業計画についてこれまでの経緯ということで、この事業が始まった最初の考え方をお答えします。

以前から人口の定着や流入による市の活性化を図るために、旭中央病院を活用したまちづくりを模索していました。そうした中で、平成26年にまち・ひと・しごと創生法が公布され、人口減少対策、それと地域活性化を目的としました地方創生を国が掲げ、医療、介護に特化した拠点づくり、小さな拠点形成事業といいますが、これが当時の推奨メニューとして提示されていたことから、当初はこのメニューでの検討を始めました。

検討を進めていた平成27年には、都市部からの移住施策の要素が含まれる生涯活躍のまち構想がメニューに追加され、この考え方が市の目指す方向と合致したことから、生涯活躍のまち形成事業による検討に切り替えたものです。

2点目ですが、構想の基本計画について、県とどのような協議を行ったかということでした。県との協議ということですが、計画の内容については県と協議をしたことはございませんが、計画地が農地、また土地改良の用地であったことから、まず除外ができるのかどうかというのを最初に始めたのが、平成28年8月に相談を開始しました。

3点目ですが、生涯活躍のまち推進協議会を設置した理由ということでした。生涯活躍のまち構想は、将来の旭市を見据えたときに、一番の課題である人口減少に対処するために必要であるということから、市民の代表や各分野に精通しました学識経験者等からのご意見を伺いながら、構想の充実を図るため設置いたしました。現在も生涯活躍のまちの形成に必要と認める事項があった場合、会議を開催しております。

(4) です。民間事業者の公募の経緯です。

生涯活躍のまち構想の実現に当たっては、民間事業者のノウハウや資金などを活用することにより、持続可能な魅力あるまちづくりを進めるため、事業主体となる民間事業者の公募を実施いたしました。公募は、外部有識者などで構成されます旭市生涯活躍のまち推進協議会の意見を反映しました募集要項で実施し、4者からの参加表明を受け、2者によるプロポーザル審査を経て、平成31年1月にイオンタウン株式会社を代表事業者とするグループを最優秀提案者に決定いたしました。

5番目です。生涯活躍のまち形成事業費補助金について5億円の根拠になります。

通常、開発を伴うまちづくりを誘導する場合、民間事業者の参画をしやすいするため、市で所有しますインフラ整備された土地を提供し、上物整備や機能について民間に行ってもらおうという事例が多い状況です。そのため、造成、上下水道や周辺道路の整備などを対象として、事業者から要望があった場合に予算計上の範囲内である5億円を上限に補助をするというものが生涯活躍のまち形成事業費補助金の趣旨となります。

本補助金の予算審議につきましては、平成30年9月に開催されました旭市議会第3回定例会に、平成30年度から令和2年度までとする5億円の債務負担行為の設定を盛り込んだ平成30年度一般会計補正予算の議案を提出し可決され、予算措置がなされたものです。一般的に補助金を補助事業者に交付する場合は、地方自治法第232の2に寄附又は補助に関する規定があり、補助金の交付や返還等に関して通則的な手続きを定めるものとして、旭市補助金等交付規則、それに旭市生涯活躍のまち形成事業費補助金交付要綱を定め、これに定められた手続きにのっとり支出をしております。

6番目になります。おひさまテラスの利用状況ということでございました。

ショッピングセンターと一緒にではないかということですが、こちらはおひさまテラスの利用者数になります。令和４年度ですが、こちらは商業施設と同時オープンという要因もありましたが、25万3,772人です。令和５年度は18万2,237人の方が訪れました。また、いろいろなイベントや講座を行っており、令和４年度は合計で174回実施し1,593人が参加、令和５年度は合計で137回実施し、3,807人の参加がありました。

(７) ですが、市の支出予算ということで、指定管理料、賃借料についてお答えします。

おひさまテラスに関する予算ですが、指定管理料とフロア賃借料があります。

まず、指定管理料ですが、令和４年度9,727万9,600円、令和５年度8,851万1,500円、令和６年度7,982万5,900円となります。フロア賃借料につきましては、令和４年度一般会計当初予算で30年間の債務負担行為を設定しているため、各年度同額の3,865万2,240円となります。

30年の債務負担行為の設定の根拠になりますが、令和元年11月におひさまテラスに関することや、事業期間を30年間とします事業計画が旭市生涯活躍のまち推進協議会で承認され、令和２年７月に本事業の事業協定書を締結しております。この協定書は、官民連携事業として、市と事業者が相互に協力し、本事業を確実かつ円滑に推進するために締結したもので、この中で事業期間が終了する日、30年間ですが、これを有効期間の終期することが規定されております。

この協定書の締結を受けて、整備に関する関連議案、具体的には公の施設としての設置、指定管理者の指定議案及び予算に関する議案は、市議会での審議を経て可決をいただいております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、都市整備課からは２の都市計画区域の拡大についてのうち（１）と（３）について回答いたします。

まず（１）でございます。

今回の都市計画の見直しの大きな目的といたしましては、都市計画区域を海上、飯岡、干潟地域へ拡大し、建築基準法による建築ルールを適用することにございます。建築に関するルールといたしましては、敷地の接道義務やセットバック、建蔽率などがありますが、道路の幅や日当たり、風通しなどを確保することによりまして、消防・防災力を強化するほか、良好な住環境を確保するため、最低限必要なものでございます。

また、都市計画区域内での開発行為の指導のほか、廃棄物処理施設への立地制限など、生

活環境の保全につながるものでございますので、秩序ある一体の都市として均衡ある発展をしていくためには、必要不可欠なことであると考えております。

続きまして、（３）です。過疎地域と都市計画区域の質問でございます。回答です。

本市では、合併来、新市建設計画や東日本大震災からの復興計画によりまして、道路や公園などの整備を実施いたしまして、施設の充実を図ってまいりました。今後は将来的な人口減少も予測されており、持続可能なまちづくりを目指す観点からも、現在のところ新たな都市計画事業や都市計画施設の予定はございません。安全・安心なまちづくり、災害に強いまちづくりを目指して、都市計画法や建築基準法のルールを適用することで、土地利用への指導や制限をし、良好な住環境の形成が可能となりますので、都市計画区域の拡大は必要不可欠なものであると考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） 私からは、大きな２番目、都市計画区域の拡大の中の（２）都市計画税の有無を事前に知らせるべきであるが市の見解はということでお答えいたします。

都市計画税は、市が行う都市計画事業、施設の整備等に要する費用に充てるための目的税です。現在、都市計画区域の見直しと併せて課税区域等についても調査研究しているところでございます。方針が定まりましたら早めに周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教育総務課からは、３の学校再編についてお答えいたします。

現在進めている学校再編基本方針は、平成28年から５年の歳月をかけて策定したものでございまして、この学校再編基本方針の策定に当たりましては、令和元年度から３年度にかけて３回ほど議会全員協議会を開いていただき、議会議員の皆様へご説明をし、ご意見を伺っております。その後は文教福祉常任委員会で逐次進捗状況の報告や現地視察をしていただいております。

学校再編については、現在地域検討会議や代表者会議で、保護者の皆様をはじめ、区長や福祉関係者など地域の皆様のご意見を伺いながら進めているところでございます。今後、再編を進めていく中で、基本方針の見直しなどが必要となった場合には、改めて議会のご意見を伺うよう検討してまいりたいと考えております。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員。

○20番（松木源太郎） それでは、最初からいきたいと思います。

まず、1番目の生涯活躍のまちの問題について何点かお聞きいたしますけれども、ここに旭市多世代交流施設の管理運営に関する基本協定書というのがあります。そして年度協定書もここにあります。こういう資料を見てみますと、実は令和3年7月1日に前市長とイオンタウンが協定しているものが一つ、それから、さらに細かいことについて協定している同じイオンタウンと前市長が協定しているもの。この二つを見ると、結局指定管理料だとかそういうものを決めて、大まかをもう決めてしまっているわけですね。ところが、実際に国の許可が下りて、その後どういうことをやったかということが問題なんです。

まず一つは、民間の方々に声をかけた。実は平成30年の8月のときの全員協議会の議論を見てみると、この問題についてかなり皆さん方、議員の方々がどういうことをやるんだということがあったり、そういう事業をやるんならば、民間に頼らなくて自分たちでやるべきではないかというような議論も出てきている。そういうときに、5億数千万円かかる、つまり道路を造ったり、水道を造ったり、下水を造ったりというお金を事業者に5億円差し上げるということで始めているわけです。なぜこういうことが起こったのかということについては、私は大変不思議に思っております。そのことについてぜひ、まず担当者ないしは市長からご説明をいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 松木議員、すみません。今の質問ですが、これは（1）の再質問ということなんでしょうか。質問の趣旨が、私理解がいまいちできませんでした。申し訳ないですが、確認させていただきたいんですが、5億円の根拠という話であれば、先ほど5番目で回答したとおりです。協定云々であります。まず基本協定は、これは30年間の基になる、まちづくりを進めていく上での大本の協定となります。年度協定につきましては、先ほど松木議員もおっしゃられましたが、毎年の指定管理料、これを定めるものになっておりますので、これは当然毎年協定のほうを結ぶ形になります。

すみません、質問の趣旨が私いまいち理解できなかったんですけども、取りあえず今のところ協定の話と5億円については、先ほど回答しましたということによろしいでしょうか。以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 1番目に戻っていきましょう。

5億円の問題を先に出したというのは、ちょっと理由があって出したんですけれども、いいですか、令和3年7月1日から令和9年3月31日までの協定でもってやっているのは最初の協定でしょう。それでもう一つは、もうこの時期から指定管理料を8,500万円払うわけですね、協定を結んで。これが7月1日の約半年、半年ではないね、9か月ぐらいの協定ですね。こういうことが始まって、なぜ民間にすぐ投げなければいけなかったかということを知っているわけです。分かりますか。

○議長（飯嶋正利） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時42分

○議長（飯嶋正利） 会議を再開いたします。

再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、協定の結んだ意味、目的になります。

まず、基本協定になりますが、これは生涯活躍のまち形成事業を進めていく上で、この協定はイオンタウン株式会社を代表事業者としまして参画する大和ハウス工業株式会社千葉中央支社、阿部建設株式会社及び株式会社楽天堂を構成員とする事業者グループが、本事業の事業予定者として決定されたことを確認し、市と事業予定者が相互に協力し、本事業を確実かつ円滑に推進するために必要な事項を定めるものということで、これはまだ事業を始める前に今からこの4者と市と、この事業を進めていきますよという全体的な縛りをしたのが本協定、基本協定になります。

先ほど松木議員おっしゃいました令和3年の7月、この協定につきましては、もうこのときは建物を造っております。オープン前の半年から準備をしております、その時点では指定管理者を指定しております。指定管理者を指定しておりましたので、この企業に対して指定管理料として、オープンまでの準備にかかる経費、これを支払っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） それでは、1項目めの4回目聞きますけれども、ではこの4者を選

んだというのは、もっと多くの申込みがあった中でもって選んで、それを一つにまとめたんですか。それともばらばらで来たのを個々に選んで、4者にまとめたんですか、そのところをお聞かせください。一番最初の出だしですから。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） この4事業者を選んだというよりは、イオンタウングループが、グループとして事業を行うということでプロポーザルに参加しました。なので、それぞれが別々に参加して、後から一緒になったというわけではございません。プロポーザルに参加した時点でグループを組んでおります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） そうすると、市が話をしたところは、一つの団体しかなかったわけですね。どういうことなんですか。もっとこのグループ以外にあったんですか。

○議長（飯嶋正利） 松木議員、4回目終わってしまったので、2番目で。内容が違ってしまいうので、今の質問は4番目でやっていただけると。

（「では、2番目にします」の声あり）

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） それでは、2番目の問題で聞きますけれども、基本構想について県とどのような協議をしたかということで、先ほどは土地の問題があるということを言いましたね。実は都市計画審議会を開いて、3.6ヘクタールを第2種住居地域ということに決めましたね。これは令和2年2月5日です。その中でどういうことが起こっているかという、令和元年から住民の説明会、この事業について説明会をやってきて、それでもって令和2年2月5日に都市計画区域の変更をして、それは農地であるところを第2種住居地域という規定にして、それでもって都市計画区域をつくりたいと、そういうことを決めたわけです。

ところが、そのときはまだ3.6ヘクタールのところは田んぼだったわけですね。それを田んぼのまま都市計画区域に決めて、その後に市の事業として市が農転を責任を持ってやるということを文書で出しているわけです。その点については事実ですね。お聞かせいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 都市計画の決定につきましては、今松木議員がおっしゃられたとおり、令和2年3月に都市計画決定がなされているということでよろしいかと思います。

問題は農地ということですが、確かに農地でありましたが、まず事業を始めるに当たって転用する必要があります。農振農用地等に入っておりましたので、まずそれを除外する手続き、それは県にしております。その前に、事業の土地が県営土地改良事業の受益地にも入っておりましたので、そちらからの除外の手続きもしております。それらが済んだ段階で都市計画決定されたというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 一般質問は途中ですが、午後2時まで休憩いたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時 0分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き松木源太郎議員の一般質問を行います。

松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） それでは、先ほどからの続きでもって令和2年2月5日の都市計画審議会の中身についてお聞きいたしますけれども、この協定書の中で——協定書というのがありますね。その中身の最初と2枚目のところで、農地転用、事業用に係る農振除外手続き及び用途地域の指定とか、こういうことは市にお願いすると書いてありますね。それはどういうふうに進んだのかということと、農振でもって除外になった農地は、どういう使い方ができるかということをお聞きしたいと思います。

なぜこんなことを聞くかということ、楽天堂と大和ハウスは土地を取得して建物を今建てております。ところがイオンのほうは借地のまま建物が出来上がっております。駐車場として使っている部分は当然建物建っておりませんけれども、その違いはどういうところにあるのかということを知りたいのと、いつどのような形でもって、最初に都市計画区域の第2種住居地域になって、その後に令和3年7月7日に宅地になっている、全部の土地がです。そうすると、借地のあるところに建物が建てられるということは、農水産課に聞きたいんですけども、農業委員会かも分かりませんが、そういうことも可能だという解釈の下に、この事

業は進められているのかということをお聞きしておきたいと思います。

また、この地域の農転については、私が聞くとところによると、農業関係の役所からクレームがついたという話も聞いておりますけれども、それも事実でしょうか。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） すみません、質問が多岐にわたりまして、順次回答いたします。

農振除外地はどのような用途に使えるのかということでしたが、農振除外をする際に、今回の場合であれば生涯活躍のまちになります。除外する際に転用する目的があるので除外をするということになりますので、除外してから何をするという順番にはならないかと思えます。

あと、事業用地の借地と購入、その違いはということなんですが、これはすみません、土地の購入等に関しましては事業者のほうに任せております。市が関与しておりませんので、これは土地の所有者と事業者の間のやり取りになります。

クレームというお話があったんですが、このクレームというのは、県からということでしょうか。すみません、うちのほうとしましては、特段クレームというのは聞いておりません。私からは以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） それで、先ほど答弁があったんですけれども、利用の問題、利用者について……、6番目の利用者のところへ飛びます。いいですね。

利用者なんですけれども、市長の報告書では年間約18万人と書いてありましたが、これを365日で割ると約500人なんです。そうすると2階のおひさまテラスに1日500人ずっと来ていたということですね、休みの日もあるんですけれども。それで、今あそこにあった食堂なんかなくなっているんですけれども、そういうのはどういう形のものなんでしょうか。細かいことを聞いて申し訳ないんですけれども、ぜひそのことについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 利用者につきましては、これはおひさまテラスだけをカウントしまして、確かに18万2,237人、1日当たり500人程度ですか、今松木議員おっしゃいましたが、これは18万人というのは実数でありますので、おひさまテラスにいらした方の人数です。

これは入口で入ってきた人を数えるんですけども、そのときに合わせて顔認証でだいたいの年齢と性別を分けてカウントしております。そのカウントが令和5年度は18万2,237人です。あくまでも施設の利用者になります。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） そうすると、おひさまテラスの利用者がそんなにあるとしたらば、私は大混雑していると思うんですけども、何でそういうことになるんでしょうか。よく教えていただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員の再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 数のカウントの仕方なんですけど、あくまでも施設に入ってきたときに数えます。その方が1日ずっとそこにいる方ばかりではない。長い時間使う方もいらっしゃると思いますし、中を見学して、どんなものか確認して出ていかれる方もいます。滞在時間が違いますので、1日を通してそれだけの人の出入りがあったということになります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） そうすると、2階の食堂がなくなったというのはどういうことなんですか。それだけ聞いておきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 2階の食堂、すみません。先ほど聞かれた答弁漏れでした。

確かに議員おっしゃるとおり、4月末をもって経営から外れられました。これは相手方の理由によるものです。現在は、その後、使っていただける方を今探している途中になります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） では、7番目の最後にしますが、今後、これからも含めてですけども、このおひさまテラスをこれから30年使っていくとして、施設は老朽化するかもしれないけれども、仮に30年という契約になっているので使っていくとすると、だいたい簡単に見ても40億円ぐらいのお金をここに投入するんですよ。これが本当にどうなのかとい

うことを私は疑問に思っているんです。今日ちょっと時間がなくなったから見せられないんですけども、こういうのがホームページに載っているんです。何かというと、中心市街地と連携イメージということで、イオンタウンが繁栄すれば、旭駅の中心商店街も繁栄する。こういうことが載っているんですよ、ホームページに。これはご覧になったことあると思うんです。

どうしてこういうことができるかという、一般社団法人の組織をつくっていますね、阿部建設とか。偶然そこところで会議をやっているときに私行き合わせて行ったらば、ここが繁栄すれば街中も繁栄するんだということを盛んに言っていらっしゃったんですね。これが本当にそうなのかということを科学的に証明していただきたい。なぜかという、病院の近くにこの施設を造って、それでもって旭のまちを繁栄させるんだというふうにおっしゃっていたわけですが、市が。そういうことが本当に実現できるかどうかということをお聞きしたいと思っております。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 今松木議員からあらかた説明があったんですけども、生涯活躍のまち、あそこはつくって終わりではなくて、そこをずっとまちづくりの中心になって動いていけるように進めていくよう、令和4年4月に、今言いましたイオングループ等の事業者グループが、一般社団法人みらいあさひを設立いたしました。この一般社団法人を中心としまして、そのほかいろんな地域の団体と連携をしながら、地域の人がつながる拠点づくりであったり、それこそ、軒先、空き地を活用した小規模定期イベントの開催を検討するなど、旭駅を中心としたエリアにそういったことをどんどんやっていきたいと思いますという動きを今やっております。あそこが繁栄するから、ここが繁栄するというのとはちょっと違うと思うんですけども、生涯活躍のまちの部分で繁栄してくれば、その流れを駅周辺のほうにも持っていきたいと思いますという活動を今しているところです。なので、確実なのかと言われると、それはちょっと分かりませんが、今旭駅のエリアの辺りを中心とした中に、どんどんそういった地域づくり、活動する拠点づくりを進めていきたいというのが一般社団法人の今の活動になります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） それでは、見直しの進め方についてのところにいきます。

都市計画区域の建設ルールとか、そういうことをおっしゃいますけれども、今飯岡駅の近くとか、また、干潟の場合はないでしょうけれども、旧飯岡町のほうなんかでは、ぎりぎりに道路のところに建っている家もあるわけですね。それを建て替えるときに、もう建て替えられないよということの事態が起こらないようにするということも必要だと思うんですよ。それには、一定の道幅を造れば、またいろんなことが出てくるということになるわけなので、そこら辺のところについては、どういう対策でもって実際にやろうとしているんでしょうか、担当課で分かりますか。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 既存の住宅に対する建て替えの不安ということでよろしいでしょうか。

都市計画区域を拡大した時点で、その建築が今後できなくなるだけであって、その時点で既存の住宅はそのまま使用できます。今議員おっしゃられたように建て替えの時点で、道路の幅の問題であるとか建蔽率、そういった問題が出てくるかと思います。

実際に今調査に入っているところなんですが、建蔽率、容積率というのは、1回目の回答で説明したように、消防力であるとか防災力とか、そういう安全に直結するものでございますので、特に救済するものはございませんが、ただ、今後調査を進めていった中で個別にそういった案件については対応していかなければならないのかなと考えております。ただ、市全体を見て総数としては、それほど多くないのかなという感覚で今いるところでございます。以上です。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） では、そういうところは、仮に拡大してそういう状態になったときには、何か援助を市がしていくというようなことも考えられるんだけれども、そういうことをやっているところはあるんですか。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 援助等については現在のところ考えはございません。相談に応じるというのは、例えば建蔽率なんかは、20坪の家を20坪でそのまま建てるのが難しいだけであって、例えば18坪、ちょっと減らしていただければ建つとか、あと家の位置の問題であるとか、今のことですから、だいたいの方は車1台分くらいの駐車場を設けるかと思います。

現実、駐車場1台分くらい設ければ、ほぼ建蔽率についてはだいたい確保できるようなうちのほうの試算というか、シミュレーションもできておりますので、やり方、どういうふうなセットバック、セットバックについても家の建てる位置、そういったことについて個別の相談が適切ではないのかなと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） でも、実際に建てられないようなことになった場合に、市でもって何か要綱とかそういうので対策をつくるということを考えることはありませんか。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 建築のルールに関しては、防災力であるとか消防力、そういったものを確保する上で絶対必要なものでございます。ですから、それを緩和するということは、まず考えられないかなと思います。

今議員のお話があったのは、例えば家を引っ越しせざるを得ないとか、そういう極端な場合のことなのかなとちょっと理解はしたんですが、ここであれをやる、これをやるとは言えませんが、相談しながら検討はしていかなければならないことかなと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） 2番目の都市計画税の課税の有無を事前に知らせないと、やはり今大変不安に思っている方が多いと思うんです。そういう方がいるのに、令和7年に都市計画決定してからやりましょうと、そういうようなことを言っても、やっぱり納得してもらえないと思うんですね。では、どのぐらいの方にこの中身が、今拡大するのが伝わっているのかということについては、やっぱり市でも本当につかめないと思います。説明会をやってもいっぱい人が来てくれるわけではないので、そういう場合に市はやって、決まってから、都市計画税を課税するかしないか決めましょうなんて言っているのでは、やはり住民をだます形になる場合もあると思うんです。ですから、都市計画区域を7年度にはほぼ決めるわけでしょう。それまでに今からでも協議して、都市計画税については拡大地域では取らないというようなことを執行部としては決められないんですか。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） 先ほどの回答の繰り返しになりますが、現在のところはまだ方針は定まっておりません。区域の見直しと併せて、課税区域等につきましても、継続して調査研究しているところでございます。方針が定まりましたら周知をしまいたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） 都市計画税はだいたい年間2億6,000万円ぐらい旭市でも徴収していますよね。では、それに見合った都市計画事業をやっているかという、ご存じのように道路の拡幅予定はあるけれども、それがなかなか進まない、何十年も進まないということになっている。今使っているのは、都市計画事業を過去にやったものの償還に充てているだけだと思うんですよね。それが満杯になったら、ほかのところに流用するということになってしまうんですけれども、ですからこれ以上、旧3町を仮に課税すれば、当然2億6,000万円の倍にはならないでしょうけれども、それに見合った税が入ってくるわけです。それに見合った都市計画事業があるかといったらば、ご存じのように、私はこの計画で説明会のときに聞いた話を前の一般質問でしましたけれども、排水対策には当然使えないわけですね。そういうような矛盾が出てきた場合にはどうするんですか。それは将来の都市計画事業のためにためておくという、そういう形になるんですか。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 都市計画税、目的税でございまして、都市計画事業に充てるものでございます。議員のおっしゃるとおり、説明会でも言いましたが、新たな都市施設、都市計画事業、現在のところやる予定はないというところでございます。現在、過去の都市計画事業の償還金に充てているところでございます。ただ、今のところないだけで、将来にわたってないかという、それは誰も分からないところでございますので、そのあたりは都市計画税が目的税である以上、やっぱり市としては様々なシミュレーションはして、考えていかなければならないというところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） そうしたら、仮に令和7年以降、都市計画税は徴収するということになった場合には、将来の都市計画事業があるだろうから、そこに基金としてためておくという、そういう形のものになるんですか。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） ためておくということだけではないと思います。いろんな可能性がございます。ですから、今後の事業なり、必要な公共投資、そういったものを考えてやっていかなければならないということを申しただけでございます。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 学校再編の問題を、教育長に考えをお聞かせいただきたいと思うんですけれども、ずっと学校統合の小学校の会議を傍聴して、5月27日はどうしても出られなかったんですけれども、つくづく感じるのは、住民の方々のいろんな意見がざっくばらんに出てきていた。それはそれでもっていいんですけれども、それをもう少し議論をちゃんとお互いにさせてあげなければいけないのではないかな。どこかでもって職員の方がリードするような発言がすごくあるんですよね。

それで、私は今、海上の全体の説明会がこの間終わりました。私が数えたら27人から30人弱の方が来てくれて、私らみたいな議員なんかを除けばだいたい二十五、六人だと思うんですけれども、そういう方が来て、いろんな貴重な意見を聞いて帰ったと思います。ですから、そういう方たちが自分の思っていることが率直に出るように、またアンケートなんかも取ってくれて傾向が分かってきたんですから、そういう方たちがちゃんとこれでよかったなと思えるように進めていっていただきたいと思います。私もこれから傍聴していきますけれども、もっと住民の方々の意見が率直に述べられるようなものになってほしいんです。

というのは、干潟のところをずっと見ていて感じたのは、私は干潟の地域で古城に決まったのが、本当に将来の先の先でよかったのかなとまだ疑問に思っているんです。それは、干潟の地域の人たちは、今の中学校のところに小学校が来ればいいなと思っているんです、気持ちの中ではね。でも、もうそういうふうに決まってしまったからしょうがないと思っている。

そこでやはり今中学校は三つ、小学校は七つ、全部で10校でもって、これは4年かけて委員会やって決まったんだからと、作った方たちは言いたいでしょうけれども、それと違う考え方がやっぱり出てくるんだと。今はまだあれではないけれども、恐らく海上が進めて、飯岡が進めていったらば、もっと差が出てくると思うんです。それをどういうふうにまとめていくかということがこれから問われている。

ですから、先ほど教育総務課長が、皆さん方の意見を聞いて、全員協議会でも話をして、常任委員会でも話をしたと言っているけれども、もっと率直に市の市長を中心とした部局、それから教育委員会、議会がこういう問題が出て、ちょっと意見がいろいろあるけれども、どうだろうということをお互いに話し合う場所が欲しいなと思うんです。そうしないと禍根を残すと言ったら語弊がありますがけれども、ああすればよかったなということになると思うんです。恐らく、私は長い目で見たら、干潟の場合にはやっぱり旧町に一つの小学校はここだったよなということでもって動く可能性があると思うんです。大変不安に思っています。

今はっきり言って古城小学校をよく直して、場合によったら3階だからエレベーターもつけてとかいろいろなこと、お考えになっているでしょう。それから崖の問題も県のほうにお願いして、そうならないようにすると思っているでしょう。しかし、やはり住民の方々は、あそこではなくてこっちにあったらばな。では、中学校はどうするんだ、こうなるわけですがけれども、そのときには中学校をどうするかというのを考えればいい。ですから、恐らく北中学校の問題というのはだいぶ議論を呼ぶと思うんです。それをこれでいこうよという市民の方々の方向を出せるのは、議会であり、教育委員会であり、地元の方々であり、それこそほかの執行部だよね、市役所の。そこでもって知恵を出し合うということをやっていかなければいけないのではないかと思います。

これについて、もし感想があれば、教育長からお話を聞きたいなと思っています。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

向後教育長。

○教育長（向後依明） 私からお答えさせていただきます。

これまで学校再編について、保護者説明会の後に行った保護者アンケートの結果では、小学校は合計86%以上の方が賛成またはやむを得ない。中学校では合計81%以上の方が賛成、どちらかというとな賛成、このような回答をいただいております。この根幹にありますのは、私考えますには、やはり人口減少というものが非常に進んでおります。市内の各地域においては人口の偏りも見られ、児童・生徒数も学校によって大きな差が生じてしまっております。

今後児童・生徒数の減少がさらに進み、子どもたちがひとしく教育を受けられない状況になることは大きな問題である。特に二つ以上の学年を1人の教師だけで担任する複式学級の設置は可能な限り避けなくてはならないと、このように私は考えているところですが、地域の皆さんもこれは切実に考えているところでございます。

おかげさまをもちまして、干潟地域の小学校につきましては、代表者会議において、基本

方針についておおむね賛成の意見でまとまり、学校再編を進めているところでございます。
その他の地域につきましても、学校再編基本方針を基に、地域の皆様の意見を伺いながら、
地域の皆様から最善と思っただけのような再編になるよう、精いっぱい努めていきたい、
そのように考えているところでございます。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） ありがとうございます。

私も学校統合の問題があるということを聞いて、平成27年に文科省のどうするかということの全部を何回か読んで、大変いろいろなことを勉強させてもらったんですけども、やはり最後に書いてあるこの言葉、本当に大事だなと思ったんですけども、こういうことを書いてあるんです。最後の5行だけですけども、読ませてもらいます。

「こうした中であって「地域とともにある学校づくり」が求められていることを踏まえれば、学校統合の適否を検討する上では、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子供の保護者の声を重視しつつ、地域住民や地域の学校支援組織と教育上の課題やまちづくりも含めた将来ビジョンを共有し、十分な理解や協力を得ながら進めていくことが大切になってきます。」

これが私のずっと傍聴して見ていた観点なんですね。いろんな細かいことはありますよ。だから、そういうことを踏まえながら、これからもまた見せてもらいたいと思います。ただ、最初から見ればいいなと思ったけれども、ちょっと口を出したくなってしまったので、今回はこういう形でもって意見を述べさせてもらいました。ありがとうございました。

これで終わります。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員の一般質問を終わります。

松本源太郎議員は自席へお戻りください。

◇ 伊 藤 房 代

○議長（飯嶋正利） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（16番 伊藤房代 登壇）

○16番（伊藤房代） 議席番号16番、公明党、伊藤房代でございます。

令和6年第2回定例会におきまして、一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。今回は、大きく分けて6点の質問をさせていただきます。

1点目、物価高騰対策について、2点目、熱中症対策について、3点目、道路の安全対策

について、4点目、AED（自動体外式除細動器）について、5点目、自転車用ヘルメット着用率向上について、6点目、子育て支援について質問いたします。

まず1点目、物価高騰対策について質問いたします。

（1）住民税均等割のみ課税世帯、低所得の子育て世帯への給付金の支給状況について質問いたします。

物価高騰に苦しむ国民の暮らしや中小企業等の賃上げ、子育てなどを支援する具体策が盛り込まれ、重点支援地方交付金は地方自治体の実情に応じて活用できる重点支援地方交付金が大きく拡充され、これにより低所得世帯への支援として、住民税非課税世帯に1世帯当たり7万円の給付が実現いたしました。現在、物価高騰対応重点支援給付金、住民税均等割のみ課税世帯、低所得の子育て世帯への支援が行われています。住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金が、1世帯当たり10万円が支給されています。低所得の子育て世帯に対する給付金加算が、18歳以下の児童1人当たり5万円が支給されています。旭市の給付金の支給状況について伺います。

（2）住民税・所得税課税世帯に対して、1人当たり4万円の定額減税について質問いたします。

6月から実施される定額減税について、納税者本人と配偶者を含む扶養親族1人につき所得税3万円、住民税1万円の計4万円が減税されます。国内居住者で合計所得が1,805万円以下の人が対象となります。給与所得者の場合、所得税は6月以降の給与や賞与支給時の源泉徴収税額から減税、6月に引き切れなかった場合は7月以降に順次差し引かれます。減税額は給与支払い明細書に表示されます。人によって様々なケースがあるので、一概には言えませんが、多くの場合、6月の給与や賞与で所得税がゼロになります。住民税は6月分を徴収しませんので、その上で年間税額から定額減税分を控除した残りを7月から来年5月の11か月間で均等に徴収します。

個人事業主など事業所得者の場合、所得税は原則として来年2月から3月の確定申告で減税、ただし、前年所得などを基に計算した納税額が15万円以上の人は、確定申告の前に一部を納税する年2回の予定納税の機会に減税されます。住民税は2024年6月徴収分から減税され、6月に引き切れなかった場合は、それ以降の税額から順次差し引かれますとあります。

旭市の1人当たり4万円の定額減税給付について、今後の流れについて質問いたします。

2点目、熱中症対策について質問いたします。

（1）熱中症特別警戒アラートが発表されたとき、市ではクーリングシェルター、冷房が

効いた部屋を開放し、暑さをしのぐ施設はあるのか質問いたします。

熱中症による健康被害を防止し、市民の生命と健康を守るため、市内の公共施設と民間施設をクーリングシェルターとして指定している市もあります。クーリングシェルターは熱中症警戒アラート運用期間に一時的に暑さをしのぐ場所として誰でも利用できます。旭市では、熱中症警戒アラート、熱中症特別警戒アラートが発表されたとき、クーリングシェルター、冷房が効いた部屋を開放し、暑さをしのぐ施設はあるのか質問いたします。

(2) 公共施設に冷水機の設置はできないか質問いたします。

近年、夏の温度が高温になり、平常時は37度C前後である体温が、猛暑の近年、水分を補給しない場合1.1度Cも上昇し、汗をかいて脱水が進行し、熱中症の危険性も増大し、体温が39度Cになると疲労感になり、40度Cになると動けなくなるという熱中症の症状が出ます。そこで、熱中症予防に効果があるとされている水分補給時の適切な水分補給をすることが大事であると結果が出ています。

実験で、真夏の高温で運動した場合、体温が1.10度Cも上昇し、水分補給5度Cの冷水を飲水した場合は0.68度C、15度Cの場合0.77度Cなどで、水分補給の水の温度は5度Cから15度Cの水分の熱中症対策補給が適していると研究結果が出ています。

旭市として、熱中症対策に夏の季節、5度Cから15度Cの冷水機はぜひ必要と考えます。ぜひ小・中学校をはじめ公共施設等に冷水機の設置はできないか質問いたします。

3点目、道路の安全対策について質問いたします。

(1) ローソン海上後草店の交差点の信号から北に向かい、踏切までの間の道路の安全対策について質問いたします。

ローソン海上後草店の交差点の信号から北に向かい、踏切までの間、急なカーブがあり、見通しが悪く、子どもたちの登下校時に大変危険な箇所です。路面標示も少なく、また信号から踏切までの間、東に抜ける道が3本ありますが、最初の道にはカーブミラーがなく、横(東側)から来た車が通りに出るとき、左右の確認ができなく大変危険との声をいただきました。また一時停止の路面標示もなく、大変危険です。

2本目の道路は、カーブミラーは設置されていますが、やはり一時停止の路面標示がなく、危険との声をいただいております。また、信号交差点の横断歩道がかなり薄くなっているの、引き直しが必要と感じます。ぜひ道路の安全対策の見直しができないか質問いたします。

(2) 駒込橋の欄干の改修工事について質問いたします。

昨年の9月の一般質問で、駒込橋の欄干が老朽化し、さびて穴が空き、危険な状態だが早

急な対応はできないかとの質問をし、今年3月上旬に応急的に、さびて穴が空き、特に危険な箇所は補修工事をしていただきましたが、駒込橋は橋の長さが約50メートルあり、抜け道になっており、朝夕の交通量は大変多く、また通学路になっているので、登下校時に大変危険な状態です。しかも道路よりも橋の幅のほうが狭く、駒込橋の欄干が老朽化し、全体がさびて穴が空く寸前の大変危険な状態です。橋の高さもあり、転落防止のためにも早急な対応が必要と感じます。駒込橋の欄干の改修工事はできないか質問いたします。

4点目、AED（自動体外式除細動器）について質問いたします。

（1）AED（自動体外式除細動器）の公共施設への設置状況についてお伺いいたします。

（2）AED（自動体外式除細動器）の講習会の実施状況についてお伺いいたします。

5点目、自転車用ヘルメット着用率向上について質問いたします。

（1）自転車の交通ルール、マナーをどのように呼びかけているのか質問いたします。

（2）自転車用ヘルメット購入費に補助はできないか質問いたします。

6点目、子育て支援について質問いたします。

（1）乳幼児紙おむつ購入券の増額はできないか質問いたします。現在、乳幼児紙おむつ購入券3,000円分が支給されております。子育てしているお母さんから大変に喜ばれておりますが、増額して5,000円分の購入券が支給できないかとの声が上がっております。ぜひ旭市としても考えていただけないか質問いたします。

（2）出産祝金を支給できないか質問いたします。

現在、1年以上市内に住む人が第2子以降を出産したときに、第2子10万円、第3子以降20万円の祝金が支給されております。現在、若いお母さんたちが1人出産するのも大変との声が出ております。第1子からでも出産祝金が支給できないか質問いたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（飯嶋正利） 伊藤房代議員の一般質問に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） それでは、私のほうから大きい1の（1）本市における給付金の支給状況につきまして申し上げます。

まず、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯当たり10万円の給付金を支給する住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対応給付金の支給状況につきましては、5月31日時点で支給件数が1,254件、支給額は1億2,540万円となっております。

なお、給付金の対象と見込まれる世帯に対しましては、2月26日付で市のほうから確認書

を送付しておりますが、その確認書の対象である1,270世帯のうち1,246世帯、98.1%の世帯に対して支給いたしました。

次に、低所得の子育て世帯への支給状況につきましては、令和5年度住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金（追加給付分）及び令和5年度住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対応給付金の受給世帯のうち、18歳以下の児童のいる世帯を対象といたしまして、対象児童1人当たり5万円を給付する物価高騰対応給付金こども加算分につきましては、5月31日時点で448世帯に対し766人分、3,830万円を支給いたしました。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） 私からは、1点目の（2）定額減税の今後の流れということで回答させていただきます。

給与所得者、事業所得者、公的年金等の受給者などでそれぞれ減税されるタイミングと方法は異なります。

減税につきましては、議員のほうで発言されたとおりでございまして、給与所得者など特別徴収に該当する方につきましては、旭市では5月14日に会社等に対して納税通知書を発送してございます。また、事業所得者や年金所得者の方々につきましては、6月7日に納税通知書を発送してございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） それでは、私のほうからは大きな2番、熱中症対策についてのうち（1）の熱中症特別警戒アラートなどが発表されたときの市のクーリングシェルターなど暑さをしのぐ施設があるかという質問に回答いたします。

本年4月に改正気候変動適応法が施行されたことによりまして、市長は、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、冷房設備を有する施設を指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターとして指定できることとなりました。クーリングシェルターを指定したときは、施設の名称、所在地、開放可能日及び受入れ可能人数を公表するとともに、熱中症特別警戒アラート発表時には、指定施設を開放しなければならないということとなっております。

このような中で、本市におきましては、改めてクーリングシェルターとしての施設の指定はしてございませんが、従来からこの本庁舎をはじめ、市内公共施設の共用スペースをどな

たでもご利用できるように開放してございます。公共施設は冷房設備を備えておりますので、施設利用者の妨げにならない範囲で、一時的な涼みどころとしてご利用していただければと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 行政改革推進課からは、（２）冷水機の設置についてお答え申し上げます。

公共施設に冷水機の設置ができないかというご質問ですが、現在のところ本庁舎を含めまして公共施設に新たな冷水機を設置する予定はございません。冷房が効いている建物内は熱中症のリスクが低く、それぞれの施設に自動販売機等設置されておりますので、そちらをご利用いただければと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 建設課からは、３項目め、道路の安全対策について回答いたします。

初めに、（１）ローソン海上後草店の交差点の信号から北に向かい踏切までの間の道路の安全対策について回答いたします。

ご質問の箇所は、令和４年度及び５年度に行われた通学路合同点検におきましても同様の意見がございました。特にカーブ付近の生け垣が道路側に伸びていることにより、歩行者が白線を越えて車道へはみ出してしまうことや、枝葉によって見通しが悪くなっており危険であるといったものでした。その対策としましては、生け垣の所有者に対し、車道へはみ出している枝葉の伐採をお願いするとともに、運転者への注意喚起として「歩行者注意」の路面標示を２か所設置し、また見通しの改善を図るためカーブミラーも１基設置しました。一時停止の設置など、さらなる交通安全対策につきましては、学校関係者や警察なども参加する通学路合同点検において、引き続き検討してまいりたいと考えております。

横断歩道の引き直しにつきましては、千葉県警察本部が設置や維持管理を行っておりますので、所轄の旭警察署へ要望してまいりたいと考えております。

続きまして、（２）の駒込橋の欄干の改修工事について回答いたします。

駒込橋は、新川に設置された駒込堰の管理橋と道路橋を兼ねており、昭和４６年に供用開始されたものです。当該橋梁については、欄干がさびついていて隙間が空いていた箇所があったことから、昨年度欄干の一部について緊急に補修工事を実施したところです。

議員からご質問のありました欄干等の改修工事については、現在実施に向けて駒込堰を所有する関東農政局などの関係機関と工事方法等の協議を進めているところですが、時間を要しております。早急に改修工事を実施できるよう、引き続き協議を進めてまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（飯嶋正利） 消防長。

○消防長（常世田昌也） 消防本部からは4項目め、AEDについて、（１）設置状況と（２）講習会の実施状況について回答いたします。

（１）設置状況についてでございますが、旭市で管理する公共施設に設置しているAEDは、46施設に設置しております。地域ごとの設置につきましては、旭地域15か所、海上地域10か所、飯岡地域10か所、干潟地域11か所となります。主な施設といたしましては、市庁舎、スポーツ施設、健康・福祉施設、公民館等の文化施設、それと各小・中学校に設置しております。また消防本部では、庁舎設置のほか現場活動用といたしまして、消防署・分署の救急車と水槽付消防ポンプ自動車に積載をしております。

その他の公共施設につきましては、県が管理する施設等に設置されている状況でございます。公共施設以外の市内AED設置施設について、消防本部で全て把握はできておりませんが、インターネット等で検索しますと、約120施設にAEDが設置されているとの情報もございました。

続きまして、（２）のAEDの講習会実施状況について回答をいたします。

AEDの講習会につきましては、救命講習のプログラムの中で心肺蘇生法の手順の一つとして項目に含まれており、実施をしております。講習会の開催状況につきましては、令和3年度は4回で58名、令和4年度につきましては53回で709名、令和5年度につきましては73回で1,258名、令和6年度は5月までで15回、279名に対して救命講習を行っております。

令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い救命講習を中止または延期にしましたことから、講習回数が少なくなっているものでございます。

そのほか、市で実施しております津波避難訓練や産業まつりの際には、参加していただいた市民の方々に対して、AEDを使用した心肺蘇生法などのデモンストレーション、また体験会などを行い、普及啓発に努めております。

現在、救命講習会につきましては、感染防止対策の徹底を図りまして講習会を再開しておりますので、徐々に申込件数が増えてきている状況でございます。

今後とも救命講習の普及啓発に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） ご質問の5の（1）自転車の交通ルール、マナーについての周知ということですが、広報、ホームページ、デジタルサイネージへの掲載、各施設でのポスターの掲示やチラシの配架、イベント会場でのリーフレットの配布により市民へ周知しています。

また、市内の全ての小・中学校で、小学3年生、または4年生と中学1年生を対象とした自転車教室を実施しています。警察などの関係機関と協力して、自転車の点検方法や安全に乗るためのルールを指導しています。

続きまして、5の（2）自転車用ヘルメット購入費補助金についてですが、これは本議会でご審議いただいております補正予算に計上しております。その概要を少し説明させていただきますけれども、この補助金は、製品1個当たり2,000円を上限として交付するものです。購入金額が2,000円以下の場合は購入金額と同額を補助します。附属品や送料は対象となりません。補助金の対象となるヘルメットですが、令和6年4月1日以降に個人が購入した新品で、安全基準として一般財団法人製品安全協会が認証したSGマークなど五つの認証のいずれかを受けたものとしています。

補助金の対象者につきましては、ヘルメットの購入日から補助金の申請日までの期間、市に住民登録がある在住者です。要件としましては、市税等の滞納がないこと、申請する製品について、ほかの補助金の交付を受けていないことなどとしています。また、使用者1人につき1個かつ1回限りの申請が可能です。

○議長（飯嶋正利） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） それでは、子育て支援課から6項目めの子育て支援について回答いたします。

まず、（1）乳幼児紙おむつ購入券についてですが、乳幼児紙おむつ給付事業は、平成22年度から実施している市単独事業で、2歳未満の乳幼児を養育する保護者を対象に月額3,000円分の紙おむつ購入券を給付しております。現在、紙おむつ購入券の増額は予定しておりませんが、県内で同様の事業を実施している市は少なく、金額的にも手厚い支援を実施しております。このほかにも、第3子以降の保育料の無料化や出産祝金、今年度新たに始めるファミリー・サポート・センター事業などを併せて実施し、子育て支援に取り組んでいき

たいと考えております。

続きまして、(2)の出産祝金についてです。市では、市単独事業として出産祝金支給事業を実施しており、先ほど議員にご説明していただきましたが、第2子以降の子どもを出産して養育する父母に対し、第2子の出産時に10万円、第3子以降の出産時に20万円の出産祝金を支給しています。近隣の状況を見ますと、同様の事業は実施しておらず、県内他市の状況と比較しましても、本市は手厚い支給内容でありますので、現在、第1子から支給する予定はございません。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 一般質問は途中ですが、午後3時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時10分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き伊藤房代議員の一般質問を行います。

伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） それでは、再質問させていただきます。

1点目、物価高騰対策についての(1)住民税均等割のみ課税世帯、低所得の子育て世帯への給付金の支給状況について再質問をさせていただきます。

住民税均等割のみ課税世帯1世帯当たり10万円、低所得の子育て世帯への給付金、児童1人当たり5万円の給付について、最後まで一人も漏れることがないように周知徹底ができないか質問いたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 先ほど支給状況をお答えいたしました令和5年度住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対応給付金及び低所得の子育て世帯への給付金につきましては、本市においては受付期間のほうを終了してございます。しかし、本議会でもただいまご審議いただいております令和6年度に新たに住民税非課税または均等割のみ課税となった世帯への給付金等につきましては、これまでと同様に、区長回覧をはじめ確認書が返送されていない世帯

に対しましては、期限までに申請を促す勧奨通知を送付するほか、市のホームページや広報、公式LINEなどを通じまして申請漏れのないよう周知を徹底いたしまして、給付率の向上に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

次に、物価高騰対策についての（２）住民税・所得税課税世帯に対して、１人当たり４万円の定額減税についての再質問をさせていただきます。

住民税・所得税課税世帯に対して定額減税給付事業について、最後まで一人も漏れることがないように周知徹底ができないか質問いたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） 住民税の定額減税につきましては、会社等から提出される給与の報告書や確定申告などの申告書を基に減税額を算出しておりまして、減税措置を行っておりますので、対象となる方の減税措置が漏れることはないものと考えております。

市民への周知につきましては、広報紙やホームページに掲載しているほか、先ほど申し上げました５月１４日と６月７日に発送しました納税通知書にも、その案内チラシを同封いたしまして、周知を図っているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） どうもありがとうございます。

次に２点目、熱中症対策についての（１）熱中症特別警戒アラートが発表されたとき、市ではクーリングシェルター、冷房が効いた部屋を開放し、暑さをしのぐ施設はあるのかということで、ございますということでしたので、ぜひクーリングシェルターの暑さをしのぐところの施設などを市民の皆様周知徹底ができないか質問いたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 市民の皆様へは、市のホームページ、また熱中症の予防対策などと併せて、市のホームページのほうで周知を図っております。市内の公共施設が涼みどころとして利用できるようにということで周知を図っているところです。また、熱中症警戒

アラート、発表されたときには、これまで実施しております防災無線での注意喚起に加えて、そちらのほうも周知してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） ぜひよろしくお願いいたします。

次に、2点目の熱中症対策の（2）の公共施設に冷水機の設置はできないかについての再質問をさせていただきます。

福島県南相馬市は、市役所1階に給水スタンドを設置しております。市民にマイボトル利用を促し、プラスチックごみ（プラごみ）の削減にもつなげたいと考えております。給水スタンドは水道直結型で、冷水と常温水の2種類が利用可能、水筒などのマイボトルを持参すれば、誰でも無料で給水できます。市の生活環境課は、浄水機能により安全でおいしい水が飲める、熱中症対策にも積極的に活用してほしいと呼びかけております。市は今後、各フロアや公共施設に順次給水スタンドを設置していく方針とのことです。ぜひ旭市でも公共施設に冷水機や給水スタンド、冷水と常温水の2種類が利用可能の設置はできないか再度質問いたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） お答え申し上げます。

プラスチックごみ削減のために、冷水機や給水スタンドを設置できないかのご質問でした。現在のところ、公共施設に新たに冷水機、給水スタンドを設置するような予定はございませんので、自動販売機をご利用いただければと考えております。

なお、自動販売機を設置している業者がごみ箱を設置し、使用済のペットボトルや空き缶を回収してリサイクルを行うなど、環境へ配慮した取り組みについては実施しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） それでは、3回目の質問をさせていただきます。

佐倉市上下水道部では、市民の皆様には佐倉市のおいしい水道水を味わっていただくため、またSDGsの推進や熱中症対策を目的として、佐倉ふるさと広場の佐欄花テラスに冷水対応の給水スポットを設置いたしました。ご利用は無料となりますので、マイボトルをご持参の上、ぜひ佐倉市のおいしい水道水を味わってくださいとあります。旭市でも公共施設に冷

水対応の給水スポットを設置はできないか、再度質問いたします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 今議員のほうから佐倉市等の状況等もお伺いいたしました。

また同じ回答にはなってしまいますが、現在のところ設置する予定はございませんので、ご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（飯嶋正利） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） それでは、4回目の質問をさせていただきます。

神奈川県大和市は、ペットボトル削減に向けた取り組みの一環として、複合運動施設大和スポーツセンターに、マイボトルを促すカウント式の給水機を設置しております。給水機は2階のトレーニング室前に設置されており、誰でも無料で利用できる、持参した水筒などを給水口に置くと、自動で水が350ミリリットル出て、利用された回数がカウントされる仕組みです。市の担当者は、環境配慮への意識啓発を図るためにも、多くの人に利用してもらいたいと話した。ぜひ熱中症対策に、また環境の面からもぜひカウント式給水機や冷水機、冷水対応の給水スタンドなど幅広く小・中学校や公共施設等へ設置はできないか質問いたします。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 議員におかれましては、他市の事例を調査研究した上でのご提案、大変ありがとうございます。

本市では総合体育館とパークゴルフ場に、カウント式ではございませんが、冷水機を設置しております。他の公共施設では、冷房も効いていることから熱中症のリスクも低いため、先ほどの課長答弁と同じ回答になりますが、現在のところ冷水機や給水スタンドを設置する予定はございませんので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（飯嶋正利） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） ぜひとも検討していただき、今すぐではなくても、またこれからぜひとも市民の皆さんが安心して、ボトルを持ってきたらそこで入れて飲めるというようにできたら本当にいいのではないかな。水はやはり一番大事なものですので、ぜひともよろしくお願いいたします。

それでは、3点目の道路の安全対策について、こちらのほうはローソン海上後草店の交差

点の信号から北に向かい、踏切までの間の道路の安全対策については、ぜひともよろしくお願ひいたします。

また、（２）の駒込橋の欄干の改修工事についても、ぜひとも早急にお願ひできたらと思いますので、よろしくお願ひして次の質問に移ります。

４点目のＡＥＤ（自動体外式除細動器）についての（１）の再質問をさせていただきます。

ＡＥＤ（自動体外式除細動器）の設置場所を屋外にも設置する考えはあるのか質問いたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 現在、旭市でＡＥＤを屋外に設置している施設はございません。近隣の銚子市、匝瑳市、香取市でも把握している限り、屋外に設置している施設はないとのことでございます。ＡＥＤを屋外に設置することで、早期にＡＥＤの使用が可能となる場合もあり、救命率の向上につながるとも考えられますが、ＡＥＤが精密器械でありますことから、屋外専用の温度調整機能つきの収納ボックスを設置する必要があること、また屋内に比べ盗難に遭う可能性も高く、防犯上の問題もございますので、管理上の問題から現時点でＡＥＤの屋外設置は難しいものと考えられます。また、イベント開催時に消防本部にて貸出しを行っておりますので、これらのことから現在、屋外設置の予定はございません。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代） 利便性を考えて、これから屋外にも設置することをお願いして、次の再々質問に移ります。

小・中学校ではＡＥＤ（自動体外式除細動器）はどこへ配備しているのか、体育館にＡＥＤ（自動体外式除細動器）を設置することができないか質問いたします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） お答えいたします。

学校でのＡＥＤの設置場所につきましては、現在、多くは玄関や昇降口、また保健室近くに設置されております。これらにつきましては、ＡＥＤが必要となる事案がどこで発生するか分からないため、必要となった際、速やかに取りに行けるように、また誰もが分かりやすい場所に設置されていると伺っております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） もしAEDが1か所で少ないということであれば、台数を増やして体育館などは一番利用しやすいところだと思いますので、もし台数が少ないのであれば数を増やしていただければと思いますので、次の質問に移ります。

4回目の質問をさせていただきます。

愛媛県新居浜市では、先頃、市役所や公民館などの公共施設に設置している全138台の自動体外式除細動器（AED）の収納ケースに三角巾を2枚ずつ配備しております。三角巾はAED使用時に女性の胸部を覆ってプライバシーを保護する目的で使用するほか、止血や患部の固定にも使うことができます。三角巾の使用方法もケースに入れているので、いざというときにはためらわず使用してほしいと語っていました。ぜひ旭市でも全ての自動体外式除細動器（AED）の収納ケースに三角巾を2枚配備できないか質問いたします。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 回答いたします。

三角巾につきましては、骨折や捻挫、脱臼等のけがの際、止血や固定を目的として使用できますことから、議員おっしゃるとおり応急手当て用として配置が望ましいと消防本部でも考えております。

このようなことから、消防本部で管理しておりますAEDにつきましては、三角巾を追加し2枚配置といたしました。学校に配置されておりますAEDにつきましては、保健室に配備されております毛布、三角巾等で運用してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） どうもありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、自動体外式除細動器の（2）の質問に移らせていただきます。

（2）AED（自動体外式除細動器）の講習会の実施状況についての再質問でございます。小学生が救うジュニア救命士講習が広がっております。目の前で倒れた人に対し、その場に居合わせた人が救急隊や医師に引き継ぐまでの間に行う応急処置はBLS、一次救命処置と呼ばれ、すぐにBLSを行うかどうかが生存率に大きく影響するため、小学生にもBLSの講習を通じ命の大切さを学んでもらう活動が各地で広がっております。関係者は小さな勇気

が命を救うことを知ってほしいと話す。

水戸市は2016年6月からジュニア救命士制度を始めた。年1回消防本部の担当者が小学校を回り、6年生の授業で救命講習を行っております。また、柏市では2013年4月からジュニア救命士制度がスタートいたしました。市では、命の大切さや救命法の重要性を幼少期から根づかせ、救命率の向上を図るため、5・6年生を対象に実施されております。旭市ではジュニア救命士制度が行われているのか質問いたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） お答えいたします。

現在、本市においてジュニア救命士制度はございませんが、過去におきまして、子ども会育成連絡協議会の小学生と保護者68名を対象とした講習会や、市内小学校において小学5・6年生39名を対象とした講習会を実施した事例がございます。このようなことから、現在でも小学校5・6年生を対象とした救命講習を実施することは可能でございます。

消防本部といたしましても、幼少期より命の大切さ、救命について触れることが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） ありがとうございます。ぜひこのジュニア救命士制度を学校のほうでも検討していただければと思いますので、次の3回目の質問に移ります。

旭市として、ぜひ積極的に学校や職場、あらゆる団体、地域の人たちに呼びかけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） お答えいたします。

救命講習の開催につきましては、市ホームページ、消防だよりなどにより広報いたしまして、市民の皆様に救命講習の必要性などを周知しております。今後も学校や職場、あらゆる団体、市民の皆様に対して命の大切さを学んでいただく救命講習の大切さを周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） ぜひともしょしくお願いいたします。

それでは、5点目の自転車用ヘルメット着用率向上についての（1）自転車の交通ルール・マナーをどのように呼びかけているかの再質問をさせていただきます。

警察庁統計によると、2023年、自転車に乗って事故死した利用者は、前年比7人増の346人で、8年ぶりに前年を上回ったことが2024年3月7日警察庁の統計で分かった。約半数の174人が頭部を損傷し、うち9割超がヘルメットを非着用だった。自転車利用者のヘルメットをめぐっては、23年4月に全年齢で着用を努力義務とする改正道路交通法が施行、同7月の全国調査では、着用率は13.5%だった。今回の統計で19年から23年の5か年の致死率は、非着用が着用の約1.9倍だった。自転車が当事者の死亡・重傷事故は前年度比354件増の7,461件、そのうち相手が歩行者の割合は4.9%、365件で2年連続で増加した。歩行者が死亡したり、重傷を負ったりした事故は358件で、事故の場所は歩道が約4割を占め、23年に自転車に関係した事故、死亡、重傷事故のうち7割超で自転車側にも違反があったとのこと。市としても、さらなる交通ルール・マナーの周知・徹底に力を入れていただけないか質問いたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） より多くの市民に交通ルールやマナーを身につけていただけるよう、現在の周知先や周知方法に加え、自転車を利用して訪れる方が多いと思われる場所、例えば病院、スーパーマーケット、高等学校などに協力を呼びかけるなど、検討してまいります。

○議長（飯嶋正利） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） ぜひともしょしくお願いいたします。

それでは、（2）の自転車用ヘルメット購入費に補助はできないかの再質問をさせていただきます。昨年の6月定例会で一般質問させていただいたときには、まだまだ補助が出るのは難しそうな感じでしたが、今回補正で自転車用ヘルメット購入費に補助金が2,000円上限で出ることが決まり、大変うれしく思っております。高齢者の方で、補助金が出たら購入しようと思うと、早く補助はつかないのと話していた方がいました。

そこで、再度今後の流れについてお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 補正予算の成立後、県の補助金の交付決定を受けた後、見込みとして8月頃から申請の受付を開始します。申請期間の終了は令和7年2月末日までを予定しています。1回目の回答でも申し上げましたが、今年の4月1日以降に購入したものは補助の対象になりますので、既に購入された方や近いうちに購入される方は、領収書や保証書などを保管しておいていただきたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） ぜひともよろしく願いいたします。

次の6点目の子育て支援については、ぜひとも（1）の乳幼児紙おむつ購入券の増額、3,000円から5,000円、それと出産祝金のほうですが、ぜひとも第1子からも出産祝金が出るよう、こちらは要望して私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（飯嶋正利） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

伊藤房代議員は自席へお戻りください。

◇ 戸 村 ひ と み

○議長（飯嶋正利） 続いて、戸村ひとみ議員、ご登壇願います。

（4番 戸村ひとみ 登壇）

○4番（戸村ひとみ） 戸村ひとみです。

農業立県千葉を支える全国屈指の農業のまち旭、旭市は農水産業でまさに日本の食を支えています。言うまでもなく食は命の源です。人は皆、食べないでは生きてはいけません。食が生きる力を生み出すのです。そして人をその生きる力につなげるのが食育です。ですから、旭の食と食育は、我が国が生きていく力に直結していると言えます。

私は、農業がゼロのまちで半生を過ごし、残りの半生を農業のまち旭でスタートしました。偶然という名の運命だったと思います。ですから、旭の食は私の人生のテーマです。

それでは、1、旭の食の充実について。

6月は、食の学びを通して、心と体を健康にする食育月間です。大阪市内で開催中の農水産省主催の第19回食育推進大会を皮切りに、各地で自治体や民間団体などが食育月間の普及に取り組んでいます。推進大会は、食にまつわるトークショーやセミナー、調理体験などを通して幅広い世代が楽しみながら食について考える機会を提供するのが目的で、食育活動表彰では、日本型食生活や減塩、食品ロスの削減、朝の欠食解消など多彩な取り組みが表彰されま

した。

農家個人の活動として入賞したのは、千葉県君津市の鈴木芳昭さんという方です。鈴木さんは、学校給食への食材提供をはじめ、大豆を使った座学と栽培実習、みそづくりなど、年間通して種まきから加工までを教えているそうです。地域の子どもたちに地元の農産物を食べてもらい、農業の魅力を知ってもらいたいとの思いから、地道な活動が30年以上続いており、農家だからできる取り組みとして評価されました。こうした食育月間の取り組みを紹介しながら、旭市が目指す方向と一緒に考えていきたいと思い、質問いたします。

(1) 学校給食です。学校給食における旭独自の取り組み状況を伺います。

給食は、日本の食生活、食習慣の基礎となります。給食の質や給食による食教育が人々の心身ともに健康に与える影響は大変大きいものです。ですから、どういう人たちが、どういう気持ちでこのまちの子どもの給食に関わるか、これが大変重要です。旭独自の取り組みを教えてください。

(2) 備蓄食料、保存食料について取り組みを伺います。

災害のデパートと言われている日本、そして東日本大震災で被害を被った旭市、この旭市で産業として備蓄食料、保存食料として取り組んでいるところはあるでしょうか、それを把握しておりますか、教えてください。

この質問は、次のふるさと納税返礼品とも、フードロス対策、防災にもつながる質問です。お答えをお願いします。

次に、(3) ふるさと納税返礼品として、旭の食のさらなる活用について伺う。これは前者、またさらにもっと前のたくさんの方からふるさと納税返礼品に関しましては、ふるさと納税に関しましては、私も前回も質問いたしましたが、かなりこれは関心のあるところですので、ここに食というもの、旭の食をさらなる活用をしていただきたいという気持ちで質問いたします。

食を使った、食という言葉がキーワードの返礼品、これの割合をお願いいたします。割合とか金額とかですね。

(4) 旭市における食育とフードロス対策の実施状況を伺います。これは市全体の食育です。この食育とフードロス対策はどのように実施していますか、お願いします。

2番、旭市の防災と災害対応についてです。

(1) 避難所の現状と見直しについて伺います。私は先の3月議会で能登地震が起こったときに予算要求が既に行われていたと思うので、それに対して予算の見直しをされたかどうか

かということ聞きまして、それが能登の地震が起こったにもかかわらず、予算の見直しが行われていなかったということで、これは住宅の耐震化について伺ったんですが、その折に何で予算の見直しをされなかったかということ伺いましたら、市民から本当に必要だという声があれば流用でもできるというようなご答弁がございましたので、そのことと同じく能登地震の後の避難訓練の参加者、これが旭市で行われ避難訓練の参加者が非常に少なかった。これは天候のことも答弁の中で言われていましたが、しかしあまりにも少ない、東日本大震災のつらい経験を持っているまちなのに、この避難訓練の状況でいいのかということで、市の避難訓練に対する姿勢というものをもう一回ちゃんと検証してほしいということでお願いしておりましたので、今回また避難訓練とともに避難所の現状を伺いたいと思います。

(2) です。災害時における県や関係機関との連携体制をお伺いします。

先ほど前者のほうから、たしか県のほうとの連携のことがちょっと触れられていたと思います。重なるかもしれませんが、もう一度お願いいたします。

3、旭市の観光の振興についてです。旭市の観光の振興については、恐らく私毎回質問をしていると思うんですけども、市内商工業の活性化とか、そういったふうなことで毎回質問しております。そんな中で、今回は市有地、市所有財産の観光への活用状況をお伺いしたいと思って質問いたします。

といいますのも、先の3月議会、予算議会で、市が所有しておりました2,000坪という広大な土地を、これ市所有だったんですけども、一個人に売り払われるということがございました。2,000坪です。これは都市計画がかかるというか、私としては、2,000坪もある市民の財産を、その土地をどのようにして人口を増やしていくとか、都市計画の上にのせて、そして売り払うべきだと思っていたものですから、もちろん反対いたしました。一個人に売るということは、計画も何もないということだと思いまして反対いたしました。

そういうことで、今現在、市が所有している土地あるいは財産、これが行政の運営に対して活用という形で使われるという、このところをきちんと検証したいと思いますので、質問いたします。

まず、海上中学校跡地、これは概要をいろいろ聞きたいんですけども、活用状況と今後の整備状況を聞きたいんですが、まず活用状況です。面積とか現在までの経緯、これがなぜ20年も空き地として、4,000坪とも聞いておりますけれども、なぜ20年こういうふうな空き地のままで草刈りだけしてきたのかとか、そういうところの経緯をお願いします。

あと道の駅、これは面積、あと付随する施設、売上げ、出品数とか出品者数、坪当たりの

売上げ、そのあたりのところ、食堂の稼働率なんかも教えてください。

あと、潮騒ホテルです。潮騒ホテルの稼働率、それから契約状況をお願いいたします。

キャンプ場です。キャンプ場も稼働率をお願いいたします。それと付随する施設です。

それから、しおさいスタジアムです。しおさいスタジアムも、稼働率、大会の誘致などが行われているのかどうか。売上げがあるのでしたら収入、金額を教えてください。

それから、潮騒ホテルの隣の市有地です。こちらも面積、そして現在までの経緯、どういうふうな使われ方をしてきたのかというのを教えてください。

(2)です。空き店舗や空き家の活用、イベント等における民間のノウハウの活用状況を伺うというふうに通告はなっているんですが、空き店舗や空き家の活用ということでは、前者、そして前の質問にもございましたので、私のほうからは通告のときにちょっと調べてくださいということをお願いしておりましたスモールビジネスのことについて、市の見解をお伺いしたいと思います。空き店舗、空き家の活用ということに絡めてスモールビジネスをどのように認識していらっしゃるかをお願いいたします。

以上1回目です。よろしくお願いします。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の一般質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教育総務課から、1の(1)学校給食における旭独自の取り組みとしましては、旭市産の農産物などを定期的に学校給食で取り入れております。学校給食でほぼ毎日使用している精白米については、旭市産の「粒すけ」を100%使用しております。毎月19日には「千産千消デー」として、千葉県内や旭市内の食材を多く使った給食を提供し、給食時の校内放送で食材の紹介をして、地場産物のよさを伝えております。

また、千葉県食肉公社と協力して開発した豚レバーを使用した「鉄人給食」を毎月提供しております。この取り組みは、令和5年1月、千葉県循環型社会形成推進功労者として、千葉県知事より感謝状を頂いております。

そのほか、毎年養豚業者から寄附していただいた豚肉を使用した給食や、卒業給食では、JAちばみどり旭胡瓜部会ハート倶楽部のハート型キュウリを使ったあえもの、市内業者と給食センターで共同開発した「おめでとうアイス」を提供したりしております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それでは、総務課からは大きな1の(2)と大きな2の(1)(2)

と順に説明させていただきます。

まず、大きな1の(2)で旭の食材を使った備蓄食料や保存食料等を製造している業者を把握しているかということについてございますけれども、このことにつきまして、関係部署へ確認しましたけれども、旭市産の農水産物を使った備蓄食料等を製造している業者については把握はしてございません。

続いて大きな2の(1)です。旭市の防災と災害対応についてということで、(1)で避難所の現状ということでございましたので、ご説明いたします。

旭市地域防災計画で定められています避難される方々を収容する指定避難所で説明させていただきます。

旭地域に10か所、海上地域に6か所、飯岡地域に5か所、干潟地域に7か所、合計で28か所ございます。

そちらの収容人数でございますけれども、旭地域で5,700人、海上地域で2,400人、飯岡地域で1,700人、干潟地域で1,600人の合計1万1,400人となっております。

続きまして、(2)の災害時における県や関係機関との連携体制ということでございますけれども、こちらは千葉県からの市町村への支援は大きく分けて二つありまして、まずは県職員を迅速に派遣していただく人的支援です。二つ目は必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込むプッシュ型による物資の供給を実施していただく物的支援となっております。

国の機関につきましては、県を通じて消防庁や気象庁及び国土交通省と情報共有できる環境にありまして、また自衛隊とは有事の際には協力要請により派遣していただける体制を整えております。

生活インフラ関係では、NTTや東京電力など、また医療関係では旭中央病院や旭匠瑳医師会などにもご協力をいただいているところでございます。

さらには、旭市建設業災害対策協力会をはじめとするその他の民間団体及び事業所についても、物資供給などの災害対応に関する協定によりまして、ご協力をいただけることになっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 私からは、1の(3)と3の(1)についてお答えいたします。

まず1の(3)ですが、返礼品の数、そのうち食に関する返礼品の数、また寄附額の全体のうち、食の返礼品を選んだ金額、また割合ということで回答いたします。

令和6年4月1日現在で、ふるさと応援寄附ポータルサイトには543件の返礼品が登録されており、うち食品に関する登録は334件、割合ですと61.5%となります。また、令和5年度の総寄附金額2億1,027万809円のうち食に関する返礼品を選んだ寄附の金額は1億6,217万円、割合として77.1%になります。

続きまして、3の(1)になります。道の駅の施設の状況と道の駅利用者数、また売上げ、売上げは、全体の売上げとレストランということだったでしょうか。についてお答えします。

まず、施設の状況ですが、敷地面積1万5,452平米、施設の床面積は1,545平米、周囲には芝生広場が2,500平米、遊具としまして複合遊具、ブランコ、うんてい、スプリング遊具、ベンチがございます。そのほかトイレ、急速充電設備がございます。駐車台数としましては、普通車が148台、大型車が10台、障害者用が3台となっております。

利用者数になりますが、こちらは1,000人単位でお答えします。平成27年度58万9,000人、平成28年度102万5,000人、29年度107万2,000人、30年度115万7,000人、令和元年度111万5,000人、令和2年度111万3,000人、令和3年度112万7,000人、令和4年度122万人、令和5年度ですが、126万9,000人となります。

次、売上げになります。まず総売上げを申します。こちらは万円単位でお答えします。

平成27年度3億7,065万円、28年度6億3,009万円、29年度6億7,944万円、30年度7億5,243万円、令和元年度7億5,331万円、2年度8億1,285万円、3年度8億3,545万円、4年度9億2,986万円、5年度9億7,724万円になります。

レストランですが、レストランも万円単位で回答いたします。

27年度2,291万円、28年度4,465万円、29年度4,588万円、30年度4,631万円、令和元年度4,481万円、2年度1,795万円、3年度2,013万円、4年度2,898万円、5年度3,982万円。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 農水産課からは、1の(4)の現在、農水産課で行っている食育の取り組みについてご答弁申し上げます。

農水産関係の食育といたしましては、産地と消費者の結びつきを強化し、食料の生産、流通、消費に対する関心と理解を深め、地産地消の意識を醸成する取り組みを行っております。具体的には、コロナ禍の影響により令和2年度から中止していた市内小学校での地元農産物を使った調理実習を再開するため、現在学校等と調整を行っているところでございます。

また、都市部の消費者に対する食育活動として、大原幽学先生ゆかりの水田で田植えから

稲刈りまでを体験する幽学の里で米づくり交流事業も行っております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 私からは、1の（4）の食育の関係で、健康づくり課で行っている食育について回答申し上げます。

健康づくり課では、健診や訪問指導、相談、各種講座や教室等において、市民の食への関心を高め、望ましい食習慣の定着・改善が図られるよう、年代に応じた取り組みを推進するとともに、食に関する知識や情報の普及啓発を行っております。具体的には、妊婦や乳児の保護者を対象とした両親学級、離乳食教室や40歳以上の方を対象としたヘルシー料理教室などで食生活に関する知識の普及に努めております。

また、保健推進員による食生活改善事業としまして、広報あさひの毎月15日号になりますが、地元産の食材を使ったヘルシーレシピの掲載や研修会場でみそ汁の塩分濃度の調査等を行うことによりまして、食や健康に関する情報提供、地場産物の普及、減塩の啓発活動を行っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 商工観光課からは、1の（4）、3の（1）（2）についてお答えいたします。

まず、1の（4）市のフードロス対策ということで、消費生活の観点からお答えをいたします。

市では、広報の毎月15日号に掲載しております「消費生活センターはっと通信」におきまして、市民向けに食品ロスを減らす効果や家庭でできる食品ロスの削減等について、過去において周知を行っているところでございます。

続きまして、大きい3、旭市の観光の振興についてのうち、（1）潮騒ホテルの稼働状況について、契約状況についてお答えをいたします。

いいおか潮騒ホテルにつきましては、平成27年1月から現在の事業者は無償貸与し、現在事業を継続しているところでございます。継続期間につきましては、賃貸借契約によりまして、令和11年3月31日までとなっております。

また、稼働状況につきましては、令和5年の宿泊客数が約1万1,000人でありまして、コロナ禍以前まで回復しているところでございます。宿泊の稼働率ということでございますが、

稼働率につきましては、1年間の宿泊者の最大人数に対します実際の宿泊者数ということでお答えさせていただきます。

最近5年間ですと、令和元年が37.9%、2年が26.8%、3年が30.3%、4年が40.1%、5年が36.3%となっております。

続きまして、スモールビジネスに関してのご質問でございました。

スモールビジネス、言葉の意味としては、結構曖昧なところがあるんですけれども、議員ご存じのとおり、小規模で始められる事業ということで、中小企業庁のほうの定義である程度されているようでございます。

議員のご質問にありましたスモールビジネスに特化した市としての対策、支援というものは現状ございませんが、議員既にご案内のとおり、空き店舗の活用事業補助金というのがございます。これにつきましては、市外にお住まいの方でも市の中に事業所を構えるということで利用することが可能ですので、例えば旭市へ移住してお店を開きたいという方も利用できるような形にはなっております。

また、改装に要する費用であるとか、賃借料について補助対象としておりますので、スモールビジネスを行いたい場合であっても、活用できる形にはなっているというふうに認識しております。ただ、補助金を交付する以上、この補助金は3年以上継続して事業を行うことといった要件もございますが、移住を目指してスモールビジネスを行うとか、お試してスモールビジネスをやりたいと考えている方についても、条件が合えば活用できるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） それでは、行政改革推進課からは、3、旭市の観光の振興について（1）のうち、海上中学校跡地と潮騒ホテル隣接地について、過去の経緯と現在の利用状況についてお答えいたします。

まず、海上中学校跡地につきましては、J R飯岡駅から約500メートル、徒歩7分程度の距離に位置しており、面積が2万7,151平方メートル、周囲が塀に囲まれた更地となっております。

これまでの経緯ですが、平成19年4月に海上中学校が現在の場所へ移転した後、イベント時の駐車場として活用しながら、古い抵当権抹消手続きなど土地に関する権利関係の整理を行ってまいりました。途中、震災による災害ごみの受入れ場所として使用していたこともご

ざいます。

次に、潮騒ホテル隣接地、これは浜富士というような店舗があったところかと思います。当該地はいいおか潮騒ホテルの東側に隣接しており、面積が3,344平方メートルの更地となっております。

経緯といたしましては、平成12年に観光駐車場等として利用するため、当時の飯岡町において競売にて取得いたしました。その後はイベント時のスペースや駐車場として活用してまいりました。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） 生涯学習課から3の旭市の観光の振興のキャンプ場ということで回答させていただきます。

質問の中で稼働率と付随施設という言い方をされたと思うんですけども、利用状況と施設の概要ということの言い換えでもよろしいでしょうか。利用状況、利用者数、稼働率ということです。

（発言する人あり）

○生涯学習課長（江波戸政和） ひとまず利用状況ということで、回答させていただいてよろしいでしょうか。

海上キャンプ場なんですけれども、キャンプ場は野外活動を通じた青少年の健全育成を目的として、昭和48年7月に千葉県立海上キャンプ場として供用が開始され、平成元年6月には附帯施設として海上キャンプ場体育館の供用が開始されました。その後、平成21年3月に千葉県から旭市に施設が無償譲渡され、同年4月から市が管理運営を行っています。また、平成26年4月からは指定管理者制度を取り入れ、管理運営をお願いしているところです。

施設の状況についてですが、1万5,790平米の敷地内に、管理棟、バンガロー8棟や食事棟などを備え、テントサイト33区画も整備しております。また、体育館の貸出しも同様に行っております。

キャンプ場の利用実績ですが、移譲初年度の平成21年度は3,457名、5年後の指定管理者制度導入時の平成26年度は3,208名の利用がありました。また直近3か年となりますが、令和3年度は1,622名、令和4年度は3,081名、令和5年度は3,117名の利用となっております。

次に、キャンプ場体育館の利用実績ですが、やはり移譲初年度の平成21年度は3,939名、5年後の平成26年度は1万693名の利用がありました。また直近3か年となりますが、令和

3年度は7,891名、令和4年度は7,986名、令和5年度は8,000名の利用がそれぞれありました。

以上です。

○議長（飯嶋正利） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（金杉高春） スポーツ振興課からは、しおさいスタジアムの関係でお答えいたします。

しおさいスタジアムは、人工芝のサッカー場として令和4年4月26日から供用を開始しております。

まず、年間の利用人数からお答えします。

令和4年度は市の直営管理で1万3,924人、令和5年度は指定管理になっております。2万987人でした。

それから大会ということでした。令和4年度の大会としては、市としては大きい大会しかカウントはしておりません。これは4回ということです。令和5年度としては指定管理で、クラブチームとかの小さい大会もカウントしております。年間で35回ということになります。

続いて、稼働率であったんですけども、稼働率はすみません、令和5年度だけで、この稼働率の出し方としては、会場を開いている日数に対する利用の日数でお答えします。稼働率として88.7%です。

続いて、収入ということでした。これは施設の使用料、利用料であると思います。令和4年度は93万320円、令和5年度は175万3,480円です。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 一般質問は途中ですが、午後4時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 4時10分

再開 午後 4時20分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き戸村ひとみ議員の一般質問を行います。

戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） それでは、1の旭市の食の充実についての学校給食から再質問します。

学校給食での食の旭としての取り組みをいろいろお伺いいたしました。先ほども述べましたように、給食の質や給食による食教育、これが人の心身ともに健康に与える影響が大変大きいです。恐らく皆さん学校給食に関してはいろんな思い出があると思います。私もあります。

そんな中で旭市の学校給食に関しては、子どもたち一人ひとりのトレーの上に載っかってくる毎日のメニュー、これはどなたがどのように責任を持って、トレーの上に出される食事、どなたが責任を持っていますか。これをお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 旭市の学校給食のメニューのことでございますが、献立の作成方法につきましては、給食センターの4名の栄養教諭が連携・協力して献立を作成しております。作成した献立は、栄養教諭と調理委託業者が参加する毎月末の献立会議にて、献立の内容や栄養面、調理方法などの協議を行っております。

内容につきましては、その献立会議で出された様々な意見を反映しながら修正等を行いまして、最終的には教育総務課内で確認、決定をしております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 以前、給食センターを視察させていただいたんです。そのときに、食のまち旭、お米もいっぱい作っていますし、干潟八万石ありますから、いっぱい作っていますし、あと野菜、海で取れるもの、肉、そういうものが本当に豊富にある。それをなりわいに行っているまちですよ。それなのに、食缶で戻ってくる量、私はあれを見てとても衝撃でした。こんなに捨てるものが多いのかということで、残菜というんですか、そのあまりの多さにびっくりしたんですけれども、これって食育がきちんとなされていないのか、あるいはメニュー自体が何か問題があるのか、それとも、一つ原因として課長のほうから聞いたのが、不登校の子の分まで作っていると、そういうこともある、それが全部戻ってくるみたいなことをお伺いしたんですよ、そういう記憶があるんです。

このところを、今まで何回か検証されていると思うんですけれども、こういうのが議題にのって、どうやったら食物残渣を、残菜というんですか、それをなくすこととか、完全になくすことはできないでしょうけれども、少なくするかとか、そういうことを話し合われたことはありますか。責任を持って教育総務課のほうで給食のほうは提供していらっしや

るということですので、ここのところどういうふうな取り組みが行われてきたか。食のまち旭ですので、何回も言いますが、命をみんないただいて、そしてそれをなりわいにしている、その旭です。そこでの給食で戻ってくるものに対して、私は本当に衝撃を受けたんです。お願いします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 学校給食で以前視察していただいたときに、残菜が多かったということでございますが、残菜の残菜率としましては、令和5年度で14.5%、これは、ただ近隣市町に比べるとかなり低い数字になっております。この残菜につきましては、以前から課題として捉えておりますが、昨年度、学校給食の運営委員会というものがございます。その中で残菜について検討した経過がございます。

ただ、先ほども申し上げましたが、学校では教職員による食に関する指導のおかげで、学校給食の残菜率、これは近隣市町に比べてかなり低くなっております。ただ、児童・生徒全員が好きな献立というものは存在しないと考えております。そのような中でも、各家庭の食生活、食習慣が異なる子どもたちが、学校給食を通して、食べたことのない献立に出会ったり、友達がおいしそうに食べる姿を見て食べてみたいと、そういった意欲につながったりすることがあるのではないかと、そういったことが学校給食運営委員会の中でも話題になっておりました。そういった取り組みが低い残菜率につながっていると考えております。市教育委員会としましては、引き続き学校給食について研究や工夫を行って、子どもたちがわくわくするような給食を提供して、フードロスの削減につなげていきたいと考えております。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 残菜率が14.5%で近隣に比べて低いということだったんですけれども、近隣に比べる必要が私は一つもないと思っていまして、14.5%って私がびっくりする数字なんです。先ほども言いましたが、命をいただく、それをなりわいにしているまちです。近隣と比べる意味がないと思います。

低い残菜率だと思っていたら、それに対して、では、これを改善しようなんていう取り組みが行われないと思うんですよ、ほかより低いもんとか思っていたら。ですから、そのところで、先ほど私が、残菜の中には不登校の子どもたちの分まで入っているというのを聞いたことがあるんですけれども、それが本当かどうか。私は、それは何で必ず作って、そのままが戻ってこなければいけないのかというふうに聞きましたら、その子が登校してきたら食

べるものがないとおっしゃったんですよ。私、そうしたら先生の分だってその子にあげれば
いいじゃないですか。毎回毎回捨てると分かっているものをセンターから学校に持っていく。
それでまたそれを戻ってきたのを捨てる。それって子どもに対する食育という面でどうです
かね。

○議長（飯嶋正利） 戸村議員、質問と若干今のやつ関連ではないような……

○４番（戸村ひとみ） 何で……、学校給食における……

○議長（飯嶋正利） 不登校の問題ではないと思います。

○４番（戸村ひとみ） 不登校ではないです、給食ですよ、残菜の問題を言っているんですか
ら。

○議長（飯嶋正利） 残菜でいいですか、では結構です。

○４番（戸村ひとみ） だから、不登校の子の分も毎回作って、それが残菜に回っているとい
うことを前言われたので、それが本当なのかどうかという、ここのところを、これが14.5%
の中に入っているのではないかということをお願いなんです。そんな無駄なことをしては
いけませんということをお願いなんです。ここ検証していただきたい。

それともう一つ、アレルギーの子です。アレルギー対応を、市民の方から、親御さんから、
アレルギー対応ラインが給食センターにはあると。ラインがあるのに、アレルギー食という
のを絶対作らない。それはなぜかと聞いたら、人件費が出ないということで、アレルギー対
応はしないというふうに私もそれを聞いたんですけれども、では、アレルギー対応をしない。
そうしたら、どういうふうにその子どもは給食を食べているのかというと、卵が駄目な子は、
そのメニューの中の卵を除いて残りを食べているということでした。

では、その子が食べなかった卵ってどうなっているのかなと思ったら、それは現場対応に
していますということだったんですけれども、一つ牛乳に関して、市民の方から、親御さん
から非常に悲しい話をいただいたんですよ。転校してきたときに、牛乳が飲めないので出さ
ないでくださいとお願いしているんだけど、毎回トレイの上に置かれて、それを子ども
が毎回流しに捨てているというふうに言われたんです。それは、手もつけない牛乳を何で捨
てるんですか、友達とかにあげられないんですかと言ったら、駄目ですと言われたというこ
となんです。

ですから毎日、その子は本当にほぼ毎日流しに捨てているという話を私は親御さんから聞
いたんです。これおかしくないですかと。食育というところからしてもおかしくないですか
と聞きましたもので、当局に聞きましたら、いえ、流しには捨てていません、食缶に捨てて

いますと言われたんですよ。捨てているんじゃないですかということなんですけれども、そのお答えが、食缶に捨てていますと言われるところが、どうも事の真意というか、そういうものを深く考えようとしていらっしゃらないと思うんです。私は食育のことを言っているんですよ。

食のまち旭で牛乳を毎回捨てさせる。小学校1年生にですよ。それが子どもの心の傷になるとか、親御さんの傷にもなりますよ。何でこんなところ選んでしまったんだろうと思いますよね、転校していらした方ですけれども。そういう意味からして、ここの学校給食における旭市の取り組みのところで聞いているんですよ。こういう食育を見直すつもりがないかどうか、それをお伺いしたいです。あとフードロスにつながることは後ほど聞きます。お願いします。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） まず、給食のほうで不登校の子どもの方も作っているのかということでございますが、給食センターのほうでは、毎月学校のほうに食数を確認しております。そこで学校のほうで、出席するかもしれないという子どもさんがいれば食数に入ってくるかと思えます。毎日、今日はこの子が欠席だからと、その分を少なくするということは、運営上かなり難しい状況かと思っております。

アレルギーの子どもに対する牛乳の件に関しましてですが、学校給食は学校給食法によりまして、文科省から示された学校給食摂取基準というものが、子ども1人当たり1回の摂取基準が決まっております。旭市の献立は、カルシウムを効率的に取れる牛乳を含めたメニューでこの基準を満たすように作成しております。牛乳は成長期の子どもたちに欠かせないカルシウムが効率よく得られる飲物でありまして、牛乳を配膳しない取り組みを広げてしまうと、飲まず嫌いの子どものが増えてしまうという課題が挙げられます。

しかしながら、捨ててしまうのはもったいないということと、飲めないものを捨てるという子どもの心情も考えますと、ほかの自治体で最近は牛乳選択制などを行っている自治体もありますので、そちらの事例を研究していきたいと考えております。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 研究していきたいと言われると、ちょっと先送りの感じがするんですよ。役所言葉といいましょうか、ぜひ早急にお願いします。本当に心の傷になります。牛乳を毎日食缶に、飲みもしないものをじゃーっと捨てている子どもの気持ちにもなっ

さい。私が親だったら本当に耐えられないですね。引っ越しますね。

次です。（２）備蓄食料、保存食料についての取り組みということで、産業としてはない、把握していないということでした。旭市の食、私は規格外野菜とかを間々頂いたりするんです、農家から。こんなにたくさん持ってきてくださってもどうしようもないわと言ったら、だって山に捨てるからよとか言われるんですよ。これ本当にもったいない。

そんなところで、今、実は能登の地震の後、防災関係に非常に全国的に注目が集まっていると言ったらあれですけども、そういうので備蓄食料とか、自助・公助とかいろいろございますけれども、自分でも備えなければいけないという機運が結構高まっております。そういうところで、備蓄食料、保存食料について、食の旭で捨てられるようなものとか、捨てられなくてもいいんです、もちろん。普通に旭市の食材を使ってこういう産業があるといいなと思ひまして、これは一つ、この後なんですけれども、ふるさと納税返礼品なんかにもできることではないかなと思ひて、こういう産業がもしないんであれば、市内の食品関係のラインとか持っていっちゃるところで、こういうことができないかどうかというのをぜひとも当たっていただきたい。これは商工観光課のほうになるんですかね、農水産課と商工観光課のほうでちょっといろいろ研究していただいて、旭の食の活用法としてやっていただけないかなと思ひんですけれども、ご答弁いただけるようでしたらお願いします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 規格外野菜につきましては、農家は生産技術を高めることで品質を向上させ、規格外野菜を減らす努力をしているところでございます。規格外野菜を使った第６次産業化の補助事業などがありますので、興味のある方がいらっしゃいましたら農産課のほうにご相談していただきたいと思ひます。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ） ぜひとも市のほうからもやり方を探っていただきたいなと思ひます。ふるさと納税とかのほうにも関わるので企画政策課にもお願いしたいところです。

続きまして、（３）です。ふるさと納税の返礼品として、旭市の食のさらなる活用についてなんですけれども、確かに食品の割合が大きいです。食のまち旭ですものね。ただ、ふるさと納税に関しましては、結構皆さんでもっと旭市への寄附額を上げるということで、いろんなアイデアとかを出していただいたりとかしているところだと思うんですけれども、ちょっと衝撃の記事というか、これは分かっていたことなんですけれども、11日の日経新聞に

大々的に「膨らむ経費 消える税収5000億円」と出たんですよ。これはふるさと納税のことなんですけれども、ふるさと納税は全国で1兆円を超えてしまったんです。

返礼品競争がますます激しくなっていて、寄附する人の心理というのが、官製通販だというんですよ。通販です。お得なものをどれだけたくさん手に入れられるかというのを、ふるさと納税でやっているというふうに日経新聞が書いているんです。ここ何年かの流れを見ていて、確かにそうだなと思って、競争が激化して、前回も私お伝えしたと思うんですけども、旭市内の方でもほかの町のお得な食材を求めて寄附しているという方のことを私は数件聞いたんです。それで、なるほどなと思って、寄附者の心理は官製通販なんだということで、そうなるともう、一回ふるさと納税のシステムにはまってしまったら、どれだけお得なものを、どれだけたくさん出せるかというので寄附額が決まってきて、そうすると前者の方への答弁がありましたけれども、では一体差引きどれぐらいが市の利益になっているんだと、市の利益というか、市の純然たる歳入になっているんだということを、先ほど8,300万円ぐらいとおっしゃっていましたが、今度これが、例えば旭市が、ほかよりももっとお得なものを出せない場合、お隣の町がすごい予算立てをしたじゃないですか、ふるさと納税に対して。そうすると頭を使って、もっとお得なものを出そうとする、そういうことをやってくるわけですよ。そうすると、お隣の町に旭市の方が、お隣やらもうちょっと遠くのお得なものを求めてどんどん寄附していくという、そういう流れが変えられないんですよ。

そんな中で、そうしたらまた旭もちょっと頑張って、よそからお得なものを求めてくる人たちのために、お得なものを用意しなければいけないということになるんですよ。すごく変なサイクルにはまってしまっているというのが、私のこのふるさと納税に対する見方なんですけれども、これは、ここの記事の中にもそういうことが書いてあります。

私としては、市で、食のまち旭ですから、食に関して寄附してくださる方に対してのお得感をどのようにして出せるかということ、もうこのシステムにはまってしまっているわけですから、何とか市が手に入れることができる税金が、外に出ていっている分を、それよりも上回るものをやらない限りは、市が赤字になってしまうわけですよ。75%の交付税でカバーというのがありましたけれども、でも75%ですから、25%は補填されないわけですから、そういうところで、この返礼品に関しての見解、これからどんなふうにしていかれようと思っているのかというところをお願いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 返礼品に対する考え方ということでございました。

まず、旭市は平成28年3月からふるさと納税、取り組みを始めまして、受付件数も、寄附金額もおかげさまで順調に伸びているところです。引き続き本市の特産品のPRであったり、市の知名度の向上、財源の確保から積極的に寄附を集めるように努めてまいるところなんです、そのためにもやはり返礼品というのは大事になってくるかと思います。

やはり旭市ですので、全国有数の食の産地であります旭市ですので、そういったものを特産品として積極的に返礼品に登録してもらえるように、市ホームページや広報で登録を呼びかけるほか、市で行っています特産品の開発事業との連携や商工会、農協、漁協などに情報提供を依頼しまして、返礼品の掘り起こしに努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 掘り起こしもなんですけれども、先ほど言いましたように、件数自体も、10億円以上の寄附額を上げているところなんかは、2,000種類とかそんなすごい数字で出ています。そこにお得感というものが必要なんだなというのが分かるんですけれども、そこになると本当に大変なことになりますので、食もそうなんですけれども、食のまち旭だから食を売りたいというのもあるんですけれども、ハマグリなんかはそんなお得感のあるものではありませんし、もうちょっと旭市の特産品で高級なもの、プラス今度お得なものみたいなのと、あとは金銭的に物すごく上げているところは、1回の寄附でがーんと金額が上がる宿泊とか、あとは市長が博物館のツアーの案内人になるとか、そういうのがふるさと納税の返礼品になっていたりするわけです。そうすると1回のあれで金額が上がりますし、そういった食以外のところで、またどれだけ体験型というか、そういうものを増やせるかということも研究していただきたいと思います。そういうのも市内業者に働きかけていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 返礼品、お得感のあるものをということでございました。返礼品につきましては、寄附額の3割以内というものが決まっておりますので、これは事業者も守っていただく。その中で、どれだけお得感、要は増量かと思うんですけれども、これにつきましては、事業者にお話はするんですが、なかなか難しいというお答えをいただいております。午前中にもお話がありました。訳ありB級品という部分があるんですけれども、そう

いったものが出るところであれば当然可能だと思うんですが、なかなか今伺っている事業者は少ない。そんな中でも、訳あり品という豚肉が最近になって返礼品のほうに加わってきた。事業者のほうも当然そういった情報は入っておりますので、その辺を検討はしていただけていると思います。

あと、高額な例えば宿泊ということでありましたが、市内ではちょっと高額なものというのはなかなか難しいかとは思っているんですけども、市としては食に対する返礼品も増やしておりますけれども、地元に来てもらえるので、体験型の返礼品、こちらについても力を入れておりますので、引き続き事業者に登録してもらえるようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 近隣にしても、ふるさと納税の寄附額を非常に上げておりますので、そういったところで、このシステムにはまっている以上は、ちょっと頑張っていたきたいなと思います。

続きまして、旭市における食育とフードロス対策の実施状況です。

学校給食の残菜のことなんですけれども、フードロス対策でもちょっと考えていただきたいと以前も言ったんですけれども、豚とかの飼料というんですか、豚の食事、これにしているところもございます。何で旭はできないんですかと聞きましたら、ストローとか紙とかが入ったりするので、それは飼料に回せませんというお答えだったんです。そこが食育なのではないかなと思うわけですよ。豚、養豚も旭はなりわいに行っているまちですから、今それこそ飼料等も値上がりしていますし、そんな中で自分たちが食べ残したものとかがそういうふうにご利用されるというようなこと、そこをきちんと教えて、ストロー入れないでねという、そういうのが食育なのではないかなと思うんですけれども、その見解を聞きたいのと、家庭の生ごみなんですけど、自治体の中には生ごみを堆肥にしたり、バイオマス発電とかしているところがあるんですよ。始まっています。

栃木県茂木町などは、生ごみの分別収集を実施して、堆肥として活用しています。これも立派な食育だと思うんですよ、市民に対してね。徳島市は生ごみを家庭で処理できる容器の利用を推進してまして、燃えるごみというんですか、その名称を「分別頑張ったんやけど、燃やすしかないごみ」という名称に変えたんですよ。そうすると意識が、何か一生懸命分別頑張って、生ごみは再利用できるほうにしましたとか、ほかのごみも再利用できるようにして、でもしょうがない、これだけはどうしても燃やさなければいけないというふうな、そう

いった市民が一生懸命取り組んでいるというのが分かるんですよ。市民が取り組むということは、行政がそういうふうな誘導をしているということですから、私この取り組み物すごくいいのではないかなと思って、フードロスにもつながることだと思います。ですから生ごみを、食べ残したものとかも宝に換えるという、こういうことを国を挙げてやらなければいけないんだと思うんですけども、その辺のご見解をちょっと聞かせてください。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） まず、豚の餌に給食の残菜をというお話でございます。以前、学校給食の残菜を養豚業者による引取りを試験的に行ったことがあるということでございますが、その当時の状況をよく確認しましたところ、引取りに使用したものは残菜ではなくて調理中に発生した野菜くずでございました。残菜につきましては、混入物の確認が難しいことや防疫面などの理由により、初めから使用されなかったということでございます。

また、試行運用中に豚の病気、豚熱が流行しまして、防疫の観点から養豚業者からの申出によりまして、その野菜くずの引取りも数か月で中止になったというふうに聞いております。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 全国的には結構やっていらっしゃるんですけども、それはちょっと研究してください。何で全国的にできるのかということを研究してもらっていいですか。

先ほど、燃やすごみの話なんですけれども、残菜をどのようにして処理しているかと聞きましたら、牛乳も何もかも食缶に入っている。食缶に捨てているわけですから、食缶に入っている牛乳も野菜とかも全部乾燥させて、焼却炉に入れているということだったんですよ。乾燥させているわけではないと、私は乾燥させていると聞いたんですけども、乾燥させているわけではないと、絞っているだけですよと言われて、でも、絞っているのって人力でやっているんですかと言ったら、電気でやっていますと言われたんですけども、要するに電気を使っているわけですよ。電気を使って絞って、それを焼却炉に入れている。本当にダブルもトリプルもCO₂を出しているような状況で、これは食のまち旭としていかなものかなというのを思うわけです。

そんなところで、ぜひともこれの活用、バイオマス発電にしてもいいし、生ごみとしたら土づくりに回してもいいし、そういうところの活用を研究していただきたいんです。これ、教育総務課長、答えられませんよね。これはどなたか、副市長ですか、教えてください。お願いします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 給食の残菜につきましては、給食を担当しております教育委員会のほうでも、この残菜の取り組み、今後研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） ちょっと時間がないんですけども、でも、これだけは絶対に言っておきたい。

食を支える国内の農業は、生産資材の高まりが続いて、コスト増が農畜産物価格に転嫁されず、厳しい状況にあります。これは旭市の農業もそうだと思うんですよ。加えて温暖化による異常気象で収量や品質の不安にさらされていますよね。食料自給率の低迷が本当に日本全体で続いております。世界では人口増や紛争による食糧難、異常気象による干ばつや水害など食をめぐる問題が山積みになっています。こういうことって、食のまち旭では子どもたちに教育していますか。こういうのはどういうところで教育できますか。ぜひとも世界状況とか地球環境のこととか全部を結びつけたそういう教育を、ぜひとも食のまち旭の子どもたちにしてほしいんですよ。給食センターの見学とか、残菜がどんなふうに戻ってきているのかとか、あと食肉公社に命をいただくってどういうことかみたいな見学とか、そういうふうなことを通してこういう教育をしていただきたいんですけども、今現在やられていますか。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 学校における食育についてでございますが、成長期にある子どもにとって、健全な食生活は、健康な心身を育むために欠かせないものである。同時に将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすもので、極めて重要であると考えております。

学校における食の指導としましては、まずは子どもが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができることを目指してありまして、学校教育法に基づく学習指導要領を踏まえて、様々な家庭科や学校教育活動の中で実施をしているところでございます。

フードロスの関係、例えば食育に関する動画、給食チャンネルなどを作成して、各小学校で給食の時間や授業などで活用していただいておりますが、その中では実際に食に関わる活動をされている例えば養豚業者の方からインタビューしたものとか、そういったものを含めて食育に関する動画を流したりして、食の大切さ、あるいは食の作り手への感謝の気持ちを

抱かせるような、そういった指導もしております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） ちょっと違うんです。私が言いたいのは、食、命をなりわいにしているまち旭だから、子どもたちに教育できることってあると思うんですよ。命をいただいているわけですからね。そういう観点から、自分がどういうふうに食に対して考えを持ったらいのか、旭市の農業のこととか、あるいはもっともっと広く日本のこと、地球環境のことまで全部、環境とかあと戦争のことまで全部、そういうことを考えられるような基礎づくりをするような教育をぜひともしてほしいと思って、食のまち旭だからですよ。食が本当に命をつくるものだからですよ。していただきたいと思うんです。そうした中で、やっぱり学校給食というのが一番のキーになっていて、学校給食での教育総務課のやり方というのが、私はちょっとどうなのかなと思って今回の質問をしてみたわけです。このあたりのところを、食に対する教育というのをもう1回きちんと見直してください。旭の子どもを育てるところで、全庁的に見直していただきたいと思います。

避難所の現状と見直しについてです。避難所のことはお伺いしました、28か所の。避難所の在り方として、現状をちょっと見直していただきたいというのがありまして、それがなぜかということ、能登地震の後、今度台湾でも地震があったりして、そのときに台湾が避難所をいち早く設置したということで、注目が集まりました。そのやり方とか、あとイタリアの例を私ヒアリングのときに挙げたんですけれども、イタリアはボランティアで全て避難所運営がされている。それが歴史がありまして、なぜかということ、行政側の職員たちは被害状況を確認したりとかしなくてはいけなくて、行政側でやらなければいけない仕事が山積です。そんな中で、避難所運営までに手が回らないということもありますので、イタリアはそういう歴史というか、そういうボランティア文化を持っております。この辺、研究してくださいとお願いしたんですが、どのような結果になりましたか、お願いします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それでは、お答えいたします。

ボランティアによる避難所の運営ということでございましたけれども、避難所運営マニュアルに基づきます避難所の開設につきましては、災害により多少異なりますけれども、まず風水害の場合は2名以上の職員にて開設しまして、また震度5強以上の地震が発生した場合

には、自宅が各避難所に近い避難所直行職員が開設し、避難者を受け入れる体制を整えているのが現状でございます。避難が長期化するなどボランティアが必要となった場合には、社会福祉協議会に協力を求めることとしておりますが、ボランティアの方々のみによる避難所の運営については、施設の管理だったり、人材の確保の観点からも難しいものと考えてございます。

以上です。

◎会議時間の延長

○議長（飯嶋正利）　ここでおはかりいたします。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利）　ご異議なしと認めます。
よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

○議長（飯嶋正利）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　避難訓練の検証をしてくださいと前回お願いしたんですけれども、それは要するに人ごとみたいな感じで、皆さん避難訓練に参加していらっしゃらなかった。もう喉元過ぎればで、そんな中でボランティアとして避難所を運営するとかということを市のほうから投げかけたときに、関心がそこに高まると思うんですよ。ぜひとも研究してくださいとお願いしたんです、イタリアのほうとか。

次の連携なんですけれども、温かい食事を提供できるということで、キッチンカー協会との連携というのを考えていただけないかと、お願いします。

○議長（飯嶋正利）　再質問に対し答弁を求めます。
総務課長。

○総務課長（山崎剛成）　キッチンカー協会との連携ということでございますけれども、県内におきましては、災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定を締結して

いるのは3自治体あるようです。協定は、原則団体または事業者からのお申出により締結しているところでございます。

現在、市では5団体と食料品、水等の物資の供給に関する協定を締結しているところですが、今後はキッチンカー協会との連携についても、先進事例を参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の一般質問を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

◇ 伊 場 哲 也

○議長（飯嶋正利） 続いて、伊場哲也議員、ご登壇願います。

（5番 伊場哲也 登壇）

○5番（伊場哲也） こんにちは。時間がだいぶ押してきて恐縮でございますけれども、令和6年6月、第2回定例会の一般質問をさせていただきます。議席番号5番、伊場哲也でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

遅くまで傍聴席で、またお待たせいたしましたインターネット中継で、ご声援、ご視聴していただいている皆様方、大変ありがとうございます。時間延長、異議なしということでございますので、与えられた40分間の時間、精いっぱい一般質問に努めたいと思います。

質問通告書に従いまして、大きな質問事項三つ、そして、その三つの質問事項に関する10点の質問をさせていただきたいと考えております。

毎回同じように、市民に寄り添い、市民の声を聞き、その声を反映したガバメント・フォー・ザ・ピープル・イン・アサヒに基づいて一般質問をいたします。

質問事項1、人口戦略会議の消滅可能性自治体の分析結果の公表が4月26日読売新聞にもございました。幸い旭市は、消滅してしまう可能性というよりも、私は個人的な考えですが、危険性ですね、その中に旭市が入っていないくて本当によかったなど、ほっと胸をなで下ろしたところでもございます。米本市長も同じではないかと推察いたします。しかしながら、公表については警鐘を鳴らしているというふうに捉えるべきだというふうに思いました。

そこで、県内22市町が消滅可能性自治体に該当するんだよという人口戦略会議の公表結果につきまして、本旭市長、米本市長は、どのように受け止められたのか、率直なお考えをお

伺いいたします。

分析結果の公表に対して、読売新聞の七つの提言や、あるいは中央公論6月号、皆さんご覧になりましたでしょうか。そこでは、各自治体は地域ごとの特性や課題をしっかりと分析して、各自治体に合った対応策を講じる必要があると、素晴らしいアドバイスをしてくれております。特に喫緊の課題となっております若者・家庭を支える自治体、子育て世代へのバックアップ、結婚から育児に切れ目なく支援できる自治体、まさしく旭市そのものではないかと私は思いました。

それに関する質問内容ですけれども、質問事項の2として、第2期総合戦略、今年度が5年目の総括の年度になっております。そこで、総合戦略の取り組みにつきまして、8点ほど質問させていただきます。

一つ、子宝育成プロジェクト、素晴らしいですよ、旭市は。16事業展開しております。その16事業につきまして、これまでの取り組みでの具体的な成果をお伺いいたします。

2点目、同じく子宝育成プロジェクトに関することですけれども、重要業績評価指標、これを設定してございます。合計特殊出生率並びに出生数、どの程度達成できているのかお伺いいたします。

3点目、米本市長肝煎りでスタートさせたストップ少子化大作戦9事業、特に成果が上がっている事業は何なのか、これをお伺いいたします。

4点目、これも同じくストップ少子化大作戦の一環の事業として推進しております英語教育パワーアッププロジェクト、これにつきましても、これまでの取り組みの中で具体的な成果が一体何なのか、本当にストップ少子化になっているのであるか、お伺いいたします。

5点目、干潟地区学校再編代表者会議で決定いたしました。先月3校、合併前の事前交流、この計画も市教育委員会より提出されました。具体的に事前の交流計画、交流活動、どのように推進しようとしているのかお伺いいたします。

6点目、今現在作成中だとお伺いしております。第3期子ども・子育て支援事業計画策定、どれくらい進んでいるのか、その進捗状況をお伺いいたします。

7点目、同様の支援事項でございます子ども・子育て支援に関するアンケート調査、せっかく非常に貴重な分厚い報告書を頂きました。ありがとうございました。克明に見させていただきました。そのアンケート調査の報告書に取り上げられた内容、次期計画に具体的にどのように生かそうとしているのかお伺いいたします。

8点目、官民連携で形成し、旭市全体の活性化につなげるための拠点としてスタートした

旭市多世代交流施設おひさまテラス、2周年を迎えました。しかしながら、市民の声として、特に中高生の活用がほとんどできていないという、使いたいんだといったようなリクエストですとか、あるいは行っても何もすることがないんだよと、中学生、我々が使えるような何かそういうプログラムを組んでくれないか、そんなお話もいただいております。中高生の利用状況並びに中高生が利用するに当たり、工夫している点をお伺いいたします。

最後、質問事項の三つ目でございますけれども、いよいよ来年度、令和7年度、西暦2025年度、平成37年度、昭和100年度を迎える、1市3町から合併20周年を迎えるわけです。それに伴いまして、市当局として、具体的に計画しているイベント等ございましたら、内容をお伺いさせていただきます。

以上でございます。1回目の質問を終わります。2回目以降は質問席にてさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の一般質問に対し答弁を求めます。

米本市長、ご登壇願います。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） 私からは、質問内容1の（1）人口戦略会議の公表結果をどう受け止めたのかについてご答弁申し上げます。

今回の公表で県内でも多くの自治体が消滅可能性自治体とされた中、本市は近隣自治体の中で唯一消滅可能性自治体に該当しませんでした。また4月に厚生労働省から発表された合計特殊出生率についても、本市は1.31で県内で10番目、県北東部では最も高い数値となっております。

消滅可能性自治体の定義などにつきましては様々なご意見もございますが、今回の公表結果については素直に受け止め、本市のこれまでのまちづくりが方向性として間違っていなかったという励みとしながら、引き続き少子化対策や子育て支援などの各種施策に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（飯嶋正利） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 企画政策課からは、2、総合戦略の取り組みについてのうち、（1）（2）（3）（8）についてお答えいたします。

まず、（1）ですが、子宝育成プロジェクト事業の総括的な成果ということでございました。子宝育成プロジェクトの総括的な成果ということですので、総合戦略の点検・評価のために毎年作成しています重点施策マネジメントシートに基づいて、令和4年度の目標指標の

実績でお答えをいたします。

子宝育成プロジェクトの目標指標は2項目ございます。

一つ目の指標、合計特殊出生率については、基準値1.43に対し、実績は1.30、達成状況はCとなっております。

なお、各指標の達成状況は、SからDの5段階で判定しておりまして、Sは目標値を達成、Aは基準値より10%以上の上昇、Bは基準値より10%未満の上昇、Cは基準値と同水準、Dは基準値より10%以上の下落となっております。

二つ目の指標、出生数については、基準値396人に対し、実績は334人、基準値より10%以上下回ったため、達成状況はDとなっています。

なお、合計特殊出生率については、基準値よりも下回ってはおりますが、千葉県の平均1.21を上回り、全国平均1.30と同じ率となっております。また出生数の減少につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大も影響したものと考えております。

続きまして、(2)になります。目標指標の達成状況についてになります。

子宝育成プロジェクトの重要業績指標、いわゆるKPIになります。達成状況について、こちら重点施策マネジメントシートの令和4年度の実績でお答えいたします。

子宝育成プロジェクトの重要業績評価指標は3項目ございます。

一つ目の指標、年間婚姻数につきましては、出会いの場創出事業における年間婚姻数で、基準値10件に対し実績は3件、基準値より10%以上下回ったため、達成状況はSからDの5段階評価のDとなっています。

二つ目の指標、乳幼児紙おむつ購入券給付件数については、基準値857件に対し、実績は763件、基準値より10%以上下回ったため、達成状況はDとなっています。

三つ目の指標、家庭教育学級生の合同学習会の参加率につきましては、基準値46.0%に対し、実績は26.82%、基準値より10%以上下回ったため、達成状況はDとなっております。

三つの指標の評価が全てDとなっておりますが、これは新型コロナウイルス感染症拡大の影響や出生数の減少などによるものと考えております。

続きまして、(3)になります。ストップ少子化大作戦、成果が上がっている事業についてということでございました。

ストップ少子化大作戦9事業の成果につきましては、こちらも令和4年度の実績でお答えをいたします。

9事業のうち、令和4年度の進捗状況を「順調」としている事業は7事業ございます。そ

れぞれ申し上げますと、転入者農業チャレンジ支援事業、SNSによる情報提供、学校・地域いきいきライフプラン推進事業、日本一身近な海づくり推進事業、英語教育パワーアッププロジェクト、若者世帯住宅整備支援金、移住定住特設サイト・相談窓口設置になります。

また、残りの2事業のうち、「生涯学習×婚活事業」については、「概ね順調」としており、もう一つの「子育て“ほっと”スポットおひさまっこ」につきましては、該当する二つの事業内容のうち、子育て支援課所管の出張ハニカム等の事業が「順調」、もう一つの企画政策課所管の子育て世代の起業など、新しいチャレンジに対する支援事業は「概ね順調」としています。

このように、ストップ少子化大作戦の9事業については、ほとんどの事業が順調に推移している状況となっております。

続きまして（8）になります。こちらは、おひさまテラス、中高生の利用するに当たり工夫した点ということでございました。

まず、中高生の利用状況になりますが、おひさまテラスは、入口のモニターで入場者を数えていることから、年代ごとの割合でお答えすることとなります。

令和5年度全体の入館者数は18万2,237人です。中高生の属する年代、10代の割合は37.4%となります。

工夫した点ですが、夏季休業中は自由研究や趣味に利用可能な施設の利用料金を半額に、また受験期間中には学習スペースとして一部施設を無料にするなどの取り組みを実施しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教育総務課からは、2の（4）英語教育パワーアッププロジェクトの取り組みとしまして、ALTと英語教諭補助員、いわゆるTAの増員を行っております。現在9名のALTと4名のTAを各小・中学校に派遣し、英語教育に取り組んでおります。そのほか英検3級受験料の補助を行っておりまして、令和4年度からは中学在学中、1人2回までに補助を拡大しまして、令和4年度は36名、令和5年度は52名の生徒が2回目の受験にチャレンジしております。

英検3級の申込者数と合格率の状況を申し上げますと、令和5年度につきましては、248人申込みをしまして、合格者が133人、合格率は53.6%となっております。

そのほかの成果としましては、TAを小学1年生から4年生までの外国語活動に、ALT

を5・6年生の外国語の授業に派遣することにより、小学生から中学生まで切れ目のない英語教育を行うことができていることが挙げられます。

続きまして、(5)の干潟地域の小学校の事前交流につきましては、既に現在、中和小学校と萬歳小学校の2校で、修学旅行や小見川宿泊体験に合同で行ったりしております。

また、昨年度は福祉教育の一環として、干潟地域の小・中学校4校合同でパラスポーツ体験会を実施しております。

今後の事前交流につきましては、今月末に設置予定の学校再編準備委員会の中で、年間行事等を見直しながら交流できるものについて検討し、実施に向けて調整を図っていただく予定でございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） それでは、子育て支援課からは、2項目めの(6) (7)について回答いたします。

まず、(6)の第3期子ども・子育て支援事業計画策定の進捗状況ですが、本市の子ども・子育て支援を推進するために策定した第2期旭市子ども・子育て支援事業計画が令和6年度に終了することに伴い、令和7年度からの第3期計画の策定を進めております。

昨年度、子ども・子育て支援に関するアンケートを実施し、その結果を報告書にまとめ、現在は次期計画の方向性を検討するために関係各課に実施するヒアリングの準備を進めております。今後は子ども・子育て会議の意見をいただきながら、12月をめどに計画素案を作成し、広く市民の皆様の意見を聞くためのパブリックコメントを実施する予定であります。

続きまして、(7)のアンケート調査の結果を具体的にどのように生かそうとしているのかということなんですけれども、アンケート調査は、市が子ども・子育て支援計画を作成するに当たり、教育・保育事業及び子育て支援事業に関し、保護者の皆様の利用状況や利用希望を把握するとともに、ご意見、ご要望をお聞きするために実施しております。保育サービスなどの必要な量を見込み、現行計画に追加すべき施策や子育て世帯にとってニーズの高い事業などを検討するための基礎資料として活用させていただきます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それでは、総務課からは大きな3番の(1)のご質問で、来年度迎える合併20周年に向けて計画しているイベント内容はこのご質問でございますが、合併20

周年記念事業につきましては、次年度、令和7年度に向けて、協議・検討を開始したところ
でありますので、現時点での具体的なイベントなどの計画は定まっておりません。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 一般質問は途中ですが、午後5時35分まで休憩いたします。

休憩 午後 5時24分

再開 午後 5時35分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き伊場哲也議員の一般質問を行います。

伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 市長の消滅可能性自治体における率直なお考えの発表、ありがとうございました。引き続きまして、私もいろいろ考えたのですが、もしかしたら中央病院
でお仕事してくださっている若年女性の方々なのかなというふうに推測するわけですが、
旭市が消滅可能性自治体に指定されなかった要因、この辺は何だとお考えでしょうか、
市長、お願いします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 消滅可能性自治体は、民間有識者で構成する人口戦略会議が、二十歳
から39歳の女性人口が2020年から2050年までの30年間で半減する自治体が消滅の可能性が高
いと定義したものでございます。

女性に対して子どもを産む機械かのように捉える考え方はいかなものかとの思いはあり
ますが、この定義において本市が消滅可能性自治体に該当しなかったのは、旭中央病院があ
り、その年代の女性が多く働くことができる場所となっていることなどが一つの要因になっ
ているのではないかと私も推測しています。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 先ほど大変申し訳なかったのですが、ちょっとタブレットやっ
てまして、現状の課題、こういう課題が旭市にはあるよな、こういうことについて取り組ん
でいきたいと、成果はある的なお話が聞けたかと思うんですが、現状、どこの自治体

も例外ではないですよ、日本全国、少子化というのは。だから喫緊的な課題であると、何らかの対策を講じていかなければいけないということで、皆さん躍起になってやっているんですけれども、今後、現状の旭市を考えたときに、具体的にこういうことをもっと重点的に取り組んでいきたいんだといったことがあったらお聞かせ願いたい。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 消滅可能性自治体に該当する、しないにかかわらず、人口減少や少子高齢化については全国的に加速しており、本市においても持続可能なまちづくりを目指す上で重要な課題と捉えております。

人口減少や少子高齢化などの課題に対し、本市ではこれまでも結婚、出産、子育てなどの切れ目ない支援に取り組んでまいりました。今後はこうした市としての取り組みに加え、市内の事業者の皆さんとともに相談しながら、女性も、男性も結婚、出産した後に、きちんと産休、育休が取得でき、キャリアをきちんと積み上げていけるような環境を整えていきたいと考えております。そのために市が支援できることを推し進めることで、市と市内の事業者がお互いに協力しながら、旭市全体が一体となって安心して子育てができるまちづくりに取り組んでいくことができればと考えております。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） ありがとうございました。取り組んでいくことができればではなくて、一緒にみんなで取り組んでいきましょう、市長。

次に、2番目の総合戦略の取り組みについて質問をさせていただきます。

（1）の具体的な成果ということで企画政策課長より答弁をいただきました。16事業、多岐にわたっておりますけれども、年度、年度でPDCAを出していますよね。各年度で各16事業をどのように横断的にPDCAを行っているかということについて、どのように成果と課題を取りまとめているかということについてお聞きしたいのですけれども、ご理解いただけますか、お願いします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 各事業につきましては、今言いました毎年度PDCA、担当課と企画政策課が事業の進捗状況、また目標値達成状況などを検討して、どういったふうな手

直しができるかというようなのを検討しております。また毎年度、それら検討した結果につきましては、総合戦略推進委員会というものがございまして、そちらのほうで見直しの状況等を報告した後ホームページ等で公表しているところです。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） ホームページでの公表ありましたか、そうでしたか。また後ほど見たいと思います。

それでは、3回目の質問として、国土強靱化地域計画としても位置づけられております。あさピーマークがついているところですけども、子ども医療費助成事業と親と子どもの絆プロジェクト事業の評価、まずその評価に沿ってどのような課題解決策を出しているのかお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（飯嶋正利） 再々問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 子ども医療費助成事業の評価と課題ですけども、子ども医療費助成事業は、子どもの保健対策を充実し、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子どもが病気やけがなどにより受診した場合の保険適用となる医療費を県と市で助成する制度であります。県の助成制度が、通院は小学校3年生まで、入院は中学校3年生までであるのに対し、本市では市独自の助成対象として、通院、入院ともに高校生等までに拡大して実施しております。以前は保護者が市役所の窓口で償還払いの手続きを行う必要がありましたが、令和5年8月から受給券の発行対象年齢を高校生等へ拡大したことにより、償還払いの手続きが不要となり、利便性が向上しております。事業の評価としましては、保護者の経済的負担の軽減が図られているものと考えております。

続きまして、親と子どもの絆プロジェクトの関係なんですけれども、親と子どもの絆プロジェクト事業は、保育所や認定こども園、幼稚園で、親子や世代間等の多様な交流機会を提供することにより、児童の豊かな心を育むことを目的とした旭市の独自事業で、平成28年度から実施しています。事業内容は、保育所等が実施する運動会や発表会、各種交流事業等の費用に対して1施設10万円を助成するものです。

事務事業に関する評価としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、保育所等において交流を図る事業の開催が制限されたことから、事業の参加人数が大きく落ち込んだこともあり、停滞していましたが、現在はコロナ禍前の水準に戻りつつあります。保育所等

において多種多様な行事の開催を促し、子どもたちの豊かな心を育むため、この事業を継続して実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 効果、成果が上がっている事業ですので、引き続き継続していただければと考えます。

それでは、4回目の質問になりますけれども、子宝育成プロジェクト事業の第3子以降、保育料の無償化、これがありますね。第3子以降などと言わずに、もう保育料無償化だよと、思い切った切り込みで旭市は保育所無料化ですなんていうのは相当難しいことでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 保育所等の保育料については、国の無償化制度により3歳以上児の保育料が現在無料となっております。3歳未満児は第2子が半額免除、第3子以降が無料となり、これ以外の保育料を保護者の方にご負担いただいております。これを完全無償化とした場合、今年度入所している児童で試算しますと、年間で約1億3,500万円の財政負担が生じることになります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 給食費の完全無償化よりも負担が少ないので、できるかもしれないですね、無理かもしれませんが。

引き続いて、ストップ少子化大作戦について再質問させていただきます。議長、よろしいでしょうか。

ストップ少子化大作戦9事業、企画政策課長、これも具体的にどのような見直しの仕方をしたのかということですね、9事業ありますので。こういったことが課題だと、見直した中で課題がありましたらお聞かせ願いたいと思います。お願いします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） ストップ少子化大作戦の9事業につきましては、全ての事業が順調、またはおおむね順調として推移しておりますが、これは毎年PDCAを行っていく中

で、例えば新たなイベントや講座の開催といった積極的な取り組みを進めてきた結果でもあります。本市が実施する様々な子育て支援事業と同様、このストップ少子化大作戦の9事業につきましても、さらなる事業効果の向上を図りながら、今後も人口減少対策に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 米本市長肝煎りのストップ少子化大作戦、これも絶対外すことができないと思うんです。ですので、さらに拡充とか拡大できるような事業がもしあったならば、それをどんどん推進していただければと個人的に思います。

あわせて、ストップ少子化大作戦に関する4番目、英語教育パワーアッププロジェクト、これにつきましても、先ほどALTの増置ですとか英検補助という答弁をいただきましたけれども、具体的に教育総務課長、少子化にストップがかかったのですか、この英語教育パワーアッププロジェクト。少子化の視点と英語教育推進の視点、この2点からどうだったのかお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 伊場議員、これは3番目の再々質問ですか、4番目の再質問ですか。

○5番（伊場哲也） 4番目で結構です。英語教育パワーアッププロジェクト。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） ストップ少子化大作戦からの観点としましての成果としましては、ALTの増員や英検3級受験料補助を2回としたことなどによりまして、本市の英語教育が充実しているとアピールできる環境整備が整ってきたものと考えております。ストップ少子化大作戦では、旭市が英語教育が充実しているねということで、少子化対策につながっていくということを想定しておりますので、そういった環境が整ってきたと言えると考えております。

英語教育推進という観点からは、ALTを増員したことで、小学校から中学校まで切れ目のない英語教育ができておりまして、授業だけでなく小学生の頃からALTと接する機会が増え、児童・生徒にとって外国人と気軽に話す、そういった異文化コミュニケーションに興味を持つ素地づくりにつながっているものと考えております。中学校区ごとに小・中学校で同じALTを配置することで、小学校から中学校への英語に対し戸惑いなく取り組めているというようなことも聞いております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 教育総務課長、では、実際に今の旭の生徒、中学生で結構ですよ、英語の学力ってどうなんですか。令和5年度全国学力・学習状況調査、児童・生徒一人ひとりの学力・学習状況に応じた学習指導の改善・充実に向けての中学校英語状況調査、公表されております。私も見ましたけれども、市教委としてはどのように分析されていますか、お伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 英語の全国学力・学習状況調査では、学習指導要領の領域である四つの領域、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことに対応した設問が用意されております。この本市の4領域の正答率を比較しますと、聞くこと、読むことが比較的高く、書くことが低いという結果となっております。文法事項や言語の働きなどを理解して正確に書くことについて課題があると分析しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） ここ最近の中学生の学力がどうだということでお尋ねしました。書くことに課題があると、これ課長、40年前から一緒なんです。毎年毎年、聞く、読む、話す、書く、書く力、最近はいわゆるタブレットですとかスマホでできますけれども、しかしながら、今この課題、課題に対してどういうふうにアプローチしていくかと、専門的な話になってしまいますけれども、かつて教育総務課長が、英検の補助だけではなくて、子どもたちの少子化対策の一環として英語教育パワーアッププロジェクトの推進、そういう中で英検の補助だけではなくて、英検対策のマニュアルを作成するとおっしゃっていますよ、ご記憶ありますか。あわせて、お話ありました英検3級の2回補助、そして1回の補助のときと2回の補助のときの効果はどうだったのか等々も精査・研究されたかと思えますけれども、2回導入後の成果・実態を精査して、さらなる拡充を検討していきたいと答弁されているんですね。それについて、まず英検対策のマニュアルの進捗状況、そして精査・検討はどのような状況なのかお聞かせ願えますか。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 英検対策マニュアルの作成などの支援につきましては、令和5年度から外国語教育アドバイザーを1名配置しまして、その方を講師として夏休みに英検3級受験者を対象とした特別講座を開催しており、今年度も実施する予定でございます。また、小学校外国語活動・外国語指導ハンドブックや授業動画を作成して指導力向上を図るとともに、英語指導における市内学校間の平等化に取り組んでおります。

英検3級受験料の補助を2回とした後の精査・検討のほうでございますが、生徒の英語学習への関心意欲が高まっていると捉えておりまして、引き続きそちらの改善について検討しながら、着実に英語教育を推進してまいりたいと考えております。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） これは提言というよりも紹介ですね。やはり外国語教育アドバイザーに聞いてくださいよ。これは茨城県境町の英語教育のコンセプトですよ。ご存じかと思います。「すべての子どもが英語を話せる町へ」「英語移住しませんか」、コンセプトそのものが違うんですね。すごいですよ、これ、全国でも。「すべての子どもが英語を話せるまちへ～スーパーグローバル事業の取り組み～」参考までに、それこそ精査・研究していただきたい、このように思います。

続きまして、5番目の学校再編でよろしいですか、再質問。

3校合併前の事前交流についてですけれども、ご答弁いただいた内容の中で現在の取り組みについてのご回答もいただきました。合同の修学旅行や小見川の宿泊体験ですか、これすばらしいですよ。ただ、お言葉の中に中和小と萬歳小という言葉しかございませんでした。古城は仲間外れ、それぞれ各学校の教育課程編成の中で、なかなか学校行事が一緒にはならないかもしれませんけれども、いずれもう令和9年度4月スタートというのは分かっているわけですから、できれば一緒に3校が合同でできるような学校行事、これを市教育委員会がある程度主導するような形で進めていったらいいのかなと、個人的に思っているんですね。

なぜかといいますと、先月の3校代表者会議により、今言いましたように、新小学校が古城小学校にてスタートするというのは代表者会議で決定事項ですので、引き戻れませんね。この新しくこれからできる小学校をみんなで応援するという意味合いから、これも既に3校の小・中学校の校長は、今週の火曜日、干潟中に集まって協議していますよね。どうことができるかということ。一昨日は旭市のLINE公式アカウントで校名を募集しますと公表されていますよね。ただ、私、傍聴させていただきましたけれども、校名については、私は投票する権利はないんですね。干潟地域の3小学校の児童、中学生並びに保護者並びに教

職員ということですので、残念だなと。したがって、萬歳の歳、中和の和、古城の城、旭市立歳和城小学校はあり得ないというふうに個人的に考えましたけれども、私も公募に応募できればありがたいなと思いましたけれども、代表者会議でそのように決定されたじゃないですか。ですから、そういう地域住民のことを尊重して、よりよい学校になれるようにバックアップをして、全員でしていければというふうに考えております。

スポーツ的交流は多かったですけども、文化的交流がちょっとないと感じたんですけども、その辺はいかがですか。今年度、校長先生方は、全員新任の校長先生ですね。そして技術科の先生、家庭科の先生、音楽の先生と、いわゆる技能系の校長先生方です。非常に学校経営に燃えて、今現在学校経営されておりますね。ですから市教育委員会としても、できる限りのバックアップ体制、これを講じていただければなど、そんなふうに思います。

そこで、決して難しいことではないんですよ。印西市立原山小学校、デジタル教育の日本を代表する推進小学校でもございます。この辺をやっぱり、先進地域を視察されて、新しい合併する新小学校、自然とデジタル教育のマッチングとか、新しい合併小学校でできることを考えていただいて、自然とプログラミング教育いいですよ、自然とイメージ教育、以前からも言っているんですけども、やってできない、教育長もおっしゃっていますけれども、無限の可能性があるので。田舎の生徒だからできないんじゃないですよ。中央病院云々、昨日ありましたけれども、とんでもないですよ、公立の中央小学校、旭二中、お医者さんになっている人もいますじゃないですかということです。ですから、田舎の児童・生徒からできないではなくて、田舎の児童・生徒だからこそできるというところに切り込んでいった、そういう教育プログラムの展開、教育目標の実践、これをしていただければと、そんなふうに思います。この点、いかがですか、教育総務課長。地域の実態と、これからの必要な教育のコラボ、例を挙げましたけれども、この点について教育長のお考え、あるいは教育総務課長のお考えをお伺いします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対して答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） まず、中和小、萬歳小の2校だけの交流に関しましては、お互いに児童の人数が少なくなってきたことがあって、合同の修学旅行が始まったというふうに聞いております。今後は、古城小も含めた3校でいろいろな様々な事前交流につきまして、これまで実施してきた取り組みを参考にしながら進めていっていただきたいと思いますと考えておりますが、内容につきましては、校長先生方が技能教科の専門家ということもありますので、そ

ういった教育プログラムのな、文化的な交流も含めて準備委員会で、校長先生はじめ教頭先生、教務の先生方が準備委員会の委員にもなられておりますので、そういった方々と実施に向けて検討・調整を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 多分準備委員会は今月6月24日スタートかなというふうに考えますけれども、4点、就学前児童の事前交流についての計画予定というのはできていますでしょうか。2点目、1年生、2年生、3年生、各学年合同でできる交流事業、交流行事の具体例の提示を現場の先生方にしていただくこと、できていますか。3点目、現在の4年生は、4、5、6卒業と同時に閉校を迎えるんですね。中和小、萬歳小、4年生児童への心のケア、配置、職員の配慮、この辺の工夫とか予定はできておりますか。4点目、先生方、夏季研修、大変意欲的でございます。夏季研修会を有効利用するような強力なバックアップ体制、この辺はできているのか、4点お伺いします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） まず、1点目の就学前児童の事前交流につきましては、今後検討していく準備委員会の中で検討していくこととなりますが、入学説明会や就学时健診、また運動会の未就学児レースなどでいろいろ工夫が想定されると考えております。この準備委員会の中で議論、検討していただきながら調整していく予定でございます。

2番目の1年生から3年生の事前交流につきましては、事前交流につきましては、他市の事例ですとリモートでの交流や合同学習、交流レクなどが見られます。そのような他市の例も参考にしながら、それぞれの学年に応じた効果的な交流ができるように、こちらについても準備委員会のほうで検討していただく予定でございます。

それと、3点目の現在の小学校4年生のお子さんにつきましては、卒業と同時に母校が閉校するということになって寂しい思いをする児童・生徒もいるかと思えます。統合に向けて、4年生から6年生も全て地域の一員として新しい学校をつくっていく一翼を担っていただきたいと考えております。名称の公募などにも、小学生向けに別の用紙で分かりやすく説明した学校名の公募のチラシも作って、応募していただくようにしております。小学校と中学校の交流なども含めて、児童・生徒の心のケアも含めて準備委員会等で検討していただきたいと考えております。

最後に、干潟地区の先生方が集まって夏の研修会を検討したという話は、先日されたという話は聞いております。干潟地区4校が主体となっている夏の研修会において、要望等ありましたら統合に向けて市教育委員会としても積極的に関わってバックアップしていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 夏の研修会をしたのではなくて、夏の研修会をどうする云々の話合いをしたということですから、そこをお間違えなく。

再編、大事なことで、今再編する説明だとか、いろいろな準備で大変かと思いますが、やはり教育の中身の充実ということも忘れてはいられないと思いますけれども、やはり一番大事なのは教育の中身じゃないですか。ちょうど今、再編で進めている最中ですから、今が大事なんですね。ですから、先取りしながら市教委としてバックアップ体制をしいていただきたいということです。

最後ですけれども、これも傍聴していて感じたことでもありますので、北中に関する方向性、（仮称）北統合中、小中一貫校の可能性、この辺についての洗い出し、研究ですかね、こんなふうに考えていますよというのを、これも早めにビジョンとしてまとめられたほうがよろしいのではないかと思います。いかがですか、教育総務課長。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） （仮称）北統合中学校につきましては、令和7年度に地域検討会議を立ち上げて、各中学校区ごとに地域の方々のご意見をいただく予定でございます。その後、意見をいただいて代表者会議などにつなげていく予定でございます。その中で様々な意見をいただきたいと考えております。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） ありがとうございました。立場上、大変だというのは傍聴させていただいて分かります。やはり地域住民の理解を得ながら、市教育委員会としてはこういうふうを考えているんだよ、こういうふうにすることが将来の旭市の教育のためになるんだよということを丁寧に説明して、十分ご理解いただければ、地域住民の人は、やむなくということも中にはあるかもしれませんが、協力をしてくれるのではないかと私は考えます。ですから、ぼんやりではなくて、こういうふうにしたいんですというときには、強く市の姿勢を示す、ご理解いただく、こういう努力も必要だというふうに思いました。

続きまして、（６）子ども・子育て支援事業計画の策定の進捗状況、これよろしゅうございますか、議長。

○議長（飯嶋正利） はい。

○５番（伊場哲也） ２回目の質問ですけれども、子育て支援課長、本計画を作成しなければならない原点ですけれども、法的根拠並びに第３期旭市総合戦略との整合性です。当然考えられていると思います。計画の位置づけ、お尋ねいたします。法的根拠並びに来年度から施行される第３期旭市総合戦略、整合性、計画の位置づけ、お願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 計画の法的根拠でございますが、この計画は、子ども・子育て支援法の第61条に基づいて計画を策定しております。

総合戦略との整合性ですけれども、もちろん総合戦略は市の上位計画でありますので、調整を取りながら策定をしております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也） 市独自の子育て支援政策、すごいのをいっぱいやっているんですね。ゼロ・１歳児への、乳幼児への紙おむつ給付事業、第２子、第３子、高校生まで子ども医療費の助成拡大、３歳児以上の幼児の主食費の助成等々ですね。昨年度の課長は、国や県の状況に注視し、旭市の子育て世帯にとって必要な支援策について研究してまいりたいとおっしゃってございました。研究した結果、また現在作成している中で次期計画に新たな支援策として取り入れようとしている事業は何かあるのかお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） すみません、次期計画に盛り込んでいく施策についてなんですけれども、先ほども申しましたとおり、今年度これから各課とのヒアリングを実施していく予定になっておりますので、その中で各課のほうと調整してまいりますので、具体的な対策、施策については、これから検討していくところです。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也） 現在の計画では、「子育てをみんなで支え合い、笑顔あふれるまち“あ

さひ”」、キャッチコピーですね。次期計画、今どのようなキャッチコピーが候補として挙げられているのか教えていただけますか。なければ結構です。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 今ご紹介いただいた基本理念は、第1期から引き継いだものとなっております。今現在キャッチコピーですか、そういったものは、まだどういったものになるかは予定されておられません。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） ありがとうございます。分かりました。今後、よりよい旭市の子育て支援につながるようなキャッチコピー、煮詰めていっていただければなど。変わらなければ変わらないで、なぜなのかなと、次回またお尋ねしたいというふうに考えております。

それでは、7番、子ども・子育て支援に関するアンケート、次期計画にどう生かすのか、これについて再質問をさせていただきます。

これ、素晴らしい報告でしたよね、課長。何が素晴らしいかと、3点です。家庭類型8タイプ別に分けて調査をされているということ。年齢区分別に調査されているということ。あわせて、地域別にアンケート結果をまとめられている。そこで感銘を受けました。

就学前児童の調査結果と、小学生の調査結果、ほとんど想定内どおりでした。子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい。安心して医療機関にかかれる体制を設備してほしい。親子が安心して集まれる児童館、身近な場、イベント機会、これを設けてほしい。せっかく取ったアンケートで、こういう子育て世帯から要望が届いております。これをいかいたしますか。今後話し合って決めていくと思いますけれども、なるべくリクエストにお応えしたいですね。今現在の課長の考えをお聞かせください。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） おっしゃるとおり、皆様のご要望がこういった形で表れていると思いますので、先ほども申しましたけれども、関係各課と協議をしながら、どのような施策を計画に盛り込んでいけるのかを十分検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也）　ここはやっぱり子育ての世帯の方々が要望している、期待しているところですので、できるだけ期待に応えてあげられるような施策を、積極的にお金をかけて推進していったらいいなと、そう思います。

アンケート、子育ての環境や支援への満足度どうですかといったら、結論、普通なんですよ、課長。すごいよ、高いよというふうには思っていないんです。普通、その基準が難しいですけども、でも小学生におかれては、低いよと、やや低いよと、こっちが高いよりも倍以上なんですね。この辺については、やっぱり小学生に対しての支援、これは強化していく必要があると思いますけれども、課長はどのようにお考えですか。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対して答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子）　この答えを選んだ理由をお尋ねしておりませんので、各家庭の様々な要因は分かりかねますけれども、小学生のほうが「低い」「やや低い」のほうが高かったということは、やはり小学校入学によって子育て環境が変化して、塾や習い事、または中学校進学費用の負担など、子育てに係る出費の増加が要因の一つになっていると推察されます。議員おっしゃるように、今後の計画策定の中で十分検討してまいります。

○議長（飯嶋正利）　伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也）　最後の質問、課長、子育ての環境や支援に関しての自由記述の意見も取りまとめていると思いますよね。今おっしゃったように、確かにお金なんですよ、やっぱり。経済的な支援をいただきたいと、小学校入学前の保育園、幼稚園、保健・医療、やっぱりけががあったら困る。成長を願っている親の願い。ところが、サービスとかサポート、でも最終的には経済的支援というのも大きく出ていますね。小学生になりますと圧倒的に22.5%、324件中73件、経済的支援、続いて保健・医療、最後にはサポート関係、ですので、経済的支援を強く強く望んでいるというのは、庁内会議のときに、皆さんご存じだとは思いますが。しかしながら、せっかくいただいた半分ぐらいのアンケートしか回収できませんでしたけれども、せっかくいただいた貴重な意見なんだということを最優先していただきたいなということで、子育て支援についての質問は終わりにさせていただきます。

続きまして、おひさまテラス、これも絶対潰すことできないですよ。これからなおさら、それこそみんなで活用していかなければいけない施設じゃないですか。使い倒してくれと言われました。私も実際ギター、ベース習いに行っているんですけども、なかなか使い倒すまでいかないですよ。

そういう中で、松木議員からでしたか、話出ていますけれども、2階のカフェレストラン、これ、市としてもてこ入れしていく必要はあるなど、私は個人的に思うんですけれども、企画政策課長、いかがですか。市がてこ入れしてやらないと、2階入ってすぐ右側の、閑散としていますよね。そこをお願いします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） カフェレストラン選定になりますけれども、こちらにつきましては、おひさまテラスを指定管理にいたしておりますので、あそこのレストランに入るところですけれども、そちらについても、基本はまず指定管理者のほうを選定することになります。その中でこちらのほうと一応協議をしながら進めていくこととなっております。以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 任せっ放しではないとは思いますが、そういう現状がある以上、市としてもどうなんですかと、おひさまテラス、当然情報のやり取りはしていると思います。私も、この敷地だけ店借りるとしたら幾らぐらい月かかるんだというようなアプローチもしていますけれども、どうもあの交流施設で、市で毎年1億4,000万円くらいのお金、税金を投じて、そしてにぎわいのまちづくりだということで造った施設ですので、これも潰さないように何か一工夫、二工夫あるのかな、必要なのかなと。名前も生涯活躍のまち・みらいあさひ、イオンタウン旭、みらいあさひ、旭市多世代交流施設おひさまテラス等々使われています。公式のリーフレット等を見てもですね。やっぱりこの辺はおひさまテラスというふうにして、おひさまテラスといえあそこなんだというふうにしていったほうがいいのかと、そんなふうに思いました。この辺はまとめて、また9月の議会につなげていきたいというふうに思います。

最後の一般質問、大きい3番目、旭市合併20周年を迎えることについての再質問、よろしゅうございますか、議長。

○議長（飯嶋正利） はい。

○5番（伊場哲也） それでは、総務課長、特に具体的な計画はないということでしたけれども、総務課長はご存じですよね。21世紀の杜、文化の杜、スポーツの森、21世紀の杜ってどこにあるんだと。「誰もが健やかにゆとりとやすらぎを感じながら多彩な交流が図られる場として ここに21世紀の杜を創造する タイムカプセル 20世紀の「あさひ」を記した絵や

写真及びメッセージを後世に伝えるため ここにタイムカプセルを埋設する 21世紀 第一四半世紀（2025年）に開封し 以後四半世紀（25年）ごとに埋設 開封を実施する 平成13年 1月21日 旭市」旭市代表、旭市長加瀬五郎、これどういたしますか。お考えをお聞かせください。知らんぷりはできないと思いますよ。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それでは、お答えいたします。

議員ご指摘のタイムカプセルにつきましては、21世紀記念イベントの一つとして、文化の杜公園ふれあい広場に埋設したものでございます。合併20周年とともに、この開封につきましては、令和7年度に実施する予定でございます。石板に刻まれております「21世紀の杜の創造」に市民が思いを寄せられるよう、タイムカプセルの開封式典の実施など、具体的な内容はこれから検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） いつ頃検討の結果が出るのでしょうかね。答弁は結構です。

この後、ちょうど予定の時間6分ありますので、これは一般質問というよりも、副市長、最後、副市長のご見解、お考え、感想で結構です。これは質問というよりも、私、大変僭越ですけれども、ご提言させていただきます。お聞きください。

チーム旭、オール旭、チーム市役所、ワンチームという意味ですよ。つまりチーム一丸となって進めようということではないのかなというふうに思っております。SMA Pの平成を代表するヒット曲「世界に一つだけの花」の歌詞にあるように、ナンバーワンではなくオンリーワンの時代、これはもう既にとっくに経過をしております。

さて、「旭市都市計画マスタープラン ひとが輝き 海とみどりがつくる健康都市“旭” 日本一住みよいまちを目指して」、この心意気は私も十分分かりました。しかしながら、それから来年は20周年をいよいよ迎えることになります。もともと特別なオンリーワンではなかったのかな、この旭市も。これを目指していくことが大事だというふうに思いますし、なりふり構わず、自助・共助・公助とありますけれども、自助、後で困らない自治体、自分の自治体は自分たちで発展させていくんだということを、生き残る賢い自治体、これをぜひ目指そうではありませんか。

具体的にはいろいろあるのですけれども、まず地域環境の保全・美化、これもとても大事

だと思いますけれども、時にはチーム市役所が一丸となって立ち止まって足元を見るということ、これ指摘されました。今朝も私確認したんですけれども、この市役所は使用し始めて3年目に入ったんですか、市長、副市長、玄関見てください。クモの巣がたまっていますよ。朝5時過ぎに起きて、私CCDプログラムに乗かってウォーキングしているんですけれども、伊場さん、見てみろ、一回も掃除してないぞと、今日これを言うために今朝確認してきました。支柱が12本あります。8本目、9本目、10本目、ちょうど表玄関の正面、上見てください。皆さんは職員通用門から、時にはチーム一丸となってやっぱり玄関を見る。すごいですよ、これは旭の顔だ、玄関こんなじゃ、みっともないぞなんて、朝から静かに会話させていただきました。

トイレ、都市整備課長、以前言いましたよね。いたずら書き、かなり痛烈な市政に対しての、今はないです。でも、時にはまた見て回ったほうがよろしいのかなというふうに思いました。

何のための作成なのかなと、市民生活課長、ユニバーサルデザインですね。見せる必要がありましょうか。これもやはり弱視の方、せっかく作られても弱視の方が見えづらいということもありましたので、ご確認願いたいと思います。

それから、市政要覧、すばらしい写真ですよ、秘書広報課長、絶対応援したくなりますよね、こういう子育て世帯。中身英文がありますよ。これ無意味です。ネイティブスピーカー一何人もいないじゃないですか。あれは何のために英語、私、市政要覧に示された英語全てAIで、コピペして、正しいかどうか、市議会に対しての英語表記、日本語違っていますよ。誰がどうやってチェックするんですか。まずいですよ、間違った内容を市政要覧でみんなに配っているわけでしょう。1冊275円ですか、これよく内容を吟味精査されたほうがいいと思います。

誠に申し訳ございません、苦言を呈しているような形で、でも、こういう世代を応援するのが旭市なんだよと、消滅してしまうそういう可能性ではなくて、危険性があるからこういった子育て世代をみんなで応援していきましょうよということを私は強く強く訴えて、今お話をさせていただいているんです。

本当にしつこいですが、境町へ行政視察行ってくださいよ。お金取られますけれども。旭市もありますけれども、このラッピングバス見たことある方いますか。東京都とか王子辺りへ行ったらばんばん走っていますよ。「英語移住しませんか？」のバスです。高速バス代金も補助していますよ。

今日も話題になりましたけれども、ふるさと納税、これ境町の広報のトップです。見やすいですね。おかげさまで48億円、7年連続茨城県1位、5年連続関東1位、全国17位、こういった、市が、皆様方がやっている、執行している結果、こうなんだよと。謙虚もいいですけれども、時に自信たっぷりあふれて市民にアピールする、これもとても必要だと思うんです。

時間来ましたので、最後これだけ言って終わりにします。あと言い足らなかったところは教育長とお話をさせていただきます。

サイレントマジョリティ、副市長から聞きました。これはニクソンがおっしゃった有名な言葉でもありますし、トーキョーウォーター・ドリンキング・ステーション、先ほど水って出しましたけれども、今朝ニュースでやっていましたよ。これ早くやったほうがいいと思いますよ。ＪＲ旭駅とおひさまテラスに設置したほうがいいと私は思います。

あとは財政調整基金90億円弱、これを市役所職員、終わります。市長がそういうことですから、言いはぐったところは教育長にお伝えしておきます。

大変申し訳ございませんでした。ありがとうございました。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の一般質問を終わります。

伊場哲也議員は自席へお戻りください。

以上で一般質問は全部終了いたしました。

○議長（飯嶋正利） これにて本日の会議を散会いたします。

なお、次回は25日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでした。

散会 午後 6時29分

令和6年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第5号）

令和6年6月25日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 常任委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 常任委員長請願報告
- 第 4 質疑、討論、採決
- 第 5 議員派遣の件
- 第 6 事務報告
- 第 7 閉 会

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 日程第 3 常任委員長請願報告
- 日程第 4 質疑、討論、採決
- 追加日程第1 発議案上程
- 追加日程第2 提案理由の説明
- 追加日程第3 質疑、討論、採決
- 日程第 5 議員派遣の件
- 日程第 6 事務報告
- 日程第 7 閉 会

出席議員（20名）

1 番 常世田 正 樹
3 番 菅 谷 道 晴
5 番 伊 場 哲 也
7 番 永 井 孝 佳

2 番 伊 藤 春 美
4 番 戸 村 ひとみ
6 番 崎 山 華 英
8 番 井 田 孝

9 番 島 田 恒
 11 番 遠 藤 保 明
 13 番 宮 内 保
 15 番 宮 澤 芳 雄
 17 番 向 後 悦 世
 19 番 木 内 欽 市

10 番 片 桐 文 夫
 12 番 林 晴 道
 14 番 飯 嶋 正 利
 16 番 伊 藤 房 代
 18 番 景 山 岩三郎
 20 番 松 木 源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長 米 本 弥一郎
 教 育 長 向 後 依 明
 行 政 改 革 推 進 課 長 椎 名 実
 企画政策課長 柴 栄 男
 税 務 課 長 榎 澤 茂
 環 境 課 長 高 根 浩 司
 健 康 づ くり 課 長 飯 島 正 寛
 子 育 て 支 援 課 長 八 馬 祥 子
 商工観光課長 大八木 利 武
 建 設 課 長 齊 藤 孝 一
 会 計 管 理 者 小 澤 隆
 上下水道課長 多 田 一 徳
 生涯学習課長 江波戸 政 和
 監 査 委 員 会 長 杉 本 芳 正

副 市 長 飯 島 茂
 秘書広報課長 寺 嶋 和 志
 総 務 課 長 山 崎 剛 成
 財 政 課 長 池 田 勝 紀
 市民生活課長 齋 藤 邦 博
 保険年金課長 高 野 久
 社会福祉課長 向 後 利 胤
 高 齢 者 福 祉 課 長 椎 名 隆
 農 水 産 課 長 伊 藤 弘 行
 都市整備課長 飯 島 和 則
 消 防 長 常世田 昌 也
 教育総務課長 向 後 稔
 スポーツ振興課長 金 杉 高 春
 農業委員会事務局長 戸 葉 正 和

事務局職員出席者

事 務 局 長 穴 澤 昭 和

事 務 局 次 長 黒 柳 雅 弘

開議 午前10時 0分

○議長（飯嶋正利） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（飯嶋正利） 議案第1号から議案第5号までと議案第8号から議案第12号までの10議案及び請願第1号、請願第2号の請願2件を一括議題といたします。

各常任委員会に付託していました議案等の審査結果は、配付のとおりであります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） 配付漏れないものと認めます。

◎日程第1 常任委員長報告

○議長（飯嶋正利） 日程第1、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、片桐文夫議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 片桐文夫 登壇）

○建設経済常任委員長（片桐文夫） おはようございます。

建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月18日午前10時より議会委員会室において、議案説明のため執行部より、副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしましたので、審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

去る6月11日の本会議において本委員会に付託されました議案は、議案第1号、令和6年

度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、議案第4号、旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号、専決処分の承認についての3議案であります。

まず、議案の審査結果から申し上げます。

当委員会に付託されました3議案については、別紙報告書のとおり、全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決、承認すべきものと決しました。

次に、議案第1号の主な質疑について要約して申し上げます。

車両購入費830万3,000円について、ホイールローダーの購入方法と車両のメンテナンス方法は、また今まで使用していた車両は下取りに出すことが可能なのかとの質疑では、車両の購入は一般競争入札で行う。メンテナンス方法は、業者委託による自主点検を年1回行っている。また、これまで使用した車両は下取りに出す予定との答弁がありました。

次に、議案第4号の主な質疑について申し上げます。

布設工事監督者を配置する工事の範囲は、また1人の布設工事監督者が複数の工事を監督することは可能なのかとの質疑では、基本的に発注した工事、全てに配置する。1人で複数の工事を担当することが可能との答弁がありました。

以上のとおりでありましたので報告いたします。

令和6年6月25日、建設経済常任委員長、片桐文夫。

○議長（飯嶋正利） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、島田恒議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 島田 恒 登壇）

○文教福祉常任委員長（島田 恒） おはようございます。

文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月11日の本会議において本委員会に付託されました、議案第1号、令和6年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、議案第2号、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、旭市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定についての3議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る6月19日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より、教育長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑について申し上げます。

物価高騰対応重点支援給付金給付事業の解体・撤去工事2万円の内容はとの質疑では、給付金の受付会場に仮設の電話機を設置しており、撤去する場合の工事費との答弁がありました。

次に、議案第2号の主な質疑について申し上げます。

旭市では、なぜ家庭的保育事業を実施していないのかとの質疑では、旭市では、待機児童は発生しておらず、今の体制で充足していると考えられる。また事業者等からの申出もないためとの答弁がありました。

次に、議案第3号の主な質疑について申し上げます。

基本的な改定の理由は、また旭市で水道技術管理者に指定されている方の人数と資格の有効期限はあるのか伺うとの質疑では、職員数の減少により技術者の確保が困難なこともあり、資格の緩和という部分で、経験年数等でなるべく多くの方に資格を取得してもらいたいとの意図がある。また水道技術管理者は上下水道課に2名在籍しており、資格の有効期限はないとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり、報告いたします。

令和6年6月25日、文教福祉常任委員長、島田恒。

○議長（飯嶋正利） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 景山岩三郎 登壇）

○総務常任委員長（景山岩三郎） おはようございます。

最終日、大変お疲れさまでございます。

それでは、総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月11日の本会議において本委員会に付託されました、議案第1号、令和6年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、議案第5号、財産の取得について、議案第8号、専決処分の承認について、議案第9号、専決処分の承認について、議案第10号、専決処分の承認について、議案第11号、専決処分の承認についての6議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る6月20日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より、副市長

ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑について申し上げます。

自転車乗車用ヘルメット購入費補助金について、915人分とした根拠は、また高齢者への周知方法はとの質疑では、千葉県の補助金要綱の規定では常住人口の1,000人未満切捨ての1.5%であるため、県に合わせて市も6万1,000人の1.5%で設定した。また、老人クラブや高齢者福祉課と協力し、周知について検討していくとの答弁がありました。

次に、議案第8号の主な質疑について申し上げます。

定額減税調整給付金給付事業の受付業務委託料2,418万5,000円について、委託先と委託内容はとの質疑では、委託先は受付業務や人材派遣等を請け負う会社で、東京都新宿区のキャリアリンク株式会社。委託内容は、調整給付金対象者への案内文書の封入作業や返送された書類の審査業務、給付金の振込口座の入力作業、来庁者への窓口対応、コールセンター業務等を予定しているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、6議案とも全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決、承認すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和6年6月25日、総務常任委員長、景山岩三郎。

○議長（飯嶋正利） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で、付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（飯嶋正利） 日程第2、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

これより、議案第1号から議案第5号までと議案第8号から議案第12号までの10議案について採決いたします。

採決は電子表決システムにより行います。

議案第1号、令和6年度旭市一般会計補正予算の議決について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、旭市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、財産の取得について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第 8 号、専決処分の承認について、原案のとおり承認するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、議案第 8 号は原案のとおり承認されました。

議案第 9 号、専決処分の承認について、原案のとおり承認することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、議案第 9 号は原案のとおり承認されました。

議案第 10 号、専決処分の承認について、原案のとおり承認するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、議案第 10 号は原案のとおり承認されました。

議案第 11 号、専決処分の承認について、原案のとおり承認するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、議案第 11 号は原案のとおり承認されました。

議案第 12 号、専決処分の承認について、原案のとおり承認するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、議案第 12 号は原案のとおり承認されました。

◎日程第 3 常任委員長請願報告

○議長(飯嶋正利) 日程第 3、常任委員長請願報告。

文教福祉常任委員会に付託いたしました請願審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

文教福祉常任委員会委員長、島田恒議員、ご登壇願います。

(文教福祉常任委員長 島田 恒 登壇)

○文教福祉常任委員長（島田 恒） 文教福祉常任委員会委員長の請願報告を申し上げます。

去る6月11日の本会議において本委員会に付託されました、請願第1号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願。請願第2号、「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願の請願2件について審査経過並びに結果を申し上げます。

去る6月19日付託議案の審査終了後、紹介議員より説明を受け、審査を行いました。

審査の中で、請願第1号については特に意見はなく、請願第2号について、請願内容としてはよいと思うが、教師不足の現状を解決するようなことも考慮してほしいとの意見等がありました。

別紙報告書のとおり、請願2件とも全員賛成で採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和6年6月25日、文教福祉常任委員長、島田恒。

○議長（飯嶋正利） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

以上で、付託請願に対する委員長の報告は終わりました。

◎日程第4 質疑、討論、採決

○議長（飯嶋正利） 日程第4、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありますか。

(発言する人なし)

○議長（飯嶋正利） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

これより請願第1号について採決いたします。

請願第1号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について、採択と決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、請願第1号は採択と決しました。

続いて、請願第2号について採決いたします。

請願第2号、「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、採択と決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、請願第2号は採択と決しました。

ここで10時40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時40分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、発議第2号、国における2025年度教育予算拡充に関する意見書の提出について、発議第3号、旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、発議第4号、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての4発議案であります。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（飯嶋正利） 配付漏れないものと認めます。

発議案に伴う追加日程について、議会運営委員会を開催していただきました。

その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、林晴道議員、ご登壇願います。

(議会運営委員長 林 晴道 登壇)

○議会運営委員長(林 晴道) ただいま議会運営委員会を開きまして、発議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容についてご報告申し上げます。

本日、提出されました発議案は、発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、発議第2号、国における2025年度教育予算拡充に関する意見書の提出について、発議第3号、旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、発議第4号、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての4発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

配付してあります令和6年旭市議会第2回定例会議事日程(その2)、本日6月25日火曜日、この後、追加日程第1、発議案上程、追加日程第2、提案理由の説明、追加日程第3、質疑、討論、採決。

以上で追加日程の協議についての報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(飯嶋正利) 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第1号から発議第4号までの4発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯嶋正利) ご異議なしと認めます。

よって、本発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 発議案上程

○議長(飯嶋正利) 追加日程第1、発議案上程。

発議第1号から発議第4号までの4発議案を一括上程いたします。

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長(飯嶋正利) 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第1号、発議第2号について、文教福祉常任委員会委員長、島田恒議員、ご登壇願います。

(文教福祉常任委員長 島田 恒 登壇)

○文教福祉常任委員長（島田 恒） それでは、発議第1号、発議第2号について、提案理由を申し上げます。

初めに、発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府の主導する三位一体の改革の中で、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止も検討された経緯がある。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

続いて、発議第2号、国における2025年度教育予算拡充に関する意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案についても、意見書を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

国における2025年度教育予算拡充に関する意見書。

教育は、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人ひとりを取りまく環境も変化し、

教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積している。また、各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生し、災害からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえない。

子どもたちの健全育成を目指し、充実した教育を実現させるためには、教育環境の整備を一層進める必要があり、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。

そこで、以下の項目を中心に、2025年度にむけての予算の充実をしていただきたい。

1. 災害からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること
2. 少人数学級や小学校高学年専科を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
3. 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
4. 現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算を更に拡充すること
5. 安心して学校生活を送れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等相談体制を充実させるとともに多様な学びの場の充実を図り、誰もが学ぶことができる機会を保障すること
6. 安全・安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備にむけ、バリアフリー化や、洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること
7. GIGAスクール構想の着実な推進と教育DXを加速化し、学校現場における校務の効率化や様々な課題に対応できる環境を整えること

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由といたします。

○議長（飯嶋正利） 続いて、発議第3号、発議第4号について、議会運営委員会委員長、林晴道議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 林 晴道 登壇）

○議会運営委員長（林 晴道） 発議第3号と発議第4号について、その提案理由を申し上げます。

初めに、発議第 3 号、旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由を申し上げます。

この規則の改正は、地方自治法の一部改正に伴い、全国市議会議長会から標準市議会会議規則の一部改正が提示されたことにより、所要の改正を行うものであります。

続いて、発議第 4 号、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

この条例の改正は、地方自治法の一部改正に伴い、全国市議会議長会から標準市議会委員会条例の一部改正が提示されたことにより、所要の改正を行うものであります。

以上、議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由といたします。

○議長（飯嶋正利） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第 3 質疑、討論、採決

○議長（飯嶋正利） 追加日程第 3、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第 1 号から発議第 4 号までの 4 発議案を議題といたします。

発議第 1 号から発議第 4 号までの 4 発議案について一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○議長（飯嶋正利） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論はありませんか。

（発言する人なし）

○議長（飯嶋正利） 討論なしと認めます。

これより発議第 1 号について採決いたします。

発議第 1 号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、発議第2号について採決いたします。

発議第2号、国における2025年度教育予算拡充に関する意見書の提出について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

続いて、発議第3号について採決いたします。

発議第3号、旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

続いて、発議第4号について採決いたします。

発議第4号、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議員派遣の件

○議長(飯嶋正利) 日程第5、議員派遣の件。

議員派遣の件を議題といたします。

地方公共団体の事務に関する調査等のため、地方自治法第100条第13項及び旭市議会会議規則第166条の規定により、配付した議員派遣一覧表のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯嶋正利) ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することに決しました。

◎日程第 6 事務報告

○議長（飯嶋正利） 日程第 6、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長 山崎剛成 登壇）

○総務課長（山崎剛成） それでは、篤志寄附を受納しておりますので、ご報告いたします。

報告書の 2 ページをお願いいたします。

一つ、金10万円をタレントスクエア株式会社様より、4月1日受納いたしました。

一つ、山林152平方メートルを大松康人様より、4月22日受納いたしました。

一つ、豚肉272キログラムを旭市養豚推進協議会様より、5月17日受納いたしました。

一つ、木製プランター 2 台及び木製ラック 4 台を千葉県森林組合北総事務所干潟支部様より、5月20日受納いたしました。

次のページになります。

一つ、スタイルシェード12台を株式会社 L I X I L H o u s i n g T e c h n o l o g y 営業本部 L H T 千葉支社様、株式会社カワカトーヨー住器様より、6月1日受納いたしました。

一つ、豚肉326.4キログラムを有限会社 P i g F e r t i l i z e 松ヶ谷様より、6月18日受納いたしました。

以上で、事務報告を終わります。

○議長（飯嶋正利） 事務報告は終わりました。

◎日程第 7 閉 会

○議長（飯嶋正利） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は終了いたしました。

これにて令和6年旭市議会第2回定例会を閉会いたします。
長期間にわたり大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時58分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 飯 嶋 正 利

副議長 遠 藤 保 明

議 員 永 井 孝 佳

議 員 井 田 孝